

御殿場市地域防災計画 (案)

- 1 共通対策編
- 2 地震対策編
- 3 風水害対策編
- 4 火山災害対策編
- 5 大火災対策編
- 6 大規模事故対策編
- 7 資 料 編

令和8年3月

御殿場市防災会議

＜本書の構成＞

1 共通対策編

第1章 総則	共通-	1
第2章 災害予防計画	共通-	10
第3章 災害応急対策計画	共通-	30
第4章 復旧・復興対策	共通-	91

2 地震対策編

第1章 総則	地震-	1
第2章 平常時対策	地震-	19
第3章 地震防災施設緊急整備計画	地震-	28
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	地震-	30
第5章 災害応急対策	地震-	35
第6章 復旧・復興対策	地震-	41
別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	地震-	51
第7章 津波対策	地震-	76
第8章 原子力災害対策	地震-	82

3 風水害対策編

第1章 総則	風水害-	1
第2章 災害予防計画	風水害-	2
第3章 災害応急対策計画	風水害-	11

4 火山災害対策編

富士山の火山防災計画

第1章 総則	火山-	1
第2章 災害予防計画(平常時対策)	火山-	9
第3章 災害応急対策計画	火山-	20
第4章 災害復旧計画	火山-	38

5 大火災対策編

I 大火災対策計画

第1章 総則	大火災-	2
第2章 火災予防計画	大火災-	4
第3章 災害応急対策計画	大火災-	7
第4章 災害復旧計画	大火災-	10

II 大爆発対策計画

第1章 総則	大火災-	11
第2章 災害予防計画	大火災-	13
第3章 災害応急対策計画	大火災-	16
第4章 災害復旧計画	大火災-	18

6 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画

第1章 総則	大事故-	2
第2章 災害予防計画	大事故-	4
第3章 災害応急対策計画	大事故-	6
第4章 災害復旧計画	大事故-	8

II 鉄道事故対策計画

第1章 総則	大事故-	9
第2章 災害予防計画	大事故-	10
第3章 災害応急対策計画	大事故-	12

III 航空機事故対策計画

第1章 総則	大事故-	15
第2章 災害予防計画	大事故-	16
第3章 災害応急対策計画	大事故-	17

7 資料編

1	組織	資料- 1
2	災害の危険度	資料- 42
3	気象情報等	資料- 50
4	情報の収集・伝達及び広報活動	資料- 58
5	防災関連施設・設備等	資料- 69
6	医療救護・衛生	資料- 86
7	災害救助法関連	資料- 89
8	交通・輸送	資料-112
9	災害時の各種計画・マニュアル等	資料-116
10	協定等	資料-117
11	災害時等における安否情報等の公表方針	資料-123

1 共通対策編

総	則	頁
第1章	総則	1
第1節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
1	市	1
2	静岡県	1
3	警察	2
4	自衛隊	2
5	指定地方行政機関	2
6	指定公共機関	4
7	指定地方公共機関	6
8	公共的団体	6
第2節	市の自然条件	7
1	位置及び境域	7
2	地形・地質	7
3	気象	7
第3節	市の社会条件	7
1	人口	7
2	交通	8
3	産業構造	8
4	DX	8
第4節	予想される災害と地域	8
1	風水害	8
2	地震	8
3	土石流・地すべり・がけ崩れ	8
4	火山噴火	8
5	火災	9
6	雪害	9
7	交通災害	9
8	複合災害・連続災害	9

発	災	前	頁
第2章	災害	予防計画	10
第1節	通信施設等整備改良計画		10
第2節	防災資機材整備計画		10
1	応急活動のための資材、機材の整備計画		10
第3節	道路鉄道等災害防止計画		11
第4節	防災知識の普及計画		11
1	普及方法		12
2	普及すべき内容		12
3	市の実施事項		12
4	防災関係機関		15
第5節	防災のための調査研究		15
1	実施方針		15
2	災害発生状況調査		15
第6節	住民の避難体制		15
1	避難地・避難路の周知啓発		15
2	避難地・避難路の安全性の向上		15
3	避難所の指定、整備		16
4	避難地、避難所等の施設管理		17
5	避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発		18
第7節	防災訓練		19
第8節	自主防災組織の育成		19
1	自主防災組織の概要		20
2	推進方法		20
3	研修会等の開催		20
4	市民の果たすべき役割		20
5	地域における自主防災組織の果たすべき役割		21
6	市の指導及び助成		22
7	自主防災組織と消防団との連携		22
第9節	事業所等の防災活動		23
第10節	地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進		23
第11節	ボランティア活動に関する計画		24
1	ボランティア活動の支援		24
第12節	要配慮者支援計画		24
第13節	救助・救急活動に関する計画		26
第14節	応急住宅		26
第15節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画		27

第16節	被災者生活再建支援に関する計画	28
第17節	市の業務継続に関する計画	28
第18節	複合災害対策及び連続災害対策	28
第19節	男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	29
第20節	災害に強いまちづくり	29

発				災	後	頁
第3章 災害応急対策計画						30
第1節 総則						30
1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係						30
2 市の行う措置						30
3 防災業務計画と市地域防災計画との関係						30
4 この計画を理解し実施するための留意事項						31
第2節 組織計画						32
1 災害対策組織						32
第3節 動員計画						32
1 動員の実施基準						32
2 実施方法						32
第4節 通信情報計画						34
1 実施事項						34
2 情報伝達手段及び通信系統						35
3 異常現象発見の通報						36
4 災害の被害等の情報の収集及び伝達						36
第5節 災害広報計画						36
1 広報実施方法等						37
2 防災関係機関						37
3 報道機関への情報発表						37
4 経費負担区分						37
5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法						37
第6節 災害救助法の適用計画						38
1 災害救助法の適用基準						38
2 被害世帯の算定基準						38
3 災害救助法の適用手続等						39
第7節 避難救出計画						39
1 避難誘導						39
2 被災者の救助						42
3 避難地への避難誘導・運営						43
4 避難所の開設・運営等						43
5 災害救助法に基づく市の実施事項						45
6 知事に対する応援要請						46
7 物資の備蓄、調達、供給関係						46
78 避難行動要支援者の支援						47
89 広域避難・広域一時滞在						47
第8節 愛玩動物救護計画						48
第9節 食料供給計画						49
1 実施主体と実施内容						49
2 災害救助法に基づく市の実施事項						50
3 交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置						50
第10節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画						51
1 実施主体と実施内容						51
2 災害救助法に基づく市の実施事項						51
第11節 給水計画						52
1 実施主体と実施内容						52
2 災害救助法に基づく市の実施事項						52
第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画						53
1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定						53
2 災害危険区域の指定						53
3 応急住宅の確保						53
4 災害救助法に基づく市の実施事項						54
5 要配慮者への配慮						55
6 住宅の応急復旧活動						55
7 非常災害時における特例						55
第13節 医療・助産計画						56
1 基本方針						56
2 医療救護本部、救護所及び救護病院						56
3 実施主体と実施内容						57
4 災害救助法に基づく市の実施事項						57
5 非常災害時における特例						57
第14節 防疫計画						58

1	市の実施事項及び要請事項	58
2	市民及び自主防災組織の実施事項	58
3	関係団体の実施事項	58
4	その他	58

発 災 後		頁
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	58
1	基本方針	58
2	し尿処理	59
3	廃棄物（生活系）処理	59
4	災害廃棄物処理	59
5	非常災害時における特例	60
第16節	遺体の搜索及び措置埋葬計画	60
1	基本方針	60
2	実施主体と実施内容	60
3	災害救助法に基づく実施事項	61
4	非常災害時における特例	61
第17節	障害物除去計画	62
1	災害救助法に基づく市の実施基準	62
2	災害救助法に基づく市の実施事項	62
3	知事に対する要請事項	62
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	62
第18節	社会秩序維持計画	63
第19節	輸送計画	63
1	市	63
2	防災関係機関の緊急輸送	65
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	65
第20節	交通応急対策計画	65
1	陸上交通の確保	65
第21節	応急教育計画	69
1	基本方針	69
2	計画の作成	69
3	災害救助法に基づく実施事項	70
4	市の実施事項	70
第22節	社会福祉計画	70
1	基本方針	70
2	市の実施事項	71
第23節	消防計画	72
1	消防活動	72
第24節	応援協力計画	73
1	要請の実施基準	73
2	実施方法	73
第25節	ボランティア活動支援計画	74
1	市の実施事項	74
第26節	自衛隊派遣要請計画	75
1	災害派遣要請の範囲	75
2	災害派遣要請	75
3	災害派遣部隊の受入れ体制	76
4	災害派遣部隊の撤収要請	76
5	経費の負担区分	76
第27節	相互応援協力計画	77
1	応援派遣要請の実施事項	77
2	災害相互応援	77
第28節	電力施設災害応急対策計画	78
1	応急措置の実施	78
2	県との連絡協議	78
第29節	ガス災害応急対策計画	78
1	非常体制組織の確立	78
2	応急対策	78
3	県、市等との連絡協議	79
4	事故の報告	79
第30節	下水道災害応急対策計画	79
第31節	突発的災害に係る応急対策計画	79
1	市の体制	79
第32節	市有施設及び設備等の対策計画	89
1	市防災行政無線	89
2	公共施設等	89
3	コンピューター	90

第4章	復旧・復興対策	91
第1節	災害復旧計画	91
第2節	激甚災害の指定	92
第3節	被災者の生活再建支援	92
1	災害弔慰金等の支給	92
2	被災者の援護	92
3	要配慮者の支援	93
第4節	風評被害の影響の軽減	93
1	正しい情報の提供	93
2	必要な検査等の実施	93
3	被害の拡大防止	93
4	関係機関との連携	93

1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、御殿場市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

御殿場市地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記 載 内 容
1 共 通 対 策 編	・各編(2～7編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地 震 対 策 編	・地震による災害対策 *津波、原子力事故等による災害対策を含む。
3 風 水 害 対 策 編	・風水害による災害対策
4 火 山 災 害 対 策 編	・富士山の火山活動による災害対策
5 大 火 災 対 策 編	・大火災（林野火災を含む）、大爆発による災害対策
6 大 規 模 事 故 対 策 編	・道路事故、鉄道事故、航空機事故による災害対策
7 資 料 編	・各編に付属する各種資料

第 1 節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

次ページ以降に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて御殿場市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 御殿場市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示 (8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 静岡県

処理すべき事務又は業務
(1) 静岡県防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示

- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救難、救助その他保護
- (10) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置
- (16) 市町及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整

3 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察 (御殿場警察署)	ア 災害時における住民の避難及び救助 イ 犯罪の予防、交通規制、被災地における社会秩序の維持

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

5 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
総務省中部管区行政評価局（静岡行政監視行政相談センター）	ア 被災者への生活支援情報の提供 イ 専用電話を備えた相談窓口の開設 ウ 特別行政相談所の開設
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局	ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 イ 事業場等の被災状況の把握 ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u> 農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。 <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (オ) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、災害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき</u>、道路啓開を実施する。 ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 海上の流出油災害に対する防除等の措置 (オ) 県及び市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付 <u>ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う</u> (カ) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保

国土地理院 中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。 エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。 オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。 カ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救済物資の配布 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項
日本放送協会	気象予警報、災害情報その他有効適切な災害広報

中日本高速道路株式会社	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 エ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 災害時における応急救護活動 オ 応急復旧用資材等の確保 カ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 キ 被災施設の調査及び復旧
<u>西日本電信電話株式会社</u> <u>NTT西日本株式会社</u> 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 イ 電気通信の特別取扱い ウ 気象警報の伝達（<u>西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社NTT西日本株式会社、NTT東日本株式会社</u>） エ 防災関係機関の重要通信の優先確保 オ 被害施設の早期復旧 カ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 シクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 イ 災害時の応急輸送対策
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 電力供給施設の防災対策 イ 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報 ウ 災害時における電力供給の確保 エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報 オ 被災施設の調査及び復旧
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

7 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
土地改良区	ア 土地改良施設の防災計画 イ 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 エ 消防機関が行う消火活動への協力
都市ガス会社	ア ガス供給施設の防災対策 イ 二次災害の発生防止のための緊急遮断 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限 エ 必要に応じて代替燃料の供給 オ 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県L Pガス協会	ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 イ 被災施設の調査及び復旧 ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報 エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社 (東部管理センター)	ア 管轄する道路の建設及び維持管理 イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 ウ 緊急輸送路確保のための応急復旧 エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	気象予警報、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施 イ 検案(公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。) ウ 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

8 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 駿東歯科医師会 静岡県北駿薬剤師会 一般社団法人静岡県助産師会	医療救護施設等における医療救護活動の実施

富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部	ア 被災農家に対する斡旋及び共済事業 イ 災害時における種苗、肥料の確保 ウ 被災農家世帯に対する営農指導
御殿場市商工会	ア 商工業者に対する災害融資に関すること イ 被災商工業者に対する経営指導
小田急電鉄株式会社	ア 鉄道防災施設の整備 イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査及び復旧
民間バス会社 富士急モビリティ(株) 箱根登山バス(株) 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東(株) JR東海バス(株) 京浜急行バス(株)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策

第2節 市の自然条件

1 位置及び境域

本市は、静岡県（以下「県」という。）東部に位置し、富士山と箱根の弓状の裾合に形成された高原のまちである。この地は分水界で、南の斜面は黄瀬川に沿い、北斜面は鮎沢川流域の一帯である。

・面積・人口等

令和7年3月現在

東 西	南 北	面 積	人 口	人口密度
約24km	約16km	194.90km ²	約8万3千人	約455人/km ²

・市役所の位置

東 経	138° 56' 06"	北 緯	35° 18' 31"

2 地形・地質

御殿場市は、西は富士山頂に達し、東は箱根外輪山の頂きに及び、北には丹沢山塊の西端があらわれる。南及び東には、古富士火山と前後して誕生した、愛鷹山と箱根外輪山が望まれる。東南に流れた溶岩は、愛鷹山と箱根の間を流れて三島に至っており、東側は泥流及び火山砂礫におおわれ、盆地状を呈している。富士山御殿場口登山道をほぼ分水界として、南は黄瀬川、北は鮎沢川の流域となっている。その鞍部は約450m、南は約270m、東は約350mの標高を有している。箱根外輪山は傾斜が強く、おおむね500m以下に集落及び農耕地が分布するが、西側の富士山麓は平均して3～7度の緩傾斜をなし、集落が約700mの高所にまで及んでいる。

3 気象

地形上気温は一般的に低く、50カ年（昭和51年～令和7年）の最高気温は令和7年8月2日の36.7度で、最低気温は昭和59年2月7日の－12.2度である。また、最多風向は南南西である。年間降雨量は、約2,800mmで県内では多い地域である。

第3節 市の社会条件

1 人口

人口の推移を令和2年の国勢調査の結果からみると、平成27年の調査に比べ人口はマイナス1,464人であったが、世帯数は1,919世帯増加している。

また、県人口に占める割合も順次増加し、昭和55年調査で初の2%に達し令和2年調査では、約2.4%を占めている。男女別人口構成は、自衛隊営内居住者を含むので男子人口が女子人口を上回った。

2 交通

現在市内には、3本の国道と10本の県道がある。昭和46年には国道246号バイパスが開通し、61年には国道138号バイパスが御殿場インターチェンジと連絡した。また、令和3年には、新東名高速道路の御殿場JCT～新御殿場IC間が開通した。

こうした道路網の整備により、交通量は8月の平日で246号は一日およそ23,000台、138号は21,000台の利用がある。

3 産業構造

産業別従業者数は、令和2年には、第一次産業は1,318人（構成比3.02%）、第二次産業は12,215人（28.02%）、第三次産業は30,065人（68.96%）となっている。

経年変化でみると、構成比に大きな変化は見られないが第二次産業従業者数が減少傾向にある。

第三次産業従業者数は、駒門工業団地の整備に伴い平成7年度以降は急増した。

4 DX

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な技術項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、津波を含むあらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 予想される災害と地域

1 風水害

市内の主要河川は、治水工事が進み大災害の危険は次第に少なくなり、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。しかし、災害は、あくまでも予期、予測されない事態によって起こるものであり、地域開発につれ新しい災害も予想される。

また、春から秋にかけてのゲリラ豪雨及び、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想されるので十分な警戒が必要である。

2 地震

市内に著しい被害を及ぼすと予想される地震には、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震がある。

静岡県の第4次地震被害想定の第一次報告では、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害等の想定を行った。

以下、本計画ではレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震等に伴う災害のことを「東海地震等」という。

東海地震等に関する情報の収集等、十分な警戒が必要である。

3 土石流・地すべり・がけ崩れ

現在本市では、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）が30箇所、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）が21箇所指定されている。

4 火山噴火

市には、富士山、そして隣接する地域に箱根山などの活火山があるため、その活動の推移には十分注意する必要がある。

富士山では、2000（平成12）年10月から2001（平成13）年5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

5 火災

火災は、冬季に北風が強く空気が乾燥するため、市街地の密集地等では大火災になる可能性があるので十分な警戒が必要である。

6 雪害

毎年数回の積雪がある。時として積雪が20cmを超える時があるので予報等に配慮し、除雪に対応できる体制づくりが必要である。

富士山では、降雪の深さが30cm以上又は、積雪が40cm以上あって、気温が15℃以上の場合なだれの危険が予想される。予報等十分に注意する必要がある。

7 交通災害

市内には、東名高速道路や新東名高速道路をはじめ国道138号、246号及び469号等の主要幹線道路があり、交通量が多くそれに伴う交通事故也多発の傾向にある。JR御殿場線と併せて十分な配慮が必要である。

8 複合災害 ・連続災害

過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震（M8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置に加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するとともに、国と連携し、地域防災力の向上に努めるものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における無線通信は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等速やかに処理するために重要な業務である。災害時にその機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時整備点検を行うと同時に、定期的な訓練等を通じた平常時から連携体制の構築などの防災対策の推進を図る。

区 分	内 容
防災行政無線	ア 固定系 災害時等の場合には、市民等への情報伝達、避難誘導等を防災行政無線を通じて行う。 ・親局1局、屋外子局26局、戸別受信機26,770台（令和7年12月末時点） イ 移動系 車載局で災害時における災害情報の収集、及び伝達等を行う。 ・基地局1局、移動局44局
地域防災無線	市の関係各課及び防災関係機関、生活関連施設に設置をし、正確な情報の発信や収集を行い、防災行政無線を補完する。平成23年度にデジタル化へ更新した。 ・基地局2、中継局1、移動局261
衛星携帯電話	・災害対策本部と支部との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。
県防災行政無線	・市と県との間で、災害時における情報の収集及び伝達等に関する通信業務を行う。 ・設置場所は、防災担当課及び消防本部通信指令課
アマチュア無線	・御殿場市アマチュア無線非常通信連絡協議会は、災害時における電話等の通信がふくそうした時、行政機関により細かな情報を提供するものとする。
防災関係機関等相互間の通信手段	・フレッシュボイスの導入によって、テレビ会議の開催による災害時における意思疎通や情報共有を推進する。 ・通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。
その他情報伝達手段	・市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 ・市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災資機材整備計画

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて防災資機材を整備し、その機能を十分発揮させ防災活動の円滑な実施を図る。

1 応急活動のための資材、機材の整備計画

消防団をはじめ応急対策活動に従事するものの装備のため、次に掲げる資機材の整備を図る。

また市は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
水 防 資 材	杭木、空俵、縄、鉄線、蛸木、掛矢、ショベル、つるはし、土のう袋
救 助 用 資 材	舟艇、担架、ヘルメット、毛布、投光機、拡声機、ロープ、船外機、ゴムボート、救命用胴衣、発電機
給 水 用 資 材	給水車、ろ水機、布製水槽
そ の 他	天幕、折タタミ式寝台、長ぐつ、雨具、簡易トイレ 等

第3節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図る。

区 分	内 容
道 路 交 通 の 災 害 予 防 計 画	道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、管轄する道路について次の業務を行う。 ア 安全設備等の整備 イ 防災体制の確立（情報連絡を含む。） ウ 異常気象時の通行規制区間の指定 エ 通行規制の実施及び解除 オ 通行規制の実施状況に関する広報
鉄 道 の 災 害 予 防 計 画	鉄道事業者は列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。 ア 安全施設等の整備 ・道路との立体交差化等、安全施設の整備を図る。 ・路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。 イ 防災体制の確立 ・動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。 ウ 異常気象時における運転の停止等 ・豪雨、積雪等の異常気象時においては、列車の運転の中止等を行う。 エ 運行規制の実施状況に関する広報

第4節 防災知識の普及計画

- 地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応を啓発指導し、個々の防災力向上を図る。
- 災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実に努める。
市	・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災知識の普及及び防災対策を推進する。 ・家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。 ・専門家（風水害にあっては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	災害の種類、原因等についての科学的知識並びに災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育及び社会教育の全体を通じて、防災教育の徹底を図る。
職員及び関係者に対する普及	防災関係機関における災害対策関係職員の防災体制、適正な判断力等をあらゆる機会を利用してその徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
印刷物等による普及	市民等に対し、その時期に応じて広報ごてんば等の広報媒体を通じ、又、印刷物等を作成・配布し防災知識の高揚を図る。
映画、スライド、講演会等による普及	防災関係者並びに市民等に対し、映画、スライド、講演会、防災出前講座などを適宜開催しその普及を図る。
市ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	市民等に対し、市ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。

普及事項	(1) 防災気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害危険箇所に関する知識 (6) 災害時の心得 ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (7) 要配慮者及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮

3 市の実施事項

(1) 市職員等に対する教育

- 職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加するとともに、当該活動を指導するための教育を行う。
- 市職員として、行政をすすめる中で、積極的に地震等の防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。
- 教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教育 事 項	ア 地震・風水害等の防災に関する基礎知識
	イ 東海地震等の災害発生に関する知識
	ウ 第4次地震被害想定の内容
	エ 「御殿場市地域防災計画」の内容と市が実施している地震等の防災対策
	オ 地震等が発生した場合及び地震が予知された場合、具体的にとるべき行動に関する知識
	カ 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
	キ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらに基づきとられる措置
	ク 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらに基づきとられる措置
	ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
	コ 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
	サ 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

- オ～キについては、年度当初に各課・事務所等において、所属職員に対し、十分に周知する。
- 各部及び班等は、所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。
- 市教育委員会は「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」によって、それぞれ職員に対して教育を行う。

（２） 生徒等に対する教育

- 市教育委員会は、公立学校及び幼稚園（以下「学校等」という。）に対し、児童・生徒（以下「生徒等」という。）に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。
- 住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の災害の教訓等において継続的な防災教育に努めるものとする。
- 市は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導する。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、防災ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組を活用して、ボランティア活動への参加を促進する。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に応急救護の実践的技能の修得の徹底を図る。

（３） 市民に対する防災思想の普及

- 市は、市民自らが生命、身体及び財産を守り、あわせて地域の地震等の災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。この場合、地域の特性等による地震等災害の態様等を十分に考慮して実情にあったものとする。
- 市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。
- この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」、11月を「地震防災強化月間」と定め、それぞれ、津波避難対策、突然地震が発生した場合の対応及び家庭内対策を中心に啓発活動を重点的に実施する。
- この場合、自主防災組織及び専門的知識を持つふじのくに防災士等の積極的な活用を図る。また、市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

- 市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分	内 容				
一般的な啓発	ア 東海地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の意義と、これらの情報発表時の行動指針等の基本的知識 カ 南海トラフ地震に関連する情報の意義と、これらの情報発表時に取るべき行動等の基本的知識 キ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 ク 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ケ 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 コ 津波・山・かけ崩れ危険予想地域等に関する知識 サ 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 シ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の準備 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 ソ 避難生活に関する知識 タ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点並びに家庭動物の飼養の有無によるニーズの違いへの配慮 チ 安否情報の確認のためのシステム ツ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 テ 地域コミュニティ、文化財愛護団体等との連携による文化財保護活動の重要性 ト 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、「暴力は許されない」意識の普及・徹底				
手段・方法	・パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により普及を図る。 ・特に突然発生した地震に対する市民の行動指針について周知徹底を図る。				
社会教育を通じた啓発	・市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。 <table border="1"> <tr> <td>啓発内容</td><td> ・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。 </td></tr> <tr> <td>手段・方法</td><td> ・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。 </td></tr> </table>	啓発内容	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。	手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。
啓発内容	・市民に対する一般的な啓発に準ずる。 ・その他、各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。				
手段・方法	・各種学級、講座、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。				
各種団体を通じた啓発	・市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 ・これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ・市は、県とともに、国（総務省）と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。				
防災上重要な施設管理者に対する教育	市は、危険物を取り扱う施設や大規模小売店舗、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言発令時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。				

相談窓口等	市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に積極的に応ずる	
	総合的な事項	危機管理課
	建物等に関する事項	建築住宅課

4 防災関係機関

- 東海旅客鉄道株式会社（静岡支社御殿場駅）、[西日本電信電話株式会社NTT西日本株式会社](#)（沼津支店）、中日本高速道路株式会社（東京支社御殿場保全・サービスセンター）、東京電力株式会社（静岡総支社）、都市ガス会社（御殿場瓦斯株式会社）等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務又は業務に関する地震防災応急対策、災害応急対策、利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第5節 防災のための調査研究

1 実施方針

市は、御殿場市における災害発生の態様から、自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

調査研究内容	
(1)	本市の地形、地質的素因が自然的災害の発生に当たって、どのような反応を示すか調査・検討する。
(2)	古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているかを調査・検討する。
(3)	災害史の検討により、 多 種災害発生のメカニズムを理解する。
(4)	要防災地域を対象に具体的な調査を実施する。
(5)	要防災地域の防災パトロールの実施 危険性があると判断される地域箇所については防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 災害発生状況調査

区分	内 容
地震	過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層型の地震）、応急対策実施状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
風水害	過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。
火山	過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。
大震災	火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第6節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（以下「避難地」という。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ①避難地標識等による住民への周知
- ②周辺の緑化の促進
- ③複数の進入口の確保

(2) 避難路

- ①沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ②落下・倒壊物対策の推進
- ③誘導標識、誘導灯の設置
- ④段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、行政区単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ河川の氾濫による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難場所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、避難所の施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮して施設、設備の整備に努める。また、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、特に、トイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市は県と連携してこれらの環境改善に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は県とともに、感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。

- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の保健衛生に関する物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

- ⑥ 市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。
- ⑦ 市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
- ⑧ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(2) 2次的避難所の整備

① 福祉避難所

- 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、すべての要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N

PO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所を管理するための責任者の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動（安全確保措置）の周知・啓発

- ・市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から市民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。
- ・避難情報が発令された場合の避難行動としては、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立ち退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。
- ・市民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・市は、県とともに、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を、河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、市民の早期避難意識の醸成を図る。
- ・市の防災担当部局は県と連携し、新型インフルエンザ等感染症（※）等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等の被災に備えて平常時から必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。

これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。

第7節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立、市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市は他の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予めあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容												
総合防災訓練の実施	・災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。 ・特に「災害対策基本法」の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況にかんがみ、他の地方公共団体や防災関係機関並びに水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、総合防災訓練を実施する。 <table><tr><td>(1) 水防</td><td>(2) 消火</td><td>(3) 交通規制</td><td>(4) 道路啓開</td></tr><tr><td>(5) 救出・救護</td><td>(6) 避難・誘導</td><td>(7) 通信情報連絡</td><td>(8) 救助物資輸送</td></tr><tr><td>(9) 避難所運営</td><td>(10) 給水・炊出し</td><td>(11) 応急復旧</td><td>(12) 遺体措置</td></tr></table> ・総合防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。	(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開	(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送	(9) 避難所運営	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置
(1) 水防	(2) 消火	(3) 交通規制	(4) 道路啓開										
(5) 救出・救護	(6) 避難・誘導	(7) 通信情報連絡	(8) 救助物資輸送										
(9) 避難所運営	(10) 給水・炊出し	(11) 応急復旧	(12) 遺体措置										
救助・救急関係機関の連携	市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。												
災害対策本部・支部要員訓練の実施	災害対策本部及び支部において応急対策活動に従事する災害対策本部要員及び支部要員に対し、実践に即した訓練を行う。												
非常通信訓練	災害時において、市から県災害対策本部及び方面本部並びに関係官公署に対する災害通報及び情報発信が迅速正確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。												
防災訓練のための交通の禁止又は制限	・県公安委員会警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限道路交通法に基づく交通規制を実施することができる。 ・<u>その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置することとなっている。</u>												
防災訓練実施後の評価等	防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。												

第8節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。

また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場や自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	行政区単位に組織し、防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、市は県とともに、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。
編 成	本部組織として、情報連絡班、消火班、救出・救助班、避難誘導班、給食給水班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、市民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。
活動内容	平常時 防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画、世帯台帳（防災用で避難行動要支援者を含む。）など各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時 地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ・運営、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

- 市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導する。
- 防災資機材等に関しては、市の自主防災事業の補助金等を活用して整備を図るよう推進する。
- 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。

3 研修会等の開催

- 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

- 地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。
- 市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲をもち、平常時から発災後にいたるまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある

区 分	内 容
平常時からの実施事項	ア 防災気象に関する知識の吸収 イ 地震防災等に関する知識の吸収 ウ 地域の危険度の理解 エ 家庭における防災の話し合い オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 カ 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火等火災予防措置の実施 キ 家屋の補強等 ク 家具その他落下倒壊危険物の対策 ケ 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 コ 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄（食料・飲料水については最低7日分） サ 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 シ 自動車のこまめな満タン給油 ス 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え セ 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 ソ 動物の飼い主については、ペットフード等、飼養に要する物資備蓄（少なくとも5日分）

南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。 ア 正確な情報の把握 イ 火災予防措置 ウ 非常持出品の準備 エ 適切な避難及び避難生活 オ 自動車の運転の自粛
災害発生後の実施事項	ア 出火防止及び初期消火 イ 地域における相互扶助による被災者の救出活動 ウ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護 エ 自力による生活手段の確保

5 地域における自主防災組織の果たすべき役割

- 地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。
- 自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動をするものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	・正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 ・主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。
「防災委員」の自主防災組織内での活動	防災リーダーは住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は、組織の長の相談役、補佐役として『自主防災地図の作成』以下の諸活動の企画、実施に参画するものとする。
自主防災地図の作成	自主防災組織は、地域に内在する危険や、災害時に必要となる施設等を表す地図を作成して掲示し、あるいは各戸に配布することにより的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、一人ひとりの防災対応行動の的確化を図る。
自主防災組織の防災計画書の作成	地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
自主防災組織の台帳の作成	・自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。 ・避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳）の整備に当たっては、民生委員・児童委員や身体障害者相談員、福祉関係団体等との連携に努める。 - ア 世帯台帳（基礎となる個票） - イ 避難行動要支援者台帳（要配慮者に関する台帳） - ウ 人材台帳 - エ 自主防災組織台帳
防災点検の日の設置	家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
避難所の運営体制の整備	当市の「避難所運営マニュアル」や県の「避難生活の手引き」、「避難所運営マニュアル」等を参考に、市及び避難所の施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。
防災訓練の実施	・総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 ・この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 ・また、災害時要援護者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。 - ア 情報の収集及び伝達の訓練 - イ 出火防止及び初期消火の訓練 - ウ 避難訓練 - エ 救出及び救護の訓練 - オ 炊き出し訓練 - カ 避難所開設・運営訓練
地域内の他組織との連携	地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容									
自主防災組織づくりの推進	市は、自主防災組織と防災関係団体等による協働を促進し、地域防災力の強化と底上げに努める。									
防災委員制度	・市は、自主防災組織及び住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災リーダーを委嘱する。 ・防災委員の任期は、3年以上とする。									
地域防災指導員制度	・市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員制度の導入に努めるものとする。 ・地域防災指導員の育成及び能力向上を図ることを目的に、市は県と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行う。 ・地域防災指導員は、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図るため、次の各号に掲げる活動を行う。 ア 同一生活圏における複数の自主防災組織の連携強化と防災情報の共有化 イ 個別指導等によるきめ細かな自主防災活動の指導 ウ 市又は県の施策の広報や推進、普及協力 エ 市又は県に対する防災モニターとしての地域防災情報の収集、伝達 オ 連合自主防災組織会長等の補佐、支援									
自主防災に関する意識の高揚	市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 <table><tr><th>研 修 名</th><th>対 象 者</th><th>目 的</th></tr><tr><td>自主防災組織中核的リーダー研修</td><td>市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)</td><td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td></tr><tr><td>防災委員研修</td><td>防災委員</td><td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td></tr></table>	研 修 名	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研 修 名	対 象 者	目 的								
自主防災組織中核的リーダー研修	市長の推薦による自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。								
防災委員研修	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。								
組織活動の促進	市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。									
自主防災組織への助成	自主防災組織の活動に必要な防災用資機材及び倉庫の整備を促進するため、市は必要な助成を行う。									
コミュニティ防災センターの活用	市は、地域コミュニティ施設等を自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。 ア 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。 ウ 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。									
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	市は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。									

7 自主防災組織と消防団との連携

- 消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。
- 消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第9節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- ア 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出など地域の一員として防災活動に参加すること。
- イ 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- ウ 発災後数日間は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- エ 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所等は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- オ 豪雨や暴風などで屋外活動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
平常時からの 防災活動の概要	- ア 防災訓練 - イ 従業員等の防災教育 - ウ 情報の収集、伝達体制の確立 - エ 火災その他災害予防対策 - オ 避難対策の確立 - カ 救出及び応急救護等 - キ 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 - ク 施設及び設備の耐震性の確保 - ケ 予想被害からの復旧計画策定 - コ 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	・市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 ・市は、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 ・市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
業務継続計画（BCP）の取組	事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第10節 地域住民及び事業所による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第11節 ボランティア活動に関する計画

市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、御殿場市社会福祉協議会及び御殿場市ボランティア連絡協議会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その環境整備を図るものとする。

1 ボランティア活動の支援

- 市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。
- 市は、御殿場市社会福祉協議会、御殿場市ボランティア協会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。
- 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。
- 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市域において活動を行う災害中間支援組織との連携強化に努めるものとする。
- 御殿場市災害ボランティア本部は、御殿場市市民交流センター「ふじざくら」に設置する。
- 市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

第12節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容						
災害時要配慮者支援体制	・市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。 ・地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援に当たるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。 <table border="1" data-bbox="435 1406 1426 1565"> <tr> <td>行政機関</td><td>警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等</td></tr> <tr> <td>地域組織</td><td>自主防災会</td></tr> <tr> <td>福祉関係、福祉関係団体</td><td>民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td></tr> </table>	行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等	地域組織	自主防災会	福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
行政機関	警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等						
地域組織	自主防災会						
福祉関係、福祉関係団体	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等						
避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等	・市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難な者高齢者及び障害のある人等であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。 ・市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。 ・市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 ・市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得ることにより、または、当市の条例の定めにより、名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。						

		・上記により名簿情報の提供を受けた者その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生じる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求めることその他の必要な措置を講じるものとする。 ・市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 ・市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点から、県等多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 ・市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 ・市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 ・市は、個別避難計画に係る取組に関して、県から事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じ支援を受けるよう努めるものとする。
避難行動要支援者名簿	掲載する者の範囲	・生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者 - ア 介護認定において要介護3以上の判定を受けている者 - イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障害程度等級表の1級～4級に該当する者 - ウ 療育手帳の交付を受けている者 - エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 - オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者 - カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病患者 - キ 前各号に準ずる状態にある者
	名簿の作成及び提供	・市は上記の掲載する者について、民生委員児童委員、身体障害者相談員及び福祉関係団体と協力して、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先等を記したリストを作成する。 ・名簿作成にあたり、本人に個人情報提供の同意を確認し、同意を得られた者の名簿は避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。 同意が得られない者については災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。 ・名簿の提供を受けた者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
	更新に関する事項	・避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。
	情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	・避難支援等関係者は、情報漏えいを防止するため次の措置を講ずる。 - ア 避難行動要支援者に関する情報を無用に共有、利用しないこと - イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを認識すること - ウ 受け取った名簿を施錠可能な場所へ保管すること - エ 受け取った名簿を必要以上に複製しないこと - オ 名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定すること ・市は、名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な管理を図るよう適切な措置を講ずる。 - ア 避難行動要支援者名簿には秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援関係者に限り提供すること - イ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること - ウ 名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修を開催すること

要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮	- 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、次の事項に配慮する。 - ア 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、ひとり一人に的確に伝わるようにすること - イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること - ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと
避難支援等関係者の安全確保	- 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、<u>あり</u>方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。 - その際、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。
防災訓練	市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
避難支援等関係者等の安全確保	市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者等の安全確保に十分配慮する。
観光客の安全確保	市は、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を促進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。

第13節 救助・救急活動に関する計画

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

市は県とともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第14節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分			内 容
応急住宅	応急仮設住宅	建設型 応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
		賃貸型 応急住宅	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅		
災害廃棄物処理			・市は県とともに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。 ・市は、県及び国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。 ・市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、<u>適正かつ円滑かつ</u>・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の<u>あり</u>方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。 ・<u>市は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u>

第15節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

区 分	内 容
市	- 静岡県石油商業組合御殿場支部及び静岡県プロパンガス協会東部支部御殿場地区会と締結した「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、定期的に供給可能な物資の数量を確認するなど、平時より情報共有等に努めるものとする。 - 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定に努めるものとする。 - 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 - 防災機能を有する道の駅が開設された場合は、広域的な防災拠点~~も若~~しくは地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。 <u>市は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u>
重要施設の管理者	- 市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の安全な位置に代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平~~常~~時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。 - 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 - 市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。 市、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。
ライフライン事業者	- 災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 - ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 - 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 - 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 <u>水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>

第16節 被災者生活再建支援に関する計画

区 分	内 容
人材育成	市は、県が行う住家被害の調査の担当者のための研修を受講するなど、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。
実施体制の整備	・NPOなど民間のコーディネートを行う災害中間支援組織等との情報共有や課題の解決策の相談・検討を行う「被災者支援連絡会」を設置し、平時から官民の関係者が連携する研修会等を企画、実施する。 ・市は、災害時に~~ウ~~罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や~~ウ~~罹災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、~~ウ~~罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 - ア 住家被害の調査及び~~ウ~~罹災証明書交付の訓練 - イ <u>他の地方公共団体や、土地家屋調査士や不動産鑑定士等の士業団体その他の民間団体との</u> 応援協定の締結 - ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	・市は、<u>住家被害の調査及び罹災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u>

第17節 市の業務継続に関する計画

区 分	内 容	
業務継続体制の確保	・市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 ・実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	
業務継続計画等において定めておく事項	・市は、内閣府（防災担当）作成「市町村のための業務継続計画作成ガイド」「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。<table><tr><td> ・市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・非常時優先業務の整理 </td></tr></table>	・市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・非常時優先業務の整理
・市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ・本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ・電気・水・食料等の確保 ・災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 ・重要な行政データのバックアップ ・非常時優先業務の整理		

第18節 複合災害対策及び連続災害対策

- 県、市及び防災関係機関は、地震、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化複合化することにより被害が深刻化し災害応急対策が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 県、市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応にあたる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足を生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。
- 県、市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練に努める。

第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

- 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが開設された場合は、地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第20節 災害に強いまちづくり

- 市は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

- 市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 市は県とともに、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- 市は県とともに、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。
- 市は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防御し又は応急措置等、災害の拡大を防止するために、市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

市 が 実 施 す る 措 置
(1) 基本法第5条（市町村の責務） (2) 基本法第62条（市町村の応急措置） (3) 基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求） (4) 基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等） 第68条の2（災害派遣の要請の要求等） (5) 基本法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

- 法第42条（市町村地域防災計画）では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。
- 市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって、留意する事項について定める。

2 市の行う措置

- 法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市 の 行 う 措 置
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急対策に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通規制その他社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 河川法に基づく洪水防御に関する事項 (10) 道路法第68条に基づく措置に関する事項 (11) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項 (12) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項

○上記(12)として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次被害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・国・電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 防災業務計画と市地域防災計画との関係

- 市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	- 法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 - この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 - 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、<u>災害</u>廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 - ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市やライフライン事業者等は、県及び関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
市の配慮すべき事項	(1)要請について - 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 - 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 (2)関係者への連絡周知について - 市長は県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	この計画に基づき応援を受ける場合の指揮系統は、法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 ア 機関名、イ 所属部課名、ウ 氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。
標示等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市町村長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市町村地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経費負担	- 災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 - 県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村<u>も若</u>しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。
<u>活動体制</u>	<u>災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。</u>

第2節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

組 織 名 等	概 要
御殿場市 防災会議	・編制は、編成表〈資料編（１－１－３）〉の定めるところによる。 ・運営は、「御殿場市防災会議条例」（昭和37年御殿場市条例第26号）（資料編（１－１－１））及び「御殿場市防災会議運営要領」（資料編（１－１－２））の定めるところによる。
御 殿 場 市 災害対策本部	・編制は、「御殿場市災害対策編成図」（資料編（１－３－３））の定めるところによる。 ・設置基準は、「災害時の配備体制とその基準」（資料編１－４）のとおり。 ・運営は、「御殿場市災害対策本部条例」（昭和37年条例第27号）（資料編（１－３－１））の定めるところによる。
御殿場市水防協議会	水防協議会の組織に関し必要な事項は御殿場市水防計画書（第１４章第４節）の定めるところによる。
御殿場市水防本部	水防本部体制は、「御殿場市水防計画書」（第２章）のとおりとし、御殿場市災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。
そ の 他	・標識は、本部活動を円滑に進めるため、別図のとおり標識を定めるものとする。 ・本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとし、法第83条第２項（強制命令の執行に伴う立入検査時の身分証票）による身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

第3節 動員・受援計画

この計画は、市長が動員を命令し、又は応援を要請する場合の対象者及び実施時期、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容
動 員 の 時 期	市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところにより実施する。
動 員 対 象 者	ア 市職員（広域行政組合職員を含む。） イ 消防団員
応援動員対象者	ア 県職員 イ 警察官 ウ 自衛官 エ 医師、歯科医師又は薬剤師 オ 保健師、助産師又は看護師 カ 土木技術者又は建築技術者 キ 大工、左官又はとび職 ク 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

2 実施方法

区 分	内 容						
市 職 員 の 動 員	動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を準備する各部課の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策を執るよう配慮するものとする。 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。						
消 防 団 の 動 員	・応援動員要請は原則として、消防団長に対して下記事項により行う。 <table border="1"> <tr> <td>ア 動員をする分団名、動員規模</td><td>エ 装具等</td></tr> <tr> <td>イ 期間</td><td>オ 集合時間及び集合場所</td></tr> <tr> <td>ウ 作業内容及び作業場所</td><td>カ その他必要と認める事項</td></tr> </table>	ア 動員をする分団名、動員規模	エ 装具等	イ 期間	オ 集合時間及び集合場所	ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項
ア 動員をする分団名、動員規模	エ 装具等						
イ 期間	オ 集合時間及び集合場所						
ウ 作業内容及び作業場所	カ その他必要と認める事項						
警察官の応援動員要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、御殿場警察署長に対し出動を要請する。						
自衛隊の派遣要請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は〈第26節 自衛隊派遣要請計画〉の定めるところによるものとする。						

医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は＜第13節 医療・助産計画＞の定めるところによるものとする。	
土木業者、建設業者及び技術者等の応援動員要請（従事命令を含む）	・動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、別表（資料編（4－8－1））による業者を中心として当該応援動員対象業者又は個人に直接若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。	
市	知事等に対する応援要請等	・市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 - ア 応援を必要とする理由 - イ 応援を必要とする人員、資機材等 - ウ 応援を必要とする場所 - エ 応援を必要とする期間 - オ その他応援に関し必要な事項 ・市は、<u>応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をしよう求めるものとする。</u> ・市は、<u>上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</u>
	他の市町長に対する応援要請	・市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 ・「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
関係機関等への協力要請	(1)災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定行政機関、指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣を要請することができる。 - ア 派遣を要請する理由 - イ 派遣を要請する職員の職種別人員数 - ウ 派遣を必要とする期間 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 - オ その他職員の派遣について必要な事項 (2)法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 - ア 派遣のあつせんを求める理由 - イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 - ウ 派遣を必要とする期間 - エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 - オ その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項	
受入体制の確立	・市は、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制を確立しておくものとする。 ・応援動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。 ・市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室やレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 - さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を配置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 ・市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 ・市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。	

第4節 通信情報計画

- この計画は、市、県及び防災関係機関との通信系統と、市の実施すべき事項を明らかにし、情報連絡に支障のないよう措置することを目的とする。
- 市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

1 実施事項

区 分	内 容						
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	・県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市災害対策本部(災害対策本部設置前においては、市警戒本部、も若しくは防災担当課)において受理する。 ・気象等情報は、同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知徹底を図るものとする。						
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	・収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 ・派遣職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 ・危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫するとともに、避難情報等については、災害時情報共有システム(Ｌアラート)の活用など市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況 キ 避難生活の状況 ク 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 ケ 応急給水状況 コ 観光客等の状況						
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については搜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じた収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。</td></tr> </table>	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
自主防災組織等を通じた収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。						
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害状況について、情報収集を行う。						

県等への報告・要請	・災害発生後に適宜、定められた様式・手順により被害速報（随時）及び定時報告、確定報告を県に報告する。 ・「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。 ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度５強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。 なお、連絡がつか次第、災害対策本部にも報告する。 情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市の災害応急対策実施状況 ・消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度５強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、原則として、覚知後３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。 ・知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 ・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする

２ 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、**も若**しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため県、市及び関係機関を結ぶ通信系統は資料編（４－１－１）による。

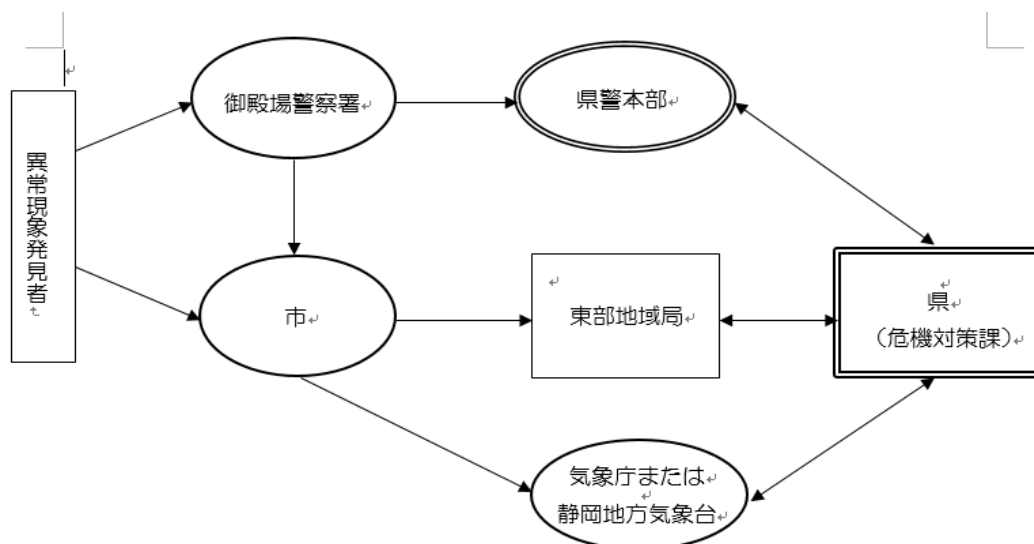
また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を**新**総合防災情報システム（ＳＯＢ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

区 分	内 容								
県防災行政無線	主として県と市町間の情報伝達に用いる。								
その他の無線及び有線電話等	地域防災無線、防災行政無線、同報無線、消防無線の無線を利用した非常通信、衛星携帯電話等のほか、アマチュア無線等による非常通信、災害時優先電話等のあらゆる通信手段を用いて情報の伝達を行う。 <table border="1"> <tr> <td>地域防災無線</td><td>設置箇所は、資料編（４－２）のとおりである。</td></tr> <tr> <td>防災行政無線</td><td>搭載車両及び設置箇所は、資料編（４－３）のとおりである。</td></tr> <tr> <td>同報無線</td><td>屋外子局の設置場所は、資料編（４－４－１）のとおりである。</td></tr> <tr> <td>災害時優先電話</td><td> 固定電話の設置箇所等は、資料編（４－５）のとおりである。 危機管理監 080-1627-6700 危機管理課長 080-1627-6701 消防本部通信指令課長 080-1627-6702 </td></tr> </table>	地域防災無線	設置箇所は、資料編（４－２）のとおりである。	防災行政無線	搭載車両及び設置箇所は、資料編（４－３）のとおりである。	同報無線	屋外子局の設置場所は、資料編（４－４－１）のとおりである。	災害時優先電話	固定電話の設置箇所等は、資料編（４－５）のとおりである。 危機管理監 080-1627-6700 危機管理課長 080-1627-6701 消防本部通信指令課長 080-1627-6702
地域防災無線	設置箇所は、資料編（４－２）のとおりである。								
防災行政無線	搭載車両及び設置箇所は、資料編（４－３）のとおりである。								
同報無線	屋外子局の設置場所は、資料編（４－４－１）のとおりである。								
災害時優先電話	固定電話の設置箇所等は、資料編（４－５）のとおりである。 危機管理監 080-1627-6700 危機管理課長 080-1627-6701 消防本部通信指令課長 080-1627-6702								
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る（㈱エフエム御殿場、静岡エフエム放送㈱、㈱TOKAIケーブルネットワーク）。特に避難情報については、災害時情報共有システム（Ｌアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。								
自主防災組織を通じた連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。								
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。								
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。								
広報車等の活用									

3 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、噴火現象、火山性異常現象、頻発地震等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。
また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市町は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。



4 災害の被害等の情報の収集及び伝達

事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面[第31節 突発的災害に係る応急対策計画]により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時において市民等に対し必要な情報資料を提供し、社会秩序の維持を図るため、関係機関及び報道機関との協力体制を定め広報活動の万全を期すことを目的とする。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報実施方法等

区 分	内 容
広 報 事 項	- 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 - 実施に際しては、報道機関、県及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 - 広報事項の主なものは次のとおりである。 - ア 気象、地象、水象に関する情報 - イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止及び余震に関する注意の喚起 - ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧の見込み - エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 - オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み - カ 人心安定のため市民に対する呼びかけ - キ 自主防災組織に対する活動実施要請 - ク その他社会秩序保持のための必要事項

広報実施方法	・同時通報用無線、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、コミュニティFM、インターネット、CATV、広報車、ほっとメール等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 ・地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。 ・自主防災組織を通じての連絡 ・停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。
県に対する広報の要請	県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。
外部機関からの区報事項の受領	市（災害対策本部）は、外部機関から災害対策上必要な広報事項を受領した場合は、必要な広報手段を講じなければならない。
報道機関からの災害記録写真の収集	市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
被災者の安否に関する情報提供等	市は、安否情報システム等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編 11-1～11-3）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	広報事項は、「情報広報実施要領」の定めるところによるが、その主なものは、次のとおりである。 ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況 イ 災害応急対策状況及び復旧見込み
広報実施方法	広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。 この場合、市及び県との連携を密にするものとする。

3 報道機関への情報発表

区 分	内 容
情報発表者	市（災害対策本部）が、報道機関に対し正式な情報を発表する場合の情報発表者は、本部長若しくは本部長が指名した者とする。
情報発表方法	報道機関に対する正式情報発表は、記者会見をもって行う。

4 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項を受領した場合	市に広報を依頼した場合の経費は、依頼時においてその都度協議して定める。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

5 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。
情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情 報 源		情 報 内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ		知事・市長の放送要請事項
ラジオ（エフエム御殿場含む）、テレビ		地震情報等、交通機関運行状況等
同報無線、CATV、ほっとメール、広報車		主として市域内の情報、指示、指導等
インターネット	県、市の公式ホームページ	主として県又は市域内の情報、指示、指導等
	「静岡県防災」X,Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡		主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン		火災の発生の通報

第6節 災害救助法の実施計画

この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	(1) 市の区域内においての人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が80世帯以上であるとき
	(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の40世帯以上の住家が滅失したとき
	(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等 ~~9~~ 罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき
	(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	ア 滅失（全壊・全焼・流失） 住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (7) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの (1) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 イ 半壊・半焼 住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 (7) 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。 (1) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	ウ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの。 (7) 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。 (1) 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの。
世帯及び住家の単位	世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家 現実に居住のため使用している建物をいう。 ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続等

区 分	内 容
市 の 報 告	市における災害が、前記2の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は県東部方面本部長を経由して、直ちにその旨を知事に報告する。
市の実施する救助法事務	・救助法第30条の規定に基づき、市は次に掲げる救助を実施する。 (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
救 助 法 費 用 限 度 額	~~費用限度額は、別表による。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」による。~~
救助法適用外の災害	救助法が適用されない災害の場合は、被災の状況により市の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から市民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時には、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市は県とともに適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

市民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時には、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保

市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。市民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

①避難情報により立退き避難が必要な市民等に求める行動

警戒レベル	行動を市民等に促す情報	市民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	市民がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨情報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅、施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） ・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）	命の危険 直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 市長は、市民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1の早期注意情報（警報級の可能性）は、5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間等を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベルである。

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、市民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

b 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

c 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

d 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、各関係法の規定に基づき、次のとおり、避難のための立退きの指示の措置が行われる。

- ① 市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）
- ② 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- ③ 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）
- ④ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場に行かない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）
- ⑤ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）

イ 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長は、避難指示（緊急）等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 市

市民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める

ものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市、警察及び道路管理者は、市民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、**も若**しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

○法第63条第2項、第3項の規定により、警察官又は自衛官は市長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受ける者とする。

○また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第73条第1項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならないとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

- ・救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- ・市は、県及び県警察並びに自衛隊の協力を受けて、被災者の救出活動にあたる。
- ・市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編 11-1～11-3）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
- ・市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。
- ・自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- ・自衛隊の救出活動は「第26節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより行う。
- ・救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	・平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 ・職員を動員し負傷者等を救出する。 ・市長は、隣保互助の精神を訴え、市民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 ・重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 ・市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 - ア 応援を必要とする理由 - イ 応援を必要とする人員、資機材等 - ウ 応援を必要とする場所 - エ 応援を必要とする期間 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 ①組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 ②救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 ③自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 ④自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察等に連絡し早期救出を図る。 ⑤救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

3 避難地への避難誘導・運営

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（広域行政組合消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 (ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により避難地へ避難する。 (エ) 避難した住民等は、当該避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て他の指定避難地へ避難する。 イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 その他の区域で避難を要する場合 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	- 要請等により避難地に配置された市職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 - ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 - イ 地震等に関する情報の伝達 - ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） - エ 必要な応急救護 - オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 - 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。
避難状況の報告	「別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流出により避難を必要とする市民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、医療、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者として行うことができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置、維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に係関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ⅠDを適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者の協力を得て、避難所を管理、運営する。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示が発せられた場合
- b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

- エ 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- オ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及び快適なトイレ設置、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置の状況等の把握
- カ 避難行動要支援者への配慮
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等並びに必要な措置の実施
- ク 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- コ 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- サ 相談窓口の設置（女性指導員の配置）
- シ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティの人、乳幼児、外国人等の要配慮者への配慮
- ス 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- セ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ソ 女性専用男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着、女性用品の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や各活動班への男女両方の配置、防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮キッズスペースや学習スペースの設置、仕事別に班分けした性別に偏らない組織づくり等、性別や世代等を問わないニーズへの配慮
- タ 避難所における人権と安全を守るため、女性や子供こども等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供こども等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- チ 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- ツ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- テ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ト 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県と関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく市の実施事項

(1) 避難所の設置

①設置基準

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。

- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

②費用の限度

- ・資料編（7-2）のとおり。「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり。

③実施期間

- ・災害発生の日から7日以内。
- ・ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

(2) 4被災者の救出

①実施基準

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

②費用の限度

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③実施期間

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、知事と協議して必要最小限度の期間を延長することができる。

6 知事に対する応援要請

- (1) 市長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に応援を要請する。

区 分	内 容
避 難 の 場 合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間 エ 輸送手段 オ その他必要事項（災害発生原因）
救 出 の 場 合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況（詳細に記入のこと） ウ その他必要事項（災害発生原因）

(2) 県管理施設の利用

- 市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 物資の備蓄、調達、供給関係

○市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

- 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録による努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

- 市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

○市は、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品

目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システム新物資システム（BPLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7-8 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

① 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

ア 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画個別避難計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、県及び市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

イ 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

② 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

① 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーへの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

② 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

8-9 広域避難・広域一時滞在

- 被災市は、災害の規模、被災者の避難案・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるとともに、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

○ 市は、広域一時滞在の受入市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入市町は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- 市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	・県内他市町への受け入れについては、当該市町へ直接協議する。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	・広域避難を受け入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 ・市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	・被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。
県外への避難	被災市町	・他の都道府県への受け入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 ・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	・被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、住宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行	市	ア 「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く市民に周知を行う。 イ 指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況の把握に努める。

避難動物への対応	飼い主	ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
	市	ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
放浪動物への対応	飼い主	ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先を明らかにする。 イ 放たれた動物による市民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、住宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障がある~~り~~罹災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

食料の供給に当たっては、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

緊急食料の確保計画量	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努め、市の防災倉庫に計画的に備蓄する。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して緊急食料を配分する。 ・市の防災倉庫に備蓄品を計画的に備蓄する。 ・緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由 - イ 必要な緊急物資の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。 ・緊急物資の輸送は、当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、輸送計画に定めるところにより輸送する。 ・災害緊急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。

市民及び 自主防災組織	・緊急物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものと し、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 ・自主防災組織は市が行う緊急物資の配分に協力する。 ・自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
食料給与の 対象者	ア 避難所に避難した者 イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等 エ 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合 わせがない者 オ 損害を受けた自宅等で生活している被災者（いわゆる自宅避難者）であっては、ライフラインの 断絶や、店舗の壊滅等で食料品購入が不可能な者
対象品目	ア 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 イ 副食（調味料を含む。）
対象経費	ア 主食費 (ア) 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 (イ) 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 (ウ) 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 イ 副食費（調味料を含む。） ウ 燃料費 エ 雑費 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	<u>資料編（7-2）のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のと おり</u>
実施期間	災害発生の日から7日以内 ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小 限の期間を延長することができる。

3 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

- 災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に
 基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない~~ハ~~罹災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下この節において「物資」という。）及び燃料を確保するため、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

物資の供給に当たっては、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努め、市の防災倉庫に計画的に備蓄する。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
実施主体	内 容
市	・非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 ・市の防災倉庫に備蓄品を計画的に備蓄する。 ・物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、必要に応じ次の事項を示して県に調達、又はあつせんを要請する。 - ア 調達又はあつせんを必要とする理由 - イ 必要な物資の品目及び数量 - ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 - エ 連絡課及び連絡責任者 - オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 - カ 経費負担区分 - キ その他参考となる事項 ・物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 ・衣料、生活必需品等の貸与は、物資配分計画表を作成し、これにより実施するものとする。 ・配分に当たっては、必要数、対象者数、~~ハ~~罹災者の実態等勘案し、円滑で適正な措置を講ずるものとする。 ・物資の配分は、避難所等で実施する。 ・各避難所などニーズの把握ができない発災当初は、推進（プッシュ）補給も考慮する。 ・対象者は、救助法の医療等供与の実施基準による。 ・調達は、防災倉庫、支援物資、協定締結業者の順に行う。 ・在庫・配分管理を適切に実施するため、協定に基づき宅配業者等の支援を受ける。 ・市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。 ・市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。 - ア 必要なLPガスの量 - イ 必要な器具の種類及び個数 ・ガソリン等の燃料の確保と供給の優先順位を定めておく。
市民及び自主防災組織	・地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。
日本赤十字社 静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容								
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者								
対象品目	<table border="1"> <tr> <td>被服、寝具、身の回り品</td><td>洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</td></tr> <tr> <td>日用品</td><td>石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</td></tr> <tr> <td>炊事用具、食器</td><td>炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</td></tr> <tr> <td>光熱材料</td><td>マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料</td></tr> </table>	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等	光熱材料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料
被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等								
日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等								
炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等								
光熱材料	マッチ、LPガス、ガソリン等の燃料								
費用の限度	~~資料編（7-2）のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり~~								
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。								

第11節 給水計画

この計画は、災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、水道事業者、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容						
市	- 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 - 市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して知事に調達のあっせんを要請する。 - ア 給水を必要とする人員 - イ 給水を必要とする期間及び給水量 - ウ 給水する場所 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 - オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 - カ その他必要事項 - 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 - 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。 <table border="1"> <tr> <td>飲料水の供給を受ける者</td><td>災害のため現に飲料水を得ることができない者</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給量</td><td>大人1人1日最小限おおむね3リットル</td></tr> <tr> <td>飲料水の供給期限</td><td>災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる</td></tr> </table>	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル	飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる
飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者						
飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル						
飲料水の供給期限	災害発生の日から7日以内 ただし内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる						
<u>水道事業者</u>	<u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u>						
市民及び自主防災組織	- 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 - 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 - 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 - 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。						

2 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容
給 水 対 象 者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
給 水 量	大人1人1日最小限おおむね3リットルとする。
実 施 期 間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議をして必要最小限度の期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	制限なし（ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる）。 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費等

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は県とともに、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容
市	建築物 - 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 - 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等 市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民	- 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 - 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から市民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。

急 設 宅 の 保 護	建設型 応急住 宅の建 設	・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。	
	賃貸型 応急住 宅の借 上げ	・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。	
	応 急 仮 設 住 宅 の 管 理 運 営	・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。	
	応 急 住 宅 の 入 居 者 の 認 定	・避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 ・入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。	
	市 営 住 宅 等 の 一 時 入 居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
	応 急 住 宅 の 管 理	・住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 ・入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	
住 宅 の 応 急 修 理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。	
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者、団体等の協力を得て、応急修理を行う。	
建 築 資 機 材 及 び 建 築 業 者 等 の 調 達 、 あ っ せ ん 要 請	・市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県に<u>あっせん</u>又は調達を要請する。		
	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	
	・市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、<u>県に「あっせん」又は調達を要請する。</u>		
住 居 等 に 流 入 し た 土 石 等 障 害 物 の 除 去	・住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に支援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無		

4 災害救助法に基づく市の実施事項

災害のため応急仮設住宅及び応急修理を必要とする事態が生じた場合で、救助法が適用されたときは同法の実施基準により実施し、救助法が適用されない災害の場合にあっては、必要に応じ同法の基準に準じて市において実施するものとする。救助法の実施基準は、次のとおりである。

区 分	内 容		
応急仮設住宅設置 (県直接実施)	入 居 対 象 者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	
	規 模 及 び 費 用	<u>資料編(7-2)のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>	
	着 工 期 間	災害発生の日から20日以内 ただし、事前に知事の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	
	そ の 他	供与・維持管理・処分及び手続き等知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。	
住 宅 応 急 修 理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修 理 対 象 者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規 模 及 び 経 費	<u>資料編(7-2)のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>
		修 理 期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
		そ の 他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	修 理 対 象 者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
		規 模 及 び 経 費	<u>資料編(7-2)のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>
		修 理 期 間	災害発生の日から3か月以内 ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内
		そ の 他	修理を知事から委任を受けて行う場合、災害救助法に基づく「住宅の応急修理要領」による。

5 要配慮者への配慮

- 応急仮設住宅への受入れに当たっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
- 特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
- 要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

6 住宅の応急復旧活動

- 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

7 非常災害時における特例

- 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、市域内の医療救護を行うため、御殿場市医師会等の協力を得て医療救護本部を設置し、救護所を開設する。また、あらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (3) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (4) 重症患者の広域搬送を県に要請する場合、最寄りのヘリポートまで重症患者を搬送する。
- (5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (6) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (7) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (8) 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 医療救護本部、救護所及び救護病院

区 分	内 容	
医療救護本部	設置	市は、地震による災害が発生したとき、医療救護活動を統括する拠点として医療救護本部を置く。
	活動	ア 医療救護施設の開閉 イ 医療救護施設及び災害対策本部との連絡調整 ウ 医療救護施設の医師等や医薬品等の確保 エ 災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターとの連絡調整 オ 医療救護活動記録の取りまとめ及び報告 カ その他必要な事項
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ ウ 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点へ搬送手配 エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 カ その他必要な事項

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 ・救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 ・傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 ・傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 ・救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 ・医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんの要請する。 ・市長は、医療助産に従事する医師等が不足したときは、次の事項を示して知事に派遣を要請する。 - ア 必要な医療応援班数 - イ 救護班の派遣場所 - ウ その他必要事項 ・被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
市民及び 自主防災組織	・傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 ・傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく市の実施事項

区 分	内 容				
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者				
助産を受ける対象者	- ア 災害のため助産の途を失った者 - イ 現に助産を要する状態の者 - ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 - エ 被災者であるかと否かを問わない - オ 本人の経済的能力の如何を問わない				
医療・助産の範囲	<table> <tr> <td>医療</td><td> - ア 診察 - イ 薬剤又は治療材料の支給 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術 - エ 病院又は診療所への収容 - オ 看護 </td></tr> <tr> <td>助産</td><td> - ア 分べんの介助 - イ 分べん前、分べん後の処置 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給 </td></tr> </table>	医療	- ア 診察 - イ 薬剤又は治療材料の支給 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術 - エ 病院又は診療所への収容 - オ 看護	助産	- ア 分べんの介助 - イ 分べん前、分べん後の処置 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
医療	- ア 診察 - イ 薬剤又は治療材料の支給 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術 - エ 病院又は診療所への収容 - オ 看護				
助産	- ア 分べんの介助 - イ 分べん前、分べん後の処置 - ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給				
実 施 期 間	<table> <tr> <td>医療</td><td>災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。</td></tr> <tr> <td>助産</td><td>分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。</td></tr> </table>	医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。	助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
医療	災害発生の日から14日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。				
助産	分べんした日から7日以内 ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。				
費 用 の 限 度	<table> <tr> <td>医療</td><td> - ア 救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 - イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 - ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内 </td></tr> <tr> <td>助産</td><td> - ア 救護所による場合、使用した衛生材料等の実費 - イ 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額 </td></tr> </table>	医療	- ア 救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 - イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 - ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内	助産	- ア 救護所による場合、使用した衛生材料等の実費 - イ 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額
医療	- ア 救護所による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 - イ 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 - ウ 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内				
助産	- ア 救護所による場合、使用した衛生材料等の実費 - イ 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額				

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
市長の措置	・上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 ・臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市の実施事項及び要請事項

区 分	内 容
実施事項	ア 病原体に汚染された場所の消毒 イ ねずみ族・昆虫等の駆除 ウ 病原体に汚染された物件の消毒等 エ 生活水の供給 オ 浸水地域の防疫活動の実施 カ 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 キ 臨時予防接種の実施
要請事項	ア 防疫薬剤の種類及び数量 イ その他必要事項

2 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

3 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

4 その他

地震の被災地においては、食品加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ・し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「御殿場市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「御殿場市災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- ・災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- ・災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	・下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 ・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 - ア 処理対象物名及び数量 - イ 処理対象戸数 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 - エ 実施期間 - オ その他必要事項 ・必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 ・速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
広域行政組合	・速やかにし尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
市民及び 自主防災組織	・下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 ・自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物（生活系）処理

実施主体	内 容
市	・災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 ・収集体制を住民に広報する。 ・独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。 - ア 処理対象物名及び数量 - イ 処理対象戸数 - ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 - エ 実施期間 - オ その他必要事項 ・収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
広域行政組合	・速やかにごみ処理施設等の応急復旧に努める。
自主防災組織	・地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 ・仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市 民	・ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 ・河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理		
実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 エ 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 オ 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物処理計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	・自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 ・市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
市民	・災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 ・河川、道路及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けなくて、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- (1)市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2)遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3)当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4)市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5)市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
市	遺体の搜索	市 ~~町~~ 職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。

		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置		市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。
	広域火葬		大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。
	県への要請		市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、 <u>当該市町</u> で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 <u>ア</u> 必要な医師数 <u>アイ</u> 搜索、措置、火葬に必要な職員数 <u>イウ</u> 搜索が必要な地域 <u>ウエ</u> 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 <u>エオ</u> 必要な輸送車両の台数 <u>オカ</u> 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 <u>カキ</u> 広域火葬の応援が必要な遺体数
市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。		

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体搜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 遺体の一時保存 ウ 検案 エ 遺体の身元確認
埋 葬 対 象 者	ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実 施 期 間	災害発生から10日以内 ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	<u>資料編（7-2）のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第17節 障害物除去計画

この計画は、災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施基準

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内 ただし、必要に応じ知事と協議し、延長することができる。
費 用 の 限 度	<u>資料編(7-2)のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」のとおり</u>

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
作 業 班 の 編 成	災害の状況により、市職員、消防団員、土木建築業者等をもって適宜編成する。
車 両 の 調 達	障害物除去作業に必要な車両は、[第19節 輸送計画]により措置するものとする。
作 業 用 機 械 器 具	市有の機械器具等をもってあてがうが、不足する場合は建設業者の応援又は調達によるものとする。
集 積 場 所	障害物の集積場所は、市民の日常生活に支障のない場所に、一時的に集積するように措置するものとする。

3 知事に対する要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
ア 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間	エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 集積場所の有無

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

○市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第18節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区 分	内 容
市 民 に 対 す る 呼 び か け	市長は、市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、 需要動向、買い占 め、売り惜しみ等 の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 ア 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 イ 特定物資の報告徴取、立入検査等 ・状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 ・特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
治 安 の 維 持	無人となった家屋や店舗を狙った窃盗については、自主防災会による警戒や警察との調整により対処する。
県に対する要請	市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第19節 輸送計画

- この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。
- 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。
- 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- 市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。
- 市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- 市は、必要と認めたときは県に対し「静岡県災害時交通マネジメント検討会」の開催を要請することができる。

1 市

緊急輸送対策の基本方針	(1)交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、災害応急対策の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。 (2)緊急輸送は市民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とする。 (3)市内で輸送手段等の調整ができないときは、県に協力を要請する。 (4)市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 (5)市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
緊急輸送の対象等	ア 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者 イ 医療、助産その他救護等のため輸送を必要とする者 ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資 エ 罹災者を受け入れるため必要な資機材 オ 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材 カ その他市長が必要と認めるもの
緊急輸送体制の確立	・交通施設の被害状況を勘案し、状況に応じた緊急輸送計画を作成する。 ・なお、緊急輸送計画の作成に当たっては乗員、機材、燃料の確保状況、輸送施設の被害状況、復旧状況、輸送必要物資の量を勘案する。

(1) 陸上輸送体制

陸上輸送は、市有車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	- 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 - 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 - 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸送手段の確保	- 緊急輸送は、自衛隊、東海旅客鉄道株式会社、日本通運株式会社等の協力を得て次の車両により行う。 - 市長は市内において輸送手段の調達ができない場合は、県に協力を要請する。 - ア 市有車両 - イ 自衛隊の車両 - ウ 鉄道輸送会社等の車両 - エ 運送業者等の車両
集積所及び要員の確保	- 物資の集積場所は、市体育館とする。 - 緊急物資の集積配分等を円滑に行うため、物資集積場所に市職員を派遣する。 - 在庫配分を管理できる人材の確保（輸送業者との協定締結）

(2) 航空輸送体制

ア 航空輸送を必要とする場合は、航空機、防災ヘリコプターの活用及び＜第26節 自衛隊派遣要請計画＞により行うものとする。

イ 市内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編（5-4）のとおりである。

ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

区 分	内 容
輸送施設の確保	- ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。 - 災害対策本部は、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県に報告する。 - 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 - なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。
輸送の手段	緊急輸送は、他都道府県等及び自衛隊、日本赤十字社静岡県支部等の協力を得て次の航空機により行う。 - ア 自衛隊等の航空機 - イ 県及び県警察のヘリコプター - ウ 他の都道府県等のヘリコプター - エ 赤十字飛行隊及び民間の航空機
緊急物資集積所及び要員の確保	市は集積場所を確保するとともに、必要に応じ連絡調整にあたるため、市職員を派遣する。

(3) 緊急輸送のための燃料確保対策

- 市有車両、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努め、供給の優先順位を定めておく。
- 必要に応じ燃料の緊急輸送を行う。

(4) 輸送の調整等

- 市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第1順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

2 防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省 中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 被災者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救援用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施するものとする。
実施期間	前項の各救助の実施期間。 ただし、事前に知事の承認を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

第20節 交通応急対策計画

この計画は、自動車運転者、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救急物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 ・急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 ・大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	・走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 - ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 - イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 - ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 ・避難のために車両を使用しないこと。 ・災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 - ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

	(イ) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(2) 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	主要な道路、橋梁（資料編（８－１））の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	- 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 - 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明らかに記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を道路標識をもって明示する。
放置車両等の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。
道路の応急復旧	ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。
	イ 市長の責務 (7) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市道以外の他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。
	ウ 応急復旧、仮設道路の設置 - 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 - 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市長は県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。
	イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が自市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。
	ウ 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、市長はその都度県と協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(3) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	・県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、<u>災害対策基本法に基づき</u>、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 ・~~県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。~~ ・県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 ・県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 ・県知事は、道路管理者である指定都市以外の市に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 ・県公安委員会（県警察）は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	ア 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 オ 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
除去障害物の処分	・除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 ・適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	・県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編（8-2-3）に掲げる標示を設置しなければならない。
交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	・~~県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。~~ ・<u>確認後は当該車両の使用者に対し、県公安委員会は、審査の結果「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」資料編（8-2-1）及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。</u>
緊急通行車両の事前届け出	・指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して<u>事前の届出申出（「緊急通行車両確認申出書」）</u>をすることができる。 ・県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急標章」及び「緊急通行車両事前確認証明書」を交付する。 ・事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	- 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 - 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(4) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第21節 応急教育計画

この計画は、小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容														
災 害 応 急 対 策	- 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 - 計画に定める項目は、次のとおりとする。 - ア 学校の防災組織と教職員の任務 - イ 教職員動員計画 - ウ 情報連絡活動 - エ 生徒等の安全確保のための措置 - オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策														
応 急 教 育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td><td> - 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 - 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。 </td></tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td><td> - 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 - 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。 </td></tr> <tr> <td>教育環境の整備</td><td>・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr> <tr> <td>給食業務の再開</td><td>・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td><td> - 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 - 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。 </td></tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td><td> - 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 - 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。 </td></tr> </table>	被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	- 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 - 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	- 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 - 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	- 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 - 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	- 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 - 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。
被害状況の把握	・生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。														
施設・設備の確保	- 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 - 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。														
教育再開の決定・連絡	- 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 - 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。														
教育環境の整備	・不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。														
給食業務の再開	・施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。														
学校が地域の避難所となる場合の対応	- 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 - 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市と必要な協議を行う。														
生徒等の心のケア	- 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 - 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。														

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実 施 期 間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1 か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	<u>資料編（7-2）のとおり「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁済の基準」とおり</u>

4 市の実施事項

区 分	内 容
応急教育の措置	ア 応急教育施設の確保及び応急教育の実施方法 (ア) 被災を免れた公民館等の公共施設を利用するほか、小中学校の屋内体育施設等余裕教室を一時借用し分散や二部授業、合併授業等の方法により応急教育を実施する。 (イ) 市の全域が被災し、当該地域において応急教育施設を確保することが不可能又は困難な場合は、県地域防災計画の定めるところにより、県に対しあっせんを要請するものとし、必要な場合は応急仮設校舎を建設するものとする。 (ウ) 関係機関が協議し応急教育に対する必要な措置が講ぜられる場合は、教職員、市民等に周知徹底を図るものとする。 (エ) 市の公共施設及び小中学校等は、避難計画に基づく市指定の避難所と定めているため応急教育施設の確保にあつては、これらと競合しないよう災害の規模、被害の程度等災害の実態に即応した措置を講ずるものとする。 イ 教職員の確保 教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。
給食等の措置	学校給食に必要な食料等は、[第9節 食料供給計画]に基づき措置するものとする。
文化財の応急対策	文化財の管理者又は所有者は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理若しくは復旧のためにでき得る範囲の援助をし、文化財の保全に努めるものとする。
社会教育施設の応急対策	社会教育施設にあつては、災害対策に万全を期し、施設等の保全に努めるものとする。
知事に対する要請	市長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に要請するものとする。 (1) 応急教育施設のあっせん確保 (2) 集団移動による応急教育の施設のあっせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 (4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

第22節 社会福祉計画

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めることを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (4) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 市の実施事項

区 分	内 容		
㊦ 災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	・㊦ 災社会福祉施設の応急復旧 ・㊦ 災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん ・臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
㊦ 災低所得者に対する生活保護の緊急適用			
㊦ 災 者 の 生 活 相 談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、市社会福祉協議会、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
㊦ 災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（県、市）	
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員	
	貸付対象	㊦ 災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸 付 額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
㊦ 災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県（健康福祉センター）	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	㊦ 災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸 付 額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
㊦ 災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市
		18歳以上	市
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	㊦ 災身体障害児者	
	交付等の内 容	・災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 ・災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付 ・㊦ 災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	㊦ 災世帯主
支給及び貸付額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の規定に基づく「御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年市条例第53号）」で定める額		
被災者（自立）生活再建支援制度	実施機関	（財）都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義 援 金 の 募 集 及 び 配 分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義 援 品 の 受 け 入 れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。	

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消 防 活 動 体 制	- 市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 - 地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。
広域協力活動体制	- 市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 - その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 - 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 - 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 - 発災市町等を災害から防御するため、<u>応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合</u>
大規模林野火災対策	- 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 - 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	- 危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 - 消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガ ス 災 害 対 策	市は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基 本 方 針	- 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 - 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 - 消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための市消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 - 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

実施主体	内 容
消防本部 及び消防団	火災発生状況等の把握 消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項 消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応

		じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	・都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織		・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
市民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第24節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定めることを目的とする。

1 要請の実施基準

区分	内容
要請基準	市長は、他の計画の定めるところにより、民間団体等の協力を必要とすると認めたときは、協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請するものとする。
協力要請対象団体	ア 市区長会 イ 男女共同参画団体 ウ 高校生 エ 自主防災組織 オ 赤十字奉仕団

2 実施方法

区分	内容
市区長会に対する応援協力要請	ア 要請は、市区長会長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
男女共同参画団体に対する応援協力要請	ア 要請は、県男女共同参画センター運営主体、 <u>県地域女性団体連絡協議会</u> の長等に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
高校生に対する応援協力要請	ア 要請は、市域に存する高等学校の当該生徒の所属する学校の長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。

自主防災組織への協力要請	ア 要請は各自主防災会長に対して行うものとする。 イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要な事項はその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への応援要請	要請は御殿場市赤十字奉仕団に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第25節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、御殿場市社会福祉協議会や御殿場市ボランティア連絡協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 市の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	市は県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	- 市は災害ボランティアの必要性に応じて市社会福祉協議会と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあわせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを市民交流センター「ふじざくら」に設置する。 - 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 - 市は、随時、市災害ボランティアセンターと情報交換、協議等を行い、その活動を支援する。
ボランティア活動拠点の設置	- 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 - 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第26節 自衛隊派遣要請計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。
- 具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

要 件	内 容
緊 急 性	差し迫った必要性があること
公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要 請 内 容	被 害 状 況 の 把 握
	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避 難 の 援 助
	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助
	水 防 活 動
	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消 防 活 動
	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道 路 又 は 水 路 の 啓 開
	道路も若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫
	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送
	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
要 請 内 容	給食、給水及び入浴支援
	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与
	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救済品を譲与
	危険物の保安及び除去
	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
要 請 内 容	防災要員等の輸送
	連絡幹部の派遣
	そ の 他
	その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請

区 分	内 容
災 害 派 遣 要 請 者	知事
災害派遣要請の要求手続	・市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、下記の事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。 ・ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市防災行政無線等により口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。 ・また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。
自 衛 隊 派 遣 要 求 書 の 提 出 及 び 記 載 事 項	ア 提出先（連絡先） 静岡県危機対策課 イ 提出部数 1 部 ウ 記載事項 (7) 災害の情况及び派遣を必要とする事由 (イ) 派遣を希望する期間 (ロ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ハ) その他参考となるべき事項

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司 令	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302
富 士 学 校 (富 士)	企画室総括班長 又は防衛業計係長	駐 屯 地 令 当 直 司 令	須走 0550-75-2311 〈防災行政無線151-9000〉	2200 2234	2302
普通科教導連隊 (滝ヶ原)	第 3 科 長	//	御殿場 0550-89-0711		

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容								
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	・市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう関係機関と調整するものとする。								
作 業 計 画 及 び 資 材 等 の 準 備	・市長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう関係機関と調整するものとする。								
作業実施に必要な 物 資 機 材 等	・市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉 の 窓 口 の 一 体 化	・市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。 ・災害の際は陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊と連絡交渉する。								
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊の受け入れ施設を市民会館等とし、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>本 部 事 務 室</td><td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td></tr> <tr> <td>宿 舎</td><td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準</td></tr> <tr> <td>材料置場炊事場</td><td>屋外の適当な広場</td></tr> <tr> <td>駐 車 場</td><td>適当な広場（車一台の基準は3m×8m）</td></tr> </table>	本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）
本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など								
宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準								
材料置場炊事場	屋外の適当な広場								
駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）								

4 災害派遣部隊の撤収要請

- 市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊長に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

- 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。

第27節 相互応援協力計画

この計画は、災害応急対策活動の万全を期するために、県内外の地方公共団体と相互応援協力体制を整備することを目的とする。

1 応援派遣要請の実施事項

区 分	内 容
応援派遣要請の基準及び方法	ア 災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が、市において困難な場合 イ 市長は、前号の事態が生じたときは直ちに適否を決定し、隣接地方公共団体の長及び、相互応援締結市に対して応援派遣の要請をするものとする。 ウ 派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。 (ア) 派遣希望人員、機材 (イ) 派遣を希望する区域及び活動内容 (ウ) 派遣を希望する期間 (エ) 派遣される者の受け入れ体制 (オ) その他参考事項
担 当 業 務	ア 火災防御活動及び水防活動 イ 人命救助及び負傷者の搬送 ウ 遺体の搜索、収容 エ 給食、給水 オ 防疫 カ その他緊急を要する業
そ の 他 の 留 意 事 項	ア 応援派遣が決定された場合は、受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係の部班から職員を派遣し、本部との連絡に充てるものとする イ 指揮命令は、応援派遣を受けた市において行うものとする。
経費の負担区分	経費については、原則として派遣を受けた市において負担するものとするが、細部についてはそのつと協議し決定するものとする。

2 災害相互応援

- 市長は、県知事又は地方公共団体の長から応援を求められたときは、特別な事情がない限り、その求めに応ずるものとする。
- 協定市町村のいずれかに災害が発生し、独自では十分な応急措置ができない場合、相互に応援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

第28節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は東京電力パワーグリッド(株)の定める<東京電力パワーグリッド(株) 防災業務計画>に基づき実施するが、その主なものは次のとおりである。

区 分	内 容
市 災 害 対 策 本 部 への 連 絡 員 の 派 遣	非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、市災害対策本部に <u>予め</u> <u>あらかじめ</u> 定められた要員を派遣し、非常災害対策活動の円滑な運営を図るものとする。
電 力 需 要 家 に 対 する 広 報	ア 非常災害の発生が予想される場合、又は非常災害が発生した場合は、感電事故並びに漏電 による出火等を防止するため、需要家に対し十分な広報を行うものとする。 イ 緊急やむを得ない事態の発生により、送電が停止された場合は、早期復旧を図るとともに、 <u>予めあらかじめ</u> 復旧見込みを需要家に対し広報するものとする。
関 係 機 関 等 に 対 する 要 請	ア 関係機関等に対して、受け持ち区域内関係設備の被害状況を連絡するとともに、復旧対策 について協力要請するものとする。主な要請事項は次のとおりである。 (ア) 宿舍のあっせん要請 他からの応援復旧班の宿舍 (イ) 駐車場のあっせん要請 他からの応援復旧班車両の駐車場 (ウ) 応急材料置場のあっせん要請 臨時材料置場 イ 市民等が、非常災害による被害箇所を発見した際は、速やかに通報するよう協力要請を行 うものとする。

2 県との連絡及び協議

- 電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては、必要に応じ県と連絡及び協議して措置するものとする。
- 県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第29節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊 急 出 動 に 関する相互協力	消防本部(署)、警察、都市ガス事業者、LPGガス販売事業者、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガ ス 事 業 者 の 緊急体制の整備	・ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 ・非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

これは、大綱のみを定めるものとし、細部にわたる事項については、各ガス事業者及び各関係機関において別に定めるところによる。

区 分	内 容
保 護 保 安 対 策	・ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 ・ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 ・ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 ・都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 ・ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 ・都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、必要により、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 ・ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危 険 防 止 対 策	・災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 ・災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
応 急 復 旧 対 策	・ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 ・応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 ・都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関、病院等の復旧を優先させる。 ・都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

3 県、市等との連絡協議

- ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、県、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

- ガス事業者は、ガス事故の報告を県、市、消防機関及び警察に行う。

第30節 下水道災害応急対策計画

- 下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 市の体制

- 市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「災害時等の配備体制とその基準」により、初期の情報収集に当たる。
- 事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき イ その他市長が指令したとき
組 織	本部員、本部付職員及び支部職員、危機管理課、総務課、秘書課及び人事課の職員、各所属長が必要と認めた数の職員で構成する。
任 務	・ 応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 ・ 災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。 ・ 必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
県、国への報告	消防本部は、多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)
医療救護活動の実施	・ 多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて、救護所を設置するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 ・ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

東部地域局（東部方面本部）

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	055-920-2180	5-103-6010	8-103-6010
FAX	055-920-2009	5-103-6407	8-103-6407

県危機管理部

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線(時間外の場合のみ(宿直室))	
		地上系	衛星系
電 話	054-221-2072	5-100-6030	8-100-6030
FAX	054-221-3252	5-100-6250	8-100-6250

消防庁応急対策室

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平 日 (9:30～18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 災害対策本部の設置

区 分	内 容
設置基準	突発的災害応急体制による情報収集の結果、本部長（市長）を中心とする本格的な救助体制を組む必要があると判断されたとき
組 織	本部員、本部付職員及び支部職員、危機管理課、総務課、秘書課及び人事課の職員、各所属長が必要と認めた数の職員で構成する。
任 務	事故現場に職員を派遣し正確な情報を迅速に本部に伝達、情報を基に速に関係機関に必要な要請をし、被災者の迅速な救助活動を最優先に実施する。
設置の連絡	災害対策本部を設置したときは、東部危機管理局に連絡する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分		内 容
情報の収集、伝達等		- 支部は、各区、消防機関、また必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 - 本部は、支部情報及び本部収集情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、国、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握		- 本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 - 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 - 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県へ報告するものとする。 - 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、県及び警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編 11-1～11-3）に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。
各機関への要請	自 衛 隊	- 自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、東部危機管理局に要請する。 - 要請の方法、手続きは＜第26節 自衛隊派遣要請計画＞による。
	緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、社会福祉課を通じて要請する。 ウ 医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、救急医療課を通じて、協力を要請する。 エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。 オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWATが出勤し対応する必要がある場合には、医療救護本部を通じて要請する。
各機関の調整・2次災害防止のための措置		- 本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 - 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 - 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。
航空機の運用調整		本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、県等と連携して必要な調整を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式 1～4

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人		死者の生じた 理 由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建 物 の 概 要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼 損 程 度	焼損 棟数	全 焼	棟	計	棟	焼 損 面 積
		半 焼	棟			
		部分焼	棟			建物焼損床面積
		ぼ や	棟			建物焼損表面積
						林野焼損面積
						m ²
						m ²
						ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台		人	
	消 防 団		台		人	
	その他 (消防防災ヘリコプター等)		台・機		人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気 象 状 況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
	そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人(人) 中 等 症 人(人) 軽 症 人(人)		
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

表1

機 関 名	N T T	防 災 無 線
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	(8-90-49013)
県 警 察 本 部 警 備 部 災 害 対 策 課	054-271-0110	
県 警 察 本 部 地 域 課 航 空 隊	054-622-6251	
静 岡 地 方 気 象 台	054-286-3521	160-9000
陸上自衛隊第34普通科連隊第3科	0550-89-1310	150-9000
航空自衛隊第1航空団防衛部	053-472-1111	153-9001
海上自衛隊横須賀地方総監部	046-822-3522	156-9106
清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	157-9000
下田海上保安部 警備救難課	0558-25-0118	158-9106
日 本 赤 十 字 社 静 岡 県 支 部	054-252-8131	159-9000
(一 社)	054-246-6151	
¥o¥ad(静岡県医師会)		
西日本電信電話NTT西日本(株)	054-205-9122	
静岡支店災害対策室	055-915-5474	
東京電力パワーグリッド(株)静岡総支社	054-284-7984	
静 岡 ガ ス (株) 安 全 推 進 室	054-255-2451	
(一社)静 岡 県 L P ガ ス 協 会	054-284-2319	
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課	0550-82-3100	
中日本高速道路(株)	054-254-3407	
御殿場保全・サービスセンター	054-254-3344	
静 岡 県 道 路 公 社	054-283-1910	
日 本 通 運(株)静 岡 支 店		
(一社)静 岡 県 ト ラ ッ ク 協 会	054-654-4012	
日本放送協会静岡放送局放送部(報道部)	054-284-8950	
静 岡 放 送 (株) 報 道 部	054-261-6115	
(株)テ レ ビ 静 岡 報 道 部	054-251-3301	
(株)静岡朝日テレビ報道制作センター	054-283-6515	
(株)静 岡 第 一 テ レ ビ 報 道 部	053-457-1154	
¥o¥ad(静岡エフエム放送)		
(株) 編 成 制 作 部		

表2

機 関 名	N T T	防 災 無 線	
		地 上 系	衛 星 系
消 防 庁 応 急 対 策 室	03-5253-7527	8-90-49013	8-048-500-90-49013
富山県防災・危機管理課	076-444-3187	8-16-3363	8-016-111-3363
石川県危機対策課	076-225-1482	8-17-4288	8-017-111-4289
福井県危機対策・防災課	0776-20-0308	8-18-111	8-018-111-61-2171
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208
岐阜県防災課	058-272-1125	8-21-671	8-021-400-2-2746
愛知県災害対策課	052-954-6193	8-23-1128	8-023-600-5250
三重県防災対策室	059-224-2189	8-24-11	8-024-101-8-2189
滋賀県地震・防災チーム	077-528-3432	8-25-820	8-025-100-820
名古屋市消防局防災部	052-972-3522		
東京都防災対策課	03-5388-2456	8-13-770227	8-013-100-2-25-051
茨城県消防防災課	029-301-2885	8-08-612	8-008-600-2882
栃木県消防防災課	028-623-2127	8-09-7502	8-009-500-2136
群馬県危機管理課	027-226-2244	8-10-353	8-010-300-1-2244
埼玉県消防防災課	048-830-3184	8-11-6-3184	8-011-200-6-3184
千葉県消防地震防災課	043-223-2163	8-12-7296	8-012-500-7296
神奈川県災害対策課	045-210-3430	8-14-9721	8-014-400-3456
山梨県消防防災課	055-223-1432	8-19-48	8-019-200-2513
長野県危機管理防災課	026-235-7184	8-20-213	8-020-231-5208

第32節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市防災行政無線

区 分	内 容
同時通報用無線	基地局施設の作動状態を確認し、障害がある場合又は屋外子局に障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講ずる。また、遠隔制御器には、発電機電源を接続し、通信体制の万全を図る。
市防災行政無線	(1) 基地局の機能確保 基地局施設の作動状況を確認し、障害がある場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し、速やかに復旧措置を講じ、移動局との通信を確保する。 (2) 試験通話 別に定める防災行政無線運営要領に従って、基地局及び各移動局について試験通話を行い、無線通信体制の円滑化を図るものとする。 (3) 県防災行政無線 市に設置してある県防災行政無線の端末機（ファクシミリを含む。）についても作動状況を確認し、障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずるよう東部方面本部に要請するとともに、東部方面本部との連絡に支障がある場合は、災害復旧用無線電話等を活用し、緊急連絡を行う。

2 公共施設等

区 分	内 容
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡 道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 御殿場警察署及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時等における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河 川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロール等により被害情報の収集、管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡 パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止 2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
ため池及び用水路	被害状況の把握 ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町又は警察署長への必要な措置の要請 施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握 庁舎管理者は、本部（本庁）、支部（支所等）及びその他災害応急対策上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施 施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。
水道用水供給及び工業用水道施設	・災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 ・被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧復興支援技術職員派遣制度等の活用も含めて検討するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 専用水道災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

区 分	内 容
基本方針	市は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害法及び同法に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。
実施事項	(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部署に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

区 分	内 容
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

2 被災者の支援

市は県とともに、被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び、各種被災者支援に関する制度を活用し支援を行う。

(1) 市が実施する事項

区 分	内 容
被災状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。 また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。 市は県とともに、これらの体制整備及び発災時の被災者支援に関する活動を行う。 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 【県への報告】 ア 死亡者数 イ 負傷者数 ウ 全壊・半壊住宅数 等 【被災者台帳】 ア 氏名、生年月日、性別 イ 住所又は居所 ウ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 エ 援護の実施の状況 オ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 等
災害証明の発行	ア 災害証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者に災害証明を発行する。 イ 災害証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。

災害援護資金の貸付	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
義援金の募集等	ア 市 ~~街~~ への義援金を受け付けるために、市役所、 ~~町役場~~ 等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。 イ 県が設置する義援金募集・配分委員会（仮称）に参加する。
租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市 ~~街~~ 税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。

- (2) 社会福祉協議会が実施する事項
生活福祉資金の貸付を実施する。

3 要配慮者の支援

- 高齢者や障がいのある人等のいわゆる要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。
- 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
- 市が実施する事項は、次のとおりである。

区 分	内 容
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 - ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 - イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	- ア 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 - イ 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 - ウ 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長（本部長）等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、県、関係機関・団体等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

2 地震対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	7
1 第4次地震被害想定	7
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震の被害想定の結果	7
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震の被害想定の結果	9
4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震の被害想定の結果	10
5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震の被害想定の結果	11
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
1 市	12
2 県	12
3 静岡県警察（御殿場警察署）	13
4 広域行政組合	13
5 防災関係機関	13

発 災 前	頁
第2章 平常時対策	19
第1節 防災思想の普及	18
第2節 自主防災活動	19
第3節 地震防災訓練の実施	19
1 市	19
2 防災関係機関	20
第4節 地震災害予防対策の推進	20
1 広域応援部隊の受援体制	20
2 消防用施設の整備	21
3 火災の予防対策	21
4 建築物等の耐震対策	21
5 被災建築物等に対する安全対策	22
6 地盤災害の予防対策	22
7 落下倒壊危険物対策	23
8 危険予想地域における災害の予防	23
9 被災者の救出活動対策	24
10 要配慮者の支援	24
11 生活の確保	24
12 緊急輸送活動体制の確保	26
13 災害廃棄物の処理体制の整備	26
14 公共土木施設等の応急復旧	26
15 情報システムの整備	26
16 緊急輸送用車両等の整備	26
17 文化財等の耐震対策	27
第3章 地震防災施設緊急整備計画	28
第1節 地震防災施設整備方針	28
1 防災業務施設の整備	28
2 地域の防災構造化	28
3 緊急輸送路の整備	29
4 防災上重要な建物の整備	29
5 災害防止事業	29
6 災害応急対策用施設等の整備	29
第2節 地震対策緊急整備事業計画	29

南海トラフ地震臨時情報発表時	頁
第4章 南海トラフ地震臨時情報の対応	30
Ⅰ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	30
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	30
Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	30
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等	30
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知	30
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	31
第4節 市のとるべき措置	31
Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	31
第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等	31
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知	31
第3節 災害応急対策をとるべき期間等	31
第4節 消防機関等の活動	32
第5節 警備対策	32
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	32
1 水道	32
2 電気	32
3 ガス	32
4 通信	32
5 放送	32
第7節 金融	32
第8節 交通	33
1 道路	33
2 鉄道	33
第9節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策	33
1 防災上重要な施設に対する措置	33
2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	33
第10節 滞留旅客等に対する措置	33

発	災	後	頁
第5章	災害	応急対策	35
第1節	防災	関係機関の活動	35
1	市		35
2	防災	関係機関	35
第2節	情報	活動	36
第3節	広報	活動	36
第4節	緊急	輸送活動	36
第5節	広域	応援活動	36
第6節	災害	の拡大及び二次災害防止活動	36
1	消防	活動	36
2	水防	活動	36
3	人命	の救出活動	36
4	被災	建築物等に対する安全対策	36
第7節	避難	活動	36
第8節	社会	秩序を維持する活動	36
第9節	交通	の確保対策	37
第10節	地域	への救援活動	37
1	食料	及び生活必需品等の緊急物資の確保	37
2	給水	活動	37
3	燃料	の確保	37
4	医療	救護活動	37
5	し尿	処理	37
6	廃棄物	（生活系）処理	37
7	災害	廃棄物	37
8	防疫	活動	37
9	遺体	の搜索及び措置	37
10	応急	住宅の確保	37
11	ボランティア	活動への支援	37
第11節	学校	における災害応急対策及び応急教育	37
第12節	被災者	の生活再建等への支援	38
第13節	市有	施設及び設備等の対策	38
第14節	防災	関係機関等の講ずる災害応急対策	38
第15節	地震	防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	40
1	各施設・事業所	に共通の事項	40
2	各施設・事業所	の計画において定める個別の事項	40

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第6章 復旧・復興対策	41
第1節 防災関係機関の活動	41
1 市	41
2 静岡県警察	41
3 防災関係機関	42
第2節 激甚災害の指定	44
第3節 震災復興計画の策定	45
第4節 復興財源の確保	45
1 予算の編成	45
2 復興財源の確保	45
第5節 震災復興基金の設立	45
1 震災復興基金の設立への協力	46
第6節 復旧事業の推進	46
1 復旧計画の策定	46
2 基盤施設の復旧	46
第7節 都市・農山漁村の復興	46
1 都市・農村復興計画の策定	46
2 都市の復興	47
3 農村の復興（主に市街化調整区域）	47
第8節 被災者の生活再建支援	47
1 恒久住宅対策	47
2 災害弔慰金等の支給	48
3 被災者の経済的再建支援	48
4 雇用対策	48
5 要配慮者の支援	48
6 生活再建支援策等の広報・PR	48
7 相談窓口の設置	49
8 保険の活用	49
第9節 地域経済復興支援	49
1 産業復興計画の策定	49
2 中小企業を対象とした支援	49
3 農林漁業者を対象とした支援	50
4 地域全体に影響を及ぼす支援	50

東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時		頁
別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策		51
第1節 防災関係機関の活動		51
1 市		51
【東海地震注意情報発表時】		52
【警戒宣言発令時】		53
2 広域行政組合		53
3 防災関係機関		53
【東海地震注意情報発表時】		53
【警戒宣言発令時】		53
4 自衛隊		56
【東海地震注意情報発表時】		56
【警戒宣言発令時】		56
第2節 情報活動		56
1 市		57
2 防災関係機関		57
第3節 広報活動		57
1 市		58
2 防災関係機関		58
3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法		58
第4節 自主防災活動		58
【東海地震注意情報発表時】		59
【警戒宣言発令時】		59
第5節 緊急輸送活動		60
1 市		60
2 防災関係機関		60
第6節 自衛隊の支援		61
第7節 避難活動		61
1 避難対策		61
2 避難地の設置及び避難生活		62
第8節 社会秩序を維持する活動		63
第9節 交通の確保活動		63
1 陸上交通の確保対策		64
第10節 地域への救援活動		65
【東海地震注意情報発表時】		66
【警戒宣言発令時】		66
1 食料及び日用品の確保		66
2 飲料水等の確保		66
3 医療救護、防疫・保険衛生活動及び廃棄物処理		66
第11節 市有施設設備の防災措置		67
1 無線通信施設等		67
2 公共施設等		67
【東海地震注意情報発表時】		68
【警戒宣言発令時】		68
3 コンピュータ		68
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置		68
【東海地震注意情報発表時】		69
【警戒宣言発令時】		70
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策		71
＜各施設・事業所に共通の事項＞		71
【東海地震注意情報発表時】		71
【警戒宣言発令時】		71
＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞		73
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策		75
【東海地震注意情報発表時】		75
【警戒宣言発令時】		75

その他（津波対策・原子力災害対策）		頁
第7章 津波対策		76
第1節 予想される災害		76
1 駿河トラフ・南海トラフ沿い及び相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波による被害想定		76
2 遠地津波		77
第2節 津波情報		78
1 津波情報等の種類		78
第3節 避難活動		81
1 避難対策		81
第8章 原子力災害対策		82
第1節 想定する災害		82
第2節 モニタリング体制等		82
第3節 医療及び防護資機材等の整備		82
1 医療活動用資機材等の整備		82
2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備		82
第4節 避難、屋内退避等の防護活動		83
1 避難、屋内退避等の防護措置の実施		83
2 要配慮者への配慮		83
第5節 住民等への的確な情報伝達活動		83
1 住民等への情報伝達活動		83
2 県内全市町への情報伝達		83

第1章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、御殿場市（以下「市」という。）、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる第4次地震被害想定危険度の試算の概要を示す。

第1節 計画の主旨

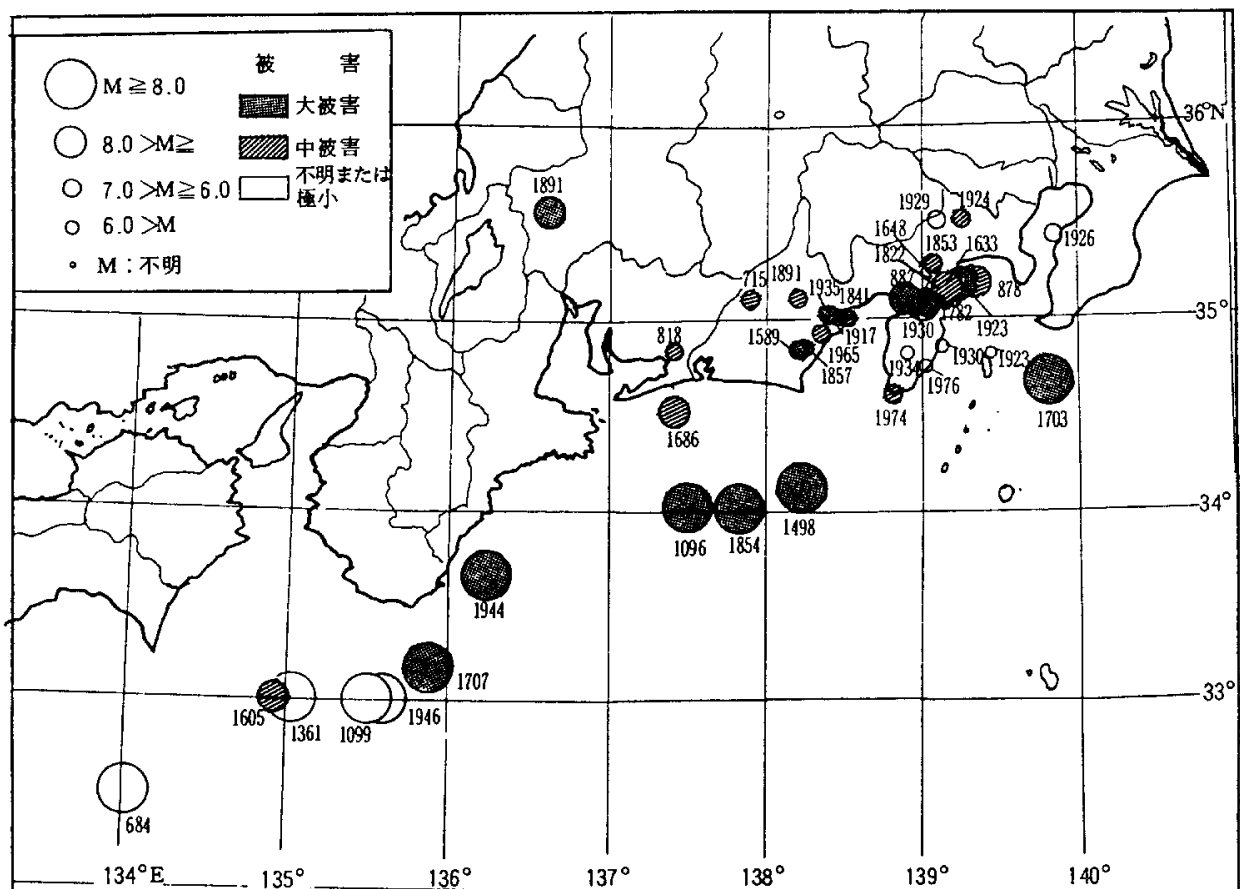
この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「御殿場市地域防災計画」の「地震対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）」第22条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

略	内 容	
目 的	平 ^常 時に実施する地震防災対策（以下「平 ^常 時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	
性 格	- 本市の地域に係る地震対策について定める。 県、市、御殿場市・小山町広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）、防災関係機関、事業所及び市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 - 第3章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定める。 「静岡県地震対策推進条例」に規定する対策についてのうち、特に緊急に実施するものについて定める。 - 状況の変化に対応できるように、必要に応じ、見直しを行う。	
構 成	この計画は本編と別紙から構成し、本編の構成は次の6章による。	
	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項
	第2章 平 ^常 時対策	平 ^常 時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等
	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策
	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策
	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策
	別 紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

第2節 過去の顕著な災害

- 本県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
 - 陸域には糸魚川―静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。
 - 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年静岡県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。
- 県下到大被害を与えた地震、および県下で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図ようになる。

日本被害地震総覧（宇佐美龍夫）に加筆



静岡県内の地震活動

日本被害地震総覧(宇佐美龍夫)に加筆

* 津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北 緯 震央地名	M 深 さ (h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西 部 (遠 江)	中 部 (駿 河)	東 部 (伊 豆)
11*	818. - - 弘仁 9. 7.-	139.3 35.2 関東諸国	7.9	[IV] 1			県東境で多少の被害があったか。
15	841. - - 承和 8. - -	138.9 35.1 伊 豆	7.0	[II] VI+			伊豆:里落完たからず。人あるいは傷き、あるいは圧没された。
22	878. 11. 1 元慶 2. 9.29	139.3 35.5 関東諸国	7.4	[II] V			相模・武蔵がとくに強かったという。県東境にも被害が推定される。相模国分寺に被害。
49	1293. 5.27 正応 6. 4.13	鎌 倉	7.1	[II]			鎌倉で大被害。伊豆での被害の可能性あり。
68*	1498. 9.20 明応 7. 8.25	138.2 34.1 東 海 道	8.6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海につながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千という。 (志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に上ること18～19町。寺川以下の田園水没す。
84*	1605. 2. 3 慶長 9.12.16	134.9 33.0 東海・南海・西海	7.9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20軒のこる。死者多し。白州丁津波。		仁科郷海溢れ陸を浸すこと12～13町。
96*	1633. 3. 1 寛永10. 1.21	139.2 35.2 駿 豆 相	7.1	[II] 1 V		吉原で家くずれ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦という文書もあり)	熱海に津波。家・田畑流失。箱根で岩くずれ道を塞ぐ。通行の人馬の死あり。
106	1648. 6.12 慶安 1. 4.22	139.2 35.2 小 田 原	7.1	[I] IV			県東境に微小被害推定される。
149*	1703.12.31 元禄16.11.23	139.8 34.7 関東諸国	8.2	[IV] 3 IV～V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。番所半分潰れ、石垣棚崩倒。箱根一三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰 160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153*	1707.10.28 宝永 4.10. 4	135.9 33.2 五畿七道	8.4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地でQuicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本・さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰 55件、死11人、破痛船53。
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か?
207*	1782. 8.23 天明 2. 7.15	139.2 35.2 武 相	7.3	[I] 1 IV～V			田方郡でつよく、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋くずる。伊豆北部に小被害の可能性あり。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
253	1853. 3.11 嘉永 6. 2. 2	139.1 35.3 小田原	6.5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。 御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で 損所ありという。
257*	1854.12.23 嘉永 7.11. 4	137.8 34.0 東海・東山・南海	8.4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1～1.5m沿岸一 帯に津波、又低地で液状化現象が各地 に見られた。とくに掛川・袋井付近の東 海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど 大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷 1、一般に山地は軽か	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計 875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水 入、無事は4軒のみ。人口3,851人のう ち、死122。
287	1882. 9.29 明治 15	139.05 35.07 熱海					熱海で落石、墓石の転倒あり。
300	1891.10.28 明治 24	136.6 35.6 愛知・岐阜	7.9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、道路破裂 19、橋梁損落1、堤防崩壊24、天竜川護 岸堤、見附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出量倍増、鉱泉 の湧出量も増加。	吉奈・湯ヶ島＋15℃、湯ヶ野＋5℃、蓮 台寺－ x℃、3～4日で復旧。
301	1891.12.24 明治 24	138.2 35.1 山中湖付近	6.4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没（長さ20間巾 3 尺、深さ 3尺）あり、道路の亀裂・山崖く ずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
430*	1923. 9. 1 大正 12	139.3 35.2 関東南部	7.9	V	県全体で死375、傷1,243 不明68、家屋全壊2,298、 半壊10,219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊東・熱海・網 代・御殿場・箱根・北郷・小山・足柄であ る。駿東郡の荒廃林野面積率は3.2%。	熱海に津波（12m）、網代で7.2m、被害 なし。下田で浸水。
433	1923. 9.10 大正 12	139.4 34.8 大島近海	5.8				稲取・下河津付近で道路破損等小被 害。
443	1926. 8. 3 大正 15	139.8 35.4 東京湾中部	6.2 35km				熱海で壁落数戸。
461	1930.11.26 昭和 5	139.0 35.1 北伊豆	7.3 0～ 5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩壊。	死259、傷566、住家全壊 2,077、半壊5,424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象がみられた。 伊東・大場・長岡・函南村間宮で火災。
476	1934. 3.21 昭和 9	138.9 34.8 天城山	5.5 0～ 10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ10余、墓石 の転倒（湯ヶ島・与市坂・白田・上河 津）。半島の温泉に異常。
479	1935. 7.11 昭和 10	138.4 35.0 静岡付近	6.3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害集中。家屋 全壊率10%以上は、高松・西大谷・東大 谷・池田・国吉田 被害計、死9、傷299、 住家全壊237、半壊1,412、清水港の岸 壁、倉庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前から70cm上 昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降する。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東北経緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部（遠江）	中部（駿河）	東部（伊豆）
506*	1944.12. 7 昭和 19	136.2 33.7 東海沖	7.9 0～ 30km	VI	遠州灘で津波の高さ1～2m。 太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県下全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。 静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509*	1946.12.21 昭和 21	135.6 33.0 南海沖	8.0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県下で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、須崎1m。
546*	1960. 5.23 昭和 35	73.5W 38.0S チリ地震津波	8.5	0	舞阪で波高1.1m。	県下で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
610*	1974. 5. 9 昭和 49	138.48 34.34 伊豆半島沖	6.9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134 半壊240、全焼5、山（か）けくずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8.18 昭和 51	138.57 34.47 河津町	5.4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624*	1978. 1.14 昭和 53	139.81 34.48 伊豆大島近海	7.0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96 同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636*	1980. 6.29 昭和 55	139.12 34.54 伊豆半島東方沖	6.7 0km	V			伊豆半島東方沖：伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。
646	1983. 8. 8 昭和 58	139.10 35.50 山梨県東部	5.8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3.18 昭和 63	139.39 35.40 東京都東部	6.0 100km	III			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7.26 昭和 63. 8.10	伊豆半島東方沖	5.2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。
	1989. 7. 3 平成元 7.12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東 北 経 緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西 部（遠 江）	中 部（駿 河）	東 部（伊 豆）
	1997. 3. 3 } 平成 9. 3.13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009.8.11 平成21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県下で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(崖)崩れ81箇所。
*	2011.3.11 平成23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011.3.15 平成23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011.8.1 平成23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

- 本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。
- また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

- 地震によって、市内でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本市において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海地震・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(※)相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (内閣府(2013))

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は、大正12年《1923年》大正関東地震に比べ広い震源域をもつ既往最大の地震とされている

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

- なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海、南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の

地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012の基本ケース））を使用している。

- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約200	約200	約200	約200
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
火災	焼失	—	—	約10	—
建物棟数		30,008	30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約200	約200	約200	約200
	半壊	約1,300	約1,300	約1,300	約1,300

「—」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物）	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	約30 （約10）	約80 （約10）		約10	約20	
	軽傷者数	約200 （約40）	約300 （約40）		約70 （約10）	約80 （約10）	
山・崖崩れ	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
火災	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
死傷者数合計	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者数	約30	約80		約10	約20	
	軽傷者数	約200	約300		約70	約80	
自力脱出 困難者数	木 造	約10	約10	約10			
	非木造	約10	約10	約10			
	合 計	約20	約20	約20			

「—」：被害わずか

（注）・端数処理のため、合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1991）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。

- ・重傷者：１ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：１ヶ月未満の治療を要する負傷者

３ 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル２の地震（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

（１）概説

- この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む。）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード９程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議（２０１１）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。
注）中央防災会議（２０１１）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。
- また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。
- 本市に最も大きい被害が想定される「東側ケース」について想定結果を掲載する。

（２）建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約６００	約６００	約６００	約６００
	半壊	約２，５００	約２，５００	約２，５００	約２，５００
液状化	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
人工造成地	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
山・崖崩れ	全壊	—	—	—	—
	半壊	—	—	—	—
火災	焼失	—	—	約２０	—
建物棟数		３０，００８	３０，００８	３０，００８	３０，００８
建物被害総数	全壊及び焼失	約６００	約６００	約６００	約６００
	半壊	約２，５００	約２，５００	約２，５００	約２，５００

「—」：被害わずか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

（３）人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物	死者数	約１０	—	約１０	—	—	—
	重傷者数	約６０ （約１０）	約１００ （約１０）		約２０	約４０	
	軽傷者数	約５００ （約６０）	約４００ （約４０）		約１００ （約１０）	約１００ （約１０）	
山・崖崩れ	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
火災	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—		—	—	
	重傷者数	—	—		—	—	
	軽傷者数	—	—		—	—	
死傷者数合計	死者数	約１０	—	約１０	—	—	
	重傷者数	約６０	約１００		約２０	約２０	
	軽傷者数	約５００	約４００		約１００	約１００	

自力脱出 困難者数	木 造	約30	約10	約20			
	非木造	約10	約20	約10			
	合 計	約40	約30	約40			

「一」：被害わずか 注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約4,400	約4,400	約4,400
	半壊	約5,200	約5,200	約5,100
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	約40	約40	約40
	半壊	約100	約100	約100
山・崖崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	約100	約200	約700
建物棟数		30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約4,600	約4,700	約5,200
	半壊	約5,300	約5,300	約5,200

「一」：被害わずか 注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物	死者数	約40 （約20）	約20 （約10）	約30 （約10）
	重傷者数	約500 （約70）	約600 （約60）	
	軽傷者数	約1,300 （約300）	約1,000 （約200）	
山・崖崩れ	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
火災	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	約10	約10	
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—	
	重傷者数	—	約10	
	軽傷者数	—	約20	
死傷者数合計	死者数	約40	約20	約40
	重傷者数	約500	約600	
	軽傷者数	約1,300	約1,000	
自力脱出 困難者数	木 造	約200	約80	約100
	非木造	約70	約100	約90
	合 計	約300	約200	約200

「一」：被害わずか 注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

- この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本市に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。
- 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動及び液状化危険度の想定をしている。
- これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約6,200	約6,200	約6,200
	半壊	約5,200	約5,200	約5,000
液状化	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
人工造成地	全壊	約50	約50	約50
	半壊	約200	約200	約200
山・崖崩れ	全壊	—	—	—
	半壊	—	—	—
火災	焼失	約200	約400	約900
建物棟数		30,008	30,008	30,008
建物被害総数	全壊及び焼失	約6,500	約6,600	約7,100
	半壊	約5,400	約5,300	約5,200

「—」：被害わずか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(3) 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 （うち屋内収容 物移動・転倒、屋 内落下物	死者数	約60 （約30）	約30 （約20）	約50 （約20）
	重傷者数	約700 （約100）	約800 （約80）	
	軽傷者数	約1,500 （約400）	約1,200 （約300）	
山・崖崩れ	死者数	—	—	
	重傷者数	—	—	
	軽傷者数	—	—	
火災	死者数	—	—	約10
	重傷者数	—	約10	
	軽傷者数	約10	約20	
ブロック塀等転 倒、屋外落下物	死者数	—	—	
	重傷者数	—	約10	
	軽傷者数	—	約20	
死傷者数合計	死者数	約60	約30	約60
	重傷者数	約700	約800	
	軽傷者数	約1,500	約1,200	
自力脱出 困難者数	木 造	約300	約100	約200
	非木造	約100	約200	約100
	合 計	約400	約300	約300

「—」：被害わずか

注）端数処理のため、合計が各数値の和に一致しない場合がある。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県、広域行政組合、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理
- (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (10) 避難の指示に関する事項
- (11) 消防、水防、その他の応急措置
- (12) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (13) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市~~有~~施設及び設備の整備又は点検
- (14) 緊急輸送の確保
- (15) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (16) 県、広域行政組合、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (17) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 地震対策計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進
- (4) 防災思想の普及
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備
- (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理
- (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、津波警報・注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発
- (11) 避難の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- (16) 緊急輸送の確保
- (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- (18) 市~~有~~、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整
- (19) その他地震災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

3 静岡県警察（御殿場警察署）

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の早期把握
- (3) 負傷者の救出救助
- (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置
- (5) 避難誘導及び二次被害の防止措置
- (6) 検視及び行方不明者の捜索
- (7) 被災地域における社会秩序の維持
- (8) 市民の安全の確保と不安解消のための広報
- (9) 関係機関の行う災害復旧、復興対策への協力
- (10) その他必要な警察業務

4 広域行政組合

- (1) 防災計画の作成
- (2) 地震防災に関する組織の整備
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 地震防災のための施設等の緊急整備
- (5) 警戒宣言発令時及び災害時における広域行政組合所有の施設及び設備の整備又は点検

5 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警察庁関東管区警察局	ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車および臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
<u>総務省中部管区行政評価局 （静岡行政監視行政相談センター）</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>
静岡財務事務所	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供移管すること
沼津労働基準監督署	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握

農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u> <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員（リエゾン）を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省（食料・物資支援チーム事務局等）との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>
経済産業省関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること ウ 被災中小企業の振興に関すること エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 イ 初動対応 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、<u>道路管理者等で構成する協議会で策定した道路啓開計画に基づき、道路啓開を実施する。</u> ウ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付

国土交通省中部運輸局	ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督 ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督 エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導 オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備 カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令 キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。
国土地理院中部地方測量部	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）	ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説 ウ 地震観測施設の整備並びに観測機器の保守 エ 地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 オ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社 東海支社	ア 郵便事業の運営に関すること イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること ウ 施設等の被災防止に関すること エ 利用者の避難誘導に関すること
日本銀行	ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療、助産、こころのケア及び肢体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置 ウ 被災者に対する救援物資の配付 エ 義援金の募集 オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 カ その他必要な事項

日本放送協会 静岡放送局東部報道室	ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・サービスセンター	ア 交通対策に関すること イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 施設等の整備
西日本電信電話NTT西日本株式会社静岡支店 株式会社NTTドコモ東海支社静岡支店	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報 ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 イ 復旧用資材等の整備 ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
御殿場瓦斯株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会 東部支部御殿場地区会	ア 需要家に対するＬＰガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社 東部管理センター	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
静岡放送(株) 沼津支社 (株)テレビ静岡 沼津支社 (株)静岡朝日テレビ 東部支部 (株)静岡第一テレビ 東部支局 静岡エフエム放送(株)	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市、 <u>区</u> 、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 御殿場支部 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県米養士会	ア 要配慮者等への食糧品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊 (板妻)	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動

(5) 公共的団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会 一般社団法人静岡県助産師会	救護班の派遣による医療救護活動の実施

富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部	ア 被災農家に対する融資あっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保 ウ 被災農家に対する営農指導
御殿場市商工会	被災商工業者に対する災害融資及び経営指導に関すること。
富士急モビリティ株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス株式会社 JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	ア 警戒宣言、東海地震予知情報、地震情報の伝達 イ バスの運転規制措置 ウ 旅客の避難、救護 エ 東海地震予知情報、バスの運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 カ 設備等の整備

(6) 地震防災応急計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務	
ア	地震防災訓練
イ	従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知
ウ	従業員等に対する防災教育及び広報
エ	災害応急対策に必要な資機材等の確保措置
オ	防災組織の整備
カ	南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達
キ	南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導
ク	南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置
ケ	地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

第2章 平常時対策

地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

（共通対策編 第2章災害予防計画 第4節「防災知識の普及計画」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（共通対策編 第2章災害予防計画 第8節「自主防災組織の育成」及び第9節「事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。）

第3節 地震防災訓練の実施

- 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として市の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

- 市は、総合防災訓練、地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- 市は、訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	ア 職員の動員 イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 オ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 カ 食料、飲料水、医療その他の救援活動 キ 消防、水防活動 ク 救出・救助 ケ 避難生活 コ 道路啓開 サ 応急復旧
地域防災訓練	ア 12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 イ この訓練は、突然発生の地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。

2 防災関係機関

- 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。
- その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機 関 名 等	重 点 事 項
東海旅客鉄道株式会社 静岡支社御殿場駅	ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達 イ 列車の運転規制方及び運転再開方 ウ 旅客の避難誘導
西日本電信電話NTT西日本 株式会社沼津支店 株式会社NTTドコモ東海 支社静岡支店	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
中日本高速道路株式会社 東京支社御殿場保全・ サービスセンター	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東京電力パワーグリッド 株式会社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
御殿場瓦斯株式会社	ア ガス供給停止等非常態勢の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について需要家等に対する広報
富士急モビリティ株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス(株) JRバス関東株式会社 JR東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達
地震防災応急計画及び 対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。
- 市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。
- 「首都直下地震地方緊急対策実施計画」における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」が兼ねるものとする。
- 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。
- 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 広域応援部隊の受援体制

- 市は、自衛隊、緊急消防援助隊、医療応援班及び災害派遣医療チーム（通称：DMAT）などの広域応援部隊の受け入れ施設などについて計画し、実践的な訓練等を通じて、広域応援部隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

- 市は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。
- ・消防団による避難誘導のための拠点施設
 - ・緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
 - ・消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
 - ・地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、資機材
 - ・消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
 - ・その他、地震災害等に対応するために特に必要と求められる消防用施設

3 火災の予防対策

- 市は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために次の取組を進める。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物取扱所	県が作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス(ＬＰガスを含む。)施設	・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
ＬＰガス消費設備	ＬＰガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階及び地下街等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。
防火関連設備等	住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及に努めるものとする。

4 建築物等の耐震対策

区 分	内 容						
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震補強を実施する。						
市が実施する耐震性の向上	次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。 (2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 (3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発 <table border="1"> <tr> <td>新 築 建築物</td><td>「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底</td></tr> <tr> <td>既 存 建築物</td><td>「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強</td></tr> <tr> <td>建 築 設 備</td><td>「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td></tr> </table> (4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。	新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底	既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強	建 築 設 備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新 築 建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底						
既 存 建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」及び「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強						
建 築 設 備	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						

公共建築物の耐震化	- 市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 - 防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
コンピュータの安全対策	市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施についての啓発を行う。
家具等の転倒防止	- 市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について、市民に対する啓発指導に努める。 - 事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について安全対策の実施を指導する。
ブロック塀等の倒壊防止	- 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60cm 以下の高さとする。 - 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12 条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 - 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
ガラスの飛散防止	市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供給ラインの耐震化	ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容				
応急危険度判定	市は、「静岡県地震対策推進条例」に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、市民に対する啓発を行う。				
災害危険区域の指定	市長は、地震等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。 <table border="1"> <tr> <td>指定の目的</td><td>災害から市民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。</td></tr> <tr> <td>指定の方法</td><td>条例により区域を指定し、周知する。</td></tr> </table>	指定の目的	災害から市民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。
指定の目的	災害から市民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。				
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。				

6 地盤災害の予防対策

- 市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。
- 市は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横 断 歩 道 橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道 路 標 識 、 交 通 信 号 機 等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電 柱 ・ 街 路 灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケード、 バ ス 停 上 屋 等	・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看 板 、 広 告 物	・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性に向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブ ロ ッ ク 塀	・既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	脱落防止等の落下物対策を図る。
ガ ラ ス 窓 等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自 動 販 売 機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹 木 、 煙 突	倒壊等のおそれがあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要 避 難 地 区 の 指 定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地、避難路の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、市民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の市民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、避難地、幹線避難路を指定する。 また、必要に応じ一次避難地を指定する。
避 難 所 の 指 定	市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容
避難誘導 体制整備	市長は、要避難地区の市民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時 <u>よりから</u> これらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

山・がけ崩れ危険予想地域等	要避難地区については次の予防措置を講ずる。	
	山・がけ崩れ危険予想地域図	・市は、県とともに協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、市民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	市民への危険性の周知	・市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の市民に対しその危険性の周知に努める。
	地震発生時	・市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等地域の実情に応じ市民のとりべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

○ 建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平_常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
市	ア 自主防災組織、事業所等及び市民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発
	イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進
	ウ 救出技術の教育、救出活動の指導
	エ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得
	イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施
	ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

○ 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編 第2章第12節「要配慮者支援計画」に準ずる。

11 生活の確保

○ 警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平_常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
市	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄
	イ 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
	ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄
	エ 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定
	オ 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
	カ 市民が実施する緊急物資確保対策の指導
	キ 給食計画の策定
市民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄
	イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備
	ウ 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進
	エ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
市	ア 水道の基幹施設（配水池・基幹管路）の耐震化、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備及び復旧資材の備蓄を行う
	イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
	ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材を整備するとともに貯水槽を設置する。
	エ 市民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導を行う。
	オ 工事業者等との協力体制を確立する。

市民	ア 家庭における貯水 (7) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 (イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。 (ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 イ 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 (7) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 (イ) 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 (ウ) ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

(3) 燃料の確保

(市、県及び重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第15節「重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画」に準ずる。)

(4) 医療救護

実施主体	内 容
市	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画に基づき、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、整備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班（DMAT等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。 ウ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。
市民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の調達計画を作成する。 エ 市民が行う防疫の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内 容
市	ア 被害想定に基づき、災害廃棄物処理計画を定める。 イ 「災害初期活動マニュアル」に基づき実施する。 ウ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

- 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておくものとする。
- なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材 イ 放送設備 ウ 照明設備（非常用発電機を含む。） エ 炊き出しに必要な機材及び燃料 オ 給水用機材 カ 救護所及び医療資機材	キ 物資の集積所 ク 仮設の小屋又はテント ケ 仮設トイレ（障がい者用を含む。）、ポータブルトイレ、携帯トイレ コ 防疫用資機材 サ 清掃用資機材 シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の 屋上への番号標示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため 小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に番号を標示する。
孤 立 予 想 地 域	市は、孤立するおそれがある地域について地名標示シート、無線施設等の整備を実施、促進す る。

(9) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握 するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の 整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努 め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

1 2 緊急輸送活動体制の整備

- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）、応急復旧等に
必要な人員、資機材等の確保について、道路管理者は国が作成する道路管理者等で構成する協議会で
策定した道路啓開等の計画も踏まえて、建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとし、必要に応
じてその見直しを行うものとする。
- 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害
となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

1 3 災害廃棄物の処理体制の整備

実施主体	内 容
市	(1)災害廃棄物処理計画を定める。 (2)災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努めるものとする。

1 4 公共土木施設等の応急復旧

- 市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・
資機材の整備に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

1 5 情報システムの整備

- 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度
化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オ
ンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

1 6 緊急輸送用車両等の整備

- 災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

- 文化財建築物、文化財所蔵施設の所有者等及び静岡県重要文化財等所有者連絡協議会は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必 要 な 対 策	
ア	文化財等の耐震措置の実施
イ	安全な公開方法、避難方法の設定
ウ	南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ	地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ	文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ	地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第3章 地震防災施設緊急整備計画

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）」に基づく地震対策緊急整備事業、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

東海地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整 備 方 針
(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を ~~予めあらかじめ~~ 除去又は軽減すること。 (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。 (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備 及び消火用水対策	- 地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車、防火水槽、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設の整備を図る。 - 河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び情報 処理体制の整備	- 地震発生時及び警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 - このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。 - 情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。 - 住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難地の整備を図る。
避難路の整備	幹線避難路等市長の指定する避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用道路の 整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
共同溝、電線共同 溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び市と調整を行いつつ整備を図る。
老朽住宅密集市街 地地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

3 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道 路 の 整 備	- 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 - 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 - 第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路）を指定し、人員、物資の輸送に支障のないように整備する。
交通管制施設の整備	災害時の交通の混乱を防止し、円滑な緊急輸送を実施するために、交通情報の収集又は提供に係る交通管制施設の整備を図る。
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設	- 地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 - 地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	- 地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。 - ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、耐震補強を行う。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
防災倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画の内容を踏まえて対応の概要を定めるものとし、市の対応の概要を以下のとおり定める。

市は、防災対応の概要を定めた後、引き続いて防災対応の詳細を検討し、地域防災計画またはその他の計画に位置づけるものとする。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	事前配備体制（情報収集体制） 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 左記情報が発表された旨を周知し、各所属で情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ・情報の伝達 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載しているイ〜カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50Km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆ

っくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する他すぐに避難を行える態勢を維持する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の市の防災対応の概要について定める。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	警戒本部体制 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。

市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、その対策を定めるものとする。

第5節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとするとなっている。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第7節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第8節 交通

1 道路

警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとするとなっている。

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

2 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運航するために必要な対応を行うものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運航規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第9節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
ダム、ため池及び用水路	ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	・土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町等の連絡体制を整える。 ・巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定多数かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれの施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保

施設の特性に 応じた主要な個別事項	病院	- 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 - また、入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等を伝達する方法をあらかじめ定める。 - 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上、階層への垂直避難等の準備を検討する。 - 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。
	学校	児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について ア 高齢者等事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、特別支援学校の1週間程度の休校措置。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 住民事前避難対象地域に位置する幼稚園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の1週間程度の休校措置。 その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 ウ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確保など後発地震に備えた再確認を実施する。
	社会福祉施設	- 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 - なお、要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 - 事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第10節 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。この際、地区区分を基本とした各種施策を実施して地域のコミュニティ（絆）の確保に留意する。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市、県及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市

区分	内 容	
災害対策本部	災害対策本部の設置	- 警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。 - 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、御殿場市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
	組織及び事務	- 災害対策本部の編成及び運営は、御殿場市地域防災計画（共通対策編）の定めに従う。 - 災害対策本部及び支部が所掌する事務の主なものは次のとおりである。 - ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 - イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 - ウ 消防、水防その他の応急措置 - エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に基づく応援部隊等の受入 - オ 被災者の救助、救護、その他の保護 - カ 施設及び設備の応急の復旧 - キ 防疫その他の保健衛生 - ク 避難指示又は警戒区域の設定 - ケ 緊急輸送の実施 - コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 - サ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 - シ 自主防災組織との連携及び指導 - ス ボランティアの受入れ
職員動員及び配備		- 市災害対策本部が設置されたときは、本部室構成員は直ちに本部室に集合して災害応急対策にあたる。 - 災害対策本部の各部長・各支部長及び班長は、直ちに災害応急対策にあたる。 - 各支部及び上記以外の職員は所定の場所へ速やかに参集し、班長の指示のもとに災害応急対策にあたる。 - 災害により登庁できない職員は、登庁可能となるまでの間、最寄りの支部に参集し、支部長の指示のもとに災害応急対策にあたる。
消防機関の措置	消防本部	- ア 被害状況等の情報の収集と伝達 - イ 消火・救急・救助活動 - ウ 地域住民等への避難指示の伝達 - エ 火災予防の広報
	消防団	- ア 被害状況等の情報の収集と伝達 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動 - ウ 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 - エ 地域住民等の避難地への誘導 - オ 危険区域からの避難の確認 - カ 自主防災組織との連携、指導、支援
広域行政組合		消防長は、地震が発生したときは、消防本部・消防署に警防本部を設置する。組織及び所掌事務は消防計画による。

2 防災関係機関

(共通対策編第1章総則第1節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。)

第2節 情報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節「通信情報計画」に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節「災害広報計画」に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第19節「輸送計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第3節「動員・受援計画」に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第23節「消防計画」に準ずる。)

2 水防活動

御殿場市水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

第7節 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節「避難救出計画」に準ずる。)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編 第3章災害応急対策計画 第17節「社会秩序維持計画」に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節「交通応急対策計画」に準ずる。)

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、~~9種~~災害者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第9節「食料供給計画」及び第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

2 給水活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第11節「給水計画」に準ずる。)

3 燃料の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第10節「衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画」に準ずる。)

4 医療救護活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第13節「医療・助産計画」に準ずる。)

5 し尿処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

6 廃棄物（生活系）処理

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

7 災害廃棄物

(共通対策編第3章災害応急対策計画第15節「清掃及び災害廃棄物処理計画」に準ずる。)

8 防疫活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第14節「防疫計画」に準ずる。)

9 遺体の搜索及び措置

(共通対策編第3章災害応急対策計画第16節「遺体の搜索及び措置埋葬計画」に準ずる。)

10 応急住宅の確保

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節「被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画」に準ずる。)

11 ボランティア活動への支援

(共通対策編第3章災害応急対策計画第25節「ボランティア活動支援計画」に準ずる。)

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編第3章災害応急対策計画第21節「応急教育計画」に準ずる。)

第 1 2 節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 22 節「社会福祉計画」に準ずる。)

第 1 3 節 市有施設及び設備等の対策

(共通対策編第 3 章災害応急対策計画第 32 節「市有施設及び設備等の対策計画」に準ずる。)

第 1 4 節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係のある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分		内 容
水 道		ア 災害の発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 ウ 配管の仮設等による応急給水に努める。 エ 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。
電力 東京電力パワーグリッド株式会社		ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 イ 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。
ガス ・御殿場瓦斯株式会社 ・社団法人静岡県 L P ガス協会東部支部御殿場地区会		ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及び L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及び L P ガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
通 信	西日本電信電話 NTT 西日本株式会社沼津支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル 1 7 1、災害用伝言板 web 1 7 1 サービスを提供する。 (ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
	株式会社 N T T ドコモ東海支社 静岡支店	ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 (ア) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、 <u>災害用音声お届けサービス</u> を提供する。 ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
放送（日本放送協会、民間放送会社）		ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

市中金融	ア 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 イ 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ウ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申合わせを行い次の措置を講ずる。 (ア) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 (イ) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い (ウ) 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道	ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路	ア 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 イ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ウ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 エ 道路管理者は、交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、御殿場警察署に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第15節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

○ 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

○各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項	
病院、診療所、百貨店、スーパー等	ア 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 イ 地震及び津波に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。 ウ 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。	
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。	
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な災害時要援護者の安全確保に必要な措置等に配慮する。	
水道、電気及びガス事業	水道	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。
	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 市

区 分	内 容	
市震災復興本部	設 置	市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、市震災復興本部（以下「市復興本部」という。）を設置する。
	市災害対策本部との併設	市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 市震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金への協力 オ 相談窓口等の運営 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
市災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。	
防災会議の開催等	- 市復興本部が設置された場合、必要に応じ、市防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 - 招集される市防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて市防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 - 市防災会議は、市復興本部との調整を図るものとする。	

2 静岡県警察（御殿場警察署）

社会秩序を維持する活動	~~第4章第8節及び、~~ 第5章第8節に規定する「社会秩序を維持する活動」に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章第9節「交通の確保対策」に準じた活動を行う。

3 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
<u>総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)</u>	<u>ア 被災者への生活支援情報の提供</u> <u>イ 専用電話を備えた相談窓口の開設</u> <u>ウ 特別行政相談所の開設</u>
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	<u>食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握</u> <u>農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。</u> <u>ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告</u> <u>イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整</u> <u>ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告</u> <u>エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務</u>
経済産業省関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 電気の安全確保に関すること ウ ガスの安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。 ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。
国土交通省中部運輸局	・陸上輸送に関すること ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置 イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん
国土地理院 中部地方測量部	ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。 イ 地理情報システムの活用を図る。 ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説

環境省 関東地方環境事務所	ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 ウ 行政機関等との連絡調整、 <u>被害状況</u> 、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等 エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	ア 所管財産使用に関する連絡調整 イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社 (御殿場郵便局)	ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除 イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金募集配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局東部報道室)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (東京支社御殿場保全・サービスセンター)	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
<u>西日本電信電話NTT西日本</u> 株式会社 株式会社NTTドコモ東海 支社静岡支店	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、市及び県と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 シクシス株式会社	LPGタンクローリー等によるLPGガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPGガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行

東京電力パワーグリッド株式会社	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する。

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社 (御殿場瓦斯株式会社)	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県ＬＰガス協会東部支部御殿場地区会	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・ＰＲする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区	ア 管轄する施設（用水路、取水門、頭首工等）が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食糧品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

第２節 激甚災害の指定

（共通対策編 第４章 復旧・復興対策 第２節「激甚災害の指定」に準ずる。）

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

区 分	内 容
基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

区 分	内 容
基本方針	（１）災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 （２）復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他
その他の財源確保策	復興を目的とした公営競技等の開催による復興財源の確保を検討する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

1 震災復興基金の設立への協力

- 市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。
- 市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	（１）被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 （２）そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。

実施主体	内 容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農村の復興

被災した市街地・農村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農村復興計画の策定

基本方針	（１）被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 （２）このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農村復興計画を策定する。
実施事項	都市・農村の復興方針を定めた都市・農村復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	市街化区域内の市街地が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。
被害状況の把握	市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
建築基準法第84条による建築制限の実施	・特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に「建築基準法」第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 ・必要に応じ、建築制限期間を延長する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また、 <u>県</u> と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案の作成及び事業実施	・緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 ・都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、<u>事業</u>を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農村の復興（主に市街化調整区域）

基本方針	市街化調整区域の農村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。
被害状況の把握	市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
集落復興基本計画の作成	県の復興基本方針を踏まえ、また、 <u>県</u> と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を策定する。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	市街化区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を <u>作成</u> し、都市計画決定を行う。
復興都市計画案の作成及び事業実施	・市街化区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。 ・都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し、集落復興計画を作成し実施する。
集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また <u>県</u> と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について <u>県</u> と協議を行う。

災害公営住宅等の供給	・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
支給対象者の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

（共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援「2 被災者の経済的再建支援」に準ずる。）

4 雇用対策

基本方針	失業者の発生を未然に防ぎ、被災者の経済的な生活基盤を確保し、迅速な生活再建を図るための支援を実施する。
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	（１）高齢者や障害のある人等のいわゆる要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 （２）生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
被災状況の把握	・「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 - ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 - イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、「広報ごてんば」などを活用し、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
生活再建支援策の広報・PR	市広報誌等を活用し、震災関連の広報・PRを行う

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。

実施主体	内 容	
県 警 察 (御殿場警察署)	・災害総合相談所において、倒壊家屋の解体や修復工事に係る不当な価格要求等の悪徳商法、暴力団の介入事案等に関する相談に対応する。 ・県及び市の相談窓口等と連携を図り、相談体制の充実を図る。	
市	相談窓口等の開設	・発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	・電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体	内 容	
市・県	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
実施事項	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ、市独自のイベント・商談会等を実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ、誘客対策を実施する。

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

（以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第４－２章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。）

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「東海地震注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市・県・防災関係機関等は、できる限り市民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第１節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

１ 市

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	- 東海地震注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて御殿場市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。 - 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

応急対策の内容	東海地震注意情報発表時に実施する応急対策の主な内容は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 キ 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 ク 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保 ケ 必要に応じて要配慮者等の避難のための避難地の開設 コ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備 サ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携 (7) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。 (1) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に要請する。 (1) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。 シ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
消防、水防機関の措置	・消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等 ・消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保 ・必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

発	内 容
警戒本部	・市長は、警戒宣言が発せられたときは、御殿場市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。 ・警戒本部の組織及び所掌事務は、御殿場市地震災害警戒本部条例（昭和54年御殿場市条例第50号）及び御殿場市地震災害警戒本部運営要領（平成8年9月17日施行）の定めるところによる。（資料編1-5-2） ア 警戒宣言、東海地震予知情報の市民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達 イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携 (7) 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。 (1) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を管轄警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。 (1) 市民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。 ウ 避難指示又は警戒区域の設定 エ 消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備 オ 消防、水防等の応急措置 カ 避難者等の救護 キ 緊急輸送の実施 ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
消防、水防機関の措置	警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難指示の伝達 エ 出火防止のための広報

消防団	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を市民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む。） オ 市民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確保のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動
	ア 本部室構成員、本部室付職員は、警戒宣言発令時には、直ちに本部室に参集し、防災業務につく。 イ 各班の班長は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所において防災業務につく。 ウ 支部に所属する職員及び各班において地震防災応急対策を実施するようあらかじめ定められた職員並びに避難地へ派遣される職員は、警戒宣言が発せられたときは、直ちに所定の場所において防災業務につく。 エ 上記以外の職員で、本来の勤務地へ登庁することが困難な場合においては、動員要請に応ずることができるよう最寄りの支部へ参集する。 オ 警戒宣言発令期間が長期化し、防災業務に長期間従事したことにより健康上あるいはその他問題があると認められるときは、各部長及び支部長は、これらの職員を増員又は交替させることができる。この場合において、総務部長と協議するものとする。増員又は交代要員として指名された職員は、それぞれの指名区分に従って直ちに配備体制につくものとする。

2 広域行政組合

区 分	内 容
警防本部の設置、組織及び事務分掌	御殿場市・小山町広域行政組合消防長（以下「消防長」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、消防本部に警防本部を設置する。組織及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防計画（以下「消防計画」という。）による。
消防職員動員（配備）	消防計画による。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。 ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市が実施する応急対策の連絡調整 カ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監視

総務省中部管区行政評価局 (静岡行政監視行政相談センター)	被災者への情報提供及び行政相談等を実施するための準備
財務省東海財務局	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握 農林水産省各局庁、関東農政局企画調整室及び静岡県拠点地方参事官、森林管理局の指示により静岡県に連絡要員(リエゾン)を派遣し、以下の業務を実施する。 ア 農作物、営農施設、農地・農業用施設及び森林・林業施設等の被害状況や応急対策の措置状況等に関する、被災自治体が把握している情報の収集及び地方農政局又は森林管理局への報告 イ 応急用食料・物資の支援に係る静岡県担当者、内閣府リエゾン及び農林水産本省(食料・物資支援チーム事務局等)との連絡調整 ウ 静岡県の食料・物資支援拠点における応急用食料・物資の到着状況に関する、食料・物資支援チーム事務局及び関東農政局への報告 エ その他農林水産本省各局庁、関東農政局又は森林管理局が指示する業務
経済産業省関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること
経済産業省関東東北産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること
国土交通省中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 営繕施設対策等 (エ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土地理院 中部地方測量部	ア 関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて事態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁(本庁)に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便物、施設等の被災防止
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 被災者に対する救援物資の配布 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検

東海旅客鉄道株式会社 (静岡支社御殿場駅)	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話NTT西日本 株式会社 株式会社NTTドコモ東海 支社静岡支店	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
東京電力パワーグリッド株式会社	ア 静岡総支社御殿場営業センターに地震災害警戒本部御殿場分駐の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社(静岡支店) ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連 合会中部支部 一般社団法人全国中小建設 業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
御殿場瓦斯株式会社	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協 会 (東海支部御殿場地区会)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社 (本部管理センター)	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送

一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

(4) 公共的団体

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人御殿場市医師会 静岡県北駿薬剤師会 駿東歯科医師会	医療救護活動のための救護班の派遣及び派遣準備
富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部	ア 被災農家に対する融資のあっせん及び共催事業の実施 イ 種苗及び肥料の確保 ウ 被災農家に対する営農指導
御殿場市商工会	物資の供給、物価の安定への協力
富士急モビリティ株式会社 箱根登山バス株式会社 小田急箱根高速バス株式会社 ＪＲバス関東株式会社 ＪＲ東海バス株式会社 京浜急行バス株式会社	ア 東海地震予知情報、警戒宣言の伝達 イ バスの運転規制 ウ バスの運行状況、乗客の避難状況等の広報

4 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 市への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	ア 市への現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 市

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	(1)県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、広域行政組合消防本部通信司令課において行うものとする。 なお、市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとする。 (2)警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。 (3)東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	- 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。 - 消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。 - 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 - ア 避難の状況 - イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 - ウ 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 - エ ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 - オ 情報の変容、流言等の状況 - カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 - キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） - ク 消防職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） - ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	- 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、東部方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。 - その主なものは、次のとおりである。 - ア 避難の状況 - イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	市から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ市に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1)収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 (2)警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮するものとする。

1 市

区 分	内 容
広 報 事 項	- 市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 - 広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 - その主なものは、次のとおりである。 - ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 - イ 家庭において実施すべき防災対策 - ウ 自主防災組織に対する防災活動の要請 - エ 交通機関運行状況及び道路交通情報
広報実施方法	- ア 同時通報用無線、FM放送、CATV、広報車等 - イ 自主防災組織を通じての連絡 - ウ 県に対する広報の要請

2 防災関係機関

区 分	内 容
広 報 事 項	- 防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は県が作成した「情報広報実施要領」による。 - その主なものは、次のとおりである。 - ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 - イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。

3 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情 報 源	情 報 内 容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況、地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、静岡エフエム、TOKAIケーブルネットワーク、エフエム御殿場、広報車	市域内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、地域の情報・指示・指導等
自主防災組織を通じての連絡	市からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達
インターネット	地域の情報・指示・指導等
デジタルサイネージ	地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	(1) 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ (4) 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ (5) 東海地震注意情報発表時に山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施にあたっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容										
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。										
情報の収集・伝達	- 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 - 東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。 - 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。										
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。										
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。										
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。 <table border="1"> <tr> <td>家具の転倒防止</td><td>家具類の固定状況を確認する。</td></tr> <tr> <td>落下等防止</td><td>タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。</td></tr> <tr> <td>出火防止</td><td>火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。</td></tr> <tr> <td>備蓄食料・飲料水の確認</td><td>備蓄食料及び飲料水を確認する。</td></tr> <tr> <td>病院・診療所の外来診療</td><td>災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。</td></tr> </table>	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。
家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。										
落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。										
出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。										
備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食料及び飲料水を確認する。										
病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。										
避難活動	<table border="1"> <tr> <td>避難行動</td><td> - 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。 - 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 - 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 - 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。 </td></tr> <tr> <td>避難生活</td><td> - 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 - 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 - 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。 </td></tr> </table>	避難行動	- 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。 - 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 - 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 - 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。	避難生活	- 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 - 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 - 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。						
避難行動	- 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。 - 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。 - 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。 - 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。										
避難生活	- 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 - 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 - 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。										
社会秩序の維持	- ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 - 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。										

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 市

区 分	内 容								
緊急輸送対象の基本方針	(1) 地震防災応急対策に必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) 自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときには、県に対して必要な措置を要求するものとする。 (3) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 (4) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (5) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他物資に不足が生じた場合には、必要に応じ県警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。								
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 イ 緊急の処置を要する患者 ウ その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。								
輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1" data-bbox="391 1059 1420 1227"> <tr> <td>陸上輸送</td><td> ・緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。 </td></tr> <tr> <td>航空輸送</td><td> ・県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。 </td></tr> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 市有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	・緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	航空輸送	・県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。				
陸上輸送	・緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 ・国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。								
航空輸送	・県に対し、県及び県警察のヘリコプターの要請、自衛隊に航空輸送の支援を依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。								
緊急輸送の調整	・市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 ・この場合、次により調整することを原則とする。 <table border="1" data-bbox="400 1503 1331 1709"> <tr> <th>優先順位</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>第1順位</td><td>市民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第2順位</td><td>防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送</td></tr> <tr> <td>第3順位</td><td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td></tr> </table>	優先順位	内 容	第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
優先順位	内 容								
第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								

2 防災関係機関

実施主体	内 容
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の地震防災派遣を要請を要求するものとする。

区 分	内 容
県知事に対する 連 絡 の 内 容	市長は、県知事に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣要請を要求するものとする。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域 エ その他参考となるべき事項（道路経路、受け入れ状態等）
地震防災派遣部隊 の受入	・警戒本部は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	（1）市が、市地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。 また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち災害時要援護者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 なお、この場合、市は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、要配慮者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。
	（2）避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用 of 適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
	（3）避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
	（4）避難誘導や避難地での生活に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。
	（5）その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。
避難のた めの指示	指示の基準 市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達 方法 ・市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。 ・市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。

	避難に関しての周知事項	- 市（消防機関を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 - 東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては避難行動要援護者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発表された時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 - ア 避難対象地区の地区名 - イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 - ウ 避難経路及び避難先 - エ 避難する時期 - オ 避難行動における注意事項（携行品、服装等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関しての周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市長は、警戒宣言が発表された時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難計画の作成		- 避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 - 避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。
避難状況の報告		(1) 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から直接に、又は御殿場警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。 ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 (7) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。） (4) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (9) 市等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。 (7) 避難地名 (4) 避難者数 (9) 必要な救助・保護の内容 (1) 市等に対する要請事項
		(2) 市は、避難状況について県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

区 分	内 容	
基本方針	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、避難地ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。 避難所の運営に当たっては、避難所ごとに<u>予めあらかじめ</u>定めたルールやマニュアル、市の「避難所運営マニュアル」や「避難生活の手引き」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（内閣府）等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。	
避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	- 山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 - 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

	設 置 期 間	- 警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 - 避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	避難地の運営	- 市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を設置・運営する。 - 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 - 避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 - 自主防災組織は、避難地を自主的に運営し、市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予 想 さ れ る 混 乱	ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱
市 の 実 施 事 項	(1) 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察官等の情報により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。 (2) 道路状況について、御殿場警察署との連携を密にして情報収集を行う。 (3) 各支部を通じ、各自主防災組織との連絡、情報収集を行う。 (4) 生活物資の異常な価格の高騰、買い占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づく措置を要請する。
自 主 防 災 組 織 の 実 施 事 項	(1) 避難者がいる場合、避難地の見回りを各自主防災組織において実施する。 (2) 各自主防災組織は会長を中心に情報を密にし、デマ等による混乱防止に努める。 (3) 市との情報連絡を積極的に行う。
御 殿 場 警 察 署 対 する 要 請	(1) 避難者がいる場合、避難地等に対して警ら活動の強化と、混乱防止、犯罪予防取り締まり、必要により臨時交番の設置等 (2) 犯罪情報の収集 (3) 駅、生活物資集積所等の重要施設に対する警備、必要により警備部隊の配備 (4) 集団不法行為、暴利行為の予防、取り締まり (5) 流言飛語が横行した場合の原因の究明及び適切な情報提供 (6) 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期の指導 なお運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理することの指導 (7) 自主防災組織や民間企業内組織等の効率的な活動のための支援

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	- 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。 - 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	- 走行中の車両は次により行動する。 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 - ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 - 避難のために車両を使用しない。

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 - ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 - イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 - ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。 - ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。 - イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。 - ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。 - エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。 - オ 交通規制に際しては、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合において、必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法第24条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容
県内への一般車両の流入制限	- 隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両（軽車両を除く。）のうち、大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両（以下この編において「緊急輸送車両」という。）以外の車両を極力制限する。 - この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
県内における車両の走行抑制	県内における一般車両の走行は極力抑制する。
交通規制	- 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。 - 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。 新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、国道138号バイパス

緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。	
	路線	検問所設置場所
	新東名高速道路	長泉沼津IC
	東名高速道路	御殿場IC,裾野IC,沼津IC
	東富士五湖道路	須走IC
	国道138号バイパス	仁杉IC,ぐみ沢IC
	市の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。	

(4) 緊急輸送車両の確認等

- ア 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- イ 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、は、事前に必要事項の届出を申出することができる。
- ウ これらの届出申出等及び確認の手続きについては、別に定める。

(5) 道路上にある障害物の除去

- 市長は、御殿場警察署と協力して市が指定した避難路、緊急輸送路の障害物の除去に努めるものとする。
- 除去する物件は、次のとおりとする。
- ア 道路上及び沿道に駐車してある自転車、オートバイ、自動車等
- イ その他路上に放置されている物件
- ウ その他二次災害の発生原因となるもの

(6) 道路工事等の措置

- 道路工事者は、道路における工事中の箇所について工事の中断、補強、仮設応急措置、その他の保安措置を行い、安全な交通を確保するものとする。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	ア 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。
	イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。
	ウ 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。
	エ 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	オ 市は、緊急物資集積所の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。
	カ 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

ア 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
イ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、その供給は、原則として有償とする。
ウ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 市及び自主防災組織等がとる措置

実施主体	内 容
市	ア 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。 イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。 ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。
自主防災組織及び市民	・自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。 ・また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び自主防災組織等は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
市	ア 住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。 ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 エ 応急復旧体制の準備をする。 オ 工事業者等へ応急復旧の協力要請及び復旧機材の確認を行う。
自主防災組織及び市民	ア 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 イ 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
市	ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。 イ 救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 ウ 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 エ 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 オ 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

実施主体	内 容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。
廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 11 節 市有施設設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

- 警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

ア 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。
 イ 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。
 ウ 防災行政無線の親局をあらかじめ定めた位置に搬送する。
 エ 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、道路、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。
- 東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
道 路	道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
その他の公共施設	ア 防災応急計画による施設の防災対策の準備的措置を行う。 イ 警戒宣言発令と同時に施設の稼動を停止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。 ウ 関係業者等との連絡体制を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
道 路	ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報を道路利用者に対して行う。 イ 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 エ 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 オ 幹線避難路における障害物除去に努める。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部（本庁舎）、支部（各支所等）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
その他の公共施設	ア 防災応急計画により施設の防災対策を行う。 イ 施設の稼動を停止し、点検及び保安措置を行う（一部施設を除く）。 ウ 関係業者等へ応急復旧の協力要請を行うとともに復旧資機材の確認を行う。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- ア コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。
イ 重要なデータから順次安全な場所に保管する。
ウ 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
水道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社)	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
ガス (御殿場瓦斯(株))	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
通信 (西日本電信電話NTT西日本株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ひくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。
市中金融	- 金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 - 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、移動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。
鉄道	列車の運転規制等 - 旅客列車については、運行を継続する。 - 貨物列車については、強化地域への進入を禁止する。
	旅客等に対する対応 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バス	- 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 - 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 - 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 - 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。
道路	- 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 - 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 - 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	- 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。) - 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)
スーパー、小売店舗	- スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 - 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水道	・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電力 (東京電力パワーグリッド株式会社)	・電力の供給は継続する。 ・地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。
ガス (御殿場瓦斯(株))	・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
通信 (西日本電信電話NTT西日本株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社)	・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 ・このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、<u>西日本電信電話NTT西日本株式会社</u>及び<u>東日本電信電話NTT東日本株式会社</u>の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 ・災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171 <u>及び災害用音声お届け</u>の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 ・地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
市中金融	金融機関の営業
	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 (ウ) 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>予めあらかじめ</u>定めた店舗において運転の継続に努める。 (エ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
	イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 (ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 (イ) ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、<u>予めあらかじめ</u>定めた店舗において運転の継続に努める。 (ウ) ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。
	ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
	エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。
	オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業
	ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。
	イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。
	ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。
	エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
鉄道	列車の運転規制
	・御殿場線は、全線について列車の乗り込みを規制する。 ・運転中の列車は、原則として最寄りの駅に停車させる。
	旅客等に対する対応
	・警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、<u>予めあらかじめ</u>定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 ・滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、避難地へ避難させる等必要な措置をとる。

バス	・バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や東海地震予知情報が伝達される。また、市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 ・警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
道路	・強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 ・強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 ・強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 ・高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 ・走行車両は低速走行する。
病院・診療所	・救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー・小売店舗	・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 ・顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 ・営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

＜各施設・事業所に共通の事項＞

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

- 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- 建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする

共通に定めるべき事項	(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 ・東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保に関する事項 ・施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 ・避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
	(3) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・東海地震注意情報の内容と意味等 ・当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 ・冷静な対応の実施 ・公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 ・当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容 ・その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
	(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

○警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

○ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
	(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	(3) 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 ・情報収集・伝達手段の確保 ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
	(4) 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること ・警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 ・当該施設における地震防災応急対策の内容 ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報
	(5) 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病 院 ・ 診 療 所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
スーパー・小売店舗	東海地震注意情報発表時	- 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 - 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 - 市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、市との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 - 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	- 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 - 営業の継続にあたっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 - 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 - 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	- 警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 - 応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園	○教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、市は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。 ○学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。 ○生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。	

	東海地震 注意情報 発表時	- 生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 - ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 - イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 - また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 - ウ 家族等への引き渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
	警戒宣言 発令時	- 生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 - 家族等への引き渡しに困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議しておく。
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	- 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 - ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 - イ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言 発令時	- 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 - 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 - ア 家族等への引渡し - イ 家族等への引渡しに困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

第 1 4 節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 エ 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検	
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 1 3 節の規定に準ずる。	
	学校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達 イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立 ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置 エ 消防、水防等の事前措置 オ 応急救護 カ 施設及び設備の整備及び点検 キ 防災訓練及び教育、広報	
施設の特性に応じた主要な個別事項	学校等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第 1 3 節の規定に準ずる。	
	学 校	ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等） イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	水道用水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害予防措置

第7章 津波対策

御殿場市の区域において津波の影響を受けることはないが、市民が沼津市や伊豆半島の市町に滞在する機会も多く、津波に遭遇し被害を受けることも想定されることから、沿岸地域の市町の津波からの避難対策の措置事項や住民や行楽客が実施すべき自衛措置を記述する。

第1節 予想される災害

1 駿河トラフ・南海トラフ沿い及び相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波による被害想定

(1) 想定される津波の高さ

- 津波は水深が浅くなると急激に高くなる。遠浅の海岸では段波状になることもある。
- 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震による津波高は、駿河湾で3m～11m程度、遠州灘で5m～7m程度、伊豆半島南部で7m～9m程度、伊豆半島東部で2m～4m程度である。
- 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震による最大津波高さは、伊豆半島東部で4m～7m程度、伊豆半島南部で4m～7m程度、駿河湾内で2m～3m程度、遠州灘で1m～2m程度である。
- 地震に伴う海底地すべり等の局所的な現象により、今回示した津波の高さを超える高さの津波が発生することもありうる。

レベル1の地震による津波の高さ

(単位：T.P.+m)

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波								相模トラフ沿いで発生する地震・津波	
	東海地震		東海・東南海地震		東海・東南海・南海地震		左のうち最大			
	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均
富士市	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
沼津市	7	4	7	4	6	4	7	4	4	2
伊豆市	7	5	7	5	7	5	7	5	2	2
西伊豆町	7	5	7	5	7	5	7	5	2	2
松崎町	8	5	8	5	8	5	8	5	2	2
南伊豆町	7	5	7	5	7	5	7	5	4	2
下田市	9	4	9	4	9	4	9	4	5	3
河津町	4	3	4	3	4	3	4	3	4	3
東伊豆町	3	3	3	3	3	3	3	3	4	3
伊東市	3	2	3	2	3	2	3	2	7	4
熱海市	2	2	2	2	2	2	2	2	7	5

(2) 想定される津波の到達時間

- 津波の速さは海の水深が浅くなるほど遅くなる。陸上に遡上した津波はほぼ人間が全速力で走る程度の速さである。
- 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震による津波では、海岸での水位上昇が50cmを超えるまでの時間は、駿河湾内で地震発生直後～数分程度、遠州灘で数分～10分程度、伊豆半島南部の下田付近で10数分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で10数分～20数分程度である。
- 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震による津波では、海岸での水位上昇が50cmを超えるまでの時間は、伊豆半島東部の伊東・熱海で数分～10分程度、伊豆半島南部の下田付近で10分程度、駿河湾内で30～40分程度、遠州灘で40分以上である。
- 津波は第1波、第2波、第3波…と繰り返し到達するが、必ずしも第1波が最大とは限らず、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合がある。したがって、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。

レベル1の最短到達時間

(単位：分 四捨五入)

市町名	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震					相模トラフ沿いで発生する地震				
	+50cm	+1m	+3m	+5m	最大	+50cm	+1m	+3m	+5m	最大
富士市	2	3			11	37	43			46
沼津市	2	2	3	7	13	36	42	49		48
伊豆市	2	3	3	6	6	35	89			113
西伊豆町	3	3	4	5	5	31	41			116
松崎町	3	4	4	4	7	27	33			58
南伊豆町	3	4	4	4	6	18	20	24	44	46
下田市	13	13	15	17	23	10	11	14	35	37
河津町	17	18			20	9	9	14		31
東伊豆町	17	18			47	6	6	7		65
伊東市	19	20			26	3	3	4	6	10
熱海市	24	36			159	3	3	4		9

※到達時刻算出の基準面：潮位などを加味した計算上の基準面

(3) 想定される津波による建物等被害（レベル1）

(単位：棟)

	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	全壊	約2,400			約2,400
	半壊	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000
相模トラフ沿いで発生する地震	全壊	約900			
	半壊	約2,300	約2,300	約2,300	

注）・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊

・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(4) 想定される津波による人等被害（レベル1）

(単位：人)

	区分	被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約400	約100	約200	約60	約40	約50
		軽傷者数	約800	約300	約400	約100	約80	約100
	早期避難率低	死者数	約9,000	約5,700	約7,300	約1,000	約700	約800
		重傷者数	約500	約400	約400	約60	約40	約50
		軽傷者数	約1,000	約700	約900	約100	約80	約100
相模トラフ沿いで発生する地震	早期避難率高＋呼びかけ	死者数	約2,300	約600	約900			
		重傷者数	約100	約50	約70			
		軽傷者数	約200	約100	約100			
	早期避難率低	死者数	約2,900	約1,700	約2,400			
		重傷者数	約200	約100	約200			
		軽傷者数	約400	約300	約400			

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、駿河トラフ・南海トラフの地震のときで約2,200人（早期避難率高＋呼びかけ）～約9,200人（早期避難率低）、相模トラフの地震のときで約1,600人（早期避難率高＋呼びかけ）～約4,600人（早期避難率低）

2 遠地津波

- チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	・遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。 ・遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。 ・過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。 ・過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。
特 徴 等	・津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。 ・遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。 ・遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。 ・遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2節 津波情報

1 津波情報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

○気象庁本庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

○地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10 m<高さ	10 m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高大や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5 m<高さ≤10 m	10 m		
		3 m<高さ≤5 m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1 m<高さ≤3 m	3 m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2 m<高さ≤1 m	1 m	（表記なし）	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯刷りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

○津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

○津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

ア 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的な表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻通し引き、才及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で表現する。
- ・最大波の観測値及び推定地については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定地が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

イ 最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>3m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤3m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ>1m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≤1m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

エ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中でも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予想

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されるとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入った作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

第3節 避難活動

津波災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

1 避難対策

基本方針	津波災害発生時においては、要避難地区の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。

(1) 津波からの避難対策

沿岸地域の市町においては、津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとるものとする。

区 分	内 容
津波注意報が発表された場合	- 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難の指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難の指示については、「第4-2章 第7節 避難活動 1 避難対策」の「2 避難のための指示」に準ずる。 - 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。 - 海水浴客、釣り人及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、避難の指示の伝達に努める。
津波警報が発表された場合	市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	市町長は、直ちに要避難地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	ア 海面の監視 気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 イ 報道の聴取 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。 ウ 避難の指示 海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難の指示を伝達するなどの必要な措置をとる。
遠地津波が発生した場合	- 気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 - 津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。 - 住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

(2) 住民等が実施する自衛措置

- 住民等は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。
- 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。
- 海水浴客等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

第 8 章 原子力災害対策

本市は、浜岡原子力発電所から東へ約110km離隔しており、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：原子力施設から概ね30km）の外に位置しているが、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域に位置する可能性は否定できない。

このため、UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸引による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。したがって、プルーム通過時の防護措置を講ずる必要があることから以下に必要な事項を記述する。

第 1 節 想定する災害

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

（原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態）

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気への放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、エアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）等がある。これらは、プルーム（気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

第 2 節 モニタリング体制等

市は、県の環境放射線モニタリング体制や大気中放射性物質拡散計算システムなどの情報伝達ネットワークを通じて、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響に関する情報を入手する。

第 3 節 医療及び防護資機材等の整備

1 医療活動用資機材等の整備

市は、県から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全を確保するため、防護服、防護マスク、アラームメータ、安定ヨウ素剤等の資機材をあらかじめ整備するものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- (1) 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における県の指示に従い、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。
- (2) 放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

OIL1、2と防護措置

基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
OIL1 地表面から放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL2 地表面から放射線、再浮揚した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

(注) ※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の運用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断される。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難所及び福祉避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦の避難所及び福祉避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

- (1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

- (2) 市は、住民等への情報提供に当たっては、県や関係市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (3) 市は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

2 県内全市町への情報伝達

県は、原子力災害の状況、県や国、関係市等が講じている施策に関する情報等を県内すべての市町に対して適切に提供するため、防災行政無線の一斉指令により情報伝達を行うものとする。

3 風水害対策編

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
第2節 予想される災害と地域	1
1 風水害	1
2 土石流・地すべり・がけ崩れ	1

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	2
第1節 総則	2
第2節 河川災害予防計画	2
1 本市河川の特徴	2
2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項	3
3 連携体制の構築	3
第3節 道路・橋りょう災害防除計画	3
第4節 土砂災害防除計画	3
1 本市の土砂災害対策	3
2 砂防事業	3
3 地すべり対策事業	4
4 急傾斜地崩壊対策事業	4
5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	4
6 土砂災害防止法の施行	5
7 その他のソフト対策	7
第5節 山地災害防除計画	7
1 静岡県の山地災害対策	7
2 治山事業	7
3 総合的な山地災害対策	8
第6節 林道災害防除計画	8
第7節 農地災害防除計画	8
1 ため池等整備事業	8
2 農地保全事業	8
3 湖岸堤防補強事業	8
第8節 倒木被害防除計画	8
第9節 盛土災害防除計画	9
第10節 避難情報の事前準備計画	9
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	9
2 住民への周知・意識啓発	9
第11節 避難誘導体制の整備計画	10
第12節 防災知識の普及計画	10
第13節 自主防災活動	10

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	11

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る「風水害対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「風水害対策編」は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、「共通対策編」第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	市災害対策本部、情報収集・伝達、広報活動、水防組織、指定水防管理団体・水防機関、水防に関する予警報、通信連絡系統、市の非常配備体制、水防管理団体の水防計画、水防区域の危険箇所、水防資機材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

御殿場市域における過去の顕著な災害は、「資料編（2－1）」の御殿場市域における主な災害参照

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

- 市内の主要河川は、演習場内調節池の整備等により大河川における水害の危険は次第に少なくなっており、被害は、むしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。
- しかし、災害はあくまで予期されない事態によって起こるものであり、中小河川にあっても災害発生の要素をもっており、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には4～5月は低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は梅雨前線活動の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また8～10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

2 土石流・地すべり・がけ崩れ

市内で土砂災害（特別）警戒区域（土石流）が30箇所、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）が21箇所指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。（資料編（2－2）「土砂災害・水害関係危険箇所数」参照）

第2章 災害予防計画

第1節 総則

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。
- 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
 なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。
- 市は、立地適正化計画を策定し、都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に努めるものとする。推進にあたり、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないもののほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

- 本市は、富士山と箱根外輪山に囲まれていることから急流河川が多く、相模湾に流れ込む鮎沢川水系の河川と、駿河湾に流れ込む黄瀬川水系の河川がある。急流河川であることから台風や集中豪雨等により大雨量が短時間に一挙に流れる傾向にあり、河川の溢水を発生させる恐れが近年特に増している。
- 上記が本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、定性的、定量的に把握し難い多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域の指定及び指定に伴う実施事項

県は洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水区域として指定しており現在、本市の関係する浸水想定区域は黄瀬川が指定されている。

本市の河川が、浸水想定河川区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域（洪水、雨水出水）ごとに、洪水予報等の伝達方法（水防法第15条第1項第1号）、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

以上により定めた要配慮者利用施設について以下の事項を定めるものとする。

- 浸水想定区域に位置し、市地域防災計画書に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
- ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

3 連携体制の構築

○ 水災については、気候変動による影響を踏まえ県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう災害防除計画

市内の市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

市は県とともに、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

第4節 土砂災害防除計画

1 本市の土砂災害対策

- 本市は、地形的に急峻な山地やがけが多く、土砂災害警戒区域（土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊）が多数存在している。
- 土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

2 砂防事業

- 土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

事業名	内 容
砂防事業	砂防えん堤、溪流保全工等の砂防設備の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急砂防事業	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に対処するため、緊急に砂防設備の整備を実施する。

3 地すべり対策事業

- 地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
地すべり対策事業	地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急地すべり対策事業	当該年発生の風水害、震災等により、新たに地すべりが生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置しがたい場合に、緊急に地すべり防止施設の整備を実施する。

4 急傾斜地崩壊対策事業

- 急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

事業名	内 容
急傾斜地崩壊対策事業	法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	・市は、土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 ・市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。 ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
土砂災害緊急情報の提供	・国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 ・市は、提供された情報に基づき、土砂災害が想定される区域や時期を判断し、適切に避難指示等を行うものとする。

6 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定、公表	- 県は、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について「土砂災害防止法」の規定に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進する。 - 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を関係のある市に通知するとともに、公表するものとする。
土砂災害特別警戒区域における規制等	- 県は、土砂災害特別警戒区域において特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）、社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。 - 市等は、土砂災害特別警戒区域等で、建築物の構造の規制を行う
市地域防災計画	- 市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。 ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥①～⑤に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 - 市防災会議は、市地域防災計画において前項④に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	- 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 - また、市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 - 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 - 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 - 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
住民への周知	市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他の警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
避難指示等の解除	市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。
事業者の対応	事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制

1.土石流

番号	区域名	危険箇所番号	区名等	指定避難所	要配慮者利用施設
1	唐沢川	215-Ⅰ-006	東山	YMCA東山荘	なし
2	地藏川	215-Ⅱ-008			
3	小相川	215-Ⅱ-015			
4	二の岡川	215-Ⅰ-002	二の岡	二の岡地区コミュニティ供用施設	
5	押出川右支川	215-Ⅱ-001			
6	子之神川	215-Ⅰ-003			
7	寒沢川	215-Ⅱ-009			
8	諸久保沢A	215-Ⅰ-004			
9	諸久保沢B	215-Ⅰ-005			
10	姥子沢	215-Ⅰ-007	沼田	竈幼稚園	
11	金時沢川	215-Ⅱ-010			
12	笹塚沢	215-Ⅱ-002			
13	ツビ沢	215-Ⅱ-003			
14	オギクボ沢	215-Ⅱ-004			
15	タガクボ沢	215-Ⅲ-001			
16	南沢	215-Ⅲ-002	二子	富士岡小学校	
17	道添沢	215-Ⅲ-003			
18	かじか沢	215-Ⅱ-005			
19	二子沢A	215-Ⅱ-011			
20	二子沢B	215-Ⅲ-005			
21	姐沢	215-Ⅲ-004	高内	神山小学校	
22	高内川A	215-Ⅰ-001			
23	高内川B	215-Ⅰ-001-2			
24	高内川C	215-Ⅰ-001-3			
25	高内川右支川A	215-Ⅱ-006			
26	高内川右支川B	215-Ⅱ-014	尾尻	神山小学校	
27	北沢川	215-Ⅱ-007			
28	八ヶ窪沢	215-Ⅱ-013	その他	神山小学校	
29	大藪沢	215-Ⅱ-012			
30	大坂沢	215-Ⅲ-006			

指定年月日：平成25年3月29日 告示番号：第314号

2.急傾斜地

番号	区域名	危険箇所番号	区名等	指定避難所	要配慮者利用施設
1	中山字中村	103-I -0688	中山下	富士岡中学校	なし
2	大坂字川向	103-I -0689	大坂	富士岡中学校	
3	二子	103-I -3367	その他	富士岡小学校	
4	深沢A	103-II -0495		YMCA東山荘	
5	深沢B	103-II -0496			
6	深沢C	103-III -0118		居住者なし	
7	上柴怒田	103-II -0494			
8	箱根道A	103-S -2001	二の岡	二の岡地区コミュニティ供用施設	
9	二の岡	103-S -2002			
10	箱根道B	103-S -2003			
11	タンカ久保	103-S -2004	沼田	竈幼稚園	

12	東大久保	103-S-2005	二子	富士岡小学校	
13	愛宕塚	103-S-2006	中山上		
14	栃窪	103-S-2007	高内	神山小学校	
15	塚村	103-S-2008			
16	高内	103-S-2009			
17	立庵田	103-S-2011	二子	富士岡小学校	
18	細見	103-S-2012			
19	スゲ沢	103-S-2013			
20	中尾	103-S-2014	高内	神山小学校	
21	須釜	103-S-2009-2	その他	その他	

指定年月日：平成25年 3月29日 告示番号：第314号（番号1～ 7）

指定年月日：平成30年11月27日 告示番号：第406号（番号8～21）

想定される土砂災害の場合には居住地に近く、各区の自主防災会本部を設置する区のコミセン等（一次避難所）への避難を優先する。災害の規模が大きく、多くの避難者が予想される場合には、上記の市指定避難所を開設する。

共通事項

○一時避難所及び避難経路については「御殿場市防災マップ」に記載

○土砂災害に関する情報の収集及び伝達については、静岡県土木総合防災情報インターネット公開システム（サイボスレーダー）及び気象庁ホームページ等から情報を把握する他、「共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節通信情報計画」により実施する。

○土砂災害に係る避難訓練については、土砂災害防止月間（6月）に、自主防災組織を中心に、地域の実情に合った訓練を実施する。

○要配慮者施設への情報の伝達は避難勧告の発表の前に、避難準備が必要な旨を連絡する。

○救助に関する事項については、「共通対策編 第2章災害予防計画 第13節救助救急活動に関する計画」による。

7 その他のソフト対策

区 分	内 容
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	・市と県は連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

1 静岡県の山地災害対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。
- 市は、県とともに山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

- 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第6節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めていく。

1 ため池等整備事業

- 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。
- 県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。
 - ア 定期点検の頻度：1回／年
 - イ 定期点検を行う者：ため池の管理者
- 防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

- この事業は急傾斜地帯における土壌の流出を防止するための事業であるが、特に富士山麓一帯の耕地は火山灰質土壌のため、降雨時の表土流出により下流に土砂が流下してはん濫大被害を及ぼしている。
- これらの農地の保全を図るため、富士山周辺の農地を対象に、排水路及びこれに付帯する農道の整備を行っている。

3 湖岸堤防補強事業

- 湖岸の既設堤防、樋門などで破損し、あるいは機能の低下した施設について補強改良を行い、背後地の農地、公共施設を保全している。

第8節 倒木被害防除計画

市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

- 市は県とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査及び盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土等に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土等に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。
- 市は県とともに、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、**市町**において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。
- 市は、県の設置する「盛土等対策会議」地域部会等の機会を通じ、県や関係機関と連携し、不適正な盛土事案の課題解決のための的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行う。

第10節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- (1) 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成する。
具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

2 住民への周知・意識啓発

- (1) 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立ち退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。
- (2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくするために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第１１節 避難誘導体制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第１２節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第２章 災害予防計画 第４節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第２章 災害予防計画 第１０節 避難情報の事前準備計画 ２ 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市は、県、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップ等を地下街等の管理者へ提供する。

- ・土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- ・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第１３節 自主防災活動

（共通対策編 第２章 災害予防計画 第８節「自主防災組織の育成」及び第９節「事業所等の防災活動」に準ずる。）

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

本市の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については「御殿場市水防計画」に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

4 火山災害対策編

富士山の火山防災計画

総 則	頁
第1章 総則	1
第1節 想定	1
1 想定火口範囲	1
2 予想される噴火現象とその危険性	1
3 火山災害警戒地域の指定	3
4 火山噴火フローチャート(イベントツリー)	3
第2節 防災計画の対象とする火山現象と影響予測範囲	4
1 防災計画の対象とする火山現象	4
2 火山現象の影響想定範囲	4
第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等	6
1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）	6
2 その他の火山現象に関する予報	7
3 火山現象に関する情報等	8

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画（平 ~~常~~ 時対策）	9
第1節 関係する機関と実施すべき事項（平 ~~常~~ 時）	9
第2節 情報連絡体制の整備	11
1 異常現象の通報体制	11
2 協議会内の情報伝達体制	12
3 避難に係る情報伝達体制	12
第3節 避難計画	12
1 避難対象となる範囲	12
2 段階的な避難	14
3 避難体制の整備	15
4 避難計画の作成	16
第4節 避難促進施設	18
第5節 予防教育及び研修・訓練の実施	18
1 啓発活動	18
2 防災訓練	19

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	20
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達	20
1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図	20
2 噴火警報・避難指示（伝達の流れ）	21
第2節 避難指示等	22
1 避難指示の発令	22
2 観光客・登山者への対応	22
3 一般住民の段階的な避難等	23
4 避難行動要支援者の避難	24
5 警戒区域の設定	25
6 救出救助	26
7 一時帰宅の実施	26
8 広域避難	26
第3節 市の体制	28
1 配備体制	28
2 噴火シナリオと避難対応ステージ	29
3 協議会（又は合同会議）との調整	33
4 避難所の開設	33
第4節 交通規制	33
1 一般道路の交通規制	33
2 高速道路の交通規制	34
3 鉄道の運行規制	34
第5節 避難者の輸送	35
第6節 広域避難路の除灰等	35
1 除灰等に係る対応	35
第7節 社会秩序維持活動	36
第8節 被害拡大防止対策	36
1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市	37
2 降灰があった地域の住民及び事業者	37

第9節 継続災害対応計画	37
第4章 災害復旧計画	38
第1節 復旧	38
1 復旧対策	38
2 被災者等へのフォロー	38
3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等	38

富士山の火山防災計画

第 1 章 総 則

○ 現在、富士山の火山活動が活発化する兆候は全く見られていないが、本市としては平穏時の努めて早い時期に火山防災対策を推進しておくことが、市民や観光客、各事業所の安全・安心な生活や活動につながるものとする。この計画は、御殿場市地域防災計画共通対策編に基づき、富士山が噴火した場合に、市民等の生命、身体及び財産を守るため、必要な予防・応急対策等について定めたものである。

○ 県は、富士山の噴火に備えるため、山梨県や神奈川県とともに、周辺市町村、国、火山専門家及び関係機関などで構成する「富士山火山防災対策協議会」を平成24年6月に設置した。

活動火山対策特別措置法に基づく火山災害警戒地域の指定があったことから、平成28年3月に、活動火山対策特別措置法に基づく「富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」という。）」を設置した。

富士山の火山活動に伴う防災対策は、協議会が令和3年3月に改定した「富士山ハザードマップ（改定版）」（以下、「富士山ハザードマップ」という。）の噴火想定に基づき、協議会が令和5年3月に策定した「富士山火山避難基本計画」（以下「避難基本計画」という。）を基本として実施する。

本計画においては、避難基本計画における基本的な考え方を前提としつつ、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本市の特性を踏まえた火山防災対策を定める。市及び関係機関は、避難基本計画の他、本計画に沿ってあらかじめ必要な防災対応を検討しておく。

第 1 節 想定

噴火現象の規模や範囲は、富士山ハザードマップを基本とする。

1 想定火口範囲

約5,600年前から現在までに形成された火口及びこれらの既存火口と山頂を結んだ線の周辺1kmの範囲に、山頂から半径4km以内の範囲を加えた今後噴火する可能性のある領域。

2 予想される噴火現象とその危険性

現 象	危 険 性 等
噴石（大きな噴石、小さな噴石）	(1) 噴火の際、放出される溶岩または山体を構成する岩石の破片。火山レキ（直径2mm以上）及び火山岩塊（直径64mm以上）を合わせて噴石という。このうち比較的大きく風の影響を受けにくいものを「弾道を描いて飛散する大きな噴石」、風の影響を受けて遠くまで到達するものを「風の影響を受ける小さな噴石（火山レキ）」と区別している。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から半径2km以内は、多くの噴石が飛散するため危険である。 (3) 噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ噴石の到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、噴石に対しては風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 噴石は上空にも飛散することから、火山活動を監視する航空機は注意が必要である。 (5) 1707年の宝永噴火では、上空の強い西風の影響を受け、火口から約10km離れた小山町須走に直径20cm程度の噴石が到達した。さらに20km離れたところでも直径数cmの噴石が到達した。

火砕流・火砕サージ	(1) 火砕流は、火山灰、火山弾、火山岩塊などが、高温の火山ガスや取り込んだ空気と一団となって斜面を流下する現象である。 (2) 火砕サージは、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と、火山灰などが混じって高温・高速で斜面を流下する現象であり、火砕流本体より1km程度外側に到達することが想定される。 (3) 高温の火砕流・火砕サージに巻き込まれると、建物は焼失し、人は死傷する。 (4) 火砕流は、急傾斜地に火砕丘が形成されるなど発生する条件が整うまでに、ある程度の時間を要すると考えられるが、火砕流の流下速度は時速数十から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、火砕流の発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。
溶岩流	(1) 1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流下する現象である。 (2) 噴火当初に溶岩流が流出しない場合でも、噴火活動の途中から溶岩流流出に移行する可能性がある。 (3) 溶岩流の進路にある森林、田畑、建物等は、埋没又は焼失する。 (4) 溶岩流が流下する範囲で、湿地帯等の水が多い地域では、高圧の水蒸気を閉じ込める作用が働いてマグマ水蒸気爆発が発生することもある。 (5) 溶岩流の流下速度は斜面の傾斜が緩やかになると低下し、徒歩と同程度の速度となる。
融雪型火山泥流	(1) 積雪期に、火砕流などによって斜面の積雪が融けて流水となり、さらに火砕流堆積物や斜面の土砂を取り込んで、ほぼ谷に沿って流下する現象である。一気に大量の泥流が流れるため、谷をあふれて流れる危険性がある。 (2) 水深が深い場合には、巻き込まれると、人は死亡（水死等）する可能性が高いが、水深が浅く、流速が小さい区域では、建物の2階以上へ退避すれば安全を確保できる。 (3) 融雪型火山泥流の流下速度は、時速30から60kmとなり、発生後の避難は困難であることから、発生が予測される場合には、早期の避難が必要となる。
空振	(1) 噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接的な影響はないが、山麓周辺では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。
降灰	(1) 細かく砕けたマグマが空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象である。 (2) 火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなる。 (3) ただちに生命に危険が及ぶことはないが、火山灰を吸い込むと、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなどの健康被害のおそれがある。 (4) 屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性があることから、除灰を行うか、堅牢な建物への避難が必要となる。特に、堆積した灰が降雨により水分を含んだ場合、その重量が増すため、建物倒壊の可能性が高まる。 (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空などの交通機関に影響を及ぼすことが考えられ、降灰の状況によっては、その影響は、かなり広い範囲に及ぶ可能性もある。
降灰後土石流	(1) 斜面に積もった火山灰が、その後の雨で流されて、時速50から60km以上の速度で石礫を伴って流下する現象である。 (2) 降灰堆積厚10cm以上となった溪流において、時間雨量10mm程度以上の降雨があった場合、発生の可能性が高くなる。土石流の到達範囲にある建物等は、破壊される。 (3) 速度が速いため、発生後の避難は困難である。発生が予測される場合には、土石流の到達が予測される範囲ではあらかじめ避難する必要がある。
火山性地震・地殻変動	(1) 火山性地震は、火山の周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火前や噴火中に多発することがある。 (2) 火山性地震の多くは身体に感じない小さな地震であるが、時として規模の大きな地震が発生することもあり、場所によっては震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれがある。 (3) 地殻変動は、マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が移動又は変形する現象である。
火山ガス	(1) マグマに溶け込んでいたガス成分が、気体となって噴き出す現象である。火山ガスの大部分は水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、塩化水素、二酸化炭素等の有毒な成分を含むことがある。 (2) 富士山で火山ガスによる被害があった記録はなく、被害が発生するほどの多量の有毒な火山ガスが放出される可能性は少ないと考えられる。しかし噴火等によりガスが発生した場合には、火口等のガスの放出場所周辺や窪地などガスがたまりやすいと思われる場所には近づかないなどの警戒が必要である。
洪水氾濫	(1) 火山活動に起因する洪水氾濫は、上流域で多量の降灰が生じた河川において、支川や溪流からの土砂流入によって本川河道の河床が上昇し河川が氾濫する現象である。 (2) 宝永噴火後には神奈川県酒匂川などで繰り返し洪水被害があった。 (3) 噴火後の洪水は、土砂が多く含まれているため、水が引いた後も土砂が残留する傾向が強い。

岩屑なだれ・山体崩壊	(1) 強い地震や地表近くまで上昇したマグマの影響、あるいは強い爆発等により、山体の一部が大規模に崩壊する現象が山体崩壊であり、それに伴い斜面を時速100km前後の高速度で流れ下る現象が岩屑なだれである。 (2) 富士山では約2,500年前の御殿場岩屑なだれなどの発生記録があるが、発生回数は過去1万年に2回程度と極めて少ない。 (3) 岩屑なだれが湖や海に流れ込んで、津波が発生することもあるので湖や海の沿岸では注意が必要である。 (4) 山体の膨張・変形が観測され、山体の変状が観測された場合には避難等を検討する必要がある。
水蒸気爆発	(1) 熱せられた地下水が水蒸気となって爆発する現象である。 (2) 溶岩流が湿地帯や湖に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) 水蒸気爆発の発生場所周辺では、噴石や爆風の危険があるので注意が必要である。
雪泥流	(1) 積雪期の初期、融雪期の降雨、急激な気温上昇などにより融雪が進むことによる流水が引き金となって、雪と土砂が混じって流下する現象であり、スラッシュ雪崩、雪代（ゆきしろ）などとも呼ばれる。 (2) 中世や江戸時代に富士山麓の集落を襲った大規模な雪代があったことが、古文書に記録されている。

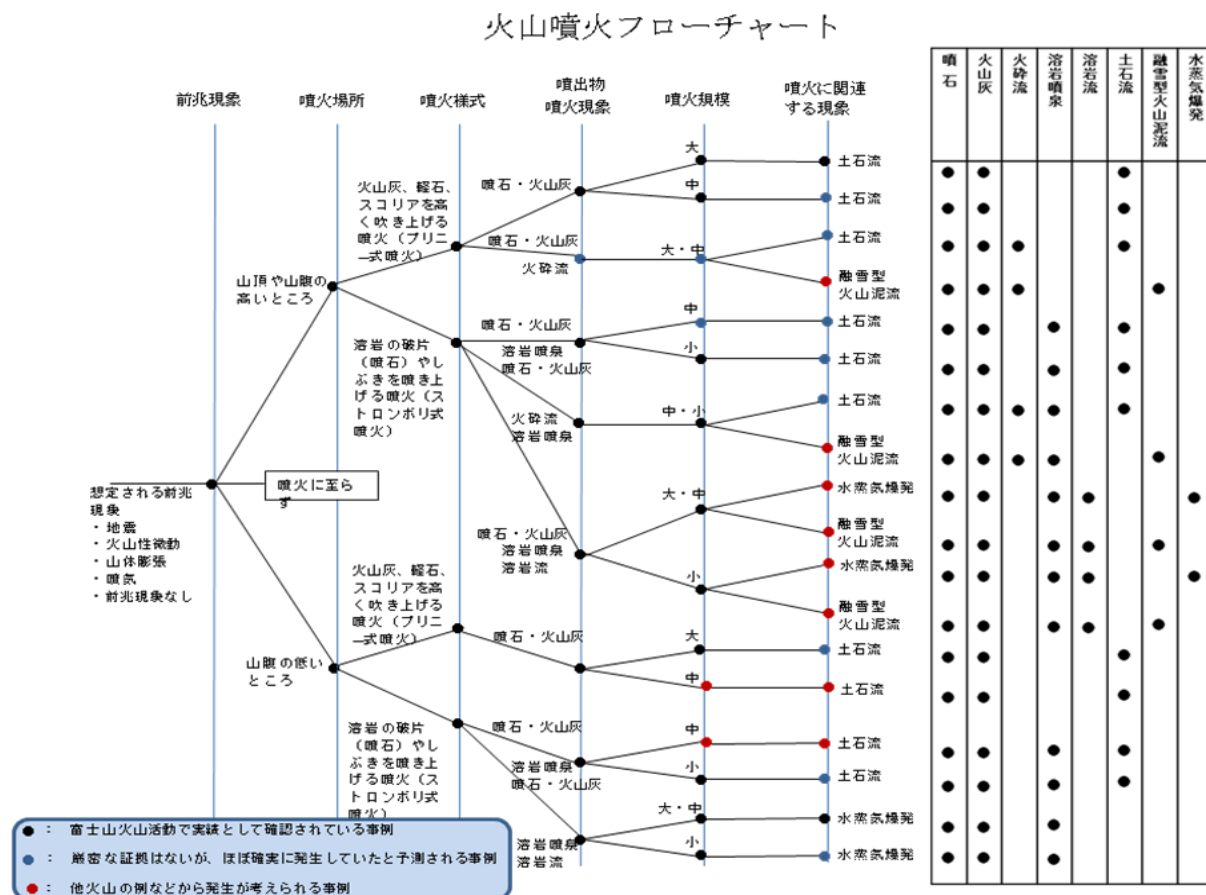
3 火山災害警戒地域の指定

活動火山対策特別措置法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された地域は、次のとおりである。

火山	県	市町
富士山	静岡県	御殿場市、静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

4 火山噴火フローチャート（イベントツリー）

噴火場所、噴火様式、噴火物、噴火規模と噴火に関連する現象の相関図



第2節 防災計画の対象とする火山現象と影響予測範囲

1 防災計画の対象とする火山現象

この計画の対象とする火山現象は、富士山ハザードマップで影響予測範囲が示された次の火山現象とする。

計画の対象とする火山現象	
(1) 噴石	(4) 融雪型火山泥流
(2) 火砕流・火砕サージ	(5) 降灰
(3) 溶岩流	(6) 降灰後の降雨による土石流

2 火山現象の影響想定範囲

この計画の対象となる各火山現象の影響が想定される範囲は、本計画で示された影響想定範囲とし、その影響想定範囲を図1から図6に示す。なお、各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものではなく、実際の影響範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難の検討が必要な範囲を避難対象エリアとし、噴火現象の状況に応じて避難指示の対象地域を検討する。

また、避難基本計画における第3次避難対象エリアのうち、溶岩流が1時間以内に到達する可能性のある範囲及び溶岩流の流下により孤立が見込まれる可能性のある範囲を、本計画においては第2次避難対象エリアに位置付け、避難行動要支援者の避難の妨げとならない範囲において、一般住民も噴火前に避難を開始することを原則とする。

なお、溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本市の特性を踏まえ、避難対応等をさらに詳細に検討し、噴火前に避難を開始する範囲を拡大すること考えられる。

(参考 避難基本計画 2.37)

噴火開始直後は、溶岩流が3時間以内に到達する可能性がある範囲（第3次避難対象エリア）のうち、特に溶岩流が短時間で到達する又は溶岩流の流下により孤立する可能性がある地域において避難を行う。なお、地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げるものではない。

ここに着色されているすべての範囲が、同時に危険になるわけではありません。〔仮に富士山が噴火した場合に、溶岩流・大きな噴石・火砕流などの影響がおよぶ可能性の高い範囲を、すべて重ねて描いたものです。〕

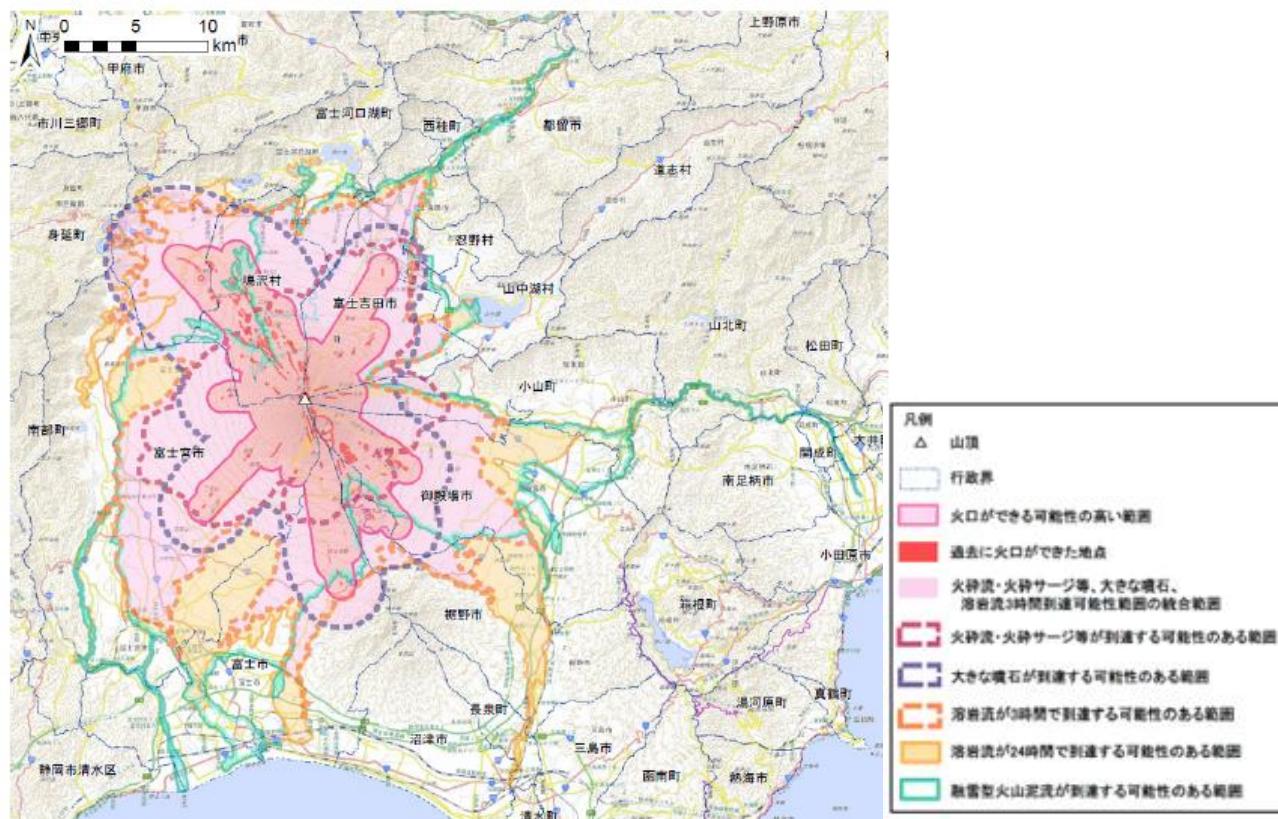


図1 ＜想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流の影響想定範囲＞



図2 <降灰の影響想定範囲>

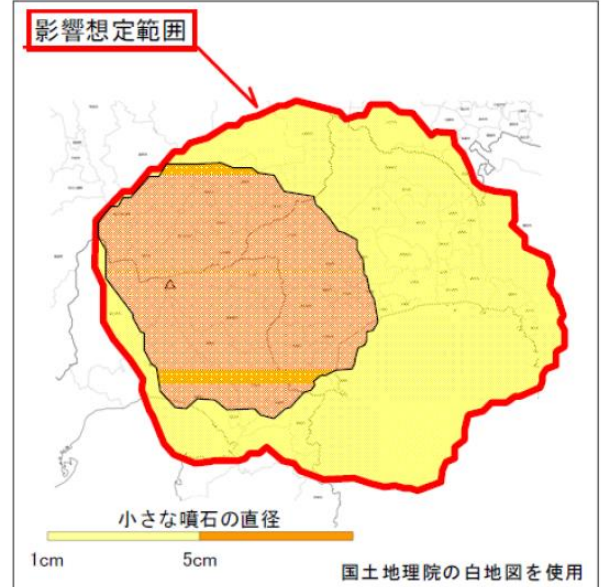


図3 <小さな噴石の影響想定範囲>



図4 <融雪型火山泥流の可能性マップ>

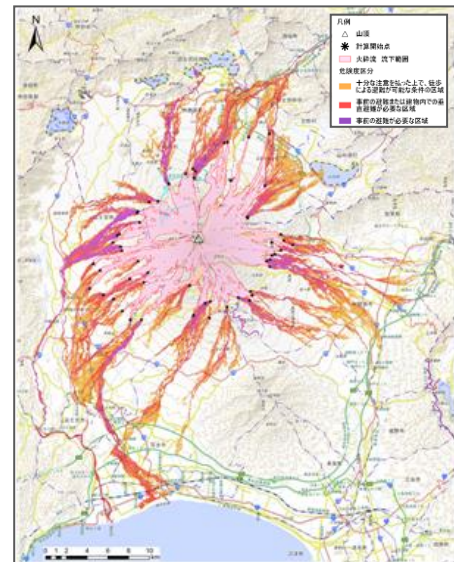


図5 <融雪型火山泥流ドリルマップの重ね合わせ図(危険度区分)>

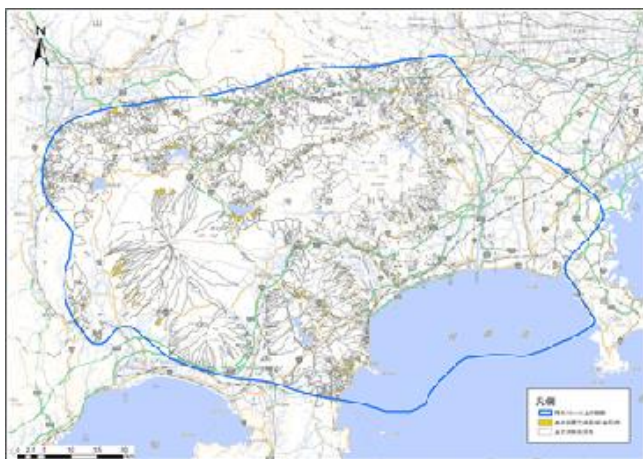


図6 <降灰後土石流の可能性マップ>

第3節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等

1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル）

噴火警報レベルは、気象庁と自治体間の協議に基づき作成され、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民がとるべき防災行動を踏まえ5段階に区分して発表する指標である。富士山においては平成19年12月から運用されており、富士山における噴火警戒レベルの取扱いは次のとおりである。

レベル1は、火山活動が静穏であることを示し、現在の富士山の状態が該当する。レベル2は、噴火する場所とその影響が限定的な場合に発表されるが、富士山では、噴火前の火山活動が高まっている段階で、火口の位置を特定し限定的な警戒範囲を示すのは困難なことから、レベル2の発表はしないこととしている。よって、火山活動が活発化すると、想定火口範囲を警戒範囲としてレベル3が発表され、さらに噴火が切迫した場合には居住地域を対象としてレベル4またはレベル5が発表される。

なお、噴火開始後、火山活動の低下により噴火警戒レベルを下げていく段階において、火口とその周辺を限定して警戒範囲を示すことが可能な場合は、レベル2が発表される。

名称	対象範囲	レベル（キ ーワード）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	- 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 - 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ
		4（高齢者等避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	- 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	- 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永（1707年）噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）： 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。	- 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし

噴火予報	火口内等	1 活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m³を大規模噴火、2千万～2億m³を中規模噴火、2百万～2千万m³を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。

注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ（協議会作成）で示された範囲を指す。

注4) 噴火警報（噴火警戒レベル4（高齢者等避難）、噴火警戒レベル5（避難））は、特別警報に位置付けられる。

2 その他の火山現象に関する予報

降灰予報

① 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

② 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

③ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※1) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

※2) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上 1mm未満
少量	0.1mm未満

火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

3 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために以下の情報等が気象庁から発表される。

情報の種類	内容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断しているが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね30分以上継続して噴火している場合には、「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね30分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。	噴火が発生した場合に直ちに発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。	毎月または必要に応じて臨時に発表
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表
航空路火山灰情報	火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予想図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。	責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合。なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信

※）責任領域：国際民間航空機関(ICAO)のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター(VAAC: Volcanic Ash Advisory Center)があり、気象庁は東京VAACとして、アジア太平洋地域を担当している。

第2章 災害予防計画（平常時対策）

市は、国、県、山体周辺市町村、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体		内 容
市	情報伝達体制	・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備 ・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 ・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進 ・関係機関との情報伝達体制の構築 ・山小屋組合等との情報伝達体制の構築 ・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 ・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等） ・避難所との連絡体制等の構築 ・自主防災組織による情報伝達及び安否確認体制の構築 ・市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 ・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築
	避難計画	・観光客・登山者への避難基本計画、市避難計画等の周知 ・警察、道路管理者への避難基本計画、市避難計画等の周知 ・自主防災組織ごとに避難対象者のリスト化 ・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（市避難計画等の策定） ・避難対象エリアの市民への周知 ・避難所施設の指定及びリスト化 ・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 ・福祉避難所の把握 ・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 ・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 ・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成 ・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供 ・関係者と連携した避難支援体制の構築 ・自主防災会、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築
	訓練	・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 ・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上 ・県と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施
	装備	・施設へのヘルメット等の整備
	体制	・噴火時等の広域医療救護体制の構築
	教育	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発
	入山規制	・入山規制の実施方法の検討 ・入山規制実施時の広報方法の検討 ・入山規制実施時の規制箇所の選定 ・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討
	交通	・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・避難基本計画及び本計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画等の策定） ・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（市避難計画等の策定）

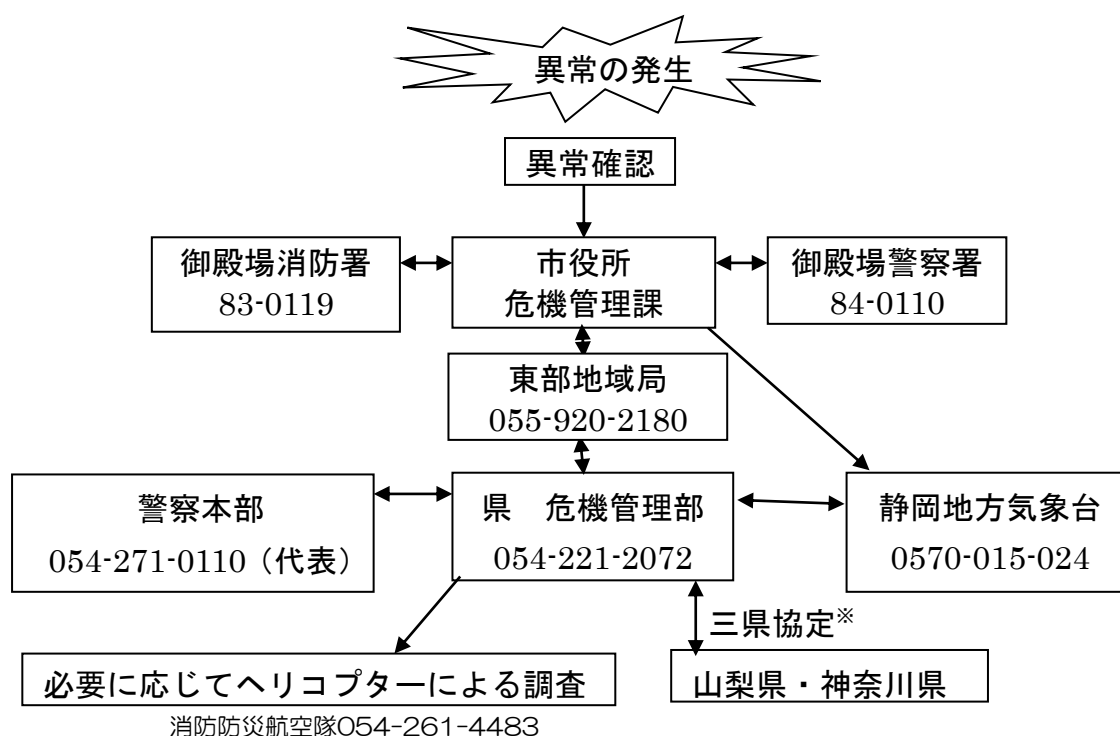
	除灰	- 除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出 - 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 - 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定
	畜産	- 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） - 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援
受入市町		- 広域避難者受入時の実施事項の整理 - 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 - 市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築 - 市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施 - 職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上
県		- 富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発 - 教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発 - 避難基本計画及び本計画の周知 - 山小屋組合等への避難基本計画及び本計画の周知 - 警察、道路管理者への避難基本計画及び本計画の周知 - 鉄道事業者への避難基本計画及び本計画の周知 - 観光客・登山者への避難基本計画及び本計画の周知 - 観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築 - 市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握 - 避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築 - 市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築 - 情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 - 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 - 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話 - 市が設定した避難ルートの把握 - 県バス協会等との協定の締結 - 広域避難者受入時の実施事項の整理 - 市の広域避難対象者の把握 - 受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握 - 受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定 - 駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化 - 必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結 - 市の避難行動要支援者個別計画の集約 - 福祉避難所の把握 - 避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整 - 避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握 - 避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築 - 道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成 - 火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定 - 入山規制実施時の規制箇所の検討 - 入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 - 県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 - 市の安否情報確認訓練への支援 - 畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数） - 畜産事業者の家畜移送計画の策定支援 - 施設へのヘルメット等の整備 - 退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討 - 噴火時等の広域医療救護体制の構築 - 県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
国		- 火山防災情報の共有化システムの構築 - 国内外への情報発信体制の構築 - 火山灰の最終処分方法の検討
道路管理者		- 噴火時等における交通規制方法の事前検討 - 除灰作業用資機材の所有状況の把握 - 除灰作業計画の策定 - 放置車両の撤去方法の検討

NEXCO中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・市と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

第2節 情報連絡体制の整備

1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）

図 7 市民からの通報体制

実施者	具 体 的 な 内 容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
市長	警察官、市民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

3 避難に係る情報伝達体制

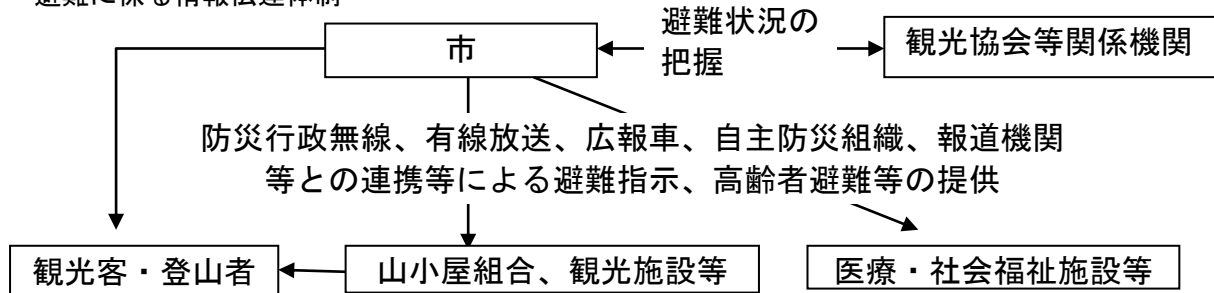


図8 避難に係る情報伝達体制

第3節 避難計画

1 避難対象となる範囲

各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものでなく、実際の影響範囲は、噴火タイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとする。

なお、本計画において定める避難対象エリアは次のとおりである。

噴 火 現 象	避難対象	説明
火口形成、溶岩流、火砕流、大きな噴石、	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲（図1を参照） （火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（1時間以内）到達範囲及び溶岩流の流下により孤立する可能性のある範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流（1時間～3時間以内）到達範囲
	第4次避難対象エリア	溶岩流（3時間～24時間）到達範囲
	第5次避難対象エリア	溶岩流（24時間～7日間）到達範囲

		第6次避難対象エリア	溶岩流（7日間—約57日間）到達範囲
火山泥流 融雪型	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲（図4を参照） （融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
		避難対象エリア	融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域※1
降灰	影響想定範囲		降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上） （図2を参照）
		避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲※1※2※3
		屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※1※2※3
噴石 小さな	影響想定範囲		小さな噴石のうち大きさが1cm以上の噴石の降下が想定される範囲（図3を参照）
土石流 降灰後	影響想定範囲		可能性マップの示す範囲（図6を参照） （降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。）
		避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域

- ※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。
- ※2 気象庁が~~予め~~あらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向き等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。
- ※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、次の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。避難指示等における検討事項の詳細は第3章に記す。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	避難対象者区分	溶岩流※1							融雪型 火山泥流※1	降灰		小さな 噴石	降灰後 土石流
			火砕流、大きな噴石 融雪型火山泥流(事前の避難が必要な区域)※2											
			火口形成											
			第1次 避難対象 エリア	第2次 避難対象 エリア	第3次 避難対象 エリア	第4次 避難対象 エリア	第5次 避難対象 エリア	第6次 避難対象 エリア	避難対象 エリア※2					
			避難対象 エリア※3	屋内退避 対象エリア	影響想定 範囲	避難対象 エリア※4								
噴火前	1 (臨時情報)	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	— — 下山・帰宅 (5合目以上)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	3	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難準備 避難準備 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	— — 下山・帰宅	—	—	避難準備 避難準備 避難準備	—	—	—	—	
	4	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 下山・帰宅	— 避難準備 下山・帰宅	—	—	避難 避難 避難	—	—	—	—	
	5	一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難準備 避難 入山規制	— 避難準備 下山・帰宅	— 避難準備 —	— 避難準備 —	避難 避難 避難	—	—	—	—	
噴火開始直後		一般住民 避難行動要支援者 観光客・登山者	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制	避難 避難 入山規制 【必要な範囲※5】	避難 避難 入山規制 【必要な範囲※5】	— 避難準備※6 —	— 避難準備※6 —	(事前避難) (事前避難) (事前避難)	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—	

—：避難行動の対象外

(2) 噴火状況判明後の避難

区分	避難対象者区分	溶岩流						融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		第1次 避難対象エリア	第2次 避難対象エリア	第3次 避難対象エリア	第4次 避難対象エリア	第5次 避難対象エリア	第6次 避難対象エリア	避難対象 エリア※2	避難対象 エリア	屋内退避 対象エリア※3	影響想定 範囲	避難対象 エリア※4
現象の発生	—	溶岩流の流下の場合						—	火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火状況判明後	一般住民	避難	避難	避難	避難	避難	避難準備	避難	(事前避難)	避難	屋内避難	避難準備/避難
	避難行動要支援者	避難	避難	避難	避難	避難	避難	—	(事前避難)	避難	屋内避難	避難準備/避難
	観光客・登山者	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	入山規制	—	(事前避難)	避難	屋内避難	避難準備/避難
				【必要に応じて】	【必要に応じて】	【必要に応じて】	【必要に応じて】	【必要に応じて】	(事前避難)			

※1 噴火前及び噴火開始直後の溶岩流及び融雪型火山泥流からの避難においては、全方位において避難対象者区分ごとに避難準備や避難等を行う。

※2 融雪型火山泥流ドリルマップ（危険度区分）における事前の避難が必要な区域。

※3 降灰の避難対象エリアは、火口位置や噴火時点で予想される気象データ等を計算条件として気象庁が実施するシミュレーションを基に降灰により住民生活の維持が困難となる地域を噴火の状況や社会的影響を含め総合的に判断する。この際、関係機関から提供される情報や火山専門家の助言を併せて参考とする。

※4 降灰後土石流の避難対象エリアは、国土交通省による緊急調査の結果を基本とする。しかし、降灰後に降雨があった場合、緊急調査結果がなくても状況に応じて避難対象範囲を設定する。

※5 溶岩流の流下パターンに基づく範囲（第3章第2節第4項を参照）。

※6 必要に応じて避難準備。

※7 第5次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※8 第6次避難対象エリアに溶岩流の流下の可能性がある場合。

※9 噴火後には、気象庁等による観測の成果として、気象庁から火口位置の情報が提供される。その情報を基に国土交通省が作成し、協議会に提供される「リアルタイムハザードマップ」又は既存の「溶岩流ドリルマップ」に基づき避難対象範囲を設定する。

3 避難体制の整備

- (1) 市は、協議会における検討を通じて、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルに応じた防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的かつ実践的な避難計画を作成し、訓練を実施する。
- (2) 市は、避難基本計画及び本計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
- (3) 県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (4) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。

(5) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

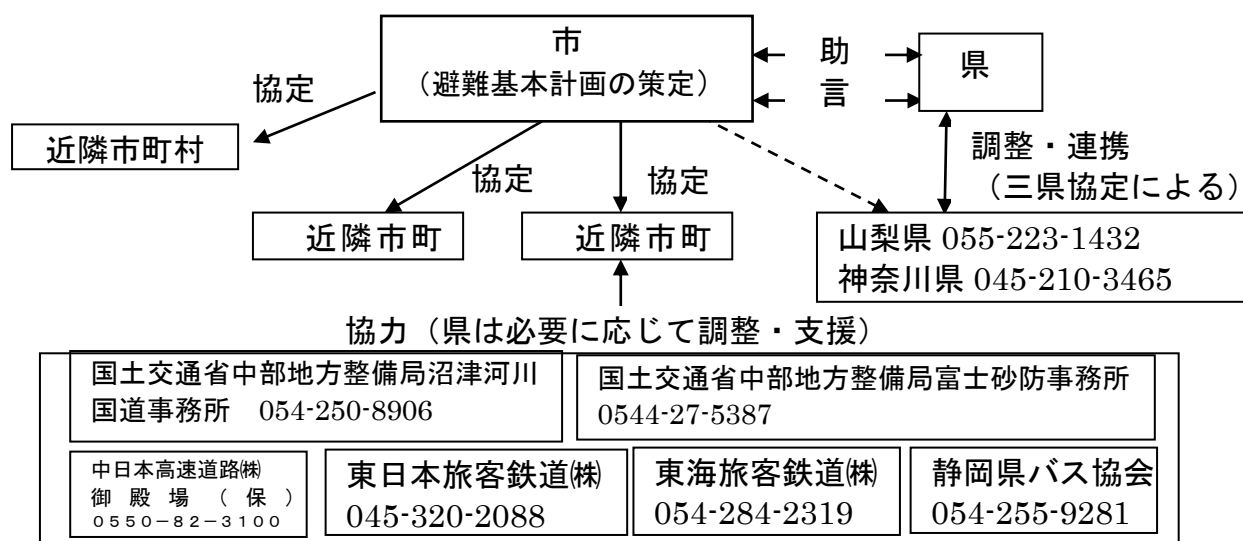


図9 避難体制

4 避難計画の作成

(1) 基本的な考え方

ア 対象現象

この避難計画の対象とする火山の噴火様式は、火山灰、軽石、スコリアを高く吹き上げる噴火（プリニー式の噴火）及び溶岩の破片（噴石）やしぶきを噴き上げる噴火（ストロンボリ式噴火）とし、噴火現象は噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流とする。

イ 規模

火山現象の規模や範囲は、「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年、同委員会）」を基本とする

ウ 避難場所及び避難所

市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- 避難場所及び避難所は、災害が発生するおそれがある区域を避けて指定することが望ましい。しかしながら、噴火の影響範囲については噴火状況により大きく異なるため、指定にあたっては、事前の避難が必要な区域（本計画における第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア）の外とする。
- その他の避難対象エリア内で指定した場合は、開設にあたって、噴火状況や施設・敷地の被害状況等を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。
- 融雪型火山泥流、降灰（小さな噴石）及び降灰後土石流に対する避難所は、鉄筋コンクリート造等の堅牢な建築物を指定する。

エ 噴火現象別の避難の考え方

火山現象	避難の考え方
火砕流	火砕流の流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、火砕流発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
噴石	大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度が速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。

溶 岩 流	溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能ことから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到着する可能性のある範囲のうち、特に溶岩流が短時間で到達または溶岩流の流下により孤立する可能性のある地域において避難する。なお地域の実情に応じて噴火前の避難を妨げない。
融 雪 型 火 山 泥 流	- 融雪型火山泥流は、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で一気に融けて水となり斜面の土砂等を取り込んで、高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象であるため、基本的には避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物の上階に避難する。 - これは短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市外への広域的な避難は行わず、短時間に避難するためである。 - 避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられる堅牢な建物に垂直的な避難をする。
降 灰	- 降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低い、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備または屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内退避とする。 - 避難先は、降灰に耐えうる近隣の堅牢な建物とし、基本的には市内での避難となる。 - ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立も若しくは通常生活が困難になる恐れがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性があり、この場合は溶岩流等からの避難先を準用する。 - 降灰堆積深が30cm未満の場合には、降灰によって建物被害を受ける恐れが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。
降 灰 後 土 石 流	- 降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出する恐れがある。 - 基本的には、通常の土砂災害と同様に対応することとし、土砂災害に対して指定された避難場所へ避難する。
小 さ な 噴 石	小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内で小さな噴石が降ってきた時点で、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。

(2) 避難計画策定の留意事項

区 分	内 容
避 難 所	ア 避難行動要支援者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。 イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。 ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。 エ 避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。
避 難 経 路 の 設 定	市は、富士山ハザードマップを踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定する。 ア 避難する市民等が迅速かつ安全に指定された避難所に避難できるよう、噴火現象の危険性等を考慮して、その影響を受けない道路とする。 イ 溶岩流からの避難においては徒歩が基本となるため、住民の負担軽減に配慮した距離とする。 ウ 降灰を考慮し、可能な範囲で急勾配を避けて設定する。 エ 交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。 オ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けて設定する。
緊急輸送体制の整備	ア 市は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。 イ 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。
道路啓開体制の整備 （道 路 管 理 者）	ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市との調整 イ 道路啓開活動要員の確保 ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰等を考慮して選定 エ 火山灰の仮置場、最終処分場の確保

(3) 避難計画

ア 避難の実施

第3次避難対象地域及び第4次避難対象地域の避難者については、噴火開始直後は火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合もあるため、噴火の大小などに関らず噴火した場合は速やかに避難させることを基本とする。

避難者は、一義的には被害がないと見積られる市内の避難所に可能な限り収容する。この際、市の指定避難所、その他の学校・幼稚園・保育園、各区のコミセン・広場等を市の管理下において運用する。噴火前、早い段階で火後の親戚・知人宅等への自主的な分散避難を積極的に呼びかける。市内での収容が限界に達すると見込まれる場合は、市外に避難させる。

火山噴火後作成されるリアルタイムハザードマップに応じて、本計画を修正して、実情に応じた避難計画とし、それに基づき避難する。

第4節 避難促進施設

1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。

2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

3 避難促進施設への情報提供、助言

火山災害警戒地域に指定されている市町は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

1 啓発活動

実施主体	内 容
市	・教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により住民、自主防災組織及び観光客等に対し、火山に関する知識等の普及・啓発を行う。 ・市民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。 ・火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。 ・火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、市避難計画等の周知を図る。 ・観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。
県	・市町と協力して、又は教育委員会や一般社団法人美しい伊豆創造センター等との連携により、富士山ハザードマップや静岡県GIS等を活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。 ・観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、避難基本計画、本計画の周知を図る。 ・観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。

静岡地方気象台	・火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	・火山災害及び砂防における減債対策等についての正しい知識を広報誌や出前講座等により、県民に対して啓発する。
教育委員会 学校	・火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
協議会	・避難基本計画等を周知するための啓発資料を作成する。 ・協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。

2 防災訓練

実施主体	内 容
市、県、防災関係機関、 自主防災組織、事業所等	・噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。
市民	市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。

第3章 災害応急対策計画

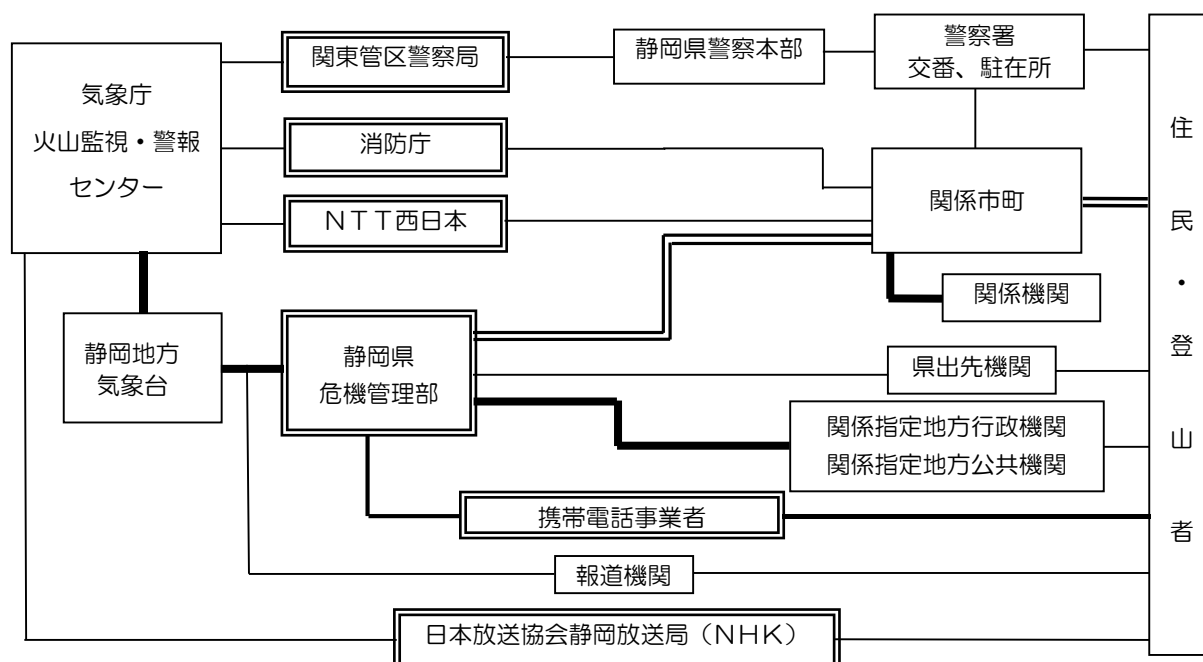
第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<表2>のとおりである。

市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮するよう努める。



この他、避難指示の判断に資する情報として、気象庁等による観測の成果に基づく情報が気象庁から、市及び県に対して随時提供される。

 （二重枠）で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

——（太線）は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報も若しくは要請等が義務付けられている伝達通路

====（二重線）は、

- ・ 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報も若しくは要請等。
- ・ 特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第5条の2による通知も若しくは周知の措置が義務付けられている伝達通路。

図10 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

2 噴火警報・避難指示（伝達の流れ）

噴火警報等の通報を受けたときは、市長は、直ちに同時通報用無線などにより、住民等に伝達する。

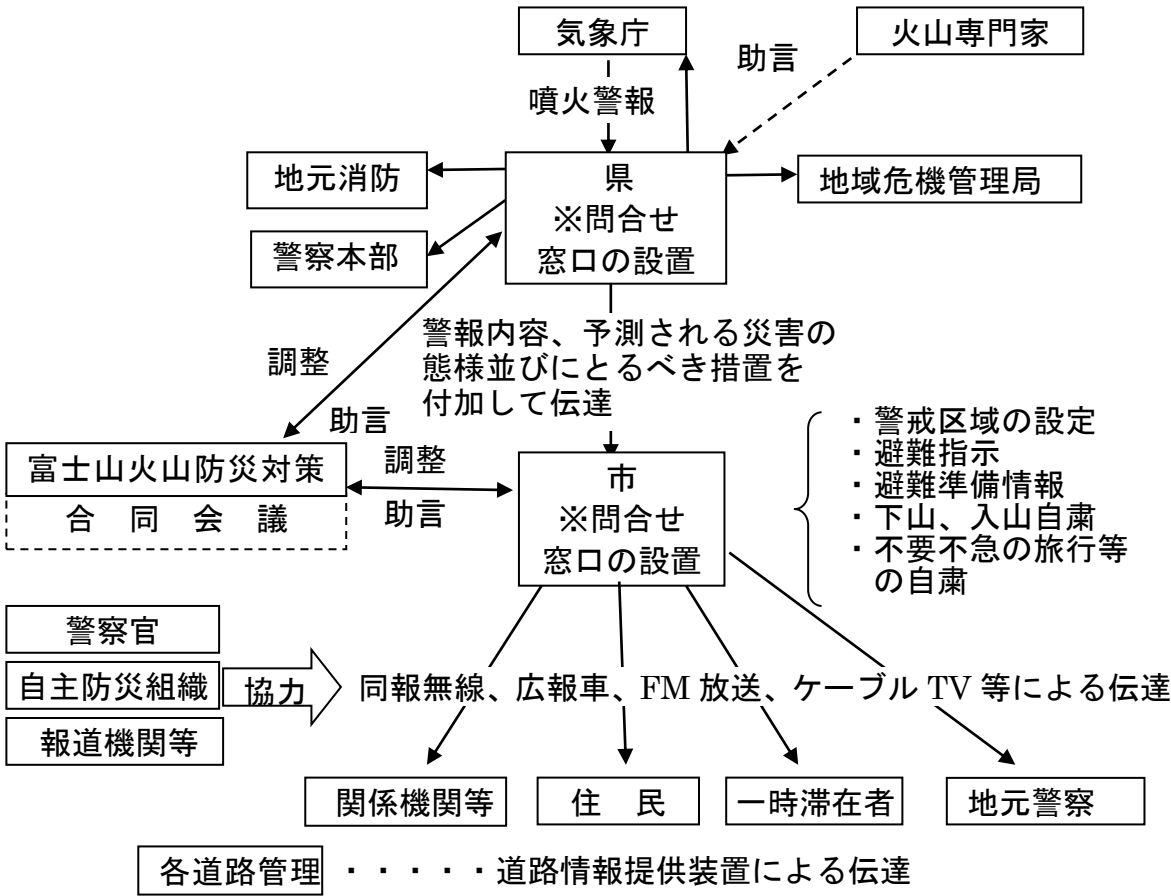


図 1 1 富士山噴火警報伝達系統図

- ※ 1 市長(代行した場合は代行者)は、避難指示をした場合は、次の事項を伝達する。
- | | |
|---------------|-----------------|
| ア 避難の指示の主旨 | イ 避難の指示が出された地域名 |
| ウ 避難所の名称及び所在地 | エ 避難経路及び誘導方法 |
- 2 市長は、避難の指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- 3 避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

〈表 2〉

区 分	名 称
伝達する情報	・「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」 ・「噴火警報（レベル3（入山規制）」 ・「噴火警報（レベル4（高齢者等避難）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」 ＊火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、 ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火山周辺規制）」 が発表される場合がある。

第2節 避難指示等

1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、避難基本計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
市長	ア 市民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の市民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ 避難指示を発令したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

<代行処理>

実施者	内 容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。 イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2 観光客・登山者への対応

避難基本計画に基づき対応を行う。円滑な避難の実現のため、観光客等の富士山周辺以外に生活拠点を持つ者については、避難ではなく「帰宅」を原則とし、帰宅手段は入域した手段によることとする。

観光客・登山者の避難路については、「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

(1) 観光客・登山者等への避難支援

「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が気象庁から発表された場合、五合目から上にいる観光客・登山者を対象に速やかに下山するよう指示する。

噴火警戒レベルが3～5に引き上げられたまま、噴火には至らず長期間が経過する場合には、協議会を開催し火山活動の状況を参考に、その後の対応を検討する。

観光客・登山者等への避難支援 実施基準

実施時期	対応
噴火警戒レベル1 (解説情報（臨時）)	五合目から上の登山者について下山指示
噴火警戒レベル3	帰宅の呼びかけ (第4次避難対象エリアから内側)

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。市は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）

の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火開始直後	第3次避難対象エリア（必要な範囲）
噴火開始後	溶岩流の流下先等の必要なエリア

3 一般住民の段階的な避難等

噴火開始直後から噴火開始後については、気象庁から発表される噴火警報等による噴火の情報と富士山ハザードマップを参考とし、避難計画の詳細を検討する。

市の避難指示及びこれに必要な避難計画については、避難基本計画及び本計画を原則とする。

(1) 避難指示の範囲の検討

必要な避難の範囲を検討するにあたっては、町丁目、自主防災組織等の各地域の実情に応じた単位とし、本計画における避難対象エリア及び富士山ハザードマップにおける各現象の到達範囲とする。

溶岩流からの避難においては、噴火の情報と溶岩流ドリルマップをもとに避難指示の対象を検討する。

(2) 噴火前の避難

第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリア、また冬季はこれに準ずる融雪型火山泥流の影響範囲においては、噴火前に事前の避難を行う。

(3) 噴火前の自主的な分散避難

噴火警戒レベル1（解説情報（臨時））が発表された場合、避難対象エリアに位置する市は、避難指示発令前に避難者自身が選定する場所へ自主的な避難を行うことを呼びかける。

この段階での避難は地域に関わらず自家用車での移動が可能である。自家用車等による避難を希望し、親族・知人宅や遠方の宿泊施設などへ身を寄せても生活が維持できる住民を対象として、「地域のスリム化」のために避難行動要支援者の避難開始時期より前の予兆観測後の早い段階で自主的な分散避難を積極的に呼びかける。

(4) 噴火開始直後における溶岩流からの避難

噴火開始直後においては、火口の詳細な位置を即座に特定できない場合が想定される。溶岩流が短時間で到達する地域に市街地を抱える本市の特性を踏まえ、ある程度幅広な範囲の想定火口による溶岩流ドリルマップをまとめた「流下パターン」を参考として、避難指示の対象区域を[予めあらかじめ](#)検討し、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保できるようにする（図12）

噴火状況判明後、火口の詳細な位置や流下方向・流下速度が特定され、溶岩流の流下する範囲が明らかになった時点で、溶岩流の到達可能性が低い地域における避難指示の解除を検討する。

基本的には単独の流下パターンを想定するが、噴火口の位置の特定に時間を要する場合には、隣接する複数の流下パターンが影響する範囲を避難指示の対象区域とする。

（参考 避難基本計画 2.37）

噴火開始直後に発表される噴火警報の「警報が必要な範囲について、溶岩流による影響範囲を即座に特定することが困難なことも想定される。そのため、火口位置や噴火状況を基に、ある程度幅広な「警戒が必要な範囲」が示されることを想定し、市及び県は、「想定火口範囲のどのあたりから噴火したら、溶岩流がどの地域に流下するか」を溶岩流ドリルマップ等に基づいて、必要な避難の範囲について地域防災計画等の中で[予めあらかじめ](#)検討しておき、噴火開始直後の避難指示発令の迅速性を確保する必要がある。

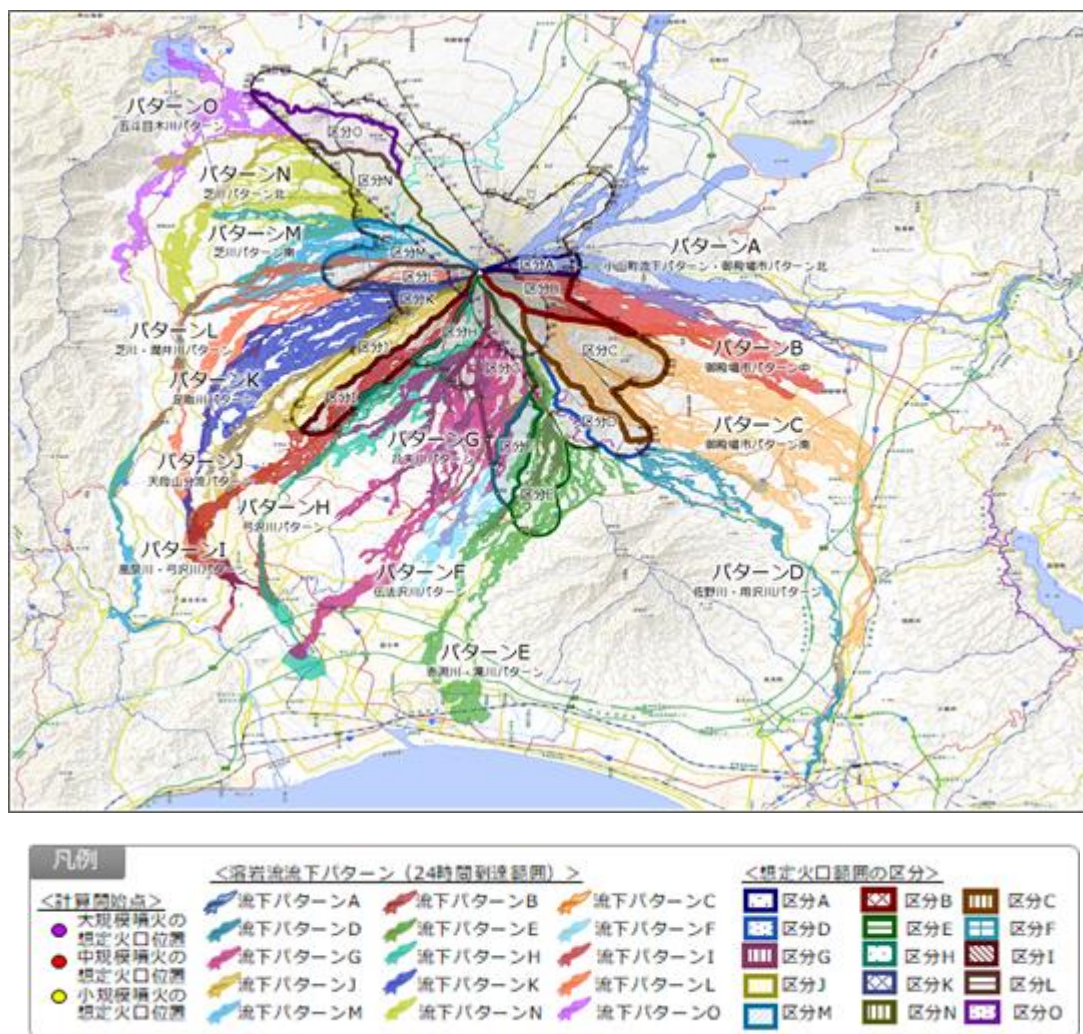


図12 溶岩流の流下パターン^{※1}及び想定火口範囲の区分との重ね合わせ図^{※2}

※1 流下範囲は24時間以内に到達する可能性のある範囲

※2 全ての流下パターンを重ね合わせた図であり、実噴火時に、一度にここで示された範囲の全てが影響するわけではない。

(5) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難における避難先及び避難方法の検討
避難先対象エリアごとに、次のとおり検討する。なお、噴火の状況により自市内の区域を越えて広域に避難を行う場合の対応は第8項に示す

- ・第1次及び第2次避難対象エリアの住民は、当面の安全が確保される自市内の避難所に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・第3次避難対象エリアの住民は、溶岩流の流れ（斜面の向き）に対し直交方向にある最寄りの避難所・避難場所（一時集結地）に原則、徒歩で避難。
- ・それ以外の地域の住民は、指定された避難所・避難場所（一時集結地）に徒歩又は自家用車等で避難。
- ・円滑に避難することができない住民については、行政や事業所等が用意した車両（バス、トラック等）により避難。

(6) その他

避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。

4 避難行動要支援者の避難

(1) 避難行動要支援者の避難については、一般住民より避難に時間を要することから、噴火前を含めて、早い段階での避難準備、避難を行う。

(2) 特に、入院・入所施設を有する医療機関・社会福祉施設においては、入院患者等のコンディションや

避難者数の規模により避難に時間を要することが想定されるため、避難開始基準に関わらず各施設の判断により早期の避難開始を検討する。なお、「協議会統一基準」（富士山火山防災協議会 令和5年3月）に基づいて市が避難促進施設として指定した施設については、事前に避難確保計画を作成する。

- (3) 避難開始のタイミングや範囲について、避難基本計画を基本とするが、地域の実情に応じた対応とすることも差し支えない。

避難行動要支援者等の避難開始基準

実施時期	避難対象エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル4	第2次及び第3次避難対象エリア（全方位）
噴火警戒レベル5 （噴火前）	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火開始直後	第4次避難対象エリア（移動に時間が要する者）
噴火状況判明後	溶岩流の流下が見込まれる範囲

5 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、**も若**しくは禁止し、または退去を命ずることができる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第22条第1項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方

- ・警戒区域の設定は本計画における「避難対象エリア」を基本とし、生活圏や避難経路等地域の実情に合わせて設定を行う。
- ・噴火開始前は、第1次避難対象エリア及び第2次避難対象エリアを参考とし、必要に応じた範囲に設定を行う。
 - ・噴火状況判明後は、富士山ハザードマップのドリルマップやリアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。
- ・噴火状況が不明、あるいは状況の特定に時間を要することが見込まれる場合は、別に定める溶岩流の流下パターンを参考として設定する。
- ・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。
- ・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市**長**が設定する。
- ・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

6 救出救助

(1) 人命の救出救助

地震対策編 第5章第6節「3 人命の救出活動」により、救出活動は市が行うことを原則とする。

(2) 避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況等を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、**子供こども**及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。

7 一時帰宅の実施

(1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。

(2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。

(3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

8 広域避難

溶岩流からの避難は、市内での避難を基本とするが、溶岩流の影響範囲が拡大し、市内での避難者の受入が困難である場合は、市外への広域避難となる。

受入市町及び県は避難実施市町と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

(1) 基本的な考え方

- ・富士山の火山災害においては、火口位置や噴火の状況により影響範囲が大きく異なり避難指示の対象範囲が噴火後でなければ判明しないことから、事前の避難先は定めず、三県や合同会議において調整を行うこととしている。

- ・広域避難の実施にあたっては、避難実施市町が受入市町と協議を行う。その協議の相手方については、災害対策基本法第61条の7第1項の規定に基づき県が助言を行う。この助言を円滑に行うため、その方針を事前に定めるものである。

- ・災害対策基本法に規定する広域避難、広域一時滞在の市町長間の個別の協議を妨げるものではない。

- ・想定される火山災害のうち、広域避難者が多く想定される溶岩流からの避難を想定して調整方針を策定し、溶岩流以外の火山災害による広域避難が必要となった際にも、この事前の調整を参考として対応する。

- ・受入避難所の収容可能人数や噴火活動の状況等から、事前に調整された市町以外の県内市町や、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県を通じて広域避難者の受入れを要請する。ただし、更なる広域避難先の拡大が必要となった場合は、国や全国知事会等を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

(2) 広域避難の基本的な対応と避難先

以下の項目により、広域避難の枠組を定める。

ア 基本的な対応（避難対象地域設定と避難開始）

富士山は現状では噴火口が存在しないことから、以下の3段階での避難を実施する。

①事前避難

噴火するまで火口位置が特定できないことを前提とし、第1次避難対象エリア、第2次避難対象エリア及び融雪型火山泥流の到達範囲の一部から避難。

②流下パターンによる避難（噴火開始直後）…③の避難に準じた特定の条件下での避難

噴火時に悪天候等で正確な噴火口の位置が特定できず、その特定に時間を要する場合も想定され、その際は概ねの噴火口の位置情報で避難対応を行う必要がある。

複数のドリルマップを噴火口の範囲ごとにまとめた「流下パターン」により、概ね24時間以内までの溶岩流影響範囲から避難。

③ハザードマップ等による避難

噴火時に火口位置が精度良く特定でき噴火現象が判明した場合には、国土交通省が発表するリアルタイムハザードマップ又は既存のドリルマップに基づき溶岩流の影響範囲から避難。

イ 広域避難先

広域避難先については、特定の市町の一対一の対応を定めず、広域避難の枠組みとして、受入市町側の複数の市町を一つの単位とした地域を定める。以下の条件を考慮した。

- ・想定する避難者数は流下パターンごとの避難者数及び富士山東麓、西麓におけるドリルマップのうち最大の影響をうける場合の避難者数とする。
- ・溶岩流による広域避難路の分断の有無（溶岩流の流下範囲を跨ぐ経路を利用しない）
- ・山体周囲に位置する東麓地域3市町、西麓地域2市の相互協力による受入れ。

(3) 広域避難先の枠組み

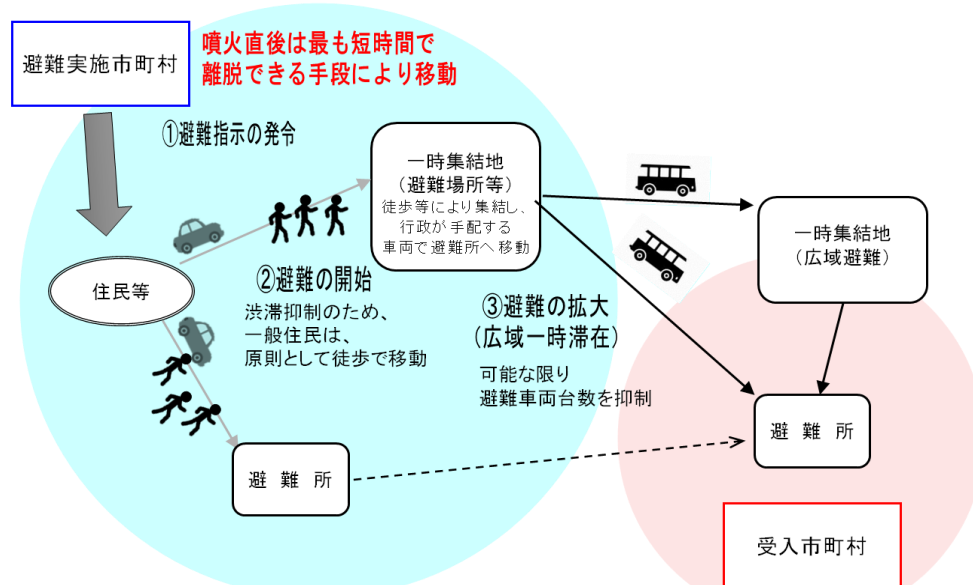
ア 想定される溶岩流（流下パターン・ドリルマップ等）毎の避難対象区域

想定される溶岩流に対する対象地区の区割り（町丁目、自主防災会等）と避難者数は避難実施市町にて平常時から整理、把握しておく。

発災時の避難対象地域や避難者数は無数のケースが想定され、発災時（噴火後）に初めてその範囲や規模が明確になり、更に実際の溶岩流や降灰の影響を考慮して避難方向が定まる。このため、避難対象地域と受入市町との組み合わせについては、この事前の調整内容に留め、避難先となる受入避難所については、噴火後に県及び受入市町が避難実施市町と連携して決定する。

イ 受入市町における一時集結地の設置

広域避難者は、避難実施市町内の一時集結地（広域避難）へ徒歩又は自家用車等で集合する。広域避難先となる避難所等への円滑な避難のため、受入市町にさらなる中継地として一時集結地（広域避難）を設ける。



噴火直後はある程度幅広に避難指示を出す必要が想定されるが、噴火状況の判明後は、リアルタイムハザードマップ等により避難指示対象の絞りこみが可能となる。

図13 広域避難の実施概念図

避難実施市町は県の助言を受けつつ、受入市町に一時集結地（広域避難）の開設と運営を依頼する。

ウ その他

(ア) 県外避難に関する調整

県外への広域避難が必要となった際には、災害対策基本法の規定、県地域防災計画火山災害対策編の規定、及び3県協定※に基づき、避難実施市町の要望を踏まえて県が対応していく。

(イ) バス協会との協定に基づく災害時の対応

県は、県バス協会との協定に基づき、発災時に避難実施市町において避難に必要な車両台数を確保できない場合に、協会への協力要請と運用調整を行う。

※3県協定…「富士山火山防災対策に関する協定」（H21.10.29締結）

3県が連携して「避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること」に取り組むと規定

(4) 広域避難先の事前調整

- ・受入避難所は原則として、避難が必要となった際に、受入市町が開設する指定避難所とする。
- ・受入市町毎の受入可能人数の算定は、今後市町と調整する。
- ・避難開設する避難所については、状況に応じて、指定避難所以外の施設も活用することができるものとする。

- ・学校を避難所とする場合は、原則として体育館のみを使用し、教室は使用しない。その他の公共施設（公民館等）は管理主体の事務室を除いた部分を使用する。
- ・避難所の開設期間（避難者の受入期間）は、原則として1ヶ月程度とする。それ以降は、状況に応じて、より広範囲での移転も検討する。このため、県は、地域防災計画共通編に基づき、他の都道府県と協議を行う。
- ・避難者の健全な居住環境と受入市町における指定避難所の収容率を早期に確保するために、避難実施市町及び受入市町、県が十分に連携し、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。
- ・避難所開設等の避難所運営の初動対応（3日間程度を目安）は受入市町による運用を依頼するが、できる限り速やかに避難実施市町が引き継ぐものとする。
- ・食料や資機材については、原則、避難実施市町が準備する（避難者が調達する、避難実施市町が調達する等）こととし、受入市町で別途の備蓄をする必要はない。初動対応時において、既存の備蓄等を受入市町が提供した場合は、避難実施市町がその費用を負担する（災害救助法の適用による）

(5) 避難実施市町の行政機能の支援について

受入市町は、以下の用途の為、避難所や避難場所以外に、庁舎の一部使用や民間施設等の斡旋を行う。

- ・避難実施市町の代替庁舎
- ・避難者の相談、各種行政サービス窓口の設置

(6) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している。（図14）

避難実施市町は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

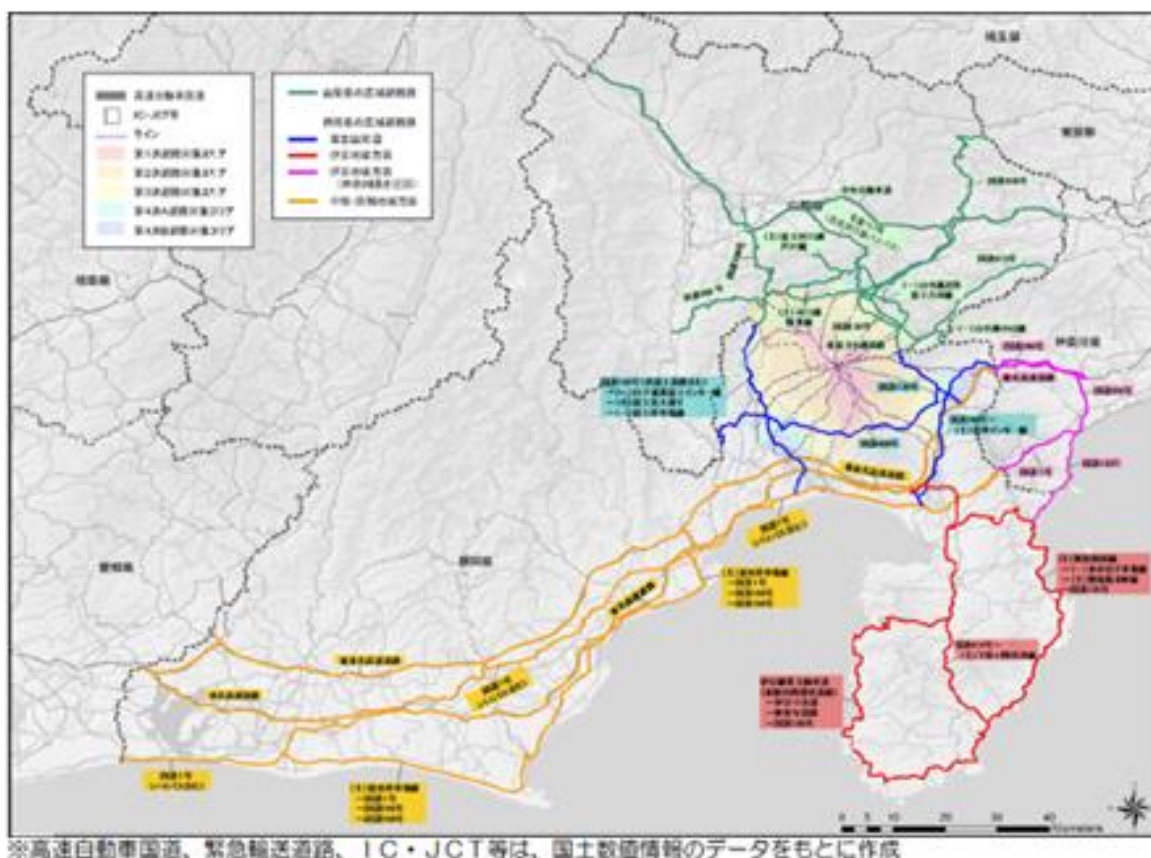


図14 広域避難路

第3節 市の体制

1 配備体制

市は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

災害等の状況	出役者	体制
火山活動が認められたとき 火口周辺警報レベル1 (情報収集体制)	(1) あらかじめ定められた危機管理課職員及び上水道課職員 (2) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員	事前配備体制 (情報収集体制)
火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル3 (入山規制)	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課、環境課、道路河川課、管理維持課、上水道課、教育総務課、教育施設課、警防課職員 (3) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員	災害対策本部設置 (第2次非常配備体制)
火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル4 (避難準備) 以上	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 全職員	災害対策本部設置 (第3次非常配備体制若しくは全庁体制)

- * 災害対策本部を火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所をあらかじめ検討しておく。
- * 本部長が必要と認めた場合は、参集基準にかかわらず必要な職員を参集させる。
- * 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ定めておくものとする。
- * 震度5強以上と判断した場合は、連絡の有無にかかわらず全職員参集する。

2 噴火シナリオと避難対応ステージ

平時から噴火、火山活動の終息まで段階に応じた対応を関係機関と共有できるよう作成した噴火シナリオにおける避難ステージごとの避難対応を示す。

噴火シナリオにおける避難対応ステージ毎の避難対応

表 2-10 噴火シナリオにおける避難対応ステージ毎の避難対応

避難対応 ステージ	一般住民	避難行動 要支援者	避難所	福祉避難所	その他の避難対策等
ステージ4	避難開始	避難開始 又は 避難済み	開設	開設 又は 開設済み	安否確認
ステージ3	避難準備	避難開始	開設準備	開設	安否確認
ステージ2	避難準備	避難準備	開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認
ステージ1	情報収集	避難準備	必要に応じて 開設準備	開設準備	・避難行動要支援者名簿の確認 ・避難行動要支援者の移動手段確保 ・情報伝達方法の確認

富士山火山の噴火シナリオ

注① 火山活動は一足飛びに急速に高まることもあり、噴火警戒レベルが順を追って一段ずつ上昇するとは限らない。その場合は、その間に想定している応急対策を全て実施する。
注② 地域の実情により、対応開始のタイミングを早める必要があるため、日頃から訓練を通じて避難に要する時間を短縮しておく必要がある。

噴火シナリオ

噴火までの推移の一例		火山活動の異常 ～ 噴火開始前		噴火の発生 ～ 降灰まで		降灰後～数十年	
(例)		火山活動の異常 ・火山性地震の震源が深部から浅部へ上昇 ・マグマの浅部への上昇に伴う地震活動を観測		噴火の発生 ・大規模噴火の発生 ・大規模な溶岩流の流下		降灰後～数十年 ・降灰後土石流の発生	
(歴史上唯一の参考例) 宝永噴火時の推移		噴火開始前10日 ・山中で有感地震 ・鳴動の発生		噴火開始前数日 ・山麓で有感地震が増加 ・広域的な揺れが発生		降灰後～数十年 ・大規模噴火の発生 ・小さな噴石や火山灰が広範囲に堆積 ・降灰後土石流の発生	
噴火予報		火口周辺警報		噴火警報		噴火の状況に応じて	
レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6	レベル7	レベル8
◆定期的な普及啓発事業と防災訓練の実施 ◆情報収集体制 ◆登山を禁止した上で登山者へ下山指示 ◆必要に応じて職員招集	◆警戒対策本部設置(必要に応じて災害対策本部) ◆職員招集 ◆登山規制 ◆観光客等へ帰宅の呼びかけ ◆自主的な分枝避難の呼びかけ 【第1次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 ◎市町村内の安全な場所に福祉避難所、避難所設置(状況に応じて降灰拡大)	◆警戒対策本部の継続(必要に応じて災害対策本部) 【第1次避難対象エリア】 避難実施済 【第2次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 【第3次避難対象エリア】 避難行動要支援者への避難指示 一般住民へ避難準備情報 【結集期】融雪型火山形跡から立ち退き避難が必要となる地域では第2次避難対象エリアの避難開始基準に準じて避難を開始する	◆警戒対策本部の継続(必要に応じて災害対策本部) 【第1次避難対象エリア】 避難実施済 【第2次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 【第3次避難対象エリア】 避難行動要支援者への避難指示 一般住民へ避難準備情報	◆警戒対策本部の継続(必要に応じて災害対策本部) 【第1次避難対象エリア】 避難実施済 【第2次避難対象エリア】 全ての者に避難指示 【第3次避難対象エリア】 避難行動要支援者への避難指示 一般住民へ避難準備情報	◆状況に応じ避難所解除(一時立入一時帰宅～全面解除) ◆土石流想定危険区域等 ◆降灰時警戒避難等 ◆復興方針検討	◆状況に応じ避難所解除(一時立入一時帰宅～全面解除) ◆土石流想定危険区域等 ◆降灰時警戒避難等 ◆復興方針検討	◆状況に応じ避難所解除(一時立入一時帰宅～全面解除) ◆土石流想定危険区域等 ◆降灰時警戒避難等 ◆復興方針検討
社会情勢		報道の過熱 報道関係者が増加		地域から離れる人の増加・世帯発生・帰宅困難者の発生		応援部隊・ボランティアの活動本格化	
各工		ステージ4		ステージ4		ステージ4	
リ		ステージ2		ステージ2		ステージ2	
ア		ステージ1		ステージ3		ステージ3	
で		情報収集体制		ステージ1		ステージ1	
の		情報収集体制		情報収集体制		情報収集体制	
対応		情報収集体制		情報収集体制		情報収集体制	

火山活動の異常 ～ 噴火開始前

噴火の発生 ～ 降灰まで

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

噴火開始前10日

噴火開始前数日

噴火の発生

降灰後～数十年

【噴火開始直後】

大規模な噴煙柱が確認できる場合
噴火後の対応 ⇒ 「その1」へ
※ 次のいずれかに該当する場合、まずは「その1」へ移行
・切れ目なく大きな噴煙が空高く立ち上る
・日中であっても日光が遮られ周囲が暗くなる
・山麓の広い範囲でスコリアや軽石が降り注ぎ始める
・空振が窓や扉を連続的に振動させる

大規模な噴煙柱は確認できない場合
噴火後の対応 ⇒ 「その2」へ

積雪期の場合(「その1」又は「その2」の対応に加え)
噴火後の対応 ⇒ 「その3」へ

※ 状況が緊急な地域では、一般住民、原則 徒歩又は行政が手配する車により避難

富士山火山の噴火シナリオ（噴火発生後の対応）

噴火後の対応（その1）		【噴火後、降灰・小さな噴石の影響が生じた地域】ステージ4に移行 降灰・小さな噴石からの避難は、屋内避難であることに留意 - 降灰や小さな噴石の落下が見込まれるため、まずは、原則、屋内で安全確保 - 木造家屋で降灰厚30cm以上かつ降灰により重量が増すと倒壊のリスクが生じるため、きしみや歪みが生じた場合、速やかに近隣の堅牢な建物に立ち退き避難し、救援を待つ 溶岩流の流下、家屋倒壊の可能性、降灰後土石流が発生する可能性、近隣での火災などが生じた場合は、速やかに立ち退き避難を行うが、降灰中はヘルメット・ゴーグル・マスク等を着用し安全を確保する - 大規模な降灰が発生した後は、車面での移動が困難となるため、むやみに影響範囲外に離脱せず、自治体が発する情報に注意 - 支柱間が長い建物（一部の体育館など）は、降灰の重みで屋根が潰れる可能性があるため、降灰時に避難所とすることは避ける 第5、6次避難対象エリア	留意事項 噴火直後は、火口位置及び溶岩流流下の有無を確認し、流下が認められる場合、溶岩流からの避難行動を実施する。 火山灰の直接的影響により生命・身体に深刻な危険が及ぶものではない。（降灰による建物倒壊や火災を除く）ただし、小さな噴石は高速で落下するため、ヘルメット等で身体保護が必要、車のフロントガラスが破損する場合もある。 車内やスタックによる道路機能が失われると、その後の応急対策が困難となるため、避難時に自家用車の使用は控える。 停電・断水・物流の停滞により生命・身体に危険が及ぶ患者は安全なエリアまで避難させる。 噴火に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。
噴火後の対応（その2）		第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み) 第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み) 第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み) 第4次避難対象エリア 第5、6次避難対象エリア	留意事項 噴火直後は、第3次避難対象エリアのうち、特に溶岩流が短時間で到達する地域では、避難行動をとる。 噴火の状況（溶岩流の流下規模）により避難の拡大・縮小を行う。 火山灰の影響が少ない場合であっても、避難は徒歩または行政が調達する車両により避難することで、深刻な交通渋滞の発生を抑制するとともに、確実な避難が期待できる。 溶岩流が流下した土地は、発災前と同じ用途で使用することは困難。 このため、溶岩流流下エリアについては、避難指示解除後も、仮設住宅など移住先を確保が必要があることに留意する。 噴火に伴い規模の大きい地震が発生する可能性がある。地震動により、道路の通行に障害が発生する可能性があることに留意。
噴火後の対応（その3）		第1次避難対象エリア (噴火前に避難済み) 第2次避難対象エリア (噴火前に避難済み) 第3次避難対象エリア (避難行動要支援者は、噴火前に避難済み) 第4次避難対象エリア 第5、6次避難対象エリア	留意事項 融雪型火山泥流に陥いて、溶岩流が流下する場合があるため、溶岩流の高下方向では、必要に応じて避難を開始する。 積雪期には、河川区域からの立ち退きを徹底する。 融雪型火山泥流の流下後は、堆積物により車面での移動が困難となるため、市町村外への避難が必要となる場合、通行可能なルートの変更や移動のため、車両手配を実施する。

3 協議会（又は合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。

市災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

4 避難所の開設

- (1) 市長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。
- (2) 市長は、住民に避難準備情報を発表した場合、避難所を開設する。
- (3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

第4節 交通規制

1 一般道路の交通規制

(1) 基本的な考え方

- 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。
なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。
- 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。
- 道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・ 入山規制に係る登山口等への進入規制 ・ 登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・ 一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・ 警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第 ~~3~~ ² 次避難対象エリア	・ 広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・ 渋滞の抑制措置 等
噴 火 後	第1次～第4次 ~~3~~ ² 避難対象エリア	・ 避難誘導のための交通誘導 ・ 溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

(2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施主体	内 容
県公安委員会 (警察)	ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。 イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。 この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。 ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。

2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3 以降	— (必要に応じて)	- 影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） - 帰宅する観光客、分散避難者の交通誘導	警察
		- 影響範囲内への流入規制（不要不急の場合に限る） - 火山状況の把握及び高速道路利用者への周知 - 火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制	NEXCO 中日本
噴火発生後	避難指示が発令された地域を含む区間	- 避難誘導のための交通規制 - 緊急交通路への一般車両の流入禁止措置	警察
		被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及ぶおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、避難基本計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者へ情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線
- ・伊豆箱根鉄道（株）：駿豆線、大雄山線
- ・小田急電鉄（株）：小田急小田原線

・鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

第5節 避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決めて一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

第6節 広域避難路の除灰等

1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

(1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスweeper）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容
・ 降灰状況の把握体制 ・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討 ・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握 ・ 優先除灰路線の設定 ・ 人員、資機材投入パターンの検討 ・ 資機材用の燃料確保 ・ 一時仮置き場の設定 ・ 輸送ルートの設定 ・ 最終処分方法、処分場所の決定

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。

また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めたときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	・ 知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。 ・ 知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。
御殿場警察署	御殿場警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。

第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

「災害時等における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設業協会等に降灰除去業務を委託する。

第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実 施 主 体	内 容
国土交通省中部地方整備局 // 関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を図るものとする。

第1節 復旧

1 復旧対策

(1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

(2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

(3) 安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

(4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

2 被災者等へのフォロー

(1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

(2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応の~~あり~~方^{あり}の見直しを促進する。

(2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

5 大火災対策編

I 大火災対策計画及びII 大爆発対策計画	1

I 大火災対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 市内の顕著な災害	2
第3節 予想される災害と気象条件	3
発 災 前	頁
第2章 火災予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
第2節 火災の予防対策	4
第3節 林野火災対策の推進	5
第4節 火災気象通報の取扱い	6
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	7
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	7
第2節 情報伝達系統図	8
第3節 市の対応	9
復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	10
第1節 各機関が実施する対策	10

II 大爆発対策計画

総 則	頁
第1章 総則	11
第1節 関係機関の業務の大綱	11
第2節 予想される災害	12
発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	13
第1節 ガス災害予防計画	13
第2節 危険物災害予防計画	14
第3節 火薬類災害予防計画	15
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	16
第1節 関係機関の業務の大綱	16
第2節 情報伝達系統図	16
第3節 市の対応	17
復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	18
第1節 原因究明と是正措置	18

Ⅰ 大火災対策計画及びⅡ 大爆発対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、御殿場市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、御殿場市及び防災機関が行うべき御殿場市の地域に係る「大火災対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大火災対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ 大火災対策計画」、「Ⅱ 大爆発対策計画」から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、市内の顕著な災害、予想される災害と気象条件
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達系統図、市の対応
第4章 復旧計画	各機関が実施する対策

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画、火薬類災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	主旨、関係機関の業務の大綱、情報伝達系統図、市の対応
第4章 復旧計画	原因究明と是正措置

Ⅰ 大火災対策計画

第 1 章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	消 防 体 制 の 整 備	ア 消防組織の確立 イ 消防施設の整備 ウ 消防救急の広域化の推進 エ 消防職員・消防団員の教育 オ 消防団の活性化 カ 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火 災 予 防 対 策	ア 建物の不燃化の指導 イ 消防用設備等の整備 ウ 防火管理体制の整備 エ 防火対象物の火災予防
	林 野 火 災 予 防 対 策	ア 林道（防火道）等の整備 イ 予防設備の整備 ウ 消防資機材の配備
	災 害 応 急 対 策	ア 消防活動 イ 広域活動協力体制
静 岡 地 方 気 象 台	火災気象通報の発表	

第 2 節 市内の顕著な災害

昭和 40 年以降の市内の主要な大火を列記する。

〔損害等は、焼失面積及び損害額(単位：千円)〕

発 生 年 月 日	損害等	場 所	記 事
昭 和 50 年 12 月 4 日	1,440m ² 125,000	御殿場市大坂	スチール家具製造業
昭 和 50 年 12 月 14 日	320m ² 30,000	御殿場市大坂	シール製造業
昭 和 53 年 3 月 25 日	777m ² 45,000	御殿場市新橋	新天地「OK横丁」から出火15店舗、1旅館焼失
昭 和 54 年 12 月 15 日	1,385m ² 29,820	御殿場市中畑	台風20号により、キャンプ富士のガソリン貯蔵袋が破損、兵舎に流入、ストーブに引火、死傷者50名、焼損棟数18棟
昭 和 59 年 9 月 28 日	362m ² 55,120	御殿場市茱萸沢	ガスライター製造工場 焼損棟数3、ライター164万個焼失
昭 和 60 年 5 月 5 日	427m ² 90,310	御殿場市茱萸沢	ガスライター製造工場 焼損棟数1、ライター216万個焼失
平 成 3 年 6 月 22 日	199m ² 21,320	御殿場市川島田	不発弾爆発事故 死者2、負傷者(付近の主婦3名)
平 成 11 年 11 月 15 日	1,950m ² 641,300	御殿場市萩原	建設中の共同住宅より出火 車両16台焼失
平 成 20 年 6 月 11 日	325m ² 67,650	御殿場市新橋	商店街から出火 全焼1、部分焼3

第3節 予想される災害と気象条件

○風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

○大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件をつくりだす。

- ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
- ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

○林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。また、本市の特性として陸上自衛隊東富士演習場を有していることから、演習場からの野火の発生による林野火災についても考慮しておく必要がある。

○林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

○富士山麓地方の気象条件

- ・この地域は東山麓、南山麓に分けることもできるが、いずれも海拔高度により気温が変わり、御殿場（標高約470m）、白糸（標高約500m）とも、年平均気温は約13℃となっている。
- ・風は富士山、愛鷹山、箱根山地、天守山地等の地形に支配されて、東山麓、西山麓では南と北の風が卓越し、南山麓では秋から春にかけては西の風が現れやすいが、夏は海陸風により南の風が多くなっている。風速は御殿場地方では一般に弱い、富士宮南部から岳南地方では風が強く、特に冬の季節風の時や南を低気圧が通過する時は強風となりやすい。

第 2 章 火災予防計画

市においては、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

区 分	内 容
消防組織の確立	市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	市は、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	市における消防力の現況は資料編（１－７）＜消防力の状況＞のとおりである。
消防職員・消防団員の教育	・消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。
消防団の活性化	・災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。 ・市は、消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進し、消防団員がやりがいをもって活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	市は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。
通信手段の確保	<u>市は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。</u>

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
建物不燃化の指導	市は、燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	市は、火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	市は、旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	市は、多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	市、消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人 森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株)、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター
林道(防火道)等の整備	林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。
<u>予 防 設 備 の 整 備 事 前 の 準 備</u>	・市は、関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。 ・気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること等に留意して備えを行う必要があることから、消防機関を始めとする県及び市町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。
防 災 知 識 の 普 及 啓	市は、<u>林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、静岡県山火事予防運動期間中等の機会や、ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や、SNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知を行うとともに、山火事予防運動期間中、県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小学校児童、中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</u> その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。 ・市は、<u>当市の自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。</u> ・市は、<u>林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。</u>
<u>警 戒 の 強 化</u>	・市は、<u>火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。</u> ・市は、<u>乾燥や強風等の気象状況に依りて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。</u>
<u>消 火 活 動 関 係</u>	・消防機関は、<u>林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。</u> ・市は、<u>熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。</u> ・市は、<u>ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。</u> ・林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、市は消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。 ・市は、<u>水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。</u>

第４節 火災気象通報の取扱い

「消防法」第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象通報の基準	<table border="1"> <tr> <th>対象地域</th><th>実 施 基 準</th></tr> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td><td> - 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（５時頃）、２４時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の３つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td></tr> </table>	対象地域	実 施 基 準	概ね市町単位(二次細分区域)	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（５時頃）、２４時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の３つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
対象地域	実 施 基 準				
概ね市町単位(二次細分区域)	- 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 - 毎朝（５時頃）、２４時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 - 注意すべき事項は次の３つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 - 定時（毎朝５時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。				
市長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。				
火災警報の発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

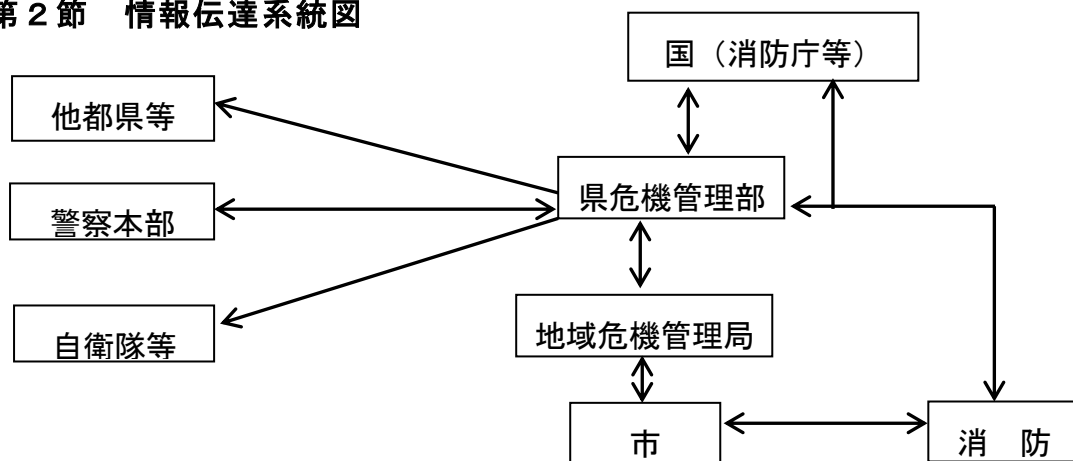
第 3 章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 1 節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
市消防活動体制	- 市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 - 消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。 - 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。また、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行い、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。 - 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。
広域協力活動体制	- 市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。 - その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 - ア その災害が他の市等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 - イ 市の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 - ウ その災害を防除するため、他の市等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合 - 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。 - 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。
大規模林野火災対策	- 市は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。 - 市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 - 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。 - 林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、市は、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。
消防庁への応援要請	県内の消防力だけでは対応できない場合には、消防庁に対し、緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

- 大規模火災が発生した場合は、危機管理課及び関係部局において、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・県への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副市長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、計画を図るものとする。

第 1 節 各機関が実施する対策

実施主体	内 容
市	関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包含する事業計画を作成する。
関係機関	市、県等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努めるものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第 1 章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
警 察	ア 火薬類事業者の保安指導 イ 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 ウ 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
消 防	ア 危険物事業者の許認可 イ 煙火の消費許可 ウ 災害発生時の消火、人命救助活動 エ 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
関係事業者	ア 自主保安体制の構築 イ 危害予防規程、地震防災計画等の策定 ウ 防災資機材の整備 エ 防災訓練等の実施 オ 災害発生時の関係機関への通報 カ 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害

- 高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。
- 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。

市内危険物施設

区 分		計	区 分		計
製 造 所		6	給 油 取扱所		<u>71</u>
貯 蔵 所	屋 内 貯蔵所	<u>82</u>	取 扱 所	第1種販売 //	2
	屋外タンク //	119		第2種販売 //	
	屋内タンク //	6		移 送 //	
	地下タンク //	<u>84</u>		一 般 //	79
	簡易タンク //	<u>0</u>		小 計	<u>152</u>
	移動タンク //	<u>27</u>	合 計		<u>481</u>
	屋 外 //	5			
	小 計	<u>329</u>			

高圧ガス製造事業所（第1種）

区 分	冷 凍 アモニア	液化石油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス					
				酸素	水素	アモニア	塩素	その他
事業所数	0	7	1	—	—	0	0	天然ガス1

※不活性ガス・圧縮空気を除く。

※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

ガス関係事業者についての許認可、立入検査、保安検査等により、事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、関係機関と連携した監視指導や防災訓練等によりガス保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容								
高圧ガス関係事業者の自主保安体制の構築	高圧ガス関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結								
高圧ガス関係団体等の保安体制の構築	<table border="1"> <tr> <td>緊急応援体制の整備</td><td>静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。</td></tr> <tr> <td>防災資機材の整備</td><td>災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。</td></tr> <tr> <td>防災訓練</td><td>高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的実施し、防災能力の向上を図る。</td></tr> <tr> <td>LPガスの自主保安の推進</td><td> 製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起 </td></tr> </table>	緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。	防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。	防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的実施し、防災能力の向上を図る。	LPガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起
緊急応援体制の整備	静岡県一般高圧ガス地域防災協議会と静岡県液化石油ガス地域防災協議会は、防災事業所を指定し、事故や災害時の迅速・的確な対応を図るよう、連絡応援体制を整備する。								
防災資機材の整備	災害に対処するため、防災事業所に防災資機材を配備する。								
防災訓練	高圧ガス関係事業者、関係団体は、関係機関と連携のうえ、高圧ガスの事故や地震等の災害を想定した防災訓練を定期的実施し、防災能力の向上を図る。								
LPガスの自主保安の推進	製造事業所相互援助協定の締結 県内の製造事業所間で相互援助協定を締結し、事故や震災時には、災害拡大防止に必要な防災資機材や職員等の支援を行う。また、相互援助協定の円滑な運用を図るため、情報伝達訓練を実施する。 一般消費先の安全対策 ア 安全機器、地震対策機器の普及促進 イ 安全パンフレット等によるガスの安全使用の啓発 ウ ガス漏洩事故等防止のための一斉点検、注意喚起								
LPガスの保安推進	LPガスは、さまざまな事業者や一般家庭等で広く利用されていることから、県と(一社)静岡県LPガス協会、関係事業者が、LPガス安全対策推進のために必要な事業を実施する。 ア 液化石油ガス製造事業者、販売事業者に対する保安講習会の実施 イ 液化石油ガス販売事業者登録簿等の整備 ウ 液化石油ガス販売事業者及び保安機関の業務報告の徴収 エ 液化石油ガスの安全機器及び地震対策機器の設置推進								
都市ガスの保安推進	<table border="1"> <tr> <td>自主保安体制の構築</td><td>都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。</td></tr> <tr> <td>マイコンメータ等の整備</td><td>都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。</td></tr> <tr> <td>広報、巡視点検</td><td> ・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 </td></tr> </table>	自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。	マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。	広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。		
自主保安体制の構築	都市ガス事業者は、保安規程等を定め自主保安体制を図る中で相互協力するとともに、警察、消防等の関係機関との相互協力体制を構築する。								
マイコンメータ等の整備	都市ガスを使用する事業所や各家庭等に、地震やガス漏れ発生時にガス供給を自動的に遮断する機能を有するマイコンメータや、ガス警報器等の設置を推進する。								
広報、巡視点検	・ガスによる災害が発生した場合や、ガス供給の遮断を行った場合には、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報を行うほか、需要家の閉栓を実施する。 ・また、該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。								

高圧ガス運搬車両の保安指導	高圧ガス運搬中の事故を防止するため、県と警察が共同して高圧ガス運搬車両の監視指導を実施する。
防災訓練	県は警察、消防、高圧ガス関係団体と合同で、高圧ガス事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。
ライフライン防災連絡会による連携強化	県が開催するライフライン防災連絡会等を通じ、事故防止措置や災害対応における県とガス関係事業者との連携を強化する。

第２節 危険物災害予防計画

消防本部が行う危険物施設の許認可、立入検査と連携し、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導する。

また、警察、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等を含む関係機関との連携による監視指導や防災訓練、広報啓発等を行い、危険物保安の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
危険物関係事業者の自主保安体制の構築	危険物関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の定期検査等の実施 エ 自衛消防体制の構築、事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
危険物事故防止対策	危険物関係事業者と関係機関との連携のもと、消防庁が策定した危険物事故防止に関する基本方針、及びその行動計画である危険物事故防止アクションプラン等を活用し、危険物関係施設の点検・補修・維持・管理、従業員の保安教育、事故関係情報の収集・解析、自衛消防組織の確立等の事故防止対策を講ずる。
危険物安全週間	・毎年６月第２週に実施される「危険物安全週間」において、危険物施設の立入検査、事業者による施設の点検整備、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・危険物関係事業者や危険物を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講演会、研修会、広報啓発等を実施し、危険物に関する知識の普及啓発や保安意識の向上を図る
危険物運搬車両の安全指導	危険物運搬中の事故を防止するため、県、警察、消防他関係機関による危険物運搬車両事故防止等対策協議会を設け、保安活動を実施する。 ア 事故対応マニュアルの策定 イ 危険物運搬車両の監視指導 ウ 事故対応合同訓練
防災訓練	県は警察、消防、（一社）静岡県危険物安全協会連合会等と合同で、危険物事故を想定した実践的な防災訓練を実施し、関係機関の連携や災害対応能力の向上を図る。

第3節 火薬類災害予防計画

火薬類の製造施設、貯蔵施設、消費・使用場所等の構造設備や、火薬類の取扱い方法等についての許認可、立入検査等により、関係事業者の自主保安体制の構築と事故防止措置を指導するとともに、県、警察、消防、静岡県火薬類保安協会等の関係機関が連携した監視指導や広報啓発等により、保安管理の向上、防災意識の高揚を図る。

区 分	内 容
火 薬 類 関 係 事 業 者 の 自 主 保 安 体 制 の 構 築	火薬類関係事業者は、自主保安体制を構築し、次の事項を実施することで、事故防止や災害被害の低減を図る。 ア 危害予防規程、地震防災計画等の策定 イ 保安管理体制の確保、防災資機材の整備 ウ 従業員への保安教育、施設の巡視点検等の実施 エ 事故や災害への対処訓練の実施 オ 関係機関との災害防止協定や、関係事業者との相互援助協定等の締結
火 薬 類 関 係 事 業 所 の 監 視 指 導	・県、消防、警察の連携のもと、火薬類関係事業所の立入検査、保安検査等により、事業所の構造設備、火薬の取扱いや保管管理、安全確保対策等の適正を指導する。 ・県及び静岡県火薬類保安協会は、発破作業等の火薬類の使用場所の巡視指導を行う。 ・県及び消防は、花火の正しい取扱い等について、県民への広報啓発を行う。
火 薬 類 危 害 予 防 週 間	・関係機関及び関係事業者は、毎年6月10日～16日の火薬類危害予防週間において、火薬類関係施設の管理の徹底、適正な取扱いの確保、保安教育、防災訓練等に集中的に取り組む。 ・火薬類関係事業者や火薬類を業務上取り扱う者をはじめ、広く県民を対象に講修会、広報啓発等を実施し、火薬類に関する知識の普及や保安意識の向上を図る

第 3 章 災害応急対策計画

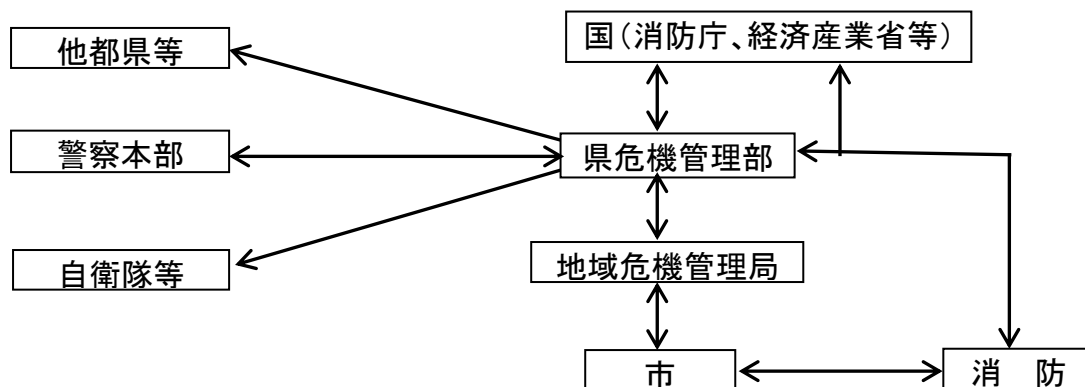
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、2次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

機 関 名	内 容
市・消防	ア 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 イ 市の対策本部設置 ウ 消火活動 エ 人命救助活動 オ 避難誘導 カ 事故調査
警 察	ア 事故捜査 イ 交通規制 ウ 避難誘導
発災事業者	ア 事故通報 イ 自衛防災対応 ウ 災害拡大防止措置 エ 関係機関への協力 オ 相互援助協定事業者等への支援依頼

第 2 節 情報伝達系統図



第３節 市の対応

- 大規模爆発が発生した場合は、危機管理課及び関係部局において、情報収集を行う。
- 必要な場合には「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。

災害対策本部

区 分	内 容
災害対策本部 の設置	大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、市長がその対策を必要と認めるときに、災害対策本部を設置する。
任 務	ア 防災対策の総合調整 イ 情報収集、発信、広報 ウ 関係機関への支援要請 ・自衛隊への災害派遣要請 ・県への支援要請 ・医療機関等への協力要請 ・県への緊急消防援助隊の出動要請 ・その他関係機関への応援要請 エ 2次災害等発生防止措置
本部員会議の 開催	ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針等について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。 イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副市長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。 ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。 エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

第 4 章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第 1 節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	- 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 - 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 - 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	- 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 - 必要な場合には、国や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	- 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 - ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 - 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 - 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 - 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 - 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	- 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 - 市は市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

6 大規模事故対策編

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画	1

I 道路事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 予想される事故と地域	3
1 市内の道路状況	3
2 市内の交通量	3
3 市内の交通事故件数等	3
4 予想される道路事故の態様	3

発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	4
第1節 道路構造物の災害予防	4
第2節 関係機関の防災体制の整備	4
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	4
第4節 防災訓練	5
第5節 関係機関との相互連携体制の整備	5
1 連絡窓口の明確化	5
2 防災訓練の合同実施	5

発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 情報の収集・伝達	6
第2節 応急体制	6
1 防災関係機関	6
第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	7
1 拡散防止措置等	7
2 住民の安全確保	7

復 旧 ・ 復 興 期	頁
第4章 災害復旧計画	8
第1節 災害復旧計画の策定	8
第2節 施設の復旧	8
第3節 安全性の確認	8
第4節 被害者等へのフォロー	8
1 健康相談の実施	8
2 心の健康相談の実施	8

Ⅱ 鉄道事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	9
第1節 予想される事故と地域	9
1 事故の形態（国土交通省鉄道事故等報告規則）	9
2 御殿場市内の鉄道事業者及び運行路線	9
発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	10
第1節 防災体制の整備	10
第2節 鉄道交通の安全確保	10
第3節 応急対策用資機材等の整備	11
第4節 防災訓練	11
第5節 関係機関との相互連携体制の整備	11
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	12
第1節 情報連絡体制の整備	12
第2節 応急対策	12
1 市の体制	12
2 関係機関等	13
＜特記事項＞	14
1 情報の収集・伝達	14
2 広報活動	14
3 消防活動	14
4 救助・救急活動	14
5 医療救護等	14
6 避難	14
7 危険物等搭載貨物車事故に対する応急対策	14

Ⅲ 航空機事故対策計画

総 則	頁
第1章 総則	15
第1節 予想される事故と地域	15
発 災 前	頁
第2章 災害予防計画	16
第1節 防災体制の整備	16
発 災 後	頁
第3章 災害応急対策計画	17
第1節 情報の収集・伝達	17
第2節 応急対策	17
1 市の対応方針	17
2 市の体制	18
3 防災関係機関の対応事項	18
＜特記事項＞	19
1 搜索救難活動	19
2 消火・救助活動	19
3 医療救護活動	19
4 避難	19
5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関	20
6 広報	20

I 道路事故対策計画、II 鉄道事故対策計画及びIII 航空機事故対策計画

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、御殿場市及び防災機関が行うべき市の地域に係る「大事故対策の大綱」（「共通対策編」で定めたものを除く）を定めるものとする。

「大事故対策編」は、以下のとおり、「Ⅰ 道路事故対策計画」、「Ⅱ 鉄道事故対策計画」、「Ⅲ 航空機事故対策計画」から構成する。

なお、Ⅱ、Ⅲにおける災害復旧計画については、Ⅰ第4章に準ずるものとする。

I 道路事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、関係機関の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急体制、危険物の流出等に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー

Ⅱ 鉄道事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
(災害復旧計画)	(Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

Ⅲ 航空機事故対策計画

章	記 載 内 容
第1章 総則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる)

Ⅰ 道路事故対策計画

第 1 章 総 則

御殿場市内の市道、県道、国道及び高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 関係機関の業務の大綱

市及び防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき業務
市	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること イ 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること ウ 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること エ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示に関すること オ 県又は他の市町村に対する応援要請 カ 関係防災機関との調整に関すること
道路管理者 （国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社）	ア 管理道路の災害予防に関すること イ 管理道路の防災体制の整備に関すること ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること エ 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	ア 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること イ 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 イ 気象、地象（地震にあっては地震動に限る。）の予報及び警報 ウ 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 エ 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報・警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
消防機関	ア 救助・救出用資材、車両等の整備 イ 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 ウ 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 エ 携帯電話からの 119 番通報に対し的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 予想される事故と地域

1 市内の道路状況

道路の種類	路線数	実延長(m)	
高速自動車国道	2	22,317	(令和6年4月1日現在)
一般国道	3	<u>36,047</u>	(令和6年4月1日現在)
県道	14	<u>88,908</u>	(令和6年4月1日現在)
市道	<u>3,395</u>	<u>807,513</u>	(令和7年4月1日現在)
合計	<u>3,414</u>	<u>954,785</u>	(市道以外は次年度更新)

2 市内の交通量

御殿場市内における平均交通量は、平日が77,954台/12h、休日が76,455台/12hである((令和6年は平日の交通量調査未実施のため、平日は令和5年市交通量調査、休日は令和6年市交通量調査)。

3 市内の交通事故件数等

市内の交通事故発生件数(人身事故のみ)は、昭和52年の314件から以後増加傾向が続き、平成13年には1,018件と過去最多を記録したが、それ以降は減少傾向にある。令和7年中の交通事故は333件で、死者数は1人となっており減少傾向を維持している。

4 予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	・落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 ・河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	・トンネル内での車両火災 ・道路上での危険物等の漏洩 ・バスの転落等事故
その他	・沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

- 各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。
- また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有または調達できる体制を整備する。
- 警察、消防、医療機関、市、県等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第2節 関係機関の防災体制の整備

実施主体	内 容
市	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社)	ア 情報連絡体制の整備 イ 安全設備等の整備 ウ 防災体制の確立(情報連絡を含む) エ 異常気象時の通行規制区間の指定 オ 通行規制の実施及び解除 カ 通行規制の実施状況に関する広報 キ 防災訓練の実施
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 防災体制の確立(情報連絡を含む) ウ 通行の禁止等の措置 エ 信号機等の点検
静岡地方気象台	ア 情報連絡体制の整備 イ 道路交通安全に係る気象等の現象の把握 ウ 道路交通安全に係る実況、予・警報等の発表
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 ウ 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード)の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

市、県、防災関係機関は、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

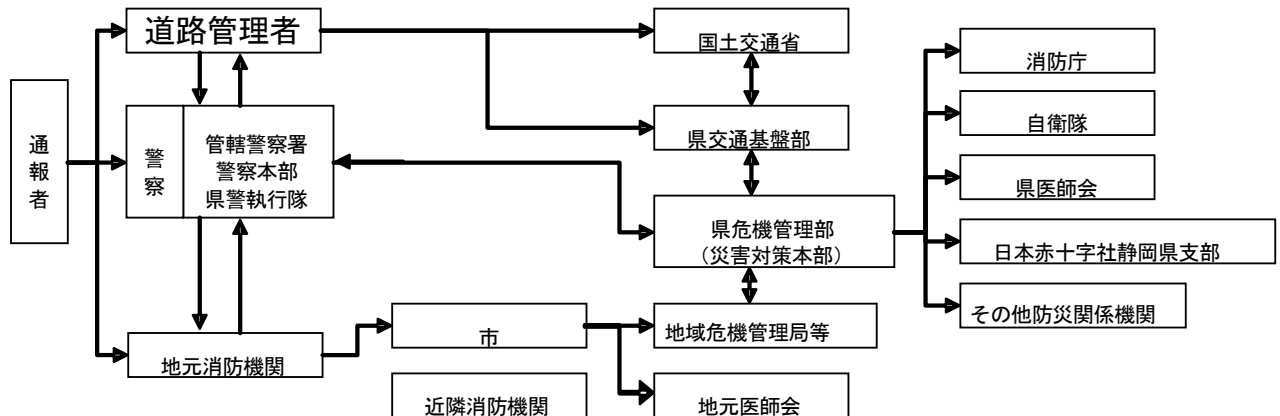
第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

第1節 情報の収集・伝達

- 道路災害発生の特報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、関係市町その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時県や道路管理者のホームページに掲載するとともに、市は広報活動を行う。
- 市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

＜情報連絡系統図＞



第2節 応急体制

1 防災関係機関

市及び防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
市	ア 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 イ 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 ウ 遺体の措置 エ 道路の応急復旧
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社)	ア 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ・主要交通路（迂回路）の確保 ・災害時における通行の禁止又は制限 イ 道路施設の応急復旧活動に関すること ・道路の応急復旧 ・類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警 察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の捜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務

消防機関	ア 消火活動 イ 被災者の救出、救護 ウ 負傷者の医療機関への搬出
医療機関	ア 救護所の開設 イ 負傷者に対する医療処置 ウ 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、化学物質漏洩事故対応マニュアル（静岡県危険物運搬車両事故防止等対策協議会編）に基づき、以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	- 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカードまたは運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 - 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	- 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 - 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 - 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 - 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 住民の安全確保

- 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、市は付近の住民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の住民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。
- 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。
- 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除すると共に、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く県民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置すると共に、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第 1 章 総 則

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故または火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、県がとるべき行動を定める。

第 1 節 予想される事故と地域

1 事故の形態（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記5種類の事故に伴うものを除く）
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記6種類の事故に伴うものを除く）

2 御殿場市内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	御殿場線	沼津 ～ 駿河小山	35.6

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

実施主体	内 容
市	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察 (御殿場警察署)	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道事業者に対する安全指導 ・管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 ウ 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 エ 防災訓練への参加 オ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 ウ 乗務員に対する適性検査の定期的実施 エ 車両や施設に関する安全確保の実施 ・土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 ・列車集中制御装置（CTC）、自動列車停止装置（ATS）の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 オ 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 カ 応急対策用資機材の整備 キ 防災訓練への参加 ク 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

(1) 踏切事故対策

鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

(2) 鉄道妨害の防止

鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

(3) 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 防災訓練

鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的を実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市、県その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

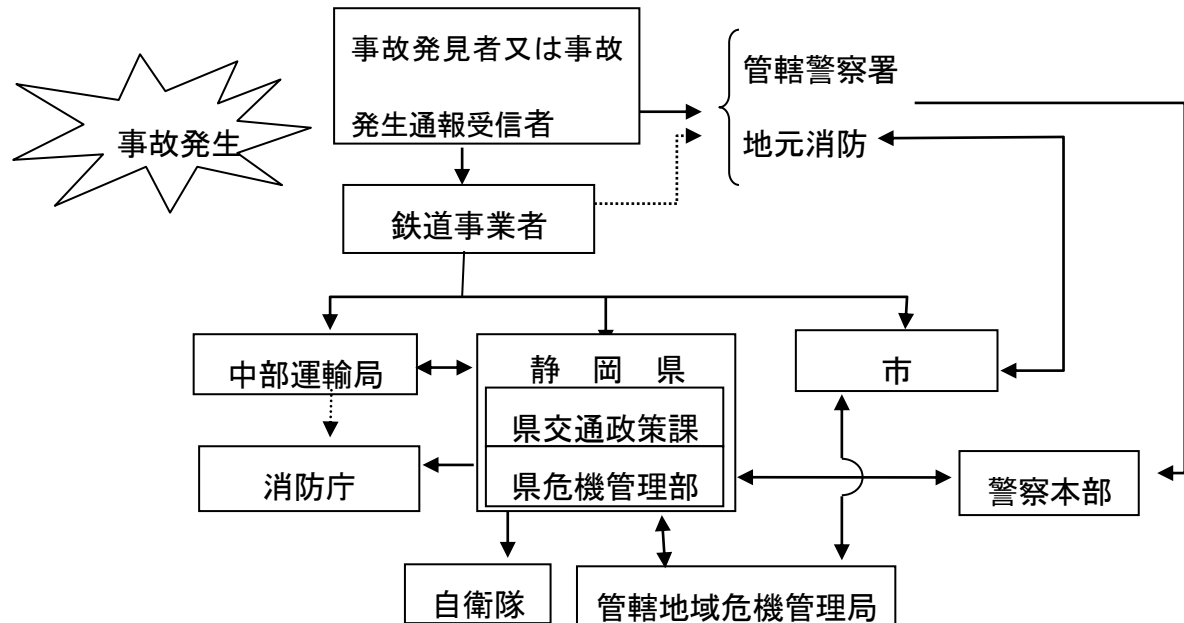
鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報するものとする。



- このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。
- また、市は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2節 応急体制

1 市の体制

(1) 突発的災害応急体制(事前配備体制)

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、地域の消防力では対応が困難と思われる場合は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、「突発的災害応急体制」により事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区 分	内 容
任 務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等又は大規模事故等に移行する恐れがある場合は、危機管理監は市長に災害対策本部の設置を協議する。

市長（本部長）が災害対策本部の設置を決定した場合において、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため、必要と認めた場合には、現地災害対策本部を設置する。

①本部員会議

ア 市長（本部長）は、災害応急対策の基本方針について協議するため、必要に応じて本部員会議を開催する。

イ 本部員会議は、本部長、副本部長（副市長）、危機管理監及び本部員（各部長）をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況に就いて、必要に応じて、本部員会議に報告する。

エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

2 関係機関等

実施主体	内 容
警察	ア 災害関係情報の収集及び伝達 イ 被害実態の早期把握 ウ 負傷者等の救出救助 エ 緊急交通路の確保等交通上の措置 オ 避難誘導及び二次災害の防止措置 カ 検視及び行方不明者の搜索 キ 県民の安全確保と不安解消のための広報 ク 関係機関の行う災害復旧への協力 ケ その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火活動 ウ 搜索活動 エ 救出・救助・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
鉄道事業者	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 カ 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動 キ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 ア 医療及び遺体措置に関すること イ 血液製剤の確保及び供給のための措置

＜特記事項＞

1 情報の収集・伝達

- 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。
- 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、広報活動を行う。

2 広報活動

- 鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

3 消防活動

- 火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

- 現場において市は救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

- 傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難

- 乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初 動 対 応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二 次 災 害 防 止 及 び 住 民 の 安 全 確 保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発または有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はその恐れがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

（災害復旧計画については、原則としてⅠ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。）

Ⅲ 航空機事故対策計画

第 1 章 総 則

静岡空港等（「静岡空港航空機事故等対応計画」に定める空港の滑走路中心から概ね半径9キロメートルの範囲をいう。）及びその他の地域において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第 1 節 予想される事故と地域

○航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜 落	・墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 ・胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 ・「胴体が寸断」または「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 ・「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不 時 着	・降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 ・無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	・離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 ・地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火 災	・飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 ・火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝 突	・空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 ・大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

○航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

○富士山等の山岳は気流変化が激しいので、航空機事故に対して注意する必要がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
市	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
警察	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所 国土交通省航空局	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	ア 情報連絡体制の整備 イ 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台静岡航空気象観測所	ア 情報連絡体制の整備 イ 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 ウ 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く） エ 防災訓練への参加（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く） オ 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	ア 情報連絡体制の整備 イ 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 ウ 防災訓練への参加 エ 関係機関との相互連携体制の整備

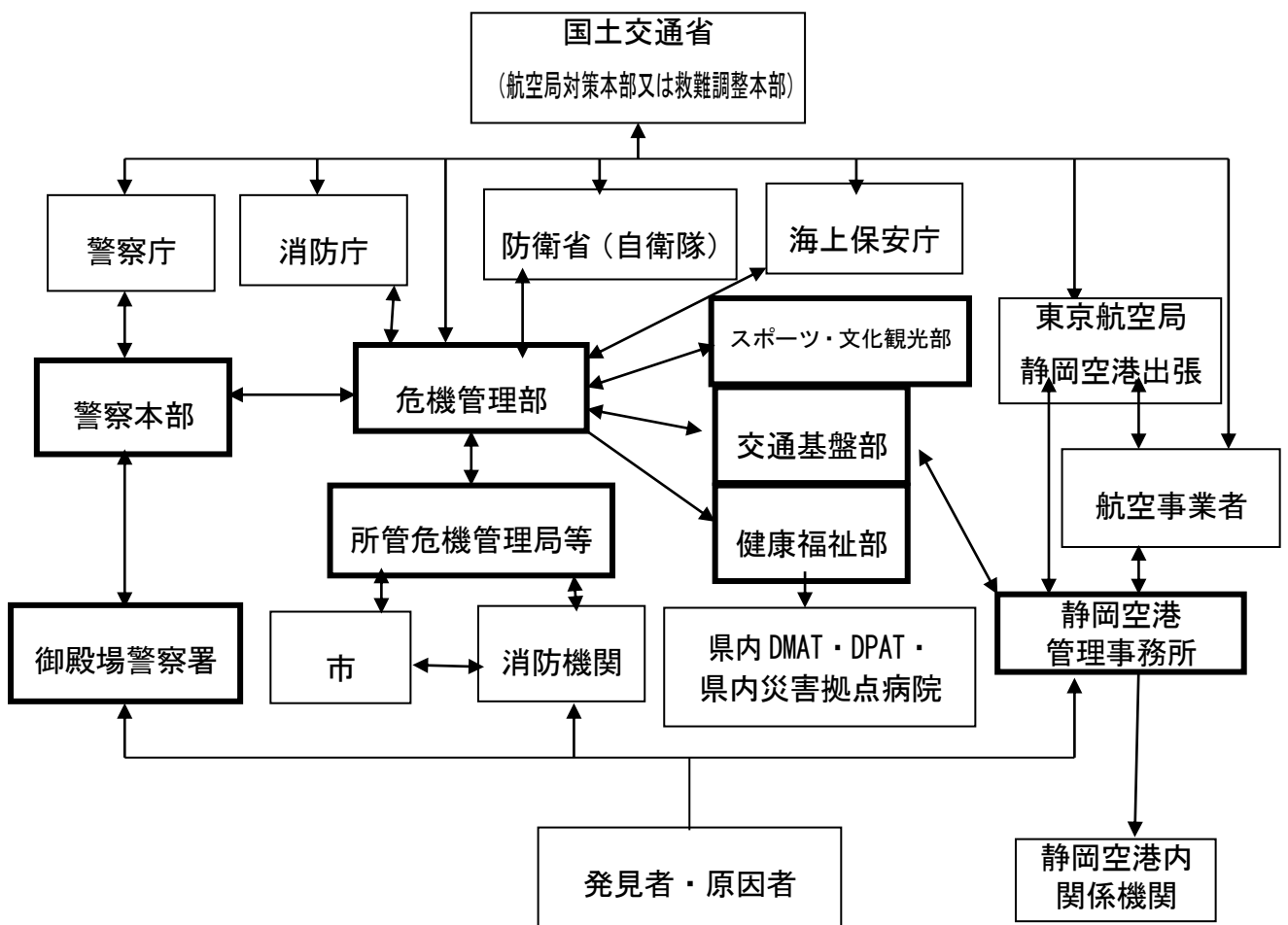
第3章 災害応急対策計画

市の区域において航空機事故が発生した場合、市、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

○航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

<連絡系統図>



第2節 応急対策

1 市の対応方針

- ①事故の連絡を受けた危機管理課は、危機管理監の指示の下、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、事前配備職員の配置、関係部局職員の参集等の初動体制の確立のために必要な措置をとる。危機管理監は、必要に応じて市長に災害対策本部の設置を協議する。
- ②市長(本部長)は、必要と認めるときは災害対策本部を設置する。

2 市の体制

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、次の事項を処理する。

区 分	内 容
任 務	ア 情報の収集・伝達 イ 職員の非常参集など必要な体制の確立 ウ 県又は防災関係機関への協力・応援要請 エ 医療救護活動の支援 オ 避難誘導、避難所の開設 カ 遺体安置所の設置 キ 住民に対する広報

① 本部員会議

- ア 市長(本部長)は、迅速な災害応急対策を実行するため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ 本部員会議は、本部長、副本部長(副市長)、危機管理監及び本部員(各部局長)をもって構成する。ただし、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。
- ウ 本部員等は、それぞれの所管業務に関する災害応急対策の実施状況について、必要に応じて、本部員会議に報告する。
- エ 本部長は、被害情報等の収集、災害応急対策の調整等を行うため、防災関係機関の長に対し、本部員会議への連絡員の派遣を要請することができる。

3 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実 施 主 体	内 容
警察	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 避難誘導 オ 行方不明者の搜索 カ 検視及び死傷者の身元確認 キ 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所 国土交通省航空局	ア 情報の収集・伝達 イ 必要な飛行情報の提供 ウ 搜索救難調整
消防機関	ア 情報の収集・伝達 イ 消火救難活動 ウ 搜索活動 エ 救助・救出・救急活動 オ 医療救護活動 カ 負傷者の搬送
医療機関	ア 救護所の開設 イ 医療救護活動 ウ 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	ア 情報の収集・伝達 イ 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 ウ 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 エ 市町や県に対する必要な支援の要請 オ 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 カ 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 キ 被災者の家族等への情報提供 ク 被災者及び被災家族に対する必要な手配 ケ 代行輸送等の手配 コ 避難誘導 サ 搭乗者等に対する広報

静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	ア 情報の収集・伝達 イ 搜索活動 ウ 救助・救出活動 エ 医療従事者、負傷者等の搬送 オ 現場医療活動の支援

＜特記事項＞

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

- 警察は、円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 消防機関は、搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、災害対策本部に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

- 警察は、円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 警察は、救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
- 消防機関は、消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 事故機体所有航空事業者は、救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
- 自衛隊等防災関係機関は、県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

- 警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
- 消防機関は、医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
- 市は、消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。市のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。
- 医療機関は、医療救護活動を行う。

4 避難

- 航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

○被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広 報

○市は、住民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。

○事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

（災害復旧計画については、Ⅰ 道路事故対策計画 第4章「災害復旧計画」に準ずる。）

7 資料編

御殿場市地域防災計画「資料編」目次

番号	項 目	ページ
◆ 1 組織		
1-1-1	御殿場市防災会議条例	1
1-1-2	御殿場市防災会議運営要領	2
1-1-3	御殿場市防災会議委員	3
1-2-1	御殿場市災害対策連絡会議規程	4
1-2-2	御殿場市災害対策連絡会議委員名簿	5
1-3-1	御殿場市災害対策本部条例	6
1-3-2	御殿場市災害対策本部運営要領	7
1-3-3	御殿場市災害対策本部 編成図（別表1）	10
1-3-4	御殿場市災害対策本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成（別表2）	11
1-3-5	御殿場市災害対策本部 部及び班の編成及び事務分掌（別表3）	12
1-3-6	御殿場市災害対策本部 支部の編成及び事務分掌（別表4）	17
1-3-7	御殿場市災害対策本部 本部員編成表（別表5）	17
1-3-8	御殿場市災害対策本部 本部標識	18
1-4	災害時等の配備体制とその基準（別表6）	20
1-5-1	御殿場市地震災害警戒本部条例	25
1-5-2	御殿場市地震災害警戒本部運営要領	26
1-5-3	御殿場市地震災害警戒本部 編成図（別表1）	29
1-5-4	御殿場市地震災害警戒本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成（別表2）	30
1-5-5	御殿場市地震災害警戒本部 部及び班の編成及び事務分掌（別表3）	31
1-5-6	御殿場市地震災害警戒本部 支部の編成及び事務分掌（別表4）	34
1-5-7	御殿場市地震災害警戒本部 本部員編成表（別表5）	35
1-6-1	東海地震注意情報発令時 本部室付各班事務分掌及び職員構成	36
1-6-2	東海地震注意情報発令時 部及び班の編成及び事務分掌	37
1-6-3	東海地震注意情報発令時 支部の編成及び事務分掌	40
1-7	消防力の状況	41
◆ 2 災害の危険度		
2-1	御殿場市域における主な災害	42
2-2	土砂災害・水害関係危険箇所	43
2-3-1	第4次地震被害想定 推定震度分布図	45
2-3-2	第4次地震被害想定 ライフライン時系列シナリオ	48
2-3-3	第4次地震被害想定 道路の被害発生と復旧シナリオ	49
◆ 3 気象情報等		
3-1	気象概要	50
3-2	毎年の年降水量等	51
3-3	気象等の注意報及び警報の種類と発表基準	52
3-4	特別警報の発表基準	53
3-5	震度と揺れ等の状況（概要）	54
3-6	気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	55
3-7	気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」と市の対応	56
◆ 4 情報の収集・伝達及び広報活動		
4-1-1	連絡系統図	58
4-1-2	噴火警報・予報等の伝達系統図	59
4-1-3	災害時の情報の流れ	60
4-2	地域防災無線 I D 番号一覧表	61
4-3	防災行政無線局 I D 一覧表	62
4-4-1	同報無線屋外子局設置箇所一覧	63
4-4-2	戸別受信機設置数	63
4-5	災害時優先電話に指定されている電話	63
4-6	特設公衆電話設置場所一覧表	64

番号	項 目	ページ
4-7	報道機関名簿	65
4-8-1	御殿場市建設業協会、御殿場市建設事業協同組合 会員名簿	66
4-8-2	御殿場市建設業協会災害対策組織表	66
4-9-1	御殿場市水道工事業協同組合員名簿	67
4-9-2	御殿場市水道工事業協同組合連絡系統図	67
4-10-1	静岡県LPガス協会御殿場地区会	68
4-10-2	ガス施設の状況	68
4-11-1	御殿場口山内組合	68
4-12	避難促進施設	68
◆ 5 防災関連施設・設備等		
5-1	防災関連施設	69
5-2	物資集積場所	70
5-3	自衛隊集結地	71
5-4	防災ヘリポート一覧表	72
5-5	避難地設置場所一覧表	75
5-6	災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	76
5-7	避難所別福祉避難所	77
5-8	災害における多量の危険物仮貯蔵が想定される施設の灯油等保管状況	78
5-9	応急仮設住宅建設候補地	79
5-10	公共建物番号標示	80
5-11	飲料水兼用耐震性貯水槽設置箇所一覧表	82
5-12	応急給水拠点一覧表	83
5-13	湧水、溜池及び調整池一覧表	84
5-14	地区防災倉庫一覧表	85
5-15	防災資機材等一覧表	85
◆ 6 医療救護・衛生		
6-1	医療救護本部・救護病院・救護所	86
6-2	救護所資機材一覧表	87
6-3	し尿処理施設、し尿処理業者、ごみ処理施設	88
◆ 7 災害救助法関連		
7-1	災害救助法の適用基準	89
~~7-2~~	~~応急救助事務早見表~~	~~90~~
7-3	御殿場市災害見舞金支給要綱	93
7-4-1	御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例	94
7-4-2	御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	98
7-5	御殿場市 ~~4-種~~ 災証明交付要綱	101
~~7-6~~	~~御殿場市被災届出証明書交付要領~~	~~109~~
◆ 8 交通・輸送		
8-1	緊急輸送路図	112
8-2-1	緊急通行車両の事前届出手続	113
8-2-2	緊急通行車両の確認申請及び確認手続	114
8-2-3	通行の禁止又は制限に係る標示	115
◆ 9 災害時の各種計画・マニュアル等		
9-1	災害時各種計画・マニュアル等一覧	116
◆ 10 協定等		
10-1	災害時応援協定・覚書等一覧表	117
◆ 11 災害時等における安否情報等の公表方針		
11-1	災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）	123
11-2	災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）	127
11-3	災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）	130

1 組 織

○御殿場市防災会議条例

昭和37年9月28日

条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第16条第6項の規定に基づき、御殿場市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 御殿場市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会議を招集し、会議の議長となり、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者を委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第2条第4号に規定する指定地方行政機関の長又はその指名する者
- (2) 御殿場市を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する者
- (3) 静岡県知事の部局で、本市を担当する機関の長又はその指名する者
- (4) 静岡県御殿場警察署の署長
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 御殿場市教育委員会教育長
- (7) 御殿場市・小山町広域行政組合消防長及び御殿場市消防団長
- (8) 市の区域において業務を行う法第2条第5号に規定する指定公共機関又は同条第6号に規定する指定地方公共機関の長又はその指名する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者から市長が指名するもの
- (10) その他市長が特に必要と認めた者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年6月17日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月18日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月10日条例第8号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

○御殿場市防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御殿場市防災会議条例(昭和37年御殿場市条例第26号)第5条の規定に基づき、御殿場市防災会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議の議決)

第4条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 御殿場市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、次の会議に報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長は、会議に必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(議事録)

第7条 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長が定める課において処理する。

附 則

この訓令乙は、平成7年6月1日から施行する。

御殿場市防災会議委員

NO.	区分	条 例	役 職 名
1	会長	3条2項1号	御殿場市長
2	委員	5項1号	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
3	委員	2号	陸上自衛隊第34普通科連隊第3中隊長
4	委員	3号	静岡県沼津土木事務所御殿場支所長
5	委員	3号	静岡県御殿場健康福祉センター所長
6	委員	4号	静岡県御殿場警察署長
7	委員	5号	御殿場市副市長
8	委員	5号	御殿場市副市長
9	委員	5号	御殿場市危機管理監
10	委員	5号	御殿場市企画戦略部長
11	委員	5号	御殿場市総務部長
12	委員	5号	御殿場市環境市民部長
13	委員	5号	御殿場市健康福祉部長
14	委員	5号	御殿場市産業スポーツ部長
15	委員	5号	御殿場市都市建設部長
16	委員	5号	御殿場市会計管理者
17	委員	6号	御殿場市教育長
18	委員	7号	御殿場市・小山町広域行政組合消防長
19	委員	7号	御殿場市消防団長
20	委員	8号	中日本高速道路株式会社東京支社 御殿場保全・サービスセンター所長
21	委員	8号	~~西日本電信電話NTT西日本株式会社静岡支店長~~
22	委員	8号	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長
23	委員	8号	東海旅客鉄道株式会社御殿場駅長
24	委員	9号	御殿場市議会議長
25	委員	9号	御殿場市議会総務委員長
26	委員	9号	御殿場市医師会長
27	委員	9号	御殿場市自主防災会連合会長
28	委員	9号	富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部 本部長
29	委員	9号	御殿場市商工会長
~~30~~	~~委員~~	~~9号~~	~~御殿場市婦人会連絡協議会長~~
31	委員	10号	御殿場市教育部長
32	委員	10号	御殿場市議会事務局長
33	委員	10号	御殿場市・小山町広域行政組合事務局長

○御殿場市災害対策連絡会議規程

平成8年1月17日

訓令甲第1号

(設置)

第1条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害に対し、予防及び応急対策並びに復旧復興計画について調査研究するため、御殿場市災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 災害対策に関する情報を収集・交換し、整理すること。
- (2) 災害対策の現状及び問題点を整理すること。
- (3) 地域防災計画及び水防計画の見直しの推進に関すること。
- (4) 防災訓練計画原案の策定に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、別表に掲げる職にある者で組織する。

(会長)

第4条 会長は、危機管理監をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令甲は、公表の日から施行する。

(御殿場市地震対策連絡会議規程の廃止)

2 御殿場市地震対策連絡会議規程(昭和52年御殿場市規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成14年3月29日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月8日訓令甲第11号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令甲第7号)

この訓令甲は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日訓令甲第5号)

この訓令甲は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令甲第8号)

この訓令甲は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日訓令甲第6号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日訓令甲第8号)

この訓令甲は、公表の日から施行する。

御殿場市災害対策連絡会議委員名簿

区分	所 属	職 名	備 考
会長	危機管理課	危機管理監	
委員	企画戦略部	秘書課長	
委員	//	企画課長	
委員	//	魅力発信課長	
委員	//	演習場渉外課長	
委員	総務部	総務課長	
委員	//	人事課長	
委員	//	財政課長	
委員	//	管財課長	
委員	//	課税課長	
委員	環境市民部	環境課長	
委員	//	市民協働課長	
委員	//	上水道課長	
委員	//	下水道課長	
委員	健康福祉部	社会福祉課長	
委員	//	保育幼稚園課長	
委員	//	健康推進課長	
委員	//	救急医療課長	
委員	産業スポーツ部	農政課長	
委員	//	商工振興課長	
委員	都市建設部	建築住宅課長	
委員	//	道路河川課長	
委員	//	管理維持課長	
委員	支所代表	御殿場地域振興センター所長	
委員	教育委員会	教育総務課長	
委員	//	教育施設課長	
委員	//	学校教育課長	
委員	広域行政組合	庶務課長	
委員	消防本部	警防課長	

○御殿場市災害対策本部条例

昭和37年9月28日

条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、御殿場市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月15日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月15日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月17日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

○御殿場市災害対策本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第23条及び御殿場市災害対策本部条例(昭和37年御殿場市条例第27号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、御殿場市災害対策本部(以下「対策本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(組織及び分掌事務)

第2条 市役所に設置する、対策本部にその事務を処理するため、別表1に掲げる本部室、部及び支部を置く。

2 本部室に、その事務を処理するため、別表2に掲げる班(以下「本部室付各班」という。)を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長その他の職員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

5 本部長は、災害地にあって本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を置くことができる。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則(平成19年規則第5号)第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故があるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例(昭和57年御殿場市条例第22号)第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

(危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって本部員及び本部室付班長を指揮し、災害対策本部の事務を処理する。

(本部員)

第4条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、別表5に掲げる者をもって充てる。

(本部室)

第5条 本部室は本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部総括班長、本部秘書班長、本部対応班長、本部動員班長、本部財政班長、本部情報班長、本部広報班長、本部避難所支援班及び本部救援物資班をもって構成する。

2 本部室の構成員は、対策本部が設置されたときは、本部室に参集する。

3 本部長は本部室を主掌、重要な災害対策について協議する。

4 危機管理監は、災害対策の協議について、総合調整にあたる。

(本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、所属本部と災害対策本部室との連絡、所属本部員の指示及び総括班長からの依頼の対応を行う。

3 本部室付各班及び本部員付連絡員は、別表2に掲げる職員(以下「本部室付職員」という。)をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。

ただし、本部長は、状況により別表2の定めにかかわらず本部室付職員の構成を変更することができる。

4 前項に定める職員は、対策本部が設置されたときは、直ちに本部室に参集する。

(部長及び班長等)

第7条 本部室付各班に班長を置き、部に部長を、班に班長を置く。

2 部長は、別表3の部長欄に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 本部室付各班の班長並びに各部各班の班長は、別表2及び3の班長欄に掲げる職にある者をもって充て、それぞれ部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。

4 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。

5 支部長は、別表4の支部長欄に掲げる職にある者をもって充て、支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 支部職員は、別表4の支部職員欄に掲げる支所職員及び派遣職員をもって充てる。

7 支部員は、別表4の支部員欄に掲げる者をもって充てる。

(配備体制)

第8条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で対策本部が設置されていないときは、別表6に掲げる職員配備体制をとる。

2 災害対策本部が設置されたときは、状況に応じ、別表6に定める職員配備体制をとる。

3 本部室の構成員、本部室付職員、支部長並びに各部及び支部の職員のうち、災害応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた者は、対策本部が設置されたときは、直ちに登庁するものとする。対策本部の設置が非常体制の場合には、本部職員及び支部職員は、直ちにあらかじめ定められた勤務所に登庁するものとする。

4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

5 対策本部が設置されたのち、本部長、副本部長、危機管理監、部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における災害応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(緊急災害対策支援の業務に従事する職員の派遣)

第9条 本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、緊急災害支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

第10条 本部長は、災害応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所掌業務に関する災害応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

4 本部長は、市の災害応急対策について協議するため、部長会議を招集する。

5 危機管理監は、災害応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。

6 班長会議の構成は、協議内容に応じてそのつど危機管理監が定める。

7 支部長は、支部の災害応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。

8 支部会議は、支部長、支部員及び支部職員をもって構成する。

(対策本部の廃止)

第11条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、対策本部を廃止する。

(関係機関への連絡)

第12条 本部長は、対策本部を設置又は、廃止したときは、次に掲げるもののうち必要と認めるものに通知する。

- (1) 県の災害対策本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長
- (3) 支部長
- (4) 報道関係機関
- (5) その他必要と認める機関

(現地災害対策本部)

第13条 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要と認めた場合には、現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置する。

2 現地本部は災害地を主な所轄とする支部に設置する。その際は、当該支部の組織は現地本部に含まれるものとする。

3 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)は、現地本部の設置場所に「御殿場市災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

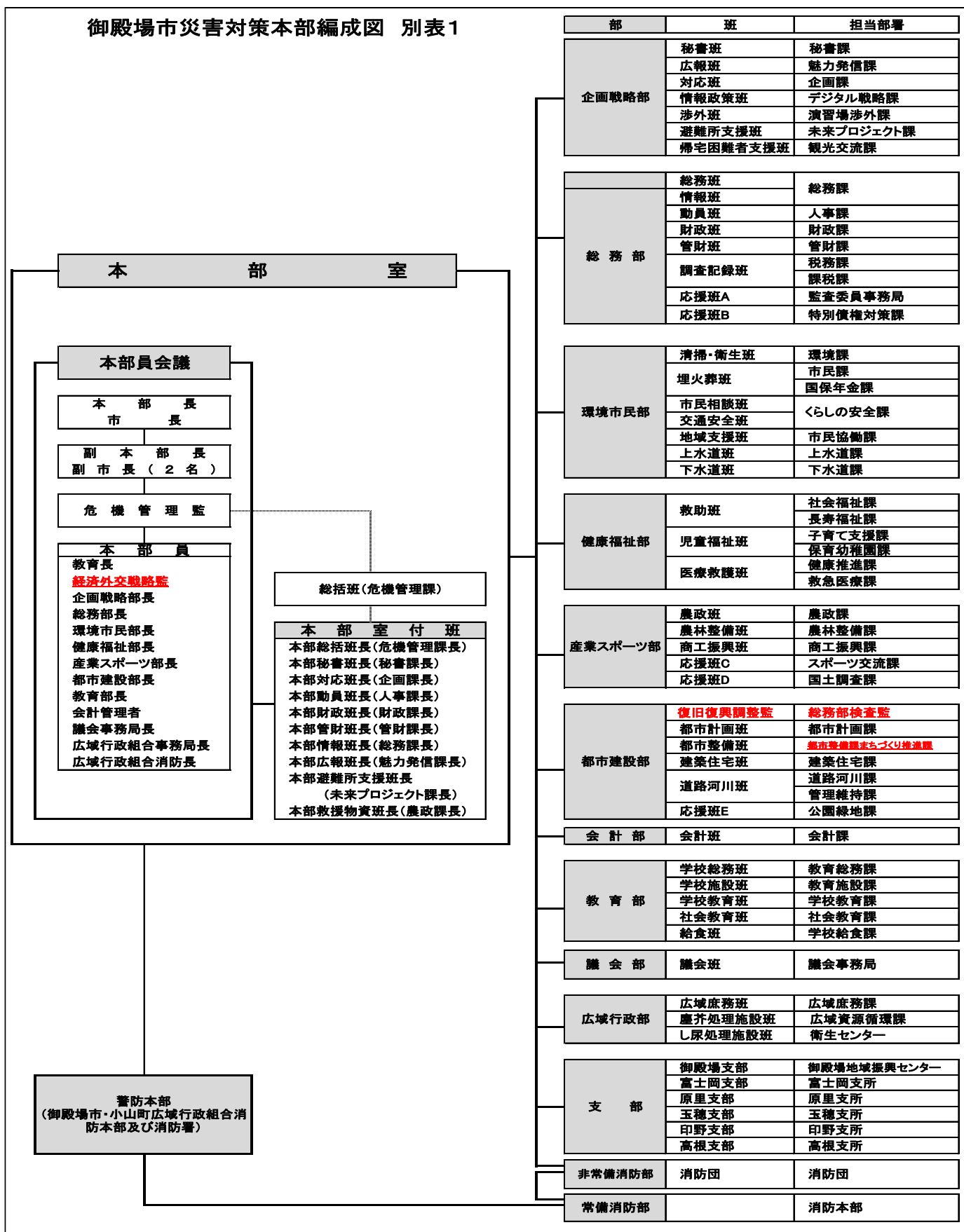
(現地本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員等)

第14条 現地本部に現地本部長、現地災害対策副本部長(以下「現地副本部長」という。)及び現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)を置く。

2 現地本部長は、副本部長、本部員又は支部長のうちから本部長の指名する者をもって充てる。現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。

- 3 現地副本部長は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
現地副本部長は現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 現地本部員は、本部員又は支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の職員は、本部室付職員及び各部各班の職員のうちから本部長が指名する者並びに現地本部を設置した支部の職員をもって充てる。
(現地本部長の権限)
- 第15条 本部長は、現地本部を置いたときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。
- 2 現地本部長は、前項で委任された権限の範囲において現地本部を設置した支部の支部長並びに任務の遂行に当たり必要な支部の支部長及び防災関係機関に対し、必要な指示をすることができる。
(現地本部の廃止)
- 第16条 本部長は、現地における応急対策が概ね完了したと判断した場合に、現地本部を廃止する。
(関係機関への通知)
- 第17条 第12条の規定は、本部長が現地本部を設置し、又は廃止したときに準用する。
(防災関係機関との連絡等)
- 第18条 本部長は、防災関係機関と常に密接な連絡を図り、災害応急対策を的確かつ迅速に行うため、協力を要請するものとする。
- 2 本部長は、必要に応じ市防災会議を招集し、災害応急対策の連絡調整等を行う。この場合、招集する防災会議の委員は、本部長が必要と判断した範囲の者とする。
(勤務時間外等における職員の措置)
- 第19条 本部職員及び支部職員は勤務時間外又は休日等において対策本部又は支部の設置を知ったときは、それぞれの所属所に登庁若しくは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとする。
- 2 本部職員及び支部職員は登庁又は所属長に連絡できない場合は、あらかじめ定められている市の機関に登庁して、当該機関の長の指示を受けるものとする。
(本部員及び職員の心構え)
- 第20条 本部員、本部職員及び支部職員は、対策本部及び支部が発し又は受領する報告、要請、指示、連絡等並びに対策本部及び支部の実施する災害応急対策の内容については、所定の様式により記録しておくものとする。
ただし、その内容が軽易な場合は、この限りでない。
- 2 前項の記録は、災害応急対策が完了し、当該記録が不要になるまで対策本部又は支部においてこれを保存しなければならない。
- 3 本部職員及び支部職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し、誠実に対応しなければならない。
- 4 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、対策本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 5 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。
(補則)
- 第21条 前各条に定めるもののほか、対策本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

御殿場市災害対策本部編成図 別表1



御殿場市災害対策本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成

班 名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本部 総括班	危機管理 課長	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関すること。	6名（班長を含む。）及び総括班指名職員
本部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	2名（班長含む。）
本部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関すること。 2 応急対応策（案）の策定に関すること。 3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。	2名（班長含む。）
本部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関すること。 ③ 職員の健康管理に関すること。 ④ 職員の災害補償に関すること。	2名（班長含む。）
本部 財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関すること。	3名（班長含む。）
本部 管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 2 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関すること。	3名（班長含む。）
本部 情報班	総務課長	1 市内の被害情報などの収集及び分析に関すること。 2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関すること。	2名（班長含む。）
本部 広報班	魅力発信 課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への災害関連情報、その他の情報伝達に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。	2名（班長含む。）
本部 避難所 支援班	未来プロジ ェクト課長	1 避難所の運営支援に関すること。 2 協定（福祉）避難所との調整に関すること。 3 避難所の応急危険度判定に関すること。 4 避難所応急危険度判定及び施設管理者との調整に関すること。	7名（班長並びに社会福祉課、介護福祉課、建築住宅課及び教育総務課職員含む）
本部 救援物 資班	農政課長	1 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 2 備蓄品の再配分・移管に関すること。 3 緊急（物資）輸送の実施に関すること。 4 物資集積所の開設・管理に関すること。	4名（班長並びに商工振興課及び観光交流課職員含む）
本部員 付連絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関すること。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関すること。	各本部員に1名

*○は、通常業務と兼ねているもの

*各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

*本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

*総括班指名職員は、危機管理課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

御殿場市災害対策本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部 長	班 名	班長 相当職	事 務 分 掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関すること。
企画戦略部	企画戦略部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への災害関連情報、その他の情報伝達に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 ③ 同時通報無線の統制運用に関すること。
		対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関すること。 2 応急対応策（案）の策定に関すること。 3 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。
		情報政策班	デジタル戦略課長	1 サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関すること。
		渉外班	演習場渉外課長	1 派遣自衛隊との連絡調整、配置状況の取りまとめに関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。 3 演習場の一時使用に関すること。
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関すること。
		帰宅困難者支援班	観光交流課長	1 帰宅困難者への対応に関すること。
総務部	総務部長 及び 検査監 (副部長)	総務班	総務課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関すること。 ② 他の部に属さないこと。 3 部内の連絡調整に関すること。
		情報班		1 市内の被害情報などの収集及び分析に関すること。 2 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関すること。
		動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難所、各支部への派遣など）に関すること。 2 他市町村等に対する応援派遣及び、他市町村からの派遣受入れに関すること。 ③ 職員の健康管理に関すること。 ④ 職員の災害補償に関すること。

部名	部 長	班 名	班長 相当職	事 務 分 掌
		財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 ② 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関すること。 ③ 庁舎の被害状況の取りまとめ及び緊急機能確保措置に関すること。 ④ 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関すること。 ⑤ 庁舎自衛消防隊に関すること。 ⑥ 職員及び来庁者への広報に関すること。
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	① 災害状況（固定資産）の調査に関すること。 ② 被害者及び家屋の被害調査に関すること。 ③ 被災者台帳の調製に関すること。 ④ ~~ひ~~ 罹災証明書の発行に関すること。 ⑤ 軽自動車の廃車手続きに関すること。
		応援班 （A・B）	監査委員 事務局長 及び 特別債権 対策課長	① 他の班の応援に関すること。
環境市民部	環境市民 部長 検査監 （副部長）	清掃・ 衛生班	環境課長	① 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 ② 廃棄物の処理に関すること。 ③ 処理施設及び処分地の確保に関すること。 ④ 広域行政部との連絡調整に関すること。 ⑤ 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関すること。 ⑥ 公衆衛生（防疫）に関すること。 ⑦ 仮設トイレの設置に関すること。
		埋火葬班	市民課長 及び 国保年金 課長	① 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関すること。 ② 国民健康保険・後期高齢者医療に関すること。 ③ 遺体の措置に関すること。 ④ 埋火葬の手続きに関すること。 ⑤ 他の班の応援に関すること。
		市民相談班	くらしの 安全課長	① 各種相談に関すること。 ② 消費者保護に関すること。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関すること。 ② 交通情報の収集に関すること。
		地域支援班	市民協働 課長	① 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧の実施促進に関すること。 ② 災害ボランティア本部（センター）との連絡調整に関すること。 ③ 国際交流協会との連絡調整に関すること。

部名	部 長	班 名	班長 相当職	事 務 分 掌
健康福祉部		上水道班	上水道 課長	1 応急給水計画に関すること。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制に関すること。 3 上水道施設の被害調査及び災害応急復旧の実施に関すること。 4 上水道水源確保に関すること。 5 応急復旧作業隊の編成及び出動に関すること。 ⑥ 指定工事業者との連絡調整に関すること。 7 復旧用及び応急復旧用資材の確保に関すること。
		下水道班	下水道 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 3 応急復旧用資機材の調達に関すること。
	健康福祉 部長	救助班	社会福祉 課長 及び 長寿福祉 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 災害救助法の適用に関すること。 3 応急救護を要すると認める者の救護に関すること。 4 避難地、避難所における応急相談に関すること。 5 協定（福祉）避難所との調整に関すること。 6 要配慮者の安否確認及び支援に関すること。 7 応急仮設住宅への入居に関すること。 8 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 9 災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関すること。 10 罹災低所得者の救護対策に関すること。 11 部内の連絡調整に関すること。
		児童福祉班	子育て 支援課長 及び 保育 幼稚園 課長	1 児童福祉施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関すること。 3 児童福祉施設の児童の避難状況の取りまとめに関すること。 4 ~~4~~ 罹災児童の救護に関すること。 5 ~~4~~ 罹災母子世帯の救護に関すること。
		医療救護班	健康推進 課長 及び 救急医療 課長	1 被災者の医療救護に関すること。 2 医療救護班の編成に関すること。 3 医療救護所の開設・運営に関すること。 4 医療救護所の医薬品等の準備に関すること。 5 広域応援部隊（医療関係）の受け入れ・運用に関すること。 6 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 7 収容可能医療機関の把握に関すること。 8 医療薬品及び衛生資材の調達に関すること。 9 感染症患者の隔離収容に関すること。 10 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び御 殿場健康福祉センターとの連絡調整に関すること。 11 医療救護本部との調整に関すること。

部名	部 長	班 名	班長 相当職	事 務 分 掌
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 ② 農業関係被害の調査及び取りまとめに関すること。 3 農業・林業関係の激甚災指定の取りまとめに関すること。 4 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関すること。 5 主食、副食、調味料の調達及びあっせんに関すること。 6 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 7 農家に対する災害金融に関すること。 ⑧ 家畜伝染病予防に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。
		農林整備班	農林整備課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査に関すること。 ③ 森林組合との連絡調整に関すること。 ④ <u>森林林野</u> 火災に関すること。
		商工振興班	商工振興課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんに関すること。 3 生鮮食料品等の調達及びあっせんに関すること。 4 支援物資の受け入れ及び配分に関すること。 5 中小企業関係の激甚災指定の取りまとめに関すること。 6 中小企業に対する災害金融に関すること。 7 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。 8 商工業等の災害応急復旧の実施促進に関すること。 9 生活関連物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関すること。
		応援班 C	スポーツ交流課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
		応援班 D	国土調査課長	1 災害対策本部の活動記録に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
都市建設部	都市建設部長	都市計画班	都市計画課長	1 施工中の開発行為の被害調査に関すること。 2 復興都市計画等の策定促進に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		都市整備班	<u>都市整備課長</u> <u>まちづくり</u> <u>推進課長</u>	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 施工中の施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 施工中の建築物の災害応急復旧に関すること。 2 応急仮設住宅の建築・維持補修に関すること。 3 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導に関すること。 4 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 5 建築士会等関係機関との連絡調整に関すること。 6 応急危険度判定に関すること。 7 住宅関係金融に関すること。

部名	部 長	班 名	班長 相当職	事 務 分 掌
		道路河川班	道路河川 課長 及び 管理維持 課長	① 道路・橋梁・河川等土木施設関係の被害調査及び災害応急復旧に関すること。 2 災害時における道路及び橋梁の使用に関すること。 3 応急復旧用土木資機材等の確保に関すること。 4 建設業協会との連絡調整、応急復旧作業隊の編成及び出動の準備に関すること。 5 道路の交通規制に関すること。 6 緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること。 7 施工中の施設の地震防災対応策の実施促進に関すること。
		応援班	公園緑地 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 他の班の応援に関すること。
会計部	会計 管理者	会計班	会計課長	1 災害応急対策に伴う経費の収支に関すること。 2 義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること。 3 義援金品の配分委員会に関すること。
教育部	教育部長	学校総務班	教育総務 課長	1 部内の連絡調整に関すること。
		学校施設班	教育施設 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。
		学校教育班	学校教育 課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関すること。 2 応急教育に関すること。 3 災害用教科書及び学用品の調達及びあっせんに関すること。 4 休校その他学校等の管理に関すること。 5 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関すること。
		社会教育班	社会教育 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 文化財の被害調査に関すること。
		給食班	学校給食 課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 食料の調達及び支給に関すること。 3 職員の給食に関すること。
議会部	議会 事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関すること。 2 議会の会議に関すること。 3 議会の調査活動に関すること。
広域行政部	広域 行政組合 事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 市民部、環境部との連絡調整に関すること。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との連絡調整に関すること。 4 斎場の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 5 所管施設の被害状況調査の取りまとめ及び代替施設の確保に関すること。
		塵芥処理 施設班	資源循環課長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 代替施設の確保に関すること。
		し尿処理 施設班	衛生センター 所長	1 所管施設の被害状況調査及び災害応急復旧に関すること。 2 代替施設の確保に関すること。

* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による

* ○は、通常業務と兼ねているもの

別表 4

御殿場市災害対策本部支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事 務 分 掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関する事 2 本部長からの命令指示等の伝達に関する事 3 対策本部との連絡調整に関する事 4 地震関連情報、気象情報及び支部管内の災害情報の収集・分析及び伝達に関する事 5 各種被害等（人命救助・行方不明者の捜索等）への対応に関する事 6 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関する事 7 消防指揮本部との連絡調整に関する事 8 避難地・避難所の管理に関する事 9 災害時における地区防災倉庫等の備蓄品の自主防災会等への引き渡しに関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

別表 5

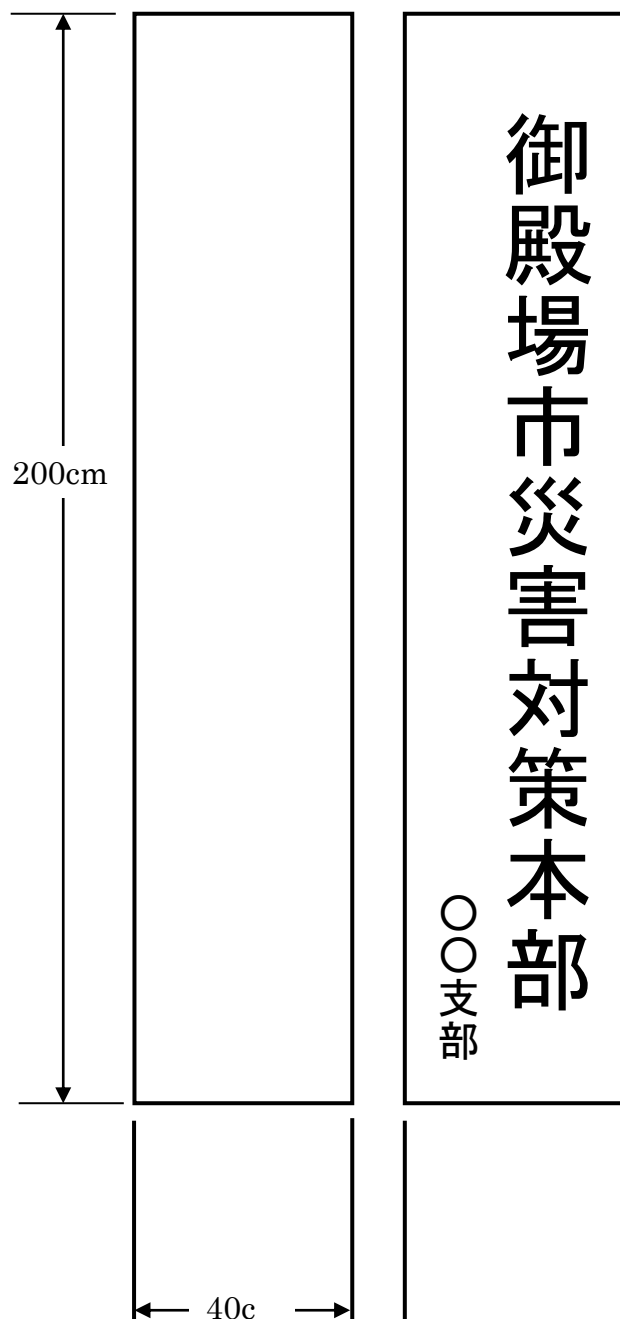
御殿場市災害対策本部員編成表

本 部 長	市 長
副本部長	副 市 長
//	副 市 長
危機管理監	危機管理監
本部員	教 育 長
//	消 防 長
//	企画戦略部長
//	総務部長
//	環境市民部長
//	健康福祉部長
//	産業スポーツ部長
//	都市建設部長
//	会計管理者
//	教育部長
//	議会事務局長
//	広域行政組合事務局長

本部標識

トタン白地

文字 黒

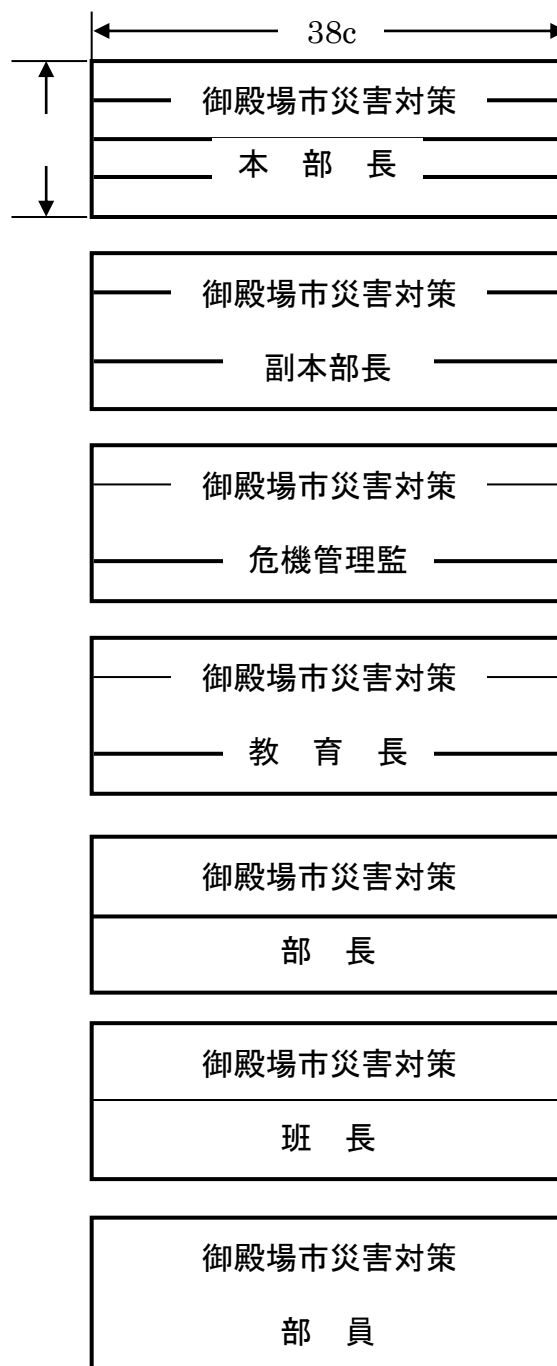


本部員腕章

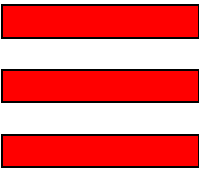
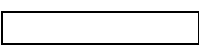
布 地 白

文 字 黒

線 赤



御殿場市及び御殿場市・小山町広域行政組合職員（消防職を除く）の保安帽子

職名	ライン	図解
本部長（市長）	赤ライン1センチ幅 3本	
副本部長（副市長） 及び教育長	赤ライン1センチ幅 2本	
本部員（部長級）	白ライン1センチ幅 1本 赤ライン1.5センチ幅1本	
班長（課長級）	白ライン1センチ幅 1本 赤ライン1センチ幅1本	
一般職員	白ライン1センチ幅 1本	
非常勤一般職員	ラインなし	

災害時等の配備体制とその基準

別表 6

1 災害対策本部が設置されていないとき

(1) 災害対策本部が設置されていない状況における対応については、地震及び突発的災害の発生並びに火山活動に異常が認められる場合を除き、危機管理監は水防判定会を招集し、その対応を決定する。

ア 水防判定会の構成

水防判定会は、危機管理監が掌理し、次の職にある者をもって構成する。

危機管理監は、必要があると認めるときは、関係する課長の出席を求めることができる。

危機管理課	企画戦略部	総務部	都市建設部	教育部	消防本部
危機管理監 危機管理課長	秘書課長 魅力発信課長	総務課長 人事課長	管理維持課長	教育施設課長	警防課長

* 水防判定会事務局は、危機管理課とする。

イ 水防判定会招集基準

(ア) 大雨、洪水、暴風、大雪警報が発令されたとき。

(イ) 消防署又は分署の雨量計による雨量観測データが、40mm/1h、100mm/3h、150mm/24hに達したとき。

(ウ) 消防署による積雪観測データが、20cm/12h以上に達したとき。

(エ) 台風の予想進路等で明らかに影響があると予想されるとき。

(オ) 大雨、洪水、暴風、大雪警報の発令が予想されるとき。

ウ 水防判定会による職員配備体制

危機管理監は、水防判定会の協議に基づき次の対応をとるものとする。

(ア) 各課対応(第1次から第3次までの非常配備体制をとる必要がないと判断した場合)

(イ) 第1次非常配備体制

(ウ) 第2次非常配備体制

(エ) 第3次非常配備体制

(オ) 水防本部の設置

(2) 地震及び突発的災害(航空機の墜落、列車の転覆、ガス爆発事故又は雪崩等が住居地域に影響を及ぼす恐れのある場合)が発生した場合、並びに火山活動に異常が認められる場合は、次の対応をとるものとする。

災害等の状況	出役者
○ 震度4の地震が発生したとき ○ 火山活動が認められたとき 火口周辺警報レベル2(火口周辺規制)	(1) あらかじめ定められた危機管理課職員及び上水道課職員 (2) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○ 震度5弱の地震が発生したとき ○ 火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル3(入山規制)	(1) 災害対策本部員、本部室付職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課、環境課、道路河川課、管理維持課、上水道課、教育施設課、警防課、支所職員 (3) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員
○ 震度5強以上の地震が発生したとき ○ 火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル4(避難準備)以上	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 全職員
○ 突然災害が発生したとき ・ 航空機の墜落 ・ 列車の転覆 ・ ガス爆発事故 ・ 雪崩が地域住民に影響を及ぼす恐れがある場合 ・ その他の災害	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課 (3) 各所属長が必要と認めた数の職員

- * 本部長が必要と認めた場合は、参集基準にかかわらず必要な職員を参集させる。
- * 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ定めておくものとする。
- * 震度５強以上と判断した場合は、連絡の有無にかかわらず全職員参集する。

東海地震防災応急対策要員動員計画

東海地震 に関連 する情報	業務内容	動員区分	本部室構成員	支部長	指名地震防災応急 対策要員		指名外地震 防災応急対策 要員 （左記以外の 職員）
			本部長 副本部長 危機管理監 本部員 本部室付班長		本部室 付職員	本部各班 及び支部 地震防災 対策要員	
調査情報 （臨時）	情報収集 体制	勤務時間内	情報収集・伝達及び連絡が 可能な体制を確保する。		通常勤務		
		勤務時間外	情報収集・伝達及び連絡が可能な体制を確保する。 （危機管理課職員は、登庁し県との情報伝達にあたる。）				
注意情報	警戒本部・ 支部設置 準備	勤務時間内	直ちに警戒本部・支部の設置準備を実施する。				通常勤務
		勤務時間外	連絡により直ちに登庁し、警戒本部・支部の設置 準備を実施する。				自宅待機
予知情報 （警戒 宣言）	警戒本部・ 支部設置	勤務時間内	直ちに配備体制につく。				
		勤務時間外					
備考			出張中等にあって、上記によることが困難な場合は、最寄りの 本部（支部）に登庁する等、必要な配備体制につく。				

- * 指名地震防災応急対策要員－警戒本部が設置されたとき直ちに配備態勢につく要員として、所属長があらかじめ指名した職員
- * 本部各班及び支部地震防災対策要員－警戒本部の各部の職員のうち、各班の地震防災応急対策を実施するためあらかじめ指名された職員
- * 指名外地震防災応急対策要員－上記以外の職員

２ 災害対策本部が設置されたとき

災害対策本部が設置されたときは職員配備体制については、次の対応の内一つをとるものとする。

- (１) 第１次非常配備体制
- (２) 第２次非常配備体制
- (３) 第３次非常配備体制
- (４) 本部長が必要と認める人員

3 配備体制

体制	課 名	出 役 者
第1次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘 書 課	課長
	魅力発信課 ~~長~~	課長、魅力発信スタッフ統括及びスタッフの内指名するもの
	総 務 課	課長
	人 事 課	課長及び人事研修スタッフ統括
	道路河川課	課長
	管理維持課	課長
	教育施設課	課長
	警 防 課	消防本部警防課長
第2次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘 書 課	課長及び秘書スタッフ統括
	魅力発信課	全職員
	総 務 課	課長及び総務・選挙スタッフ統括
	人 事 課	全職員
	道路河川課	課長及び工事スタッフ
	管理維持課	課長及び維持スタッフ
	環 境 課	課長及び環境政策スタッフ統括
	教育施設課	課長及び施設スタッフ統括
	御殿場地域振興センター及び支所	地区振興スタッフ統括
	各課水防員	各課水防員のうち人事課長の指名する者
	警 防 課	消防本部警防課長及び消防防災スタッフ統括及び全消防団員の概ね 1/2
第3次非常配備体制	危機管理課	全職員
	秘 書 課	//
	魅力発信課	//
	総 務 課	//
	人 事 課	//
	道路河川課	//
	管理維持課	//
	環 境 課	//
	教育施設課	//
	御殿場地域振興センター及び支所	地区振興スタッフ統括以下全員
	各課水防員	全水防員
	警 防 課	消防本部警防課全職員及び全消防団員

※上記以外にも状況により必要な所属職員を招集する場合がある

各支部への職員の派遣

支部名	派遣職員	派遣職員	備 考
御殿場			
富士岡			
原 里			
玉 穂			
印 野			
高 根			

* 派遣職員の行動

震度５弱以上の地震が発生した場合及び風水害等で災害対策本部が設置された場合、派遣先支部へ直接参集し、支部長の指示を受ける。

事前指定派遣職員より多くの職員が必要な場合は、支部長が本部長に要請するものとする。

* 毎年３月までに指定する。

総括班指名職員の指定

所 属	氏 名	備 考

* 指名職員の行動

震度５弱以上の地震が発生した場合及び風水害等で災害対策本部が設置された場合、災害対策本部室付班に参集する。

* 毎年３月までに指定する。

避難地・避難所への職員の派遣

	施設名称	派遣職員	管理 支部	避難区域
1	御殿場高等学校		御殿場	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校			萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校			永原
4	御殿場南小学校			森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校			新橋（駅東）、二の岡
6	鮎沢公民館			鮎沢
7	YMCA 東山荘			東山、二の岡
8	東山青少年広場			東山
9	馬車道公園			湯沢、二枚橋
10	東小学校			御殿場、西田中、深沢、東田中
11	東田中富士見公園			東田中
12	二の岡地区コミュニティ 供用施設			二の岡
13	中央公園			新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館			仁杉、北久原
15	竈幼稚園		富士岡	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校			中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校			大坂、中山下、風穴
18	神山小学校			神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター			高内、尾尻
20	駒門地区児童厚生体育施設			駒門
21	原里小学校		原 里	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校			川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園			森之腰、川島田
24	教育支援センター			板妻
25	朝日小学校			杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	富士伊豆農協 御殿場地区本部		玉 穂	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園			茱萸沢下
28	玉穂小学校			中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、 茱萸沢上
29	中畑西地区コミュニティ 供用施設			中畑西、川柳
30	印野小学校		印 野	印野全地域
31	高根小学校		高 根	塚原、六日市場、美乃和、清後、山之尻、 古沢
32	（旧）高根第2保育園			柴怒田、上小林、水土野

* 7は避難所、8、9、11、13は避難地、それ以外は避難地・避難所

* 派遣職員の行動

震度5強以上の地震が発生した場合、管理支部（若しくは避難所）へ参集し、支部長の指示を受ける。

* 派遣職員より多くの職員が必要な場合は、支部長が本部長に要請するものとする。

* 毎年3月までに指定する。

○御殿場市地震災害警戒本部条例

昭和 54 年 12 月 18 日

条例第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)
第 18 条第 4 項の規定に基づき、御殿場市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織
等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本
部員」という。))及びその他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 御殿場市を担当区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する者

(2) 静岡県御殿場警察署の署長又はその指名する者

(3) 御殿場市教育委員会教育長

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 御殿場市・小山町広域行政組合管理者が同組合の消防長、消防吏員及び事務局長のうちか
ら指名する者

(6) 御殿場市消防団長

(7) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規
定する指定地方公共機関の長又はその指名する者

(8) その他市長が特に必要と認めた者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちか
ら市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部の設置)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長がこれを指名する。

4 前項の部長に事故あるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから、前項の部長があらかじ
め指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 15 日条例第 13 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 17 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

○御殿場市地震災害警戒本部運営要領

(目的)

第1条 この要領は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)
第18条及び御殿場市地震災害警戒本部条例(昭和54年御殿場市条例第50号。以下「条例」という。)
第4条の規定に基づき、御殿場市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)
の組織及び運営に関し、必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

(組織及び分掌事務)

第2条 市役所に設置する、警戒本部にその事務を処理するため、別表1に掲げる本部室部及び支部を置く。

2 本部室に、その事務を処理するため、別表2に掲げる班(以下「本部室付各班」という。)を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

3 各部に別表3に掲げる班を置き、同表の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

4 各支部に支部長その他の職員を置き、別表4の事務分掌欄に掲げる事務を分掌する。

(副本部長)

第3条 地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときは、御殿場市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則(平成19年規則第5号)第4条に定める順位によりその職務を代理する。また、副本部長に事故があるときは、危機管理監以下各部長が御殿場市部等設置条例(昭和57年御殿場市条例第22号)第1条に定める部の順位によりその職務を代理する。

(危機管理監)

第3条の2 危機管理監は、本部長の命を受け、本部長に代わって本部員及び本部室付班長を指揮し、災害警戒本部の事務を処理する。

(本部員)

第4条 地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)は、別表5に掲げる職にある者をもって充てる。

2 条例第2条第5項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号の本部員(以下「市職員以外の本部員」という。)は、それぞれの所属する機関が実施する地震防災応急対策の実施状況を把握し、本部長に報告する。

3 市職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整に当たるため、警戒本部に登庁するものとする。ただし、その代理者を警戒本部に派遣することができる。

(本部室)

第5条 本部室は本部長、副本部長、危機管理監、本部員、本部総括班長、本部秘書班長、本部対応班長、本部動員班長、本部財政班長、本部情報班長、本部広報班長、本部避難所支援班及び本部救援物資班をもって構成する。

2 本部室の構成員は、地震防災対策強化地域判定会(以下「判定会」という。)が招集されたときは、本部室に参集する。

3 本部長は、必要に応じ本部室に市職員以外の参集を求めることができる。

4 本部長は、本部室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。

5 危機管理監は、地震防災応急対策の協議について、総合調整にあたる。

(本部室付各班等)

第6条 本部室付各班は、本部長及び本部室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

2 本部員付連絡員は、所属本部と災害対策本部室との連絡、所属本部員の指示及び総括班長からの依頼の対応を行う。

3 本部員付各班及び本部員付連絡員は、別表2に掲げる職員(以下「本部室付職員」という。)をもって構成し、関係部局長があらかじめ定めておくものとする。ただし、本部長は、状況により別表2の定めにかかわらず本部室付職員の構成を変更することができる。

4 前項に定める職員は、判定会が招集されたときは、直ちに本部室に参集する。

(部長及び班長等)

第7条 本部室付各班に班長を置き、部に部長を、班に班長を置く。

- 2 部長は、別表 3 の部長欄に掲げる職にある者をもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 本部室付各班の班長並びに各部各班の班長は、別表 2 及び 3 の班長欄に掲げる職にある者をもって充て、それぞれ部長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督する。
- 4 各部各班の職員は、前項に定める班長が所管する課の職員をもって充てる。
- 5 支部長は、別表 4 の支部長欄に掲げる職にある者をもって充て、支部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 支部職員は、別表 4 の支部職員欄に掲げる支所職員及び派遣職員をもって充てる。
- 7 支部員は、別表 4 の支部員欄に掲げる者をもって充てる。

(配備体制)

- 第 8 条 本部室の構成員、本部室付職員、支部長並びに各部及び支部の職員のうち地震防災応急対策を実施するための要員としてあらかじめ定められた職員は、判定会が招集されたときは、直ちに登庁するものとする。
- 2 警戒宣言が発令されたときは、本部職員及び支部職員は、直ちにあらかじめ定められた勤務所に登庁するものとする。
 - 3 市職員以外の本部員が登庁し、又は代理者が警戒本部に派遣されたときは、本部室において防災業務に就くものとする。
 - 4 勤務時間外、勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。
 - 5 警戒宣言が発せられた後、本部長、副本部長、危機管理監、部長、支部長及び班長が配備に就くまでの間における地震防災応急対策の実施については、必要に応じそれぞれの組織の上位等級者が指揮するものとする。

(緊急防災対策支援の業務に従事する職員の派遣)

- 第 9 条 本部長は、判定会が招集されたときは、緊急防災対策支援の業務に従事する職員を必要に応じ支部等に派遣することができる。

(本部員会議等)

- 第 10 条 本部長は、地震防災応急対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。
- 2 本部員会議は、本部長、副本部長、危機管理監、本部員をもって構成する。
 - 3 本部員は、それぞれの所管業務に関する地震防災応急対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。
 - 4 本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、部長会議を招集する。
 - 5 危機管理監は、地震防災対策応急対策について各部との連絡調整を図るため、必要に応じて班長会議を招集する。
 - 6 班長会議の構成は、協議内容に応じてそのつど危機管理監が定める。
 - 7 支部長は、支部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。
 - 8 支部会議は、支部長、支部員及び支部職員をもって構成する。

(警戒本部の廃止)

- 第 11 条 本部長は、法第 19 条第 2 項の規定により、警戒宣言が解除されたときは速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。
- 2 本部長は、警戒本部を廃止したときは、直ちに次の者に通知する。

- (1) 県の地震災害警戒本部長
- (2) 本部員又は防災関係機関の長
- (3) 支部長
- (4) 報道関係機関
- (5) その他必要と認める機関

(災害対策本部への引継ぎ)

- 第 12 条 警戒本部は、地震が発生し、御殿場市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置されたときは、法第 19 条第 1 項の規定に基づき、廃止する。
- 2 前項の場合において、警戒本部は実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引き継ぐものとする。

3 第1項の規定により警戒本部が廃止された場合は、前項第2項の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

(勤務時間外等における職員の措置)

第13条 第8条第1項に定める職員は、警戒本部又は支部の設置の準備に従事し、さらに警戒宣言が発せられたときは、引き続き所定の場所において防災業務を行うものとする。

2 前項に定める職員以外の本部職員及び支部機員の服務については、別に定めるところによる。

(本部員及び職員の心構え)

第14条 本部員、本部職員及び支部職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民、その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

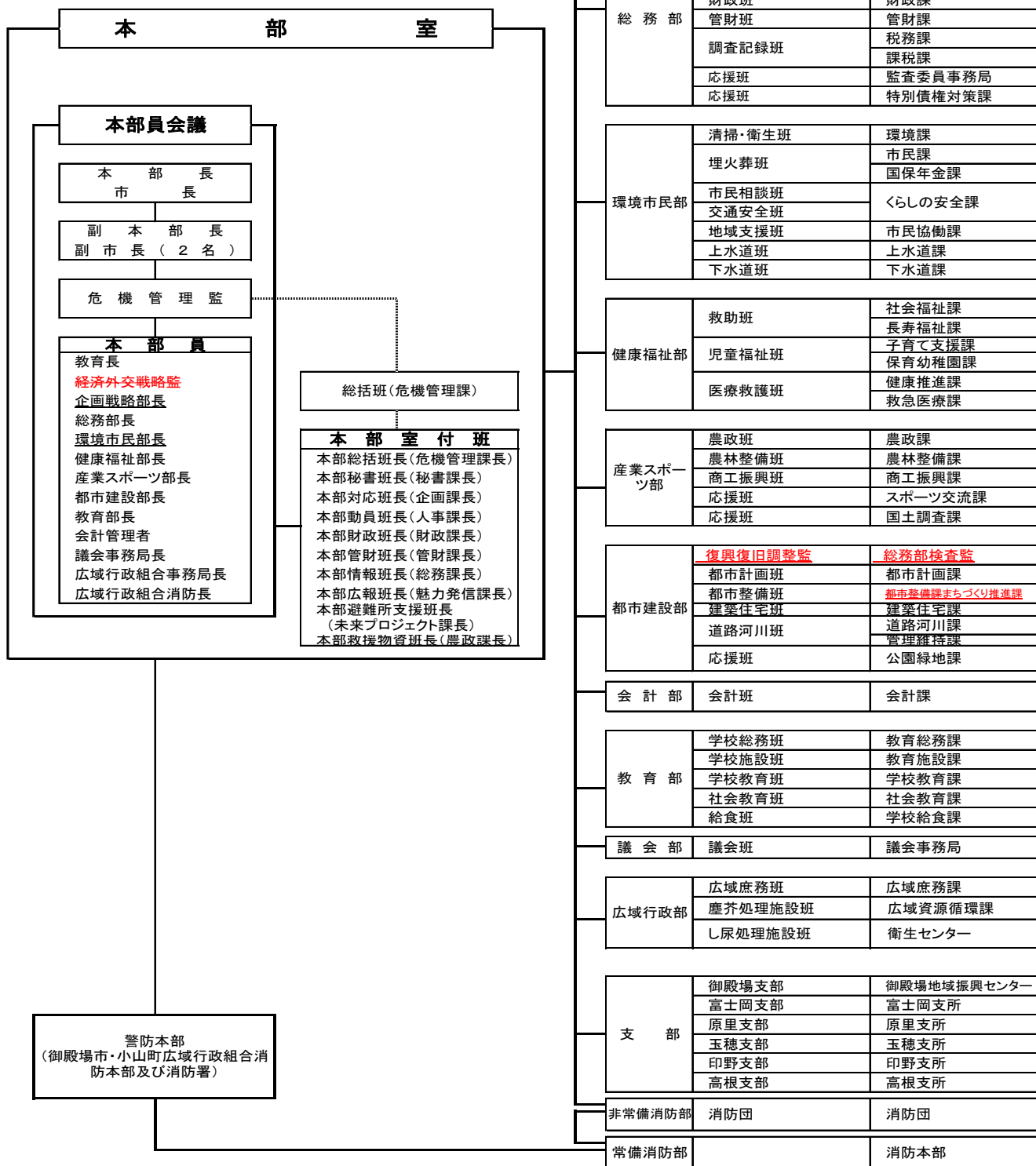
2 本部職員及び支部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招き、警戒本部又は支部の活動に反感を抱かせることのないよう注意しなければならない。

3 本部職員及び支部職員は、自らの業務に精通するよう努めるとともに、他の部及び班の協力を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(補則)

第15条 前各条に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

御殿場市地震災害警戒本部編成図 別表1



御殿場市地震災害警戒本部 本部室付各班事務分掌及び職員構成

班 名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本 部 総括班	危機管理課長	1 警戒本部の運営に関する事。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関する事。 3 支部との連絡調整に関する事。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関する事。 5 地域防災無線の統制運用に関する事。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関する事。	6 名（班 長 を 含 む。）及び総括班指 名職員
本 部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関する事。	2 名（班長含む）
本 部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関する事。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要 請及び連絡に関する事。	2 名（班長含む）
本 部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難地、各支部への派遣など） に関する事。 ② 職員の健康管理に関する事。	2 名（班長含む）
本 部 財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関する事。	3 名（班長含む）
本 部 管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。） の配車、燃料の調達、点検に関する事。 2 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関するこ と。	3 名（班長含む）
本 部 情報班	総務課長	1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等 の収集伝達に関する事。	2 名（班長含む）
本 部 広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関 連情報、その他の情報伝達に関する事。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関するこ と。 3 同時通報無線の統制運用に関する事。	2 名（班長含む）
本 部 避難所 支援班	未来プロジェ クト課長	1 避難所の開設・運営支援に関する事。 2 協定（福祉）避難所との調整に関する事。 3 避難所の応急危険度判定に関する事。 4 避難所耐応急危険度判定及び施設管理者との調整に関 する事	7 名（班長並びに 社会福祉課、長寿 福祉課、建築住宅 課及び教育総務課 職員含む）
本 部 救 援 物 資班	農政課長	1 支援物資の受入れ及び配分に関する事。 2 備蓄品の再配分・移管に関する事。 3 緊急（物資）輸送の実施に関する事。 4 物資集積所の開設・管理に関する事。	4 名（班長並びに 商工振興課及び観 光 交 流 課 職 員 含 む）
本 部 員 付 連 絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関する事。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関 する事。	各本部員に 1 名

* ○は、通常業務と兼ねているもの

* 各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

* 本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

* 総括班指名職員は、危機管理課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置され
た際は、総括班で勤務する。

御殿場市地震災害警戒本部（部及び班）の編成及び事務分掌

部名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	1 警戒本部の運営に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 本部における情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応、情報の収集に関すること。
企画戦略部	企画戦略部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。
		対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握に関すること。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。
		情報政策班	デジタル戦略課長	① サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関すること。
		渉外班	演習場渉外課長	1 派遣自衛隊との連絡調整、配置状況の取りまとめに関すること。 2 ヘリポートの開設に関すること。
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関すること。
		帰宅困難者支援班	観光交流課	1 帰宅困難者への対応に関すること。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	1 他の部に属さないこと。 2 部内の連絡調整に関すること。
		情報班		1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達に関すること。
		動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整（避難地、各支部への派遣など）に関すること。 ② 職員の健康管理に関すること。
		財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 2 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保に関すること 3 本部電話の設置（接続）依頼及び災害優先電話の管理に関すること。 ④ 庁舎自衛消防隊に関すること。 ⑤ 職員及び来庁者への広報に関すること。
		調査記録班	税務課長及び課税課長	1 災害状況の調査に関すること。 ② 被害者及び家屋の被害調査の準備に関すること。 3 被災者台帳の作成準備に関すること。
		応援班	監査委員事務局長及び特別債権対策課長	1 他の班の応援に関すること。

部 名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
環境市民部	環境市民部長	清掃・衛生班	環境課長	1 処理施設及び処分地の確保に関する事。 2 広域行政部との連絡調整に関する事。 3 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関する事。 4 仮設トイレの設置に関する事。
		埋火葬班	市民課長 及び 国保年金課長	① 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の準備に関する事。 ② 遺体の措置等準備に関する事。
		市民相談班	くらしの 安全課長	① 各種相談に関する事。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関する事。 2 交通情報の収集に関する事。
		地域支援班	市民協働課長	1 国際交流協会との連絡調整に関する事。
		上水道班	上水道課長	1 地震防災応急給水計画に関する事。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関する事。 3 上水道水源の確保の準備に関する事。 4 応急復旧作業隊の編成及び出動準備に関する事。 5 指定工事業者との連絡調整に関する事。 6 復旧用及び応急復旧用資材の確保準備に関する事。
		下水道班	下水道課長	1 下水道工事業者との連絡調整に関する事。 2 応急復旧用資機材の調達準備に関する事。
健康福祉部	健康福祉部長	救助班	社会福祉課長 及び 長寿福祉課長	1 避難者名簿の作成準備に関する事。 2 協定（福祉）避難所との調整に関する事。 3 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。
		児童福祉班	子育て支援課長 及び 保育幼稚園課長	1 所管施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関する事。
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	1 医療救護班の編成準備に関する事。 2 医療救護所の開設・運営準備に関する事。 3 医療救護所の医薬品等の準備に関する事。 4 収容可能医療機関の把握に関する事。 5 医療薬品及び衛生資材の調達準備に関する事。 6 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関する事。 7 医療救護本部の設置準備に関する事。
産業スポーツ部	産業スポーツ部長	農政班	農政課長	1 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関する事。 2 主食、副食、調味料の調達及びあっせんの準備に関する事。 3 部内の連絡調整に関する事。
		農林整備班	農林整備課長	1 農道、農業用施設、林道、治山及び林業関係の被害調査の準備に関する事。 2 森林組合との連絡調整に関する事。
		商工観光班	商工振興課長 及び 観光交流課長	1 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんの準備に関する事。 2 生鮮食料品等の調達及びあっせんの準備に関する事。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。 4 生活関連物資の価格需給動向の調査及び安定供給の確保並びに苦情処理の対策に関する事。
		応援班	スポーツ交流課長及び 国土調査課長	1 他の班の応援に関する事。

都市建設部	都市建設部長	都市計画班	都市計画課長	1 部内の連絡調整に関する事。
		都市整備班	都市整備課長 まちづくり 推進課長	1 施工中の施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建築準備に関する事。 2 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導に関する事。 3 建築士会等関係機関との連絡調整に関する事。 4 応急危険度判定の準備に関する事。
		道路河川班	道路河川課長 及び 管理維持課長	1 応急復旧用土木資機材等の確保準備に関する事。 2 建設業協会との連絡調整、応急復旧隊の編成及び出動準備に関する事。 3 緊急輸送路、幹線道路の確保に関する事。 4 施工中の施設の地震防災対応対策の実施促進に関する事。
		応援班	公園緑地課長	1 他の班の応援に関する事。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	1 地震防災応急対策に伴う経費の収支に関する事。
教育部	教育部長	学校総務班	教育総務課長	1 部内の連絡調整に関する事。
		学校施設班	教育施設課長	1 施工中の施設の地震防災応急対策の実施促進に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関する事。 2 休校その他学校等の管理に関する事。 3 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関する事。
		社会教育班	社会教育課長	1 所管施設の利用者に関する事
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関する事。 2 議会の調査活動に関する事。
広域行政部	広域行政組合事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関する事。 2 市民部、環境部との連絡調整に関する事。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との連絡調整に関する事。 4 代替施設確保の準備に関する事。
		広域施設班	資源循環課長	1 代替施設確保の準備に関する事
		塵芥処理施設班	同上	1 代替施設確保の準備に関する事。
		し尿処理施設班	衛生センター所長	1 代替施設確保の準備に関する事。

- * 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による。
- * ○は、通常業務と兼ねているもの
- * 状況に応じ、輸送班を編成し輸送業務を実施する。
輸送班長は課長職とし、細部の編成・装備については別に示す。

御殿場市地震災害警戒本部支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事 務 分 掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関すること。 2 本部長からの命令指示等の伝達に関すること。 3 警戒本部との連絡調整に関すること。 4 警戒宣言、地震関連情報、その他の情報の 収集・分析及び伝達に関すること。 5 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関 すること。 6 消防指揮本部との連絡調整に関すること。 7 避難所の開設準備において地区防災倉庫等 の備蓄品を区への引き渡すときの個数の管理 に関すること。 8 その他本部長の特命事項に関すること。
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

御殿場市地震災害警戒本部員編成表

区 分	職 名	備 考
本 部 長	市長	2条5項4号
副本部長	副市長	4号
//	副市長	4号
危機管理監	危機管理監	4号
本 部 員	教育長	3号
//	御殿場市消防団長	6号
//	御殿場市医師会長	8号
//	陸上自衛隊富士教導団特科教導隊第3科長	1号
//	静岡県警察御殿場警察署長	2号
//	企画戦略部長	4号
//	総務部長	4号
//	環境市民部長	4号
//	健康福祉部長	4号
//	産業スポーツ部長	4号
//	都市建設部長	4号
//	教育部長	4号
//	会計管理者	4号
//	議会事務局長	4号
//	御殿場市・小山町広域行政組合消防長	5号
//	御殿場市・小山町広域行政組合事務局長	5号
//	中日本高速道路株式会社東京支社 御殿場保全・サービスセンター所長	7号
//	東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社長	7号
//	~~西日本電信電話~~ NTT 西日本株式会社静岡支店長	7号

東海地震注意情報発令時 本部室付各班事務分掌及び職員構成

東海地震注意情報が発表された場合、地震災害警戒本部及び支部の設置の準備及び地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等を実施する。

班 名	班長相当職	事務分掌	構成員等
本 部 総括班	危機管理課長	1 警戒本部の設置準備に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応に関すること。	6名（班長を含む。） 及び総括班指名職員
本 部 秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。	2名（班長含む）
本 部 対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握の準備に関すること。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。	2名（班長含む）
本 部 動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整の準備に関すること。	2名（班長含む）
本 部 財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関すること。	3名（班長含む）
本 部 管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 2 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保の準備に関すること。	3名（班長含む）
本 部 情報班	総務課長	1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達の準備に関すること。	2名（班長含む）
本 部 広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達の準備に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。	2名（班長含む）
本 部 避難所 支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の開設・運営支援に関すること。 2 協定（福祉）避難所との調整に関すること。 3 避難所の耐震診断に関すること。 4 避難所耐震診断及び施設管理者との調整に関すること。	7名（班長並びに社会福祉課、長寿福祉課、建築住宅課及び教育総務課職員含む）
救 援 物 資班	農政課長	1 支援物資の受入れ及び配分に関すること。 2 備蓄品の再配分移管すること。 3 緊急（物資）輸送の実施に関すること。	4名（班長並びに商工振興課及び観光交流課職員含む）
本部員 付連絡 員	各本部員	1 所属本部と災害対策本部室との連絡に関すること。 2 その他所属本部員の指示及び総括班長からの依頼に関すること。	各本部員に1名

* ○は、通常業務と兼ねているもの

* 各班の構成員は、原則として本表によることとするが、班長の判断によりこれを増減することができる。

* 本部員付連絡員は、原則として所属本部員の指示により行動するものとする。

* 総括班指名職員は、危機管理所管課などの勤務経験者とし、年度当初に指名する。災害対策本部が設置された際は、総括班で勤務する。

東海地震注意情報発令時 部及び班の編成及び事務分掌

東海地震注意情報が発表された場合、地震災害警戒本部及び支部の設置の準備及び地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等を実施する。

部名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
危機管理課	危機管理監	総括班	危機管理課長	1 警戒本部の設置準備に関すること。 2 国及び県、関係機関との連絡調整に関すること。 3 支部との連絡調整に関すること。 4 情報の一元的管理（収集・伝達）に関すること。 5 地域防災無線の統制運用に関すること。 6 市民からの電話対応に関すること。
企画戦略部	企画戦略部長	秘書班	秘書課長	① 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		広報班	魅力発信課長	① 同報無線、新聞、テレビ、ラジオ等による市民への関連情報、その他の情報伝達の準備に関すること。 ② 報道機関への情報提供及びマスコミ対応に関すること。 3 同時通報無線の統制運用に関すること。
		対応班	企画課長	1 各課（班）（消防本部含む）の状況把握の準備に関すること。 2 防災関係機関、企業及び市民等に対する指示、協力要請及び連絡に関すること。
		情報政策班	デジタル戦略課長	サーバ、LANの管理及び情報ツールの確保に関すること。
		渉外班	演習場 渉外課長	1 派遣自衛隊の受入れ準備に関すること。 2 ヘリポートの開設準備に関すること。
		避難所支援班	未来プロジェクト課長	1 避難所の運営支援に関すること。
		帰宅困難者支援班	観光交流課	1 帰宅困難者への対応に関すること。
総務部	総務部長	総務班	総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。
		情報班		1 気象情報、交通情報、道路情報及び民心の動向情報等の収集伝達の準備に関すること。
		動員班	人事課長	1 職員の動員及び調整の準備に関すること。
		財政班	財政課長	① 災害対策の予算措置に関すること。
		管財班	管財課長	① 公用車集中管理車（レンタカー等の調達車両を含む。）の配車、燃料の調達、点検に関すること。 2 災害応急対策用資機材等物資の調達、確保の準備に関すること。 3 本部電話の設置（接続）準備及び災害優先電話の準備に関すること。 ④ 職員及び来庁者への広報に関すること。
		調査記録班	税務課長 及び 課税課長	※ 通常業務

部名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
		応援班	監査委員 事務局長 及び 特別債券 対策課長	1 他の班の応援に関すること。
環境市民部	環境市民 部長	清掃・ 衛生班	環境課長	1 処理施設及び処分地の確保の準備に関すること。 2 広域行政部との連絡調整に関すること。 3 一般廃棄物（し尿）処理業者との連絡調整に関すること。
		埋火葬班	市民課長 及び 国保年金 課長	※ 通常業務
		市民相談班	くらしの安全 課長	① 各種相談に関すること。
		交通安全班		① 交通指導員との連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。
		地域支援班	市民協働課長	1 国際交流協会との連絡調整に関すること。
		上水道班	上水道課長	1 地震防災応急給水計画の実施準備に関すること。 2 飲料水の確保対策及び給水活動体制の準備に関すること。 3 上水道水源の確保の準備に関すること。 4 応急復旧作業隊の編成の準備に関すること。 5 指定工事業者との連絡調整に関すること。 6 復旧用及び応急復旧用資材の確保準備に関すること。
		下水道班	下水道課長	1 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 2 応急復旧用資機材の調達準備に関すること。
健康福祉部	健康福祉 部長	救助班	社会福祉課長 及び 長寿福祉課長	1 災害救助法の適用準備に関すること。 2 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		児童福祉班	子育て支援課長 及び 保育幼稚園課長	1 児童福祉施設の児童の避難及び保護者への引渡しに関すること。 2 児童福祉施設の児童の避難の把握に関すること。
		医療救護班	健康推進課長 及び 救急医療課長	1 医療救護班の編成の準備に関すること。 2 医療救護所の開設の準備に関すること。 3 医療薬品及び衛生資材の調達の準備に関すること。 4 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、助産師会及び医療機関、御殿場健康福祉センターとの連絡調整に関すること。
産業スポーツ部	産業 スポーツ 部長	農政班	農政課長	1 農業協同組合等農業関係団体との連絡調整に関すること。 2 主食、副食、調味料の調達の準備に関すること。 3 部内の連絡調整に関すること。
		農林整備班	農林整備課長	1 森林組合との連絡調整に関すること。
		商工振興班	商工振興課長 及び 観光交流課長	1 生活必需品等応急物資の調達及びあっせんの準備に関すること。 2 生鮮食料品等の調達及びあっせんの準備に関すること。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関すること。
		応援班	スポーツ交流 課長及び 国土調査課長	1 他の班の応援に関すること。

部名	部 長	班 名	班長相当職	事 務 分 掌
都市建設部	都市建設部長	都市計画班	都市計画課長	1 部内の連絡調整に関すること。
		都市整備班	都市整備課長 まちづくり 推進課長	※ 通常業務
		建築住宅班	建築住宅課長	1 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導の準備に関すること。 2 建築士会等関係機関との連絡調整に関すること。 3 応急危険度判定の実施準備に関すること。
		道路河川班	道路河川課長 及び 管理維持課長	1 応急復旧用土木資機材等の確保の準備に関すること。 2 建設業協会との連絡調整、応急復旧隊の編成の準備に関すること。 3 緊急輸送路、幹線道路の確保の準備に関すること。
		応援班	公園緑地課長	1 他の班の応援に関すること。
会計部	会計管理者	会計班	会計課長	1 地震防災応急対策に伴う経費の収支の準備に関すること。
教育部	教育部長	学校総務班	教育総務課長	1 部内の連絡調整に関すること。
		学校施設班	教育施設課長	1 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談指導の準備に関すること。
		学校教育班	学校教育課長	1 幼稚園児・児童・生徒の避難及び保護者への引渡しに関すること。 2 休校その他学校等の管理に関すること。 3 幼稚園児・児童・生徒の避難状況の取りまとめに関すること。
		社会教育班	社会教育課長	1 所管施設の利用者に関すること
		給食班	学校給食課長	1 食料の調達の準備に関すること。 2 職員の給食の準備に関すること。
議会部	議会事務局長	議会班	議事課長	1 議員との連絡に関すること。
広域行政部	広域行政組合事務局長	広域庶務班	庶務課長	1 部内の連絡調整に関すること。 2 市民部、環境部との連絡調整に関すること。 3 小山町（副管理者、総務課）及び広域行政組合議会議員との連絡調整に関すること。 4 代替施設確保の準備に関すること。
		塵芥処理施設班	同 上	1 代替施設確保の準備に関すること。
		し尿処理施設班	衛生センター所長	1 代替施設確保の準備に関すること。

* 警防本部の編成及び事務分掌は、御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防署警防規程による。

* ○は、通常業務と兼ねているもの

東海地震注意情報発令時 支部の編成及び事務分掌

支部名	支部長	支部員	支部職員	事 務 分 掌
御殿場支部 (御殿場地域 振興センター)	所 長	消防団第 1 分団 分団長 副分団長 本部班長	センター 職員 派遣職員	1 支部活動の総括に関すること。 2 市長からの命令指示等の伝達に関すること。 3 総括班との連絡調整に関すること。 4 注意情報、地震関連情報、その他の情報の 収集・分析及び伝達に関すること。 5 支部管内の自主防災組織との連絡調整に関 すること。 6 消防指揮本部との連絡調整に関すること。 7 避難所の開設準備において地区防災倉庫等 の備蓄品を区への引き渡すときの個数の管理 に関すること。 8 その他市町の特命事項に関すること。
富士岡支部 (富士岡支所)	支所長	消防団第 2 分団 分団長 副分団長 本部班長	富士岡支所 職員 派遣職員	
原里支部 (原里支所)	支所長	消防団第 3 分団 分団長 副分団長 本部班長	原里支所 職員 派遣職員	
玉穂支部 (玉穂支所)	支所長	消防団第 4 分団 分団長 副分団長 本部班長	玉穂支所 職員 派遣職員	
印野支部 (印野支所)	支所長	消防団第 5 分団 分団長 副分団長 本部班長	印野支所 職員 派遣職員	
高根支部 (高根支所)	支所長	消防団第 6 分団 分団長 副分団長 本部班長	高根支所 職員 派遣職員	

消防力の状況

消防職員配置状況

(令和7年4月1日現在)

所 属 別	現在数
消防本部	
消防長	1
消防総務課	<u>7</u>
予防課	9
警防課	<u>4</u>
救急課	3
通信指令課	12
御殿場消防署	55
富士岡分署	14
西分署	14
(小山消防署)	(27)
(須走分署)	(<u>14</u>)
合 計	<u>160</u>

消防本部・消防署配置車両

(小山消防署、須走分署分は除く)

車両種別	台 数
指令車	1
広報車	<u>3</u>
査察車	1
指揮車	1
消防ポンプ自動車	1
水槽付消防ポンプ自動車	3
化学消防ポンプ自動車	1
はしご付消防ポンプ自動車	1
小型動力ポンプ付水槽車	1
救助工作車	1
救急自動車	4
後方支援車	1
バイク	0
その他の車両	3

消防団配置

(令和7年4月1日現在)

名称	部名	人員	所在地
御殿場市消防団本部 (<u>16</u> 人)女性部(<u>12</u> 人)		<u>28</u> (<u>1</u>)	東田中
第1分団 (御殿場) (分団本部2人) <u>89</u> 人 うち機能別 <u>12</u> 人	第1部	11	御殿場
	第2部	13(<u>3</u>)	深 沢
	第3部	13(<u>3</u>)	新 橋
	第4部	14(<u>3</u>)	湯 沢
	第5部	<u>13</u>	二枚橋
	第6部	<u>13</u> (<u>3</u>)	仁 杉
	第7部	10	東 山
第2分団 (富士岡) (分団本部2人) <u>45</u> 人 うち機能別5人	第1部	<u>6</u>	中 山
	第2部	<u>11</u>	竈
	第3部	8(2)	大 坂
	第4部	7(3)	駒 門
	第5部	<u>11</u>	神 山
第3分団 (原里) (分団本部2人) 50人 うち機能別 <u>8</u> 人	第1部	<u>16</u> (<u>1</u>)	森の腰
	第2部	8(3)	神 場
	第3部	10(<u>1</u>)	板 妻
	第4部	<u>8</u> (1)	保土沢
	第5部	6(2)	大 沢
第4分団 (玉穂) (分団本部2人) <u>33</u> 人 うち機能別 <u>2</u> 人	第1部	<u>10</u> (<u>2</u>)	中 畑
	第2部	<u>11</u>	茱萸沢
	第3部	10	滝ヶ原
第5分団 (印野) (分団本部2人) <u>35</u> 人 うち機能別 <u>5</u> 人	第1部	<u>24</u> (<u>3</u>)	時之栖
	第2部	<u>9</u> (2)	印 野
第6分団 (高根) (分団本部2人) <u>53</u> 人 うち機能別 <u>7</u> 人	第1部	13(2)	塚 原
	第2部	<u>17</u> (<u>2</u>)	古 沢
	第3部	9(1)	上小林
	第4部	<u>12</u> (<u>2</u>)	美乃和
合 計	26 部	<u>333</u> 人(うち機能別 <u>40</u> 人)	

2 災害の危険度

御殿場市域における主な災害

災害発生日	種 別	概 要
昭和41. 9. 24~25	台風	台風 24 号と 26 号が日本列島を縦断 御殿場市の被害は負傷者 2 人、住家全壊 6 戸、半壊 382 戸、床下浸水多数、罹災世帯 2,231 世帯、罹災者 11,155 人、被害総額 6 億 9,109 万円 御殿場市にはじめて「災害救助法」適用
昭和47. 7. 12	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨 御殿場市では床上・床下浸水 138 世帯、田畑の流出・冠水等 672ha、被害総額 2 億 5,393 万円
昭和54. 10. 19	台風	台風 20 号による御殿場市の被害は、住宅全壊 10 戸、半壊 4 戸、流失 1 戸、床上浸水 42 戸、床下浸水 810 戸、損害額 23 億 394 万円、総雨量 300mm
昭和57. 8. 1	台風	台風 10 号による御殿場市の被害は、住家半壊 5 戸、一部破損 1 戸、床上浸水 21 戸、床下浸水 107 戸、損害総額 18 億 530 万円、総雨量 555mm
昭和58. 8. 8	地震	神奈川県西部を震源とするM5. 8、震度5程度の地震が発生 御殿場市では家屋及び石垣等の被害4ヶ所
平成16. 12. 5	急速に発達した低気圧	急速に発達した低気圧の影響で御殿場市塚原地先にて家屋が倒壊、負傷者3名 (平成16年の台風上陸個数は、気象庁の統計開始以来の記録(6個)を大きく更新し10個を記録)
平成19. 9. 6	台風	台風9号による御殿場市の被害は床上浸水13戸、床下浸水31戸、特に富士岡地区は黄瀬川の氾濫により、甚大なる被害を受ける。被害総額3億4千百万円、総雨量631mm
平成22. 9. 8	台風	台風9号による御殿場市の被害は床上浸水1戸、床下浸水10戸、道路等被害22か所、農地等被害174か所などの被害を受ける。被害総額約1億3千万円、降水量10時間で218mm
平成23. 3. 11	地震	東北三陸沖を震源とするM9. 0、震度7の地震が発生、御殿場市でも震度5弱を記録 御殿場市では負傷者2名、帰宅困難者141名、停電37,103軒、停電により高層集合住宅等で配水ポンプが停止する被害が発生
平成23. 3. 15	地震	静岡県東部を震源とするM6. 4、震度6強の地震が発生。御殿場市でも震度5弱を記録 御殿場市では負傷者1名、住宅等の被害24棟、ブロック塀倒壊等の被害が多数発生
平成23. 9. 21	台風	台風15号による御殿場市の被害は、負傷者4名、床下浸水や屋根・窓の損壊11件、倒木による道路障害74か所以上、農地等被害16か所、停電1,100戸などの被害を受ける。被害総額約5,700万円 1時間あたりの最大降水量63mm、最大瞬間風速45.9m
平成26. 2. 14	大雪	低気圧接近に伴い大雪警報が発令され、御殿場消防署管内の積雪量が85cmとなった。東名高速道路をはじめ市内主要幹線で交通規制が行われ、公共交通機関も運休となった。 御殿場市では軽症者16名、住家の一部破損やビニールハウスの倒壊等の被害が多数発生
令和元年. 10. 12	台風	台風19号の影響により市内各地で風水害が発生。増水した用水路に作業中の男性2人が流されうち1名は救助、もう1名は沼津の海岸にて発見。土砂崩れ4件、住宅被害13件、その他倒木、道路の冠水などの被害を受ける。 御殿場消防署管内の時間最大雨量45mm、総雨量が557mmとなった。

* 令和2年版消防年報（御殿場市・[小山町広域行政組合消防本部](#)）などより抜粋

土砂災害・水害関係危険箇所数

1 土砂災害

○土砂災害警戒区域・特別警戒区域

種 類	土砂災害警戒区域		特別警戒区域 箇所数
	箇所数	面積 (ha)	
土石流	30	85.01	19
急傾斜地の崩壊	21	14.53	20
地すべり	-	-	-
計	51	99.54	39

○土砂災害（特別）警戒区域（土石流）の指定箇所一覧表

番号	区 域 名	所在地（大字・字）	区域指定		土石流危険渓流（参考）	
			110-	レット	危険箇所番号	箇所名
1	高内川 A	神山字高内 他	○	○	215-I-001	高内川
2	高内川 B	神山字高内 他	○	○	215-I-001-2	高内川-2
3	高内川 C	神山字高内 他	○	○	215-I-001-3	高内川-3
4	二の岡川	東田中字箱根道 他	○		215-I-002	押出川右支川 1
5	子之神川	東田中字二ノ岡	○		215-I-003	押出川左支川
6	諸久保沢 A	東田中字原	○	○	215-I-004	諸久保沢 1
7	諸久保沢 B	東田中字原	○	○	215-I-005	諸久保沢 2
8	唐沢川	深沢字丸嶽 他	○		215-I-006	唐沢川
9	姥子沢	沼田字細尾 他	○	○	215-I-007	新田沢 1
10	押出川右支川	東田中字二ノ岡 他	○		215-II-001	押出川右支川 2
11	笹塚沢	沼田字笹塚 他	○	○	215-II-002	諸久保沢 3
12	ツビ沢	沼田字坂田本 他	○	○	215-II-003	萩蕪沢 1
13	オギクボ沢	沼田字タンカ久保 他	○	○	215-II-004	萩蕪沢 2
14	かじか沢	二子字入 他	○		215-II-005	かじか沢
15	高内川右支川 A	神山字天神山 他	○		215-II-006	高内川右支川 1
16	北沢川	神山字北海戸 他	○	○	215-II-007	尾尻川
17	地藏川	深沢字永尾 他	○		215-II-008	地藏川
18	寒沢川	東田中字石原坂 他	○		215-II-009	寒沢
19	金時沢川	沼田字山道 他	○	○	215-II-010	金時川
20	二子沢 A	二子字大日向 他	○	○	215-II-011	二子沢 1
21	大藪沢	神山字大藪 他	○	○	215-II-012	大藪沢
22	八ヶ窪沢	神山字八ヶ窪 他	○		215-II-013	八ヶ窪沢
23	高内川右支川 B	神山字塚村 他	○	○	215-II-014	高内川右支川 2
24	小相川	深沢字永尾 他	○		215-II-015	小相川
25	タガクボ沢	沼田字タンカ久保 他	○	○	215-III-001	萩蕪沢 3
26	南沢	沼田字南沢 他	○		215-III-002	萩蕪沢 4
27	道添沢	沼田字広見 他	○	○	215-III-003	新田沢 2
28	俎沢	二子字西大久保 他	○	○	215-III-004	俎沢
29	二子沢 B	二子字尾越 他	○	○	215-III-005	二子沢 2
30	大坂沢	神山字東山	○	○	215-III-006	大坂沢

指定年月日：平成25年3月29日 告示番号：第313号

○土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定箇所一覧表

番号	区域名	所在地（大字・字）	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所（参考）	
			Ⅱ-Ⅰ	Ⅱ-Ⅱ	危険箇所番号	箇所名
1	中山下	中山字中村 他	○	○	103-Ⅰ-0688	中山下
2	大坂	大坂字川向	○	○	103-Ⅰ-0689	大坂
3	二子	二子字二子山	○	○	103-Ⅰ-3367	神山
4	上柴怒田	柴怒田字キタ	○	○	103-Ⅱ-0494	上柴怒田
5	深沢 A	深沢字永尾	○	○	103-Ⅱ-0495	深沢
6	深沢 B	深沢字永尾	○	○	103-Ⅱ-0496	深沢No.2
7	深沢 C	深沢字丸嶽	○	○	103-Ⅲ-0118	深沢No.8
8	箱根道 A	東田中字箱根道	○	○	103-S-2001	東田中 A
9	二の岡	東田中字二岡	○	○	103-S-2002	東田中 C
10	箱根道 B	東田中字箱根道	○		103-S-2003	東田中 D
11	タンカ久保	沼田字タンカ久保 他	○	○	103-S-2004	沼田 C
12	東大久保	二子字東大久保 他	○	○	103-S-2005	二子 B
13	愛石塚	中山字愛宕塚 他	○	○	103-S-2006	中山 A
14	栃窪	神山字栃窪 他	○	○	103-S-2007	神山 B
15	塚村	神山字塚村	○	○	103-S-2008	神山 C
16	高内	神山字高内	○	○	103-S-2009	神山 F
17	立庵田	二子字立庵田 他	○	○	103-S-2011	二子 A
18	細見	二子字細見 他	○	○	103-S-2012	二子 C
19	スゲ沢	二子字スゲ沢 他	○	○	103-S-2013	二子 E
20	中尾	神山字中尾	○	○	103-S-2014	神山 E
21	須釜	神山字須釜	○	○	103-S-2009-2	神山 G

指定年月日：平成25年 3月29日 告示番号：第314号（番号1～ 7）

指定年月日：平成30年11月27日 告示番号：第796号（番号8～21）

2 水害における警戒すべき区間・箇所

① ○ 外水氾濫 : 24 か所 ○ 内水氾濫 : 21 か所

3 宅地造成工事規制区域

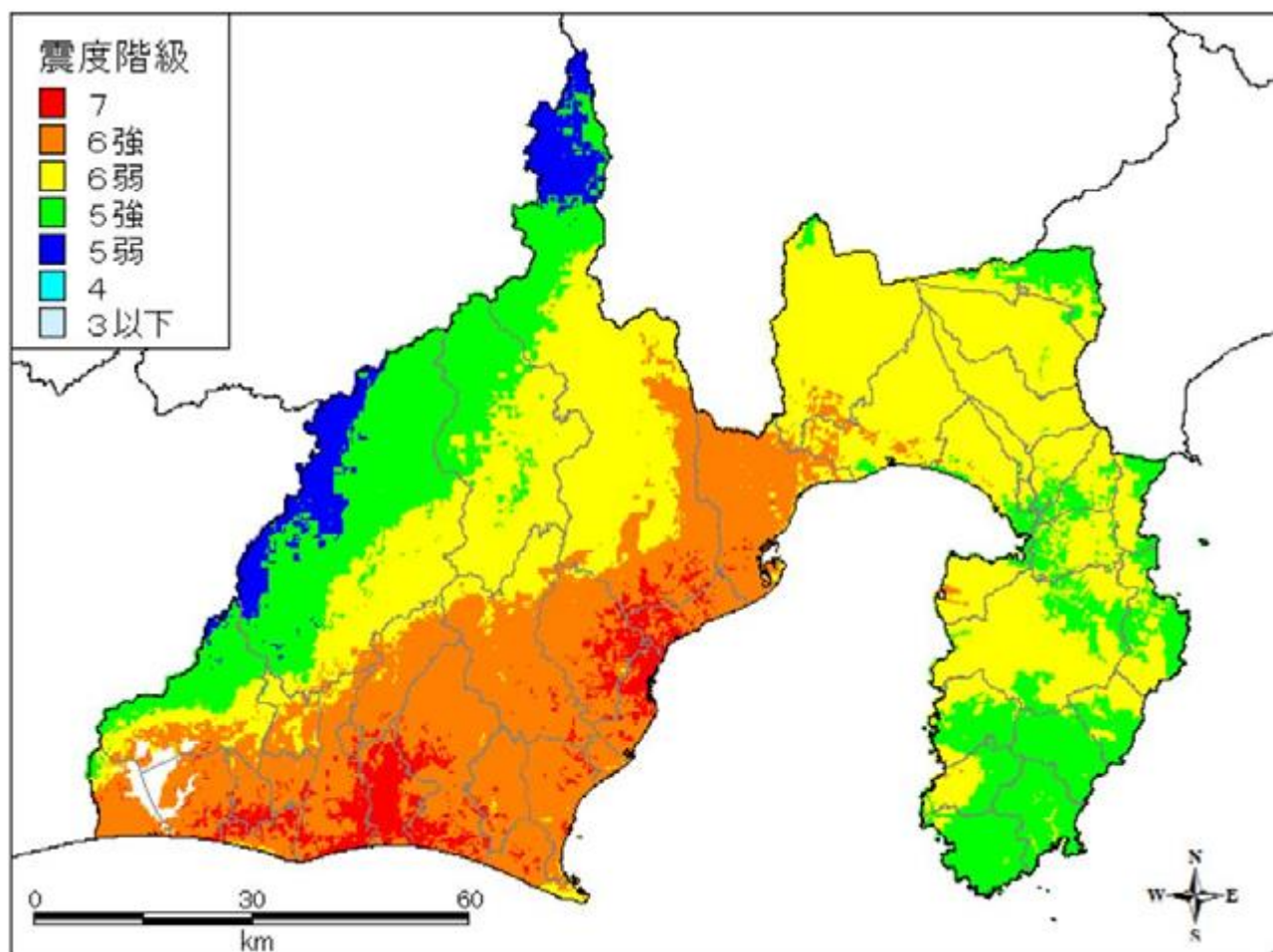
(1) 指定年月日 : 昭和45年9月1日（建設省告示1330号）

(2) 指定面積 : 37.30k m²

推定震度分布図（第4次地震被害想定）

1 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

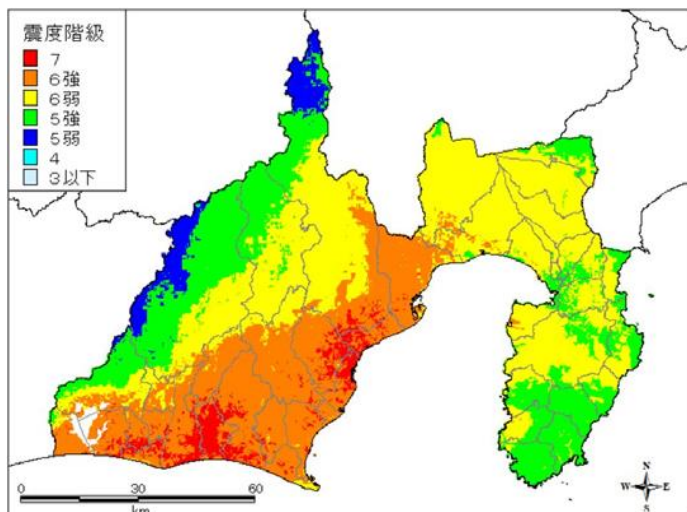
(1) レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）



震度区分	5 強	6 弱
面積率	1. 4 %	98. 6 %

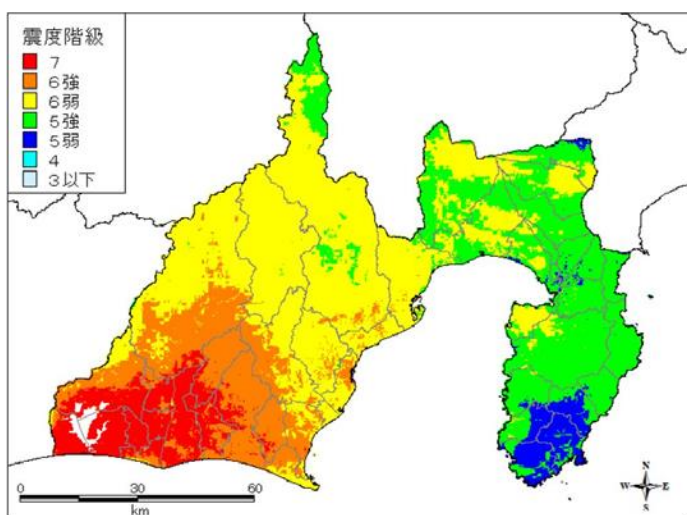
(2) レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）

① 震度分布：基本ケース



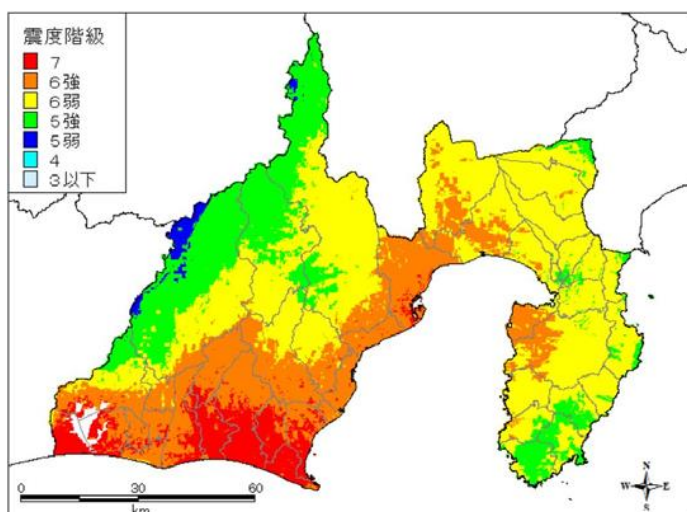
震度区分	5 弱	5 強	6 弱
面積率		1.4%	98.6%

② 震度分布：陸側ケース



震度区分	5 弱	5 強	6 弱
面積率	0.1%	57.8%	42.1%

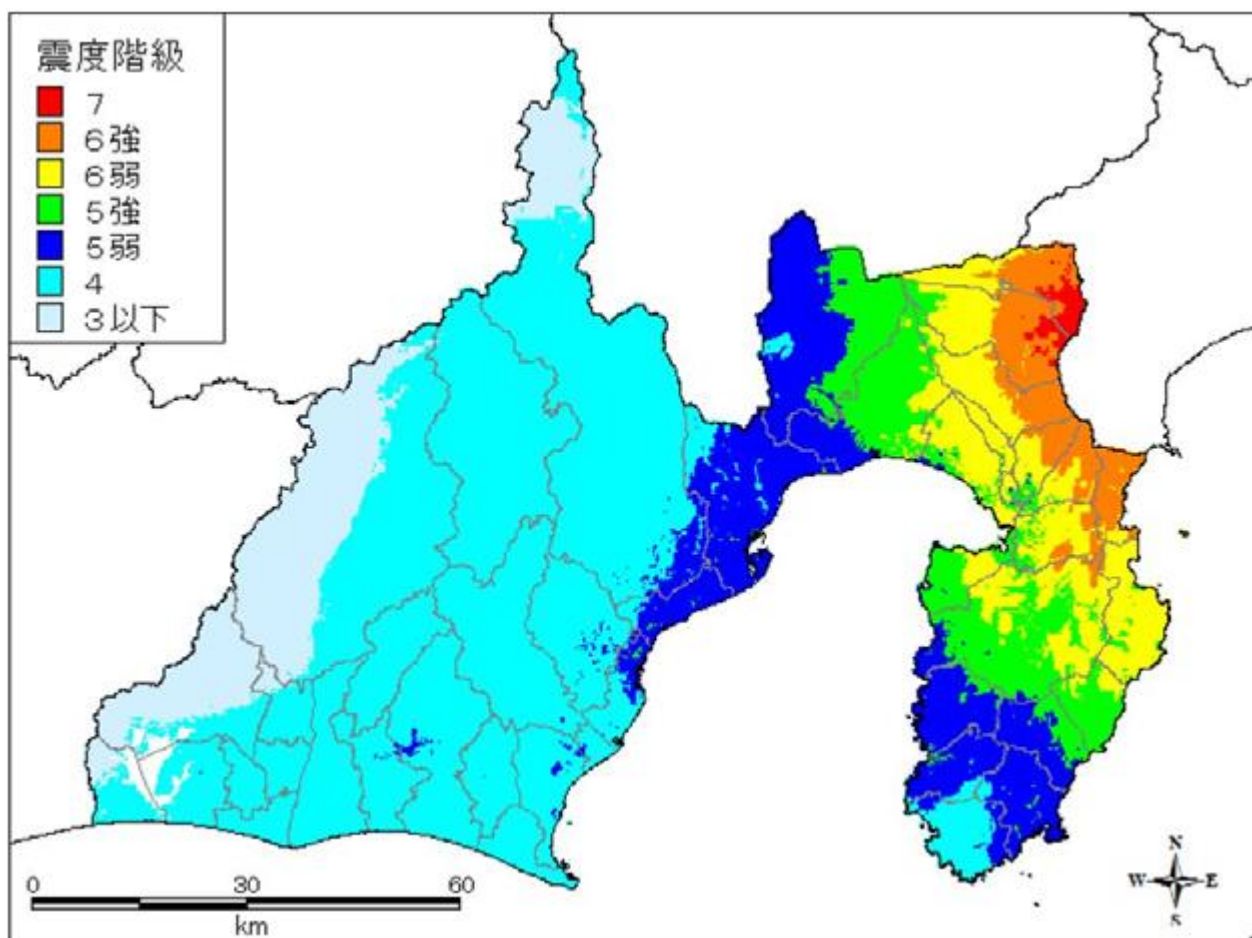
③ 震度分布：東側ケース



震度区分	5 強	6 弱	6 強
面積率	0.5%	97.7%	1.8%

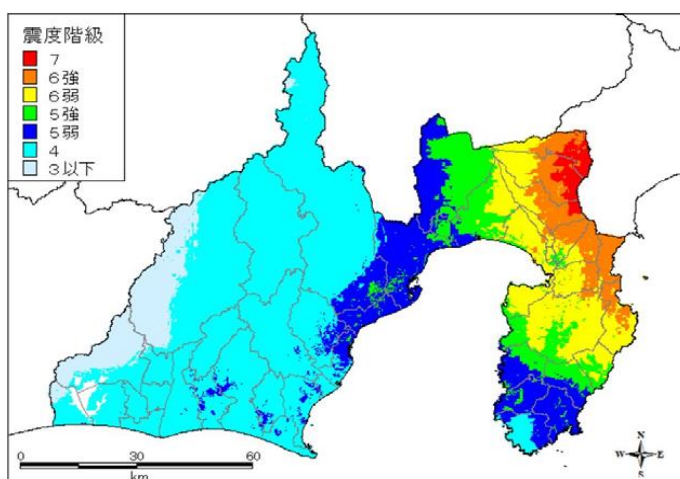
2 相模トラフ沿いで発生する地震

(1) レベル1の地震（大正型関東地震）



震度区分	5強	6弱	6強	7
面積率	7.3%	38.4%	46.1%	8.2%

(2) レベル2の地震（元禄型関東地震）



震度区分	5強	6弱	6強	7
面積率	0.6%	37.0%	35.6%	26.8%

ライフライン時系列シナリオ

		地震発生～	2,3 時間後～	2,3 日後～	1 週間後～	
		警戒宣言発令時	災害発生期	初動期	応急復旧期	復旧期
上水道	被害	・緊急貯水により 需要拡大	・水源、配水池等 の構造物に被害 ・管路に折損、破裂等が生じ一部給水不能	・市内各所で断水が発生 ・家庭内備蓄飲料水や応急給水により水を確保	・応急復旧により徐々に断水状況が改善 ・業者や資機材の不足が発生	・断水状況はある程度解消 ・仮設配管等による復旧は相当な期間を要する（95％復旧まで約4週間）
	対応	・緊急貯水の呼び掛け ・配水池の点検 ・応急復旧用資機材確保	・非常参集を実施 ・緊急遮断弁による流出を防ぐ ・施設被害情報の収集開始	・被害個所の把握 ・応急修理開始 ・救護活動に必要な水の確保 ・断水区域の給水確保	・20 人/人・日の給水確保に努める ・日本水道協会を通じて応援の要請	・100 人/人・日（～3週間）、被災前と同程度（～4週間）の給水確保に努める
下水道	被害		・処理場、ポンプ場が揺れによる被害、停電による機能停止 ・管きょうが損傷	・排水困難地域の発生	・応急復旧により排水困難箇所が改善	・応急復旧は約1ヶ月
	対応	・施設の緊急点検 ・応急復旧用資機材確保	・非常参集を実施 ・情報収集開始	・被害状況を把握 ・緊急点検、緊急調査、緊急措置を実施する	・情報収集の継続 ・一時調査を実施 ・応急復旧を実施	・情報収集の継続 ・一時調査を継続 ・応急復旧を継続
電力	被害	・地震災害警戒本部設置 ・要員及び資機材確保	・架空配電線、地中配電線、変電設備、配電柱等に被害	・発災直後に最大46 千約 89％が停電	・系統の切り替えにより電力供給可能な範囲が拡大	・供給再開まで相当な期間を要する。（95％復旧に約1週間）
	対応			・被害箇所の調査 ・重要箇所を中心とした応急復旧	・応急復旧工事継続	・応急復旧作業の継続
都市ガス	被害		・低圧導管の折損継手の離脱等の被害 ・一定地域が供給停止となる	・供給エリア全域で供給停止 ・ガス漏れ通報	・徐々に供給が再開 ・社会的重要度の高い需要家は優先的な復旧	・供給再開まで相当な期間を要する。（95％復旧に約4週間）
	対応	・安全広報 ・施設点検 ・原則として供給継続	・マイコンメーターによる自動供給停止 ・ブロック別停止	・巡回点検に着手し、被害状況の確認、応急復旧作業の開始	・全国からの応援隊が加わり、大規模な復旧作業の開始	・全国的な応援体制の下、復旧作業が継続
LPガス	被害		・ポンベの転倒 ・マイコンメーターによる自動遮断	・ガス漏れ通報	・徐々に機能が回復	・通常状態までに相当な期間を要する
	対応	・安全広報	・非常参集を実施 ・情報収集開始	・被害調査・点検開始 ・二次災害防止広報	・被害調査・点検・応急復旧作業の継続	・被害調査・点検・応急復旧作業の継続
電話等通信	被害	・輻輳状態発生	・電柱、ケーブルへの被害 ・携帯電話等でも輻輳状態発生	・通信機能支障は最大約 90％ ・災害時優先電話による通話可能	・1 週間程度はかかりにくい状態 ・特設公衆電話等サービスの復旧	・1 週間程度でサービスが応急復旧される
	対応	・通信規制 ・復旧資機材確保 ・広報	・非常参集を実施 ・災害用伝言ダイヤルの開始	・被害程度の把握 ・応急復旧に着手	・応急復旧作業の継続 ・応援部隊の到着	・応急復旧作業の継続 ・本復旧の実施

道路の被害発生と復旧シナリオ

区 分		高速道路 (東名高速道路、 新東名高速道路)	東西幹線国道 (国道246号)	その他道路 (左記以外の道路)
被害状況		大きな施設被害は発生せず、緊急通行車両の通行は可能	- 一部区間で橋梁損傷のため不通となる - 山間部では山・崖崩れのため軽微な被害が発生する	一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により不通となる
発災直後の輸送状況		東西幹線交通は一部区間で不通となるが、高速道路により確保される		
復旧状況	1～3日	一般車両の誘導、放置車両の排除当社線の確保に一日程度要す	一部区間で不通又は交通規制	一部区間で不通又は交通規制
	3～7日	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で不通又は交通規制が継続	一部区間で不通又は交通規制
	1週間～1ヶ月	交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能	一部区間で不通又は交通規制が継続	一部区間で不通又は交通規制
	1ヶ月以上	一般車両の通行可能	一般車両の通行可能	一般車両の通行可能

3 気象情報等

気象概要 平年値（年・月ごとの値）

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間
単位	mm	℃	℃	℃	m/s	h
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	104.6	2.7	7.8	-1.9	2.3	173.7
2月	128.9	3.5	8.6	-1.2	2.5	155.4
3月	253.3	6.6	11.7	1.9	2.8	151.6
4月	248.4	11.5	16.5	6.8	3.0	163.2
5月	255.7	15.9	20.8	11.7	2.9	155.4
6月	297.4	19.2	23.5	16.0	2.7	103.6
7月	361.4	22.9	27.1	20.1	3.1	118.6
8月	247.5	24.1	28.7	21.0	2.8	157.7
9月	372.5	20.9	25.5	17.5	2.6	115.7
10月	315.2	15.6	20.3	11.6	2.3	129.7
11月	185.5	10.3	15.4	5.7	2.2	147.1
12月	104.3	5.2	10.4	0.5	2.2	165.7
年	2874.6	13.2	18.0	9.1	2.6	1733.9

気象概要 観測史上1～5位の値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	529.0 2019/10/12	524 2007/9/6	418.0 2023/6/2	341 2001/9/10	329.5 2021/8/14	1976/1 2025/12
日最大10分間降水量 (mm)	23.5 2015/5/21	22.5 2022/7/26	20.5 2024/10/4	20.5 2013/7/23	20.0 2024/11/2	2008/3 2025/12
日最大1時間降水量 (mm)	81 1999/11/1	79 2022/7/26	77 1979/10/19	75 2000/11/2	74.0 2025/9/11	1976/1 2025/12
月降水量の多い方から (mm)	1454.0 2020/7	882.0 2019/10	882 2004/10	852.0 2021/8	773 1976/6	1976/1 2025/12
年降水量の多い方から (mm)	4540 1998	3635.0 2010	3524.5 2020	3466.5 2021	3443 1976	1976年 2024年
日最高気温の高い方から (℃)	35.3 2016/8/9	35.2 2024/7/29	35.0 2020/8/16	34.9 2024/7/30	34.9 2023/7/26	1976/11 2025/12
日最低気温低い方から (℃)	-12.2 1984/2/7	-11.3 1984/2/8	-10.1 1984/2/4	-9.6 1977/2/18	-9.5 1981/2/27	1976/11 2025/12
日最大風速・風向 (m/s)	南南西 21 1979/10/19	南南西 19.4 2018/10/1	南南西 19.4 2011/9/21	南南西 19 2004/12/5	南南西 19 1991/9/28	1976/11 2025/12
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	南南西 37.1 2012/4/3	南南西 36.7 2018/10/1	南南西 36.7 2011/9/21	南南西 33.9 2012/6/19	南西 32.5 2023/11/7	2008/3 2025/12
月間日照時間の多い方から (h)	205.9 2023/8	201.3 2023/7	199.9 2021/12	197.0 2021/4	194.7 202/11	2021/3 2025/12
月間日照時間の少ない方から (h)	99.5 2024/10	100.4 2023/6	114.1 2022/10	117.9 2024/2	119.4 2022/6	2021/3 2025/12

気象庁ホームページから

毎年の年降水量等

年 度	年降水量	最大日降水量		最大時間降水量		平均 気温	最高気温		最低気温		年間日照 時間
単 位	mm	mm	月/日	mm	月/日/時	℃	℃	月/日/時	℃	月/日/時	時間
平成 21 年	2635.0	112.5	11 月 11 日	31.5	7 月 28 日 01 時 58 分	13.3	32.8	8 月 11 日 13 時 05 分	-5.8	1 月 16 日 06 時 55 分	1679.7
平成 22 年	3635.0	218.0	9 月 08 日	51.5	9 月 08 日 09 時 11 分	13.4	33.7	7 月 22 日 11 時 41 分	-7.7	3 月 30 日 02 時 00 分	1757.1
平成 23 年	3422.5	253.5	11 月 19 日	54.5	9 月 21 日 16 時 54 分	12.8	32.7	6 月 29 日 12 時 32 分	-8.5	1 月 31 日 06 時 41 分	1848.1
平成 24 年	2963.5	189.0	2 月 07 日	57.0	6 月 19 日 22 時 02 分	12.7	32.9	8 月 17 日 13 時 14 分	-8.7	2 月 03 日 06 時 25 分	1794.1
平成 25 年	2239.5	116.5	9 月 15 日	43.0	7 月 23 日 16 時 20 分	13.3	34.7	8 月 11 日 13 時 55 分	-6.3	1 月 19 日 05 時 42 分	1925.4
平成 26 年	2470.0	168.5	10 月 5 日	30.0	3 月 13 日 19 時 13 分	12.8	33.0	7 月 25 日 13 時 17 分	-6.1	1 月 16 日 06 時 14 分	1760.8
平成 27 年	3057.5	195.5	7 月 16 日	59.0	9 月 2 日 00 時 56 分	13.5	34.2	8 月 11 日 14 時 15 分	-7.6	1 月 02 日 07 時 26 分	1758.0
平成 28 年	2931.0	126.0	2 月 14 日	39.0	7 月 15 日 10 時 47 分	13.7	35.3	8 月 9 日 14 時 29 分	-6.9	1 月 26 日 05 時 07 分	1648.5
平成 29 年	2252.5	162.0	6 月 21 日	42.5	6 月 21 日 14 時 23 分	13.0	33.8	8 月 9 日 12 時 55 分	-7.4	1 月 15 日 05 時 51 分	1918.9
平成 30 年	3433.0	207.0	7 月 6 日	47.5	8 月 12 日 13 時 10 分	13.8	33.8	8 月 6 日 13 時 30 分	-8.4	1 月 26 日 05 時 40 分	1825.6
令和元年	3257.5	529.0	10 月 12 日	47.5	10 月 12 日 19 時 30 分	13.8	33.0	8 月 5 日 14 時 00 分	-4.4	1 月 4 日 07 時 30 分	1738.1
令和 2 年	3524.5	206.5	7 月 26 日	36.0	4 月 18 日 11 時 59 分	13.9	35.0	8 月 16 日 12 時 12 分	-4.7	12 月 21 日 07 時 01 分	1735.8
令和 3 年	3466.5	329.5	8 月 14 日	62.0	7 月 03 日 07 時 06 分	13.7	32.6	8 月 05 日 14 時 25 分	-7.2	1 月 10 日 07 時 11 分	1606.7
令和 4 年	2542.0	125.8	8 月 18 日	79.0	7 月 26 日 10 時 18 分	13.5	34.3	6 月 30 日 11 時 17 分	-6.7	1 月 01 日 04 時 20 分	1831.4
令和 5 年	2832.5	418.0	6 月 2 日	58.0	9 月 21 日 15 時 25 分	14.4	34.9	7 月 26 日 11 時 47 分	-8.5	1 月 26 日 06 時 54 分	2067.2
令和 6 年	3291.0	207.0	6 月 28 日	58.5	11 月 2 日 18 時 10 分	14.8	35.2	7 月 29 日 11 時 32 分	-5.5	1 月 26 日 04 時 58 分	1874.5
令和 7 年	2244.0	183.0	8 月 11 日	74.0	9 月 11 日 02 時 43 分	14.2	36.7	8 月 2 日 13 時 00 分	-6.6	2 月 23 日 05 時 59 分	1958.6

気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

発表官署 静岡地方気象台

御殿場市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1 時間雨量 80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 139
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 80mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=27, 鮎沢川流域=26, 砂沢川流域=11, 久保川流域=9, 西川流域=15
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 20cm
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=22, 鮎沢川流域=21, 砂沢川流域=9, 久保川流域=5, 西川流域=12
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ	1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合	
	低温		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm

「特別警報」の発表基準

資料編

発表官署 気象庁ホームページより

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標（発表条件）		50年に一度の値	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	浸水害	①48 時間降水量及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が共に 50 格子以上まとまって出現	688 mm /48h 212 mm /3h 353/土壌雨量指数	平成 27 年 9 月 9～11 日 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」 平成 29 年 6 月 30 日～7 月 10 日 梅雨前線及び台風第 3 号 （平成 29 年 7 月九州北部豪雨）を含む） 平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日 「平成 30 年 7 月豪雨」 令和元年 10 月 10 日～13 日 「令和元年東日本台風」 令和 2 年 7 月 3 日～31 日 「令和 2 年 7 月豪雨」
		右の①、②のいずれかを満たすと予想される地域の中で、かつ、さらに雨が降り続けると予想される地域の中で、③	②3 時間降水量及び土壌雨量指数において 50 年に一度の値以上となった格子が共に 10 格子以上まとまって出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm 以上となった格子のみをカウント対象とする。）		
			③浸水キキルク（危険度分布）又は洪水キキルク（危険度分布）で 5 段階のうち最大の危険度が出現している		
			過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1 時間に概ね 30 mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合 台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表 温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を特別警報として発表			昭和 9 年 9 月 21 日 室戸台風 昭和 20 年 9 月 17 日 枕崎台風 昭和 34 年 9 月 26 日 伊勢湾台風 昭和 36 年 9 月 16 日 第 2 室戸台風 平成 5 年 9 月 3 日 平成 5 年台風第 13 号
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合				
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合				
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			昭和 30 年 1 月豪雪 昭和 56 年豪雪

震度と揺れ等の状況(概要)

0 	【震度0】 人は揺れを感じない。	1 	【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	2 	【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。	3 	【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。
4 	【震度4】 ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。	6弱  耐震性が高い 耐震性が低い	【震度6弱】 ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。				
5弱 	【震度5弱】 ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	6強  耐震性が高い 耐震性が低い	【震度6強】 ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。				
5強 	【震度5強】 ● 物につかまらなさと歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。	7  耐震性が高い 耐震性が低い	【震度7】 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。				

地震が起きたら

あわてず、まず身の安全を!!

緊急地震速報を見聞きしたら

● 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難	● 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
● あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)	● 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
● 揺れがおさまってから、あわてず火の始末	● 海岸でぐらっときたら高台へ
● あわてた行動、けがのもと	

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4 電話: (03) 3212-8341 (代表)
ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年3月31日

気象庁が発表する「東海地震に関する情報」

情報名	主な防災対応等
東海地震 予知情報 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報 (カラーレベル 赤)	「警戒宣言」 に伴って発表  ●警戒宣言が発せられると ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい
東海地震 注意情報 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報 (カラーレベル 黄)	東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表 ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい
東海地震 に関する 調査情報 東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報 (カラーレベル 青)	臨時 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表 ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます 住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください 定例 毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表 ●防災対応は特にありません 日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

(気象庁発表資料)

(別紙 1)

「南海トラフ地震に関する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をいただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いでの異常な現象※¹が観測され、その現象が 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフに地震関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。

○本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査する対象となる現象。具体的には、次のとおり。

気象庁が調査を開始する対象となる現象
○想定震源域内※²内でマグニチュード7.0以上の地震が発生 ○想定震源域内※²内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計※³で当該地震に体操するステップ状の変化※⁴以外の特異な変化を観測 ○1か所以上のひずみ計※³で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計※³で南海トラフ沿いの大規模地震と関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域※²内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性がある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）

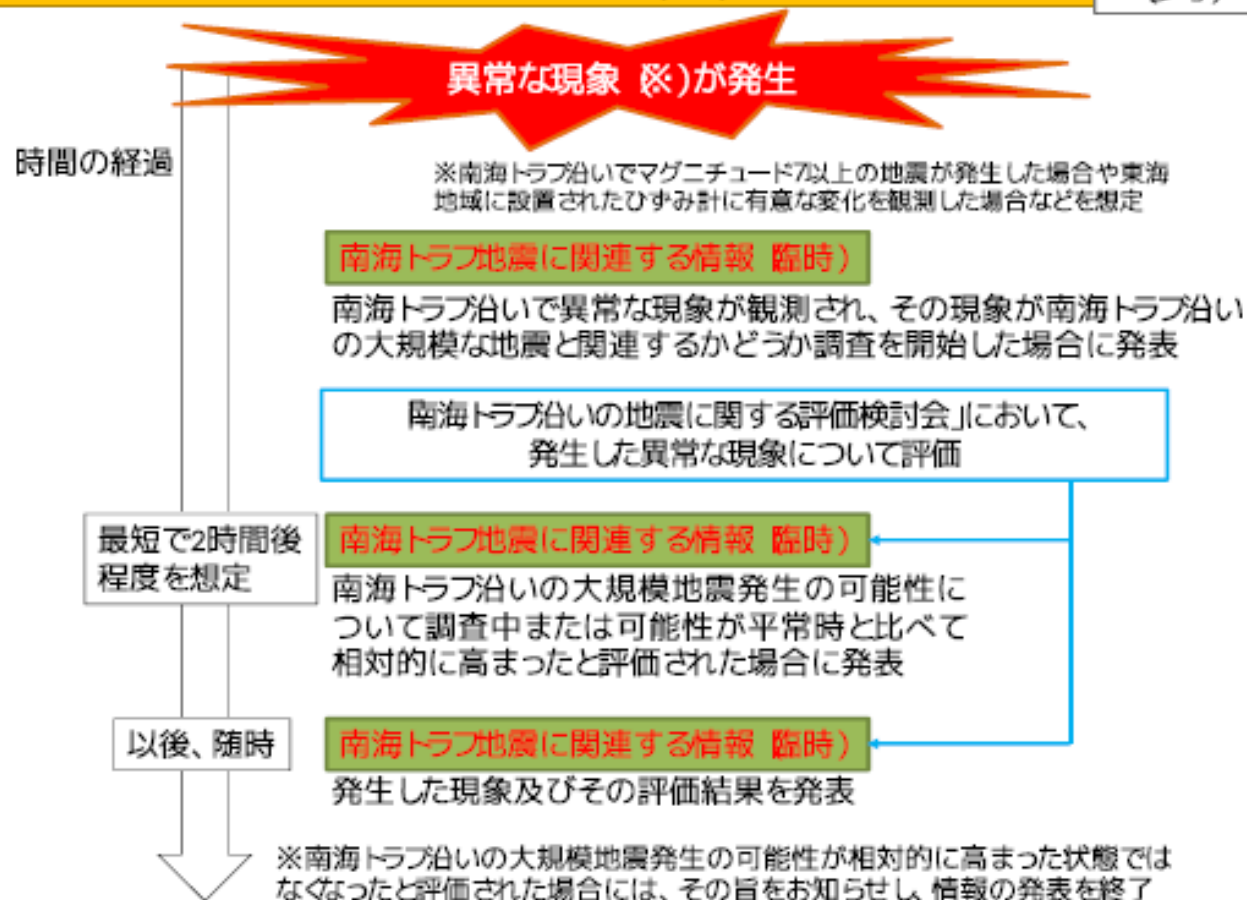
※3：ひずみ計；当面、東海地域の設置されたひずみ計を使用

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

上記は、今後検討により見直されることがある。

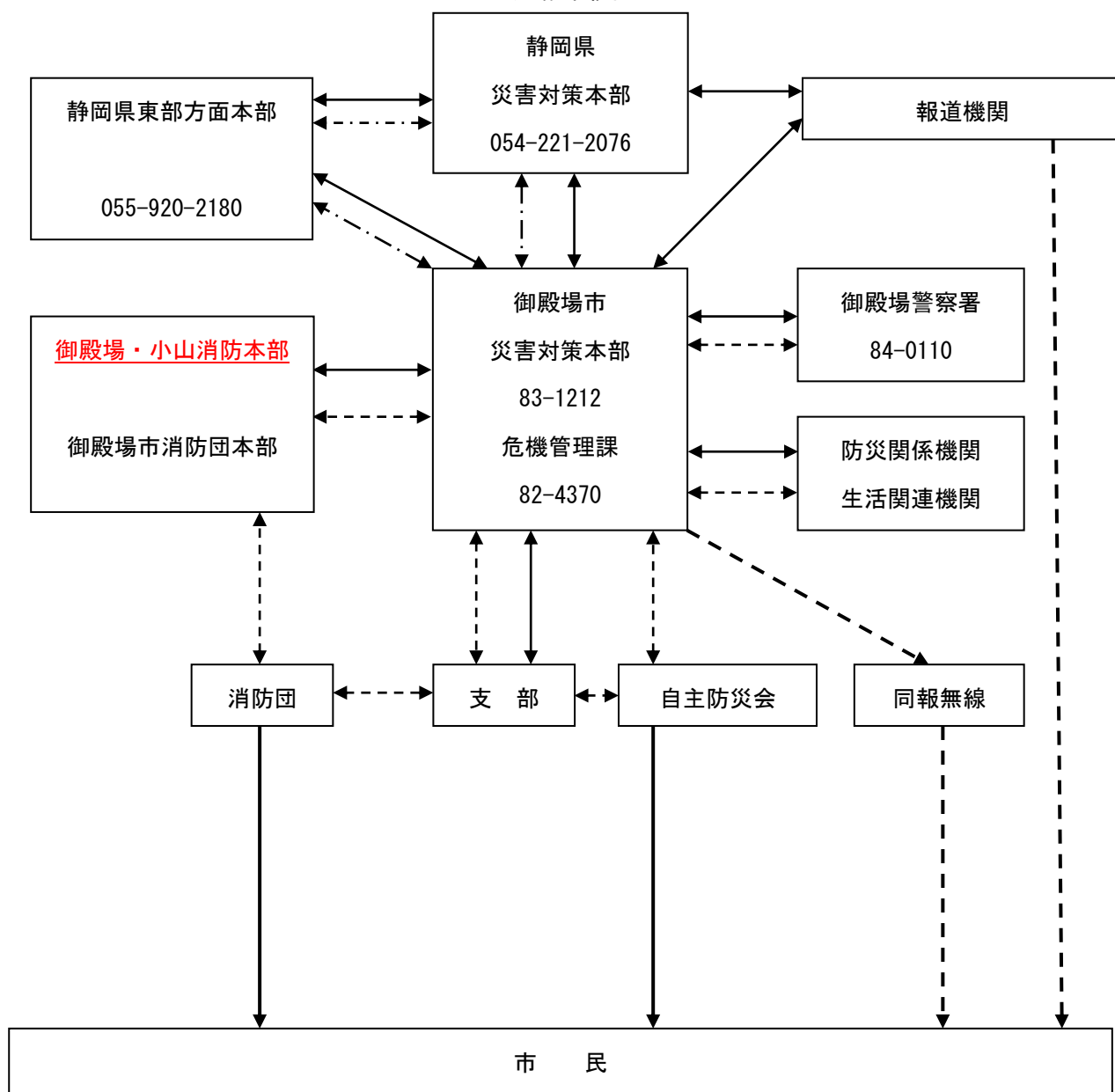
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に関する基本的な流れ

参考)

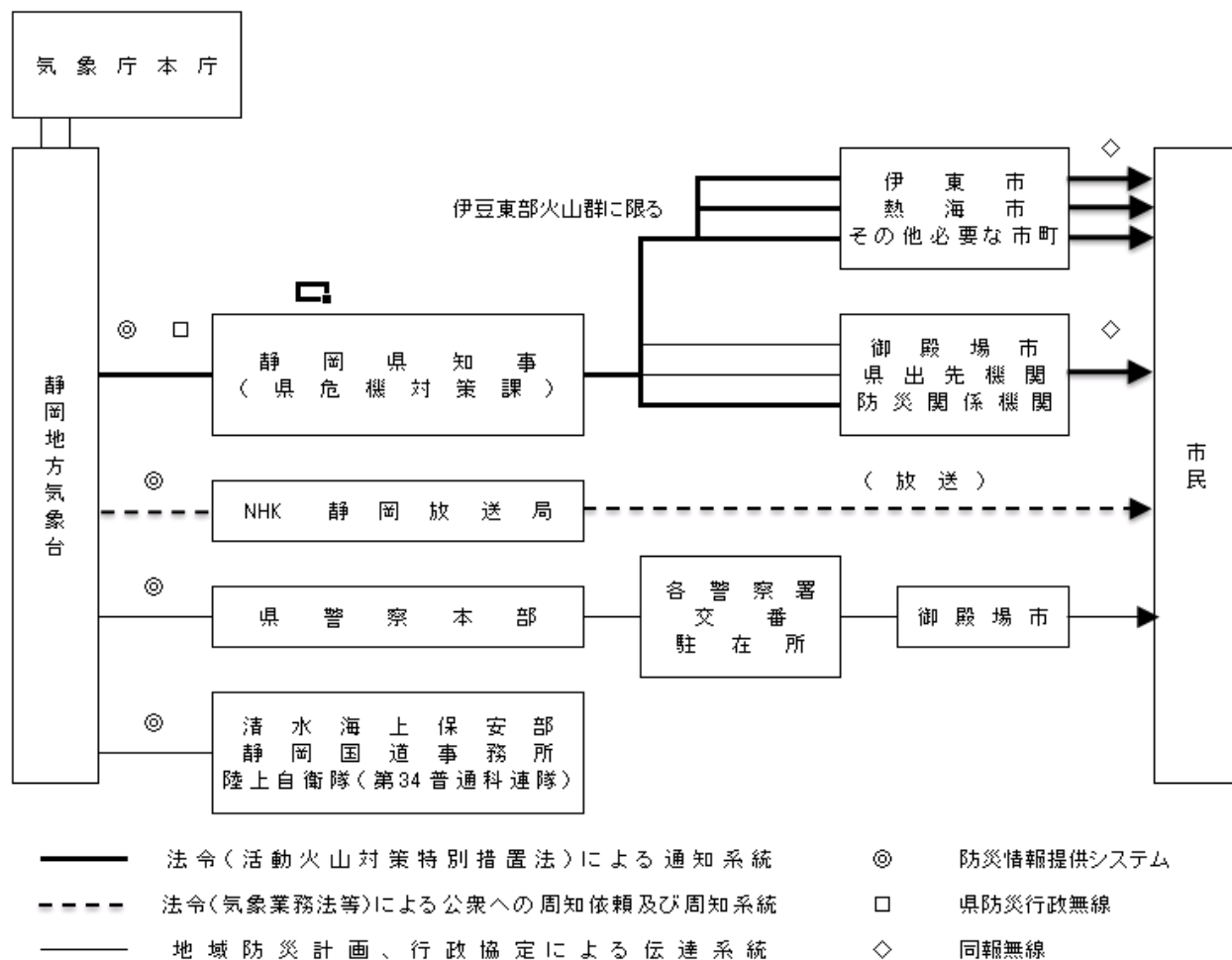


4 情報の収集・伝達及び広報活動

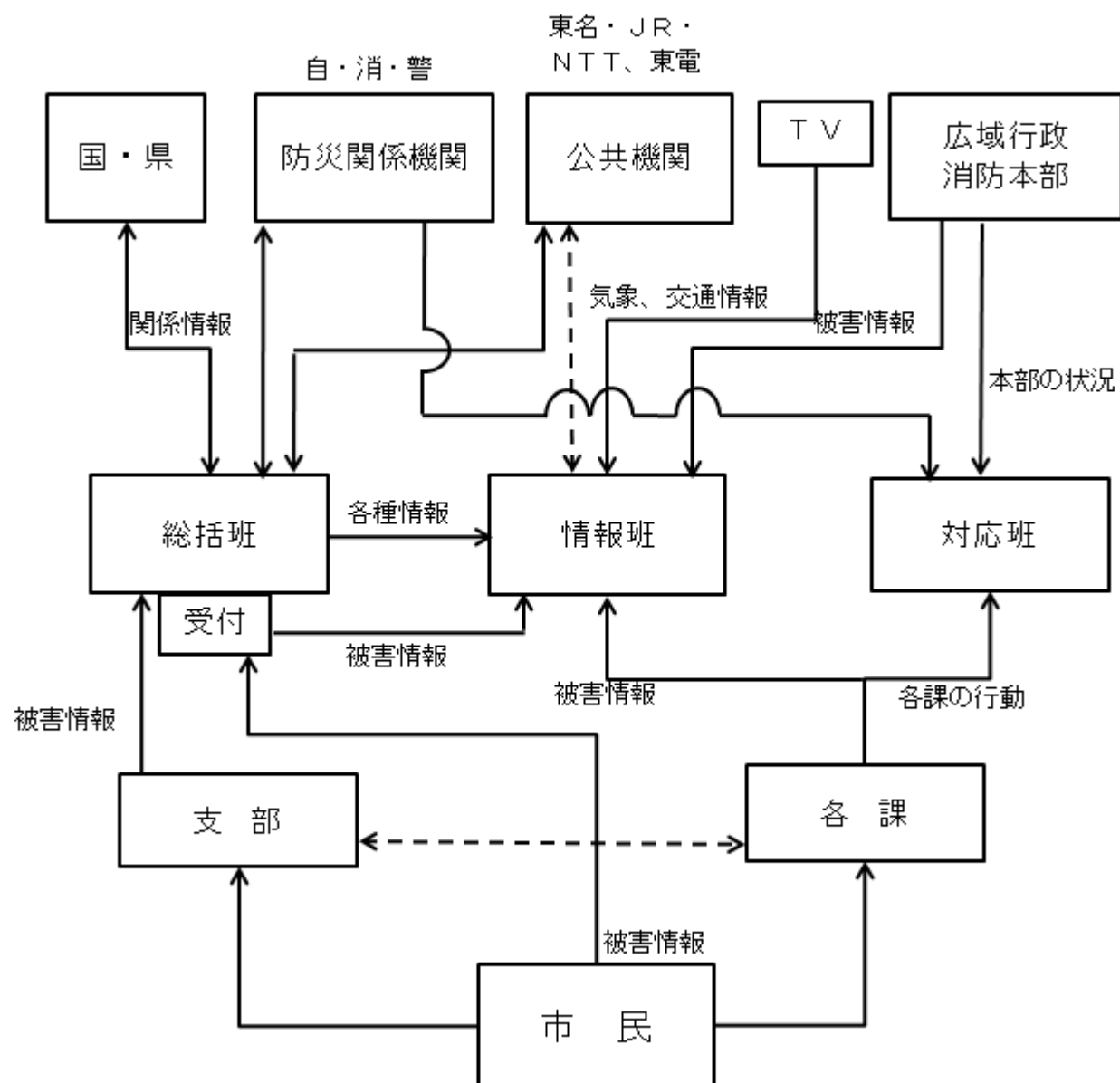
連絡系統図



噴火警報・予報等の伝達系統図



災害時の情報の流れ



防災行政無線 ID 一覧表

無線 NO.	呼出名称	設置場所（車種）	ナンバープレート	担当課
	ぎょうせいごてんば	本庁舎5階	基地局	
	ぎょうせいごてんば	本庁舎2階	遠隔制御器	管理維持課
	ぎょうせいごてんば	水道庁舎1階	遠隔制御器	環境部
	ぎょうせいごてんば	消防本部通信指令課	遠隔制御器	通信指令課
2	ごてんば2			
3	ごてんば3	ADバン	富士山403さ112	管理維持課
5	ごてんば5	エクストレイル2号機	富士山303す6471	道路河川課
11	ごてんば9	小松グレーダー（小）	沼津00る733	管理維持課
7	ごてんば10	マツダ スクラム	富士山581き4600	道路河川課
	ごてんば11	トヨタランドクルーザープラド	富士山803さ937	危機管理課
1	ごてんば14	エクストレイル3号機	富士山303せ4774	管理維持課
	ごてんば15			
6	ごてんば16	三菱軽	富士山581え7417	道路河川課
9	ごてんば17	三菱 2T ダンプ	沼津100さ40-84	管理維持課
12	ごてんば18	小松グレーダー（大）	沼津00る313	管理維持課
	ごてんば23	ランドクルーザー	沼津800す15-20	管理維持課
14	ごてんば24	三菱530バケット（大）	沼津99る530（川柳土場）	管理維持課
4	ごてんば27	エクストレイル1号機	沼津300ま3145	道路河川課
10	ごてんば28	ダイヤロードダンプ	富士山440さ1239	管理維持課
8	ごてんば29	イズス 3T ダンプ	富士山803さ666	道路河川課
	ごてんば32	三菱キャンター（給水車）	沼津800さ666	上水道課
13	ごてんば31	三菱ショベル（小）	沼津00る797（永原土場）	管理維持課
	ごてんば71	トヨタダイナ	沼津100さ8117	上水道課
	ごてんば73	トヨタランドクルーザープラド	沼津800す1322	上水道課
	ごてんば74	ホンダアクティトラック4WD	沼津480い6164	上水道課
	ごてんば75	ホンダアクティトラック4WD	沼津41あ2253	上水道課
	ごてんば76	ホンダアクティトラック4WD	沼津480い4795	上水道課
	ごてんば77	ホンダバモス	沼津50は151	上水道課
	ごてんば78	スズキジムニーステーションワゴン	沼津580い1361	上水道課
	ごてんば91	水道庁舎1階	（携帯局）	上水道課
	ごてんば92	水道庁舎1階	（携帯局）	上水道課
	ごてんば93	水道庁舎1階	（携帯局）	上水道課
	ごてんばぼうたい1	東館2階	（移動局）	危機管理課
	ごてんばぼうたい57	東館2階	（移動局）	危機管理課

（参考）ごてんばぼうたい1・57を除き、その他は令和3年5月31日で免許更新を終了

同報無線屋外子局設置場所一覧表

NO	設置場所	住 所	サイレン	アンサーバック
1	吾妻墓地西	御殿場 192-1		
2	御殿場南小学校	川島田 580		
3	御殿場南高等学校	新橋 1450		
4	御殿場駅東口	新橋官無番地		
5	鮎沢区公民館	新橋 352-1		
6	青少年広場	東山 1082		○
7	馬車道公園	二枚橋 38-1		
8	竈幼稚園	竈 154-1		○
9	富士岡小学校	中山 161		
10	富士岡公園	大坂 10-2-2		
11	旧神山公民館	神山 775-1	○	○
12	消防団第2分団第4部詰所	駒門 190-7		○
13	原里支所	川島田 1308-1	○	○
14	原里中学校	川島田 1363-1		
15	森之腰幼稚園	川島田 451-3		
16	板妻区公民館	板妻 131-1		○
17	茱萸沢北交差点	茱萸沢 5		
18	茱萸沢下区公民館跡	茱萸沢 1340-8		
19	玉穂支所跡	茱萸沢 687	○	○
20	中畑西地区コミュニティ供用施設	中畑 1777		○
21	印野支所	印野 1710	○	○
22	高根支所	塚原 74-16	○	○
23	(旧) 高根第2保育園	上小林 43-1		○
24	高内区共有地	神山 322		○
25	市役所庁舎屋上	萩原 483	○	
26	消防署富士岡分署	中山 473-1	○	○
			7	13

戸別受信機設置数

26,770台【令和7年12月末時点】

災害時優先電話に指定されている電話

項 目	内 容
電 話 番 号	82-8060、82-8061、82-8062 3電話番号・6局線
設 置 場 所	本庁舎1階 情報公開コーナー（内線3171、3172） 本庁舎地階 守衛室（内線1916）
使 い 方	多機能電話機の「外線」ボタンを押して発信すると優先電話として発信される。

特設公衆電話設置場所一覧表

No	施設名称	所在地	電話番号
1	御殿場高等学校	御殿場 192-1	83-6149
2	御殿場小学校	萩原 361-1	89-7940
3	御殿場愛郷報徳会館	仁杉 255-2	88-0490
4	南中学校	萩原 1327	83-6599
5	御殿場南小学校	川島田 580	83-6799
6	御殿場南高等学校	新橋 1450	83-9449
7	鮎沢公民館	新橋 352-1	84-7941
8	YMCA 東山荘	東山 1052	84-7942
9	東小学校	西田中 310	84-7943
10	東田中富士見公園	東田中 1 丁目 19-23	84-7944
11	二の岡公園	二の岡 1 丁目 3-1	84-7945
12	中央公園	萩原 754-5	84-7946
13	竈幼稚園	竈 154-1	84-7947
14	富士岡小学校	中山 161	87-3391
15	富士岡中学校	中山 825-1	87-3393
16	神山小学校	神山 478-2	87-6942
17	駒門地区児童厚生体育施設	駒門 471	87-6943
18	原里小学校	川島田 1902	88-0491
19	原里中学校	川島田 1363-1	88-8694
20	森之腰幼稚園	川島田 451-3	82-2593
21	教育支援センター	板妻 101-6	88-0492
22	朝日小学校	川島田 84-1	84-7949
23	玉穂小学校	中畑 441	88-0493
24	中畑西部地区コミュニティ供用施設	中畑 1777	88-0494
25	印野小学校	印野 1710	88-0495
26	高根小学校	塚原 38-5	85-7950
27	(旧) 高根第 2 保育園	上小林 431-1	88-0496

災害時特設公衆電話設置施設一覧表（福祉避難所）

	法人名	施設名	住所
1	社会福祉法人 十字の園	御殿場十字の園	御殿場市深沢 1465-1
2	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 富岳の園	御殿場市神山 1925-1148
3	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 富岳の郷	御殿場市神山 1940-7
4	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 オレンジシャトー富岳	御殿場市神山 1925-1193
5	社会福祉法人 武蔵野会	さくら学園	御殿場市川島田 1976
6	社会福祉法人 野菊療	障害者支援施設 野菊療	御殿場市中畑 1798
7	社会福祉法人 博友会	特別養護老人ホーム 白雪	御殿場市川島田 270
8	社会福祉法人 博友会	特別養護老人ホーム すずらん	御殿場市上小林 1527-19
9	社会福祉法人 ふじの郷	さつき学園(絆)	御殿場市神山 1925-322

報道機関名簿

地方紙記者名簿

社 名	所 在 地	電話番号	FAX
岳麓新聞社	御殿場市新橋669-25	(82)0080	(82)0088
~~日刊静岡~~	~~御殿場市川島田1440~~	~~(89)8930~~	~~(89)8932~~

~~沼津記者会 FAX 055(934)1109~~

社 名	所 在 地	電話番号	FAX
NHK沼津支局	沼津市吉田町 1-1 1-スト永代橋ビル 2F	055(931)7475	055(931)7142
静岡朝日テレビ	// 大手町 1-1-6 イーランドビル 3F	055(951)3100	055(951)3903
静岡第一テレビ	// 大手町 2-31-2 オーツビル 5F	055(963)4777	055(962)7310
SBS静岡放送	// 魚町 1 ヲ70外 4F	055(962)0383	055(962)6515
テレビ静岡	// 大手町 2-4-1 第一生命ビル 5 階	055(962)7374	055(954)0710
静岡新聞社	御殿場市二枚橋 55-25	(82)0157	(83)9437
産経新聞	静岡市葵区伝馬町 9-1 河村ビル 7F	054(255)5026	054(255)0038
朝日新聞	~~沼津市未広町 33 富士市緑町 1-28~~	~~055(951)1231~~ ~~0545(51)1556~~	~~055(951)1410~~ ~~0545(30)8758~~
読売新聞	~~静岡市葵区追手町 9-22 読売ビル内~~ ~~沼津市大手町 3-2-15 沼津駅前 YK ビル 5 階~~	~~054(252)0171~~ ~~055(951)8880~~	~~054(252)0310~~ ~~055(951)8881~~
毎日新聞	沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 9 階	055(962)0204	055(964)0225
時事通信	// 魚町 1 サンフロント 7F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞・東京新聞	~~富士市蓼原 66-1 ソラーナ B 棟~~ ~~沼津市大手町 2-9-5 堺沢ビル 5 階 B 号室~~	~~054(562)0020~~ ~~055(962)1123~~	~~054(562)0202~~ ~~055(962)5964~~

その他

社 名	所 在 地	電話番号	FAX
TOKAI ケーブルネットワーク	御殿場市川島田 435-1	(82)6751	(82)6836
(株)エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1	(84)0863	(84)5858
建通新聞	沼津市平町 18-20 川口第二ビル	055(962)5167	055(951)6965

御殿場市建設業協会、御殿場市建設事業協同組合 会員名簿

協同組合事務局

電 話 83-9561

FAX 83-4678

令和6年4月1日現在

会社名	住 所	電話番号	FAX	備 考
1 ㈱大岩	上小林 1053	89-1262	89-8119	
2 オサコー建設	保土沢 1157-599	89-3232	89-2624	
3 ㈲小野土木工業	新橋 1972-6	82-3316	82-3861	
4 岳南建設㈱	新橋 385	82-1177	84-0143	
5 ㈱カツマタ建設	中畑 652-55	78-6100	78-6101	
6 ㈱勝間田工業	印野 839-2	89-6883	89-2187	
7 勝亦製材駿河鉄骨㈱	中山 518	87-0048	87-1237	
8 ㈲寿組	新橋 669-38	70-1500	70-1522	
9 三晃建設㈱	川島田 70-1	82-3132	82-3133	
10 ㈱スズキ総業	新橋 1607-3	83-2415	84-1552	
11 芹澤建設㈱	萩原 688	82-0096	83-1027	
12 嶽下産業㈱	萩原 54-8	83-1992	83-0359	
13 玉穂木材工業㈱	茱萸沢 1359	82-2131	82-5432	
14 ㈲永友建設	西田中 533-14	83-7986	83-7915	
15 ㈱林組	新橋 687-1	82-1750	82-3668	
16 ㈱ファースト	萩原 1180-2	83-8453	82-6771	
17 ㈱丸勝工務店	仁杉 768	89-0088	89-0080	
18 睦産業㈱	川島田 535-6	82-0054	83-7615	
19 ㈱ヤゴセコー	萩原 1278-18	83-8170	83-8150	
20 藪田建設㈱	新橋 248-1	83-4005	83-4004	
21 山幸建設㈱	竈 220	82-1942	83-1760	
22 ㈲山下組	塚原 1278-9	82-2956	82-2047	
23 大和建設㈱	駒門 318-4	87-3060	87-3359	
24 ㈱ヒラモト開発	板妻 170	89-2063	89-9676	
25 臼幸産業㈱御殿場支店	萩原 496-1	82-0677	84-1823	特 別 会 員
26 小林道路㈱御殿場営業所	保土沢 1157-480	89-5479	89-6033	
27 富士峰建設㈱御殿場営業所	北久原 541-1	82-2398	82-4919	

御殿場市建設業協会災害対策組織表

令和6年4月1日現在

協会対策本部					
御殿場市建設業協会		83-9561	副本部長 長田 崇	89-3232	
本 部 長 勝又恵一郎		82-1177	副本部長 藪田 徳和	83-4005	
事 務 局 杉本 哲哉		83-9561			
第1班（御殿場地区）		第2班（富士岡地区）		第3班（原里地区）	
○岳南建設㈱	82-1177	○勝亦製材駿河鉄骨㈱	87-0048	○オサコー建設㈱	89-3232
芹澤建設㈱	82-0096	三晃建設㈱	82-3132	睦産業㈱	82-0054
藪田建設㈱	83-4005	山幸建設㈱	82-1942	㈱ファースト	83-8453
嶽下産業㈱	82-1992	大和建設㈱	87-3060	小林道路㈱	89-5479
㈲小野土木工業	82-3316	富士峰建設㈱	82-2398		
㈱スズキ総業	83-2415				
㈱ヤゴセコー	83-8170				
臼幸産業㈱	82-0677				
第4班（玉穂地区）		第5班（印野地区）		第6班（高根地区）	
○玉穂木材工業㈱	82-2131	○㈱勝間田工業	89-6883	○㈱林組	82-1750
㈱寿組	70-1500	㈱カツマタ建設	78-6100	㈱大岩	88-8350
㈱丸勝工務店	89-0088	㈱ヒラモト開発	89-2063	㈲山下組	82-2956
				㈲永友建設	83-7986

○は、班長

令和7年4月1日現在

令和7年度 御殿場市水道工事業協同組合員名簿

〒412-0042 御殿場市萩原 165-2

電 話 0550-83-2179

FAX 0550-83-2173

役職名	代表者名	事業所名	住 所	電話番号	備 考
代表理事	杉山 啓二	(有)杉山工事店	大坂 233-1	87-1244	
副理事長	湯山 一彦	(有)湯山水道	東田中 2-8-21	83-0728	
会計理事	三輪 卓	(有)三輪水道	仁杉 863-1	89-9280	
理事	佐藤 考良	御殿場設備工業	二枚橋 277-1	83-1354	
理事	渡辺 幸男	(株)渡辺工事部	二枚橋 298-2	82-1986	
理事	深瀬 涉司	(有)深瀬鉄工所	萩原 1474-3	82-0840	
監事	長田 勘一	(有)長田設備	板妻 2-9	89-2491	
監事	勝又 恵子	(有)勝又鉄工所	神山 1776-1	87-0027	
書記	外山 恵市	(株)アイ設備	萩原 552-1	84-8686	
書記	佐藤 陽一	(有)佐藤設備工業	東田中 2-7-1	82-3243	
	岩橋 廣	(有)岩橋設備	茱萸沢 1328	82-0568	
	藤元 恵亮	(株)フジモト	二の岡 1-1-7	83-7808	
	長田 秀光	長田水道工事店	板妻 239-14	89-1493	
	高橋 経男	(株)高橋水道	萩原 992-75	80-5155	
	中島 征喜	中島水道店	東田中 3-5-11	83-2464	
	長田 敏男	朋友設備(有)	川柳 38-1	88-0145	
	鈴木 紅志	(株)北斗建設	北久原 565-11	82-6866	
	小松 隆男	(有)小松設備	神山 506-5	87-1383	
	渡辺 三千明	渡辺水道	二枚橋 13-2	83-1365	
	勝間田 庄二	(有)トウショウ設備	川島田 554-10	84-0263	
	仲嶋 亮	(有)仲嶋設備	新橋 883-21	83-0735	

水道工事業協同組合連絡系統図（班編成）

	1 班	2 班
①環境部上水道課 82-4627	○副理事長 (有)湯山水道 83-0728	○会計理事 (有)三輪水道 89-9280
②水道工事業協同組合 83-2179	(株)高橋水道 80-5155	(有)小松設備 87-1383
③代表理事 (有)杉山工事店 87-1244	(有)長田設備 89-2491	(株)北斗建設 82-6866
	長田水道工事店 89-1493	(有)勝又鉄工所 87-0027
3 班	4 班	5 班
○理事 御殿場設備工業 83-1354	○理事 (株)渡辺工事部 83-0728	○理事 (有)深瀬鉄工所 82-0840
(有)岩橋設備 88-0145	渡辺水道 83-1365	(株)フジモト 83-7808
朋友設備(有) 88-0145	中島水道店 83-2464	(株)アイ設備 84-8686
(有)トウショウ設備 84-0263	(有)佐藤設備工業 82-3243	(有)仲嶋設備 83-0735

○は、班長

(一社) 静岡県LPガス協会御殿場地区会(御殿場ブロック) 令和6年4月1日現在

会員名	住 所	電話番号	FAX	備 考
日本ガス興業(株)御殿場営業所	萩原 1116-1	89-7738	89-8475	
(株)カジマヤ	茱萸沢 120-13	88-0111	89-2619	地 区 長
菊水商事(株)	川島田 334-5	82-0567	84-1265	ブロック長
JA 協同サービス(株)	茱萸沢 5	82-2804	82-5289	
(株)エネアーク関東	二枚橋 16-3	84-5454	84-1441	理 事
(有)杉忠商店	二枚橋 25	82-0044	83-0335	
田代商店	古沢 74-1	82-2220	切 替	
(株)ザ・トーカイ御殿場支店	新橋 249-1	82-0731	83-7988	事 務 局
藤田プロパン	川島田 1015-1	89-7079	切 替	
静岡ガスエネルギー株式会社 東部支部 御殿場サービスステーション	富士見原 3-7	87-8255	87-8256	

ガス施設の状況

会社名	住所	施設名	種別	基	能力	単位	備考
静岡ガス(株)	板妻 663-3	板妻ガバナ ステーション	都市ガス減 圧設備	1	10,000	m3/h	天然ガス

緊急連絡先：静岡ガス(株)幹線管理センター(電話番号 0545-51-9220)

都市ガス

会社名	住 所	電話番号	FAX	備考
御殿場ガス(株)	川島田 600	82-0876	82-0547	

御殿場口山内組合

施設名	電話番号	施設名	電話番号
大石茶屋(新五合目)	89-2941	砂走館(七合五勺)	89-0703
半蔵坊(新六合目)	090-2745-2590	赤岩八合館(七合九勺)	89-0703
日の出館(七合目)	89-2867	山内組合代表	090-3155-5061
わらじ館(七合四勺)	89-0911		

避難促進施設

施設名	所在地	施設名	所在地
大石茶屋	新五合目	赤岩八合館	七合九勺
半蔵坊	新六合目	富士急小屋ハーフマウンテン	御殿場市中畑字西沢 2110 番地の 10 (新五合目)
日の出館(休館中)	七合目	マウントフジトレイルステーション	御殿場市中畑字西沢 2110 番地の 10 (新五合目)
わらじ館	七合四勺		
砂走館	七合五勺		
印野こども園	印野 1457 番地の 2	高嶺の森のこども園	古沢 1181 番地
印野小学校	印野 1710 番地	高根小学校上小林分校	上小林 730 番地の 1
原里第2保育園	神場 646 番地の 47	御殿場特別支援学校	神山 1553 番地の 3

5 防災関連施設・設備等

区 分		所 管	設置施設 1	設置施設 2（予備）
災害対策本部		危機管理課	東館	市民会館（会議棟） 消防本部
支 部	御殿場	支 部	林業会館	
	富士岡	支 部	富士岡振興会館	
	原 里	支 部	原里愛郷会館	
	玉 穂	支 部	玉穂報徳会館	
	印 野	支 部	印野振興会館	
	高 根	支 部	高根団体会館	
医療救護本部		健康推進課 救急医療課	保健センター	
応急危険度判定 実施本部		建築住宅課	本庁	
支援物資の 受入・集積		商工振興課 観光交流課 農政課	市体育館	陸上競技場 市民交流センター
広 域 応 援 部 隊	自衛隊	演習場 渉外課	市民会館 陸上自衛隊各駐屯地	馬術スポーツセンター 浄化センター
	緊急消防 援助隊	消防本部	消防本部 馬術スポーツセンター	浄化センター
	県応援班 DMAT	健康推進課 救急医療課	救急医療センター （保健センター）	
	広域緊急援助隊、 警察	くらしの 安全課	市民会館	
ヘリポート		演習場渉外課	東グラウンドB	東グラウンドA 東山青少年広場
			御殿場地区広場 （パレットごてんば）	
			御殿場中学校グラウンド	
			南グラウンド（運動場）	
			富士岡公園	
			友愛パーク原里	
			玉穂地区東広場	
			陸上競技場	
			丸尾パーク	
			高根ふれあい広場	
			遊 RUN パーク玉穂	
			富士山エコパーク焼却センター 多目的広場	
			国立駿河療養所	
遺体の安置		市民課	市民会館（ホール棟）、 協定締 結した葬儀会社、斎場（霊安室）	
ボランティアセンター		市民協働課	市民交流センター	
避 難 地 避 難 所		支 部	避難地設置場所一覧表参照	浄化センター、樹空の森、けやき かん、市民会館、市体育館、御殿 場中学校、西中学校、高根中学校
救 護 所		健康推進課 救急医療課	救護所設置場所一覧表参照	

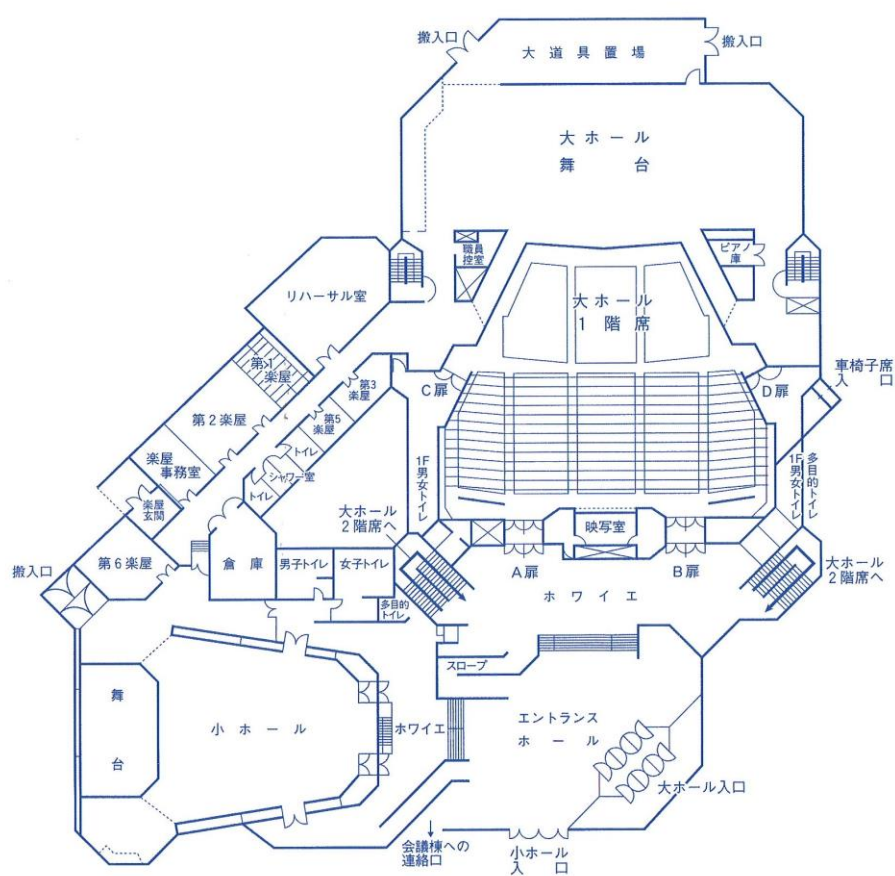
* 合同本部が設置される場合は、東館内に設置する。

* 広域応援部隊への受入施設は国立中央青少年交流の家、YMCA 東山荘、みくりや会館とする。

自衛隊集結地

施設名	所在地	無線 ID	備考
市民会館	萩原 183-1	218	○ ヘリポート設置可 ○ 予備集結地 ・馬術・スポーツセンター （時の栖グラウンド） ・陸上自衛隊駐屯地

施設見取り図

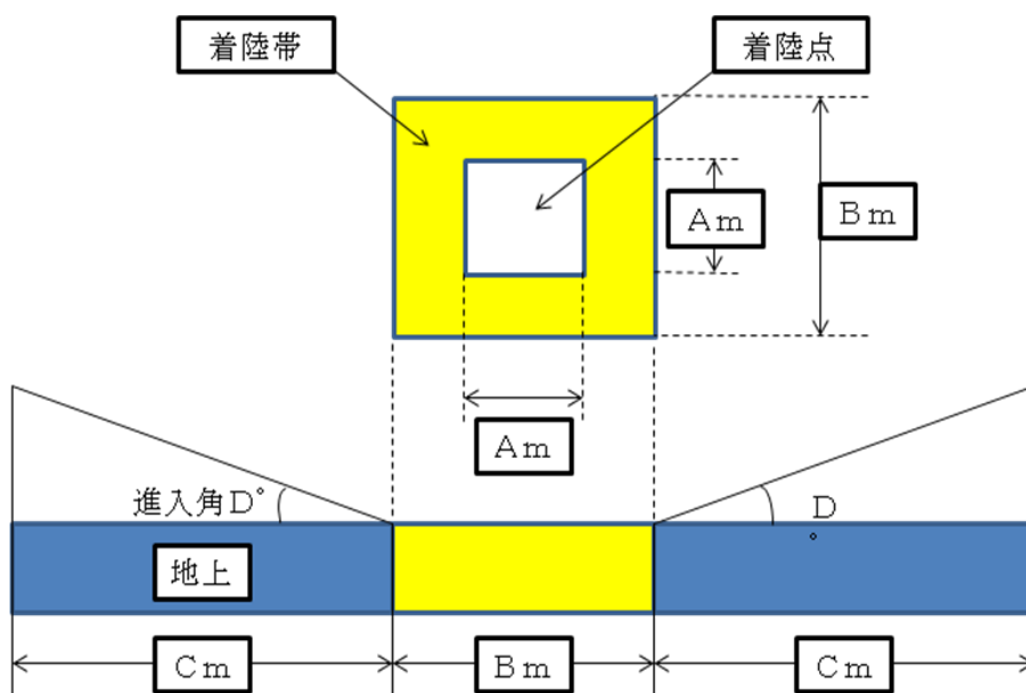


防災ヘリポート一覧表

ヘリポート施設名	所在地	管理者	電話番号	無線 ID	機種別	照明高	広さ
(予備) 東運動場 (A)	深沢 259-1	御殿場総合 サービス(株)	—	—	大型機	20m	93m× 104m
東運動場 (B)	//	//	—	—	中型機	—	40m× 109m
御殿場地区広場(パ レットこてんば)	東田中 329-1	御殿場地区広場 管理運営委員会	—	—	//	25m	68m× 105m
御殿場中学校 グラウンド	萩原 364	教 育 長	82-0356	251	大型機	—	70m× 100m
南運動場	杉名沢 664-1	御殿場総合 サービス(株)	—	—	//	18m	79m× 121m
富士岡公園	大坂 10-2-2	//	—	—	//	—	100m× 150m
友愛パーク原里	永塚 376	(一社) 原里愛郷 振興協会	—	—	//	26m	80m× 130m
玉穂地区東広場	茱萸沢 819	(一社) 玉穂報徳会	—	—	中型機	20m	70m× 130m
御殿場市 陸上競技場	茱萸沢 658-4	御殿場総合 サービス(株)	88-1428	—	大型機	25m	110m× 130m
丸尾パーク	印野 1383-6	(一社) 印野郷土 振興協会	—	—	中型機	20m	64m× 100m
高根ふれあい広場	山之尻 628	高根ふれあい広場・ 中郷館 管理運営委員会	—	—	大型機	35m	100m× 170m
(予備) 東山青少年広場	東山 1082-2 5	日本YMCA同盟	—	—			
遊 RUN パーク 玉穂	中畑 2 1 1 2	(一社) 玉穂報徳会	—	—	中型機	—	40m×6 0m
富士山エコパーク 焼却センター 多目的広場	板妻 862-15	御殿場市・小山町 広域行政組合	—	—	中型機	—	40m×7 0m
国立駿河療養所	神山 1915	国立駿河療養所	87-1711	-	大型機	-	85m×7 3m

ヘリポートの具備すべき条件

1 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機 種		標 準	応 急	追加搭乗人員
小 型 (OH-6)	A	5 m		2 名
	B	3 0 m	2 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0°	1 5°	
中 型 (OH-1)	A	1 0 m		2 名
	B	4 0 m	2 7 m	
	C	4 5 0 m		
	D	1 0°	1 5°	
中 型 (UH-1)	A	6 m		1 0 名
	B	3 6 m	3 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8°	1 4°	
中 型 (UH-60)	A	1 2 m		1 1 名
	B	4 0 m	3 4 m	
	C	4 5 0 m		
	D	8°	1 2°	
大 型 (CH-47)	A	2 0 m		5 5 名
	B	1 0 0 m	7 0 m	
	C	4 5 0 m		
	D	6°	8°	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある（積載重量に影響を受ける。）

イ 上記の表内基準は、気温・温度・風向・高度等天候の条件により変動する。

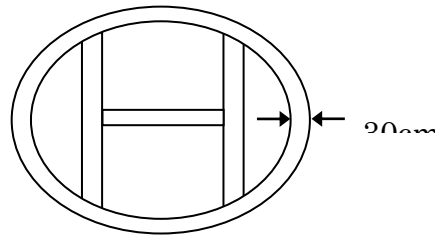
ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。
- (3) 草地の場合は、硬質低草地であること。

3 着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

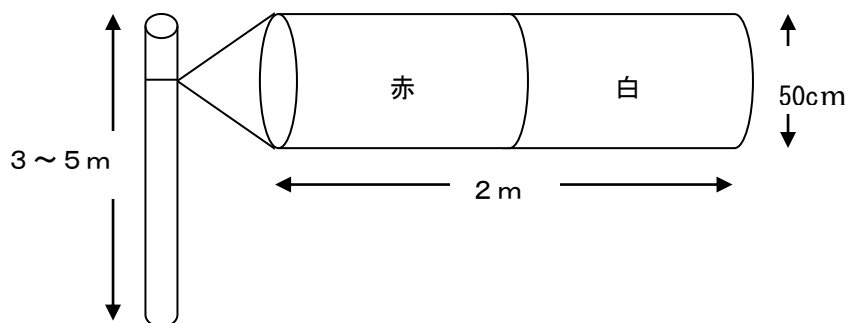
- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

8 安全監視員を配置する。



避難地設置場所一覧

	施設名称	所在地	電 話	避難区域
1	御殿場高等学校	御殿場192-1	82-0111	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校	萩原361-1	82-0100	萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校	萩原1327	83-8434	永原
4	御殿場南小学校	川島田580	82-0911	森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校	新橋1450	82-1272	新橋（駅東）、二の岡
6	鮎沢公民館	新橋351	83-5284	鮎沢
7	YMCA東山荘	東山1052	83-1133	東山、二の岡
8	東山青少年広場	東山1082—25	—	東山
9	馬車道公園	二枚橋38-1	—	湯沢、二枚橋
10	東小学校	西田中310	83-0415	御殿場、西田中、深沢、東田中、東山
11	東田中富士見公園	東田中1丁目19-23	—	東田中
12	二の岡地区コミュニティ 供用施設	二の岡1丁目3-15	83-4966	二の岡
13	中央公園	萩原754-5	82-4236	新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館	仁杉255-2	89-4136	仁杉、北久原
15	竈幼稚園	竈154-1	83-4144	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校	中山161	87-1006	中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校	中山825-1	87-1122	大坂、中山下、風穴
18	神山小学校	神山478-2	87-0030	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター	神山416-2	87-2055	高内、尾尻
20	駒門地区児童厚生体育施設	駒門471	87-0963	駒門
21	原里小学校	川島田1902	89-0458	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校	川島田1363-1	89-0338	川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園	川島田451-3	82-2593	森之腰、川島田
24	教育支援センター	板妻101-6	89-2118	板妻
25	朝日小学校	川島田84-1	84-0188	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	富士伊豆農協	茱萸沢5	82-2800	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園	茱萸沢1322-1	82-0841	茱萸沢下
28	玉穂小学校	中畑441	89-0545	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、 茱萸沢上
29	中畑西地区コミュニティ 供用施設	中畑1777	89-3948	中畑西、川柳
30	印野小学校	印野1710	89-2533	印野全地域
31	高根小学校	塚原38-5	82-1003	塚原、六日市場、美乃和、清後、 山之尻、古沢
32	（旧）高根第2保育園	上小林431-1	89-3633	柴怒田、上小林、水土野

- * 7は避難所、8、9、11、13は避難地、それ以外は避難地・避難所
- * 地震の際は14の予備避難所を早期に検討する。
- * 火山防災の避難所は、「火山災害対策編」第2章第3節避難計画において示す。
- * 他市町村からの避難者の受け入れに際しては、本市の避難者の状況等を確認し、受入避難所を選定する。
- * 避難所予備施設（浄化センター、樹空の森、けやきかん、市民会館、市体育館、御殿場中学校、西中学校、高根中学校）

災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定
(市内各福祉施設と私立保育園等)

No.	協定先	協定対象施設名	所在地	電 話	FAX
1	(福) 大東会	神山認定こども園	神山 1692-4	87-1586	87-3168
2	(福) 若葉会	萩原保育園	萩原 477-11	83-8338	84-2416
3	(福) 双葉会	認定こども園双葉保育園	保土沢 500-3	89-2590	89-2590
4	(福) すみれ福祉会	すみれこども園	竈 1233-1	83-4341	88-8666
5	(福) 雲柱社	高根学園保育所	西田中 402-8	82-0539	82-0583
6-1	(福) 富岳会	富岳保育園	大坂 363-1	87-2550	87-2634
6-2		富岳学園	大坂 361-1	87-0717	87-0815
6-3		富岳の園	神山 1925-1148	87-0167	
6-4		アークビレッジ富岳	神山 1925-1148	87-0167	
6-5		富岳の郷	神山 1940-7	87-3198	
6-6		オレンジシャトー富岳	神山 1925-1193	87-5550	87-5553
7	(福) 野菊寮	野菊寮	中畑 1798	89-1421	
8	(福) 武蔵野会	さくら学園	川島田 1976	89-0789	
9	御殿場十字の園	御殿場十字の園	深沢 1465-1	83-1999	82-5189
10-1	(福) 博友会	白雪	川島田 270	82-7601	82-7670
10-2		すすらん	上小林 1527-19	78-7900	88-2515
10-3		ふじあざみ	印野 1549-1	80-0077	88-1610
11-1	(社) 飛翔の会	やまいも工房	保土沢 1157-615	80-3600	80-3611
11-2		やまいも印刷	保土沢 1080-78	88-5517	80-0555
1 2	NPO法人すぎな	むつみ作業所	山尾田 156-13	82-6478	82-6478
1 3	(福) ふじの郷	さつき学園	神山 1925-322	87-1747	
1 4	(医) 康生会	Kanon	新橋 1 1 7 5-1	82-3567	82-3887

※ 上記の内保育園では要介護者の受け入れは行わない。(福祉避難所ではない)

1 1 と 1 2 はその施設を利用している者についてのみ災害時に受入を行う。

災害時に特別支援学校を避難所として使用することに関する覚書

No.	協定先	協定対象施設名	所在地	電 話	FAX
1	静岡県立 御殿場特別支援学校		神山 1553-3	87-8200	

避難所別福祉避難所

No.	避難所（施設名称）	電 話	知的障害者（重症心身障害児者）	高齢者、身体・精神障害者、難病患者
1	御殿場高等学校	82-0111	富岳の郷	御殿場十字の園
2	御殿場小学校	82-0100	富岳の郷	御殿場十字の園
3	南中学校	83-8434	富岳の郷	白雪
4	御殿場南小学校	82-0911	富岳の園	~~白雪~~ -Kanon
5	御殿場南高等学校	82-1272	富岳の園	~~すすらん~~ -Kanon
6	鮎沢公民館	83-5284	富岳の郷	御殿場十字の園
7	YMCA東山荘	84-7942	富岳の郷	御殿場十字の園
10	東小学校	83-0415	富岳の郷	御殿場十字の園
12	二の岡地区コミセン	83-4966	富岳の郷	御殿場十字の園
14	御殿場愛郷報徳会館	89-4136	野菊寮	すすらん
15	竈幼稚園	83-4144	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
16	富士岡小学校	87-1006	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
17	富士岡中学校	87-1122	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
18	神山小学校	87-0030	富岳の園	オレンジシャトー富岳
19	神山地区生涯学習センター	87-2055	富岳の園	オレンジシャトー富岳
20	駒門地区児童厚生体育施設	87-0963	富岳の園	オレンジシャトー富岳
21	原里小学校	89-0458	さくら学園	白雪
22	原里中学校	89-0338	さくら学園	白雪
23	森之腰幼稚園	82-2593	さくら学園	白雪
24	教育支援センター	89-2118	さくら学園	白雪
25	朝日小学校	84-0188	さくら学園	白雪
26	富士伊豆農協 御殿場地区本部	82-2800	野菊寮	すすらん
27	玉穂第1 保育園	82-0841	野菊寮	すすらん
28	玉穂小学校	89-0545	野菊寮	すすらん
29	中畑西地区コミセン	89-3948	野菊寮	すすらん
30	印野小学校	89-2533	野菊寮	ふじあざみ
31	高根小学校	82-1003	さくら学園	すすらん
32	（旧）高根第2 保育園	89-3633	さくら学園	すすらん

*全ての福祉避難所が開設された場合の基準を示したもので、確定ではありません。

*8、9、11、13は、避難地のみで避難所を兼ねていないため記載していません。

災害における多量の危険物仮貯蔵が想定される施設の灯油等保管状況 (R7.2)

		避難所	油種	数量	貯蔵方法		灯油以外の暖房器具	石油ストーブ		電話番号
								小型	大型	
高校	御殿場高校	○	灯油	990	内貯		ガス暖房	10	2	82-0111
	御殿場南高校	○	灯油	30	内貯	ポリ缶	ガス暖房		3	82-1272
	駒場学園		灯油	200	内タ					89-5640
中学校	御殿場中学校		灯油	900	内貯	20ℓ×25缶		28	4	82-0356
	南中学校	○	灯油	380	内貯	20ℓ×15缶		28	4	83-8434
	富士岡中学校	○	灯油	700	内貯	20ℓ×27缶		34	4	87-1122
	原里中学校	○	灯油	481	内貯	18ℓ・20ℓ×20缶程		30	3	89-0338
	西中学校		灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		24	3	89-0543
	高根中学校		灯油	144	内貯	18ℓ×8缶	エアコン(ガス)	3	4	82-1029
小学校	御殿場小学校	○	灯油	360	内貯	20ℓ×18缶	1棟以外エアコン(ガス)	15	4	82-0100
	東小学校	○	灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		38	4	83-0415
	南小学校	○	灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		43		82-0911
	富士岡小学校	○	灯油	190	内貯	10ℓ×19缶		25	4	87-1006
	神山小学校	○	灯油	120	内貯	20ℓ×6缶	2棟エアコン(ガス)	16		87-0030
	原里小学校	○	-	-	-	-	エアコン(ガス)	0	0	89-0458
	朝日小学校	○	灯油	640	内貯	20ℓ×20缶		33	2	84-0188
			ガソリン	60						
	玉穂小学校	○	灯油	188	内貯	20ℓ×4缶、18ℓ×6缶	エアコン(ガス)		4	89-0545
	印野小学校	○	灯油	180	内貯	20ℓ×9缶		4	4	89-2533
	高根小学校	○	灯油	500	内貯	20ℓ×16缶		19		82-1003
	上小林分校		灯油	90	内貯	18ℓ×5缶		1		89-3632
幼稚園	御殿場幼稚園		灯油	480	内貯	20ℓ×12缶	ガスストーブ・エアコン	8		82-0037
	富士岡幼稚園		灯油	180	内貯	20ℓ×9缶	ガスストーブ・エアコン	8		87-0642
	竈幼稚園	○	灯油	120	内貯	20ℓ×6缶	ガスストーブ・エアコン	3		83-4144
	原里幼稚園		灯油	162	内貯	18ℓ×9缶	ガスストーブ・エアコン	7		89-0766
	玉穂幼稚園		灯油	180	外貯	18ℓ×10缶		7		89-2226
	森之腰幼稚園	○	灯油	156	内貯	18ℓ×2缶・20ℓ×6缶	ガスストーブ	5		82-2593
			灯油	430	外タ	タンクと別に20ℓ×1缶	床暖房・エアコン	1		84-1215
保育園・こども園	聖マリア幼稚園		灯油	450	外タ					
	東保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			82-0651
	西保育園		灯油	20	内貯	20ℓ×1缶		1		82-0530
	原里第1保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			82-0094
	原里第2保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			89-0979
	玉穂第1保育園	○	灯油	18	内貯	18ℓ×1缶	エアコン(ガス)	1		82-0841
	玉穂第2保育園		灯油	450	外タ	タンクと別に18ℓ×2缶	床暖房(ガス)	3		89-0098
	高根第1保育園		-	-	-	-	ガスストーブ			82-0086
	印野こども園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			89-1694
	萩原保育園		灯油	187	外タ		エアコン			83-8338
	みなみ保育園		-	-	-	-	ガスストーブ	-		83-7110
	富岳保育園		灯油	405	外タ		エアコン			87-2550
	神山認定こども園		-	-	-	-	エアコン	-	-	87-1586
	認定こども園 双葉保育園		-	-	-	-	エアコン	-	-	89-2590
	とらのこ保育園		-	-	-	-	エアコン	-	-	88-0223
	高根学園保育所		-	-	-	-	エアコン	-	-	82-0539

応急仮設住宅建設候補地

No.	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸数(戸) (P 無)	建設可能 戸数(戸) (P 有)	既存 P 台数 (台)	新設 P 台数 (台)	消防 庁ヘリ 臨時 離着 陸場
	管理者							
1	東運動場 (A)	深沢 295-1	9,672	92	92	0	92	
	御殿場総合サービス(株)							
2	東運動場 (B)	深沢 295-1	4,360	30	30	0	30	
	御殿場総合サービス(株)							
3	御殿場地区広場 * (パレットごてんば)	東田中 345-4	14,079	90	90	24	70	○
	御殿場地区広場管理運営委員会							
4	南運動場	杉名沢 664-1	17,902	122	122	88	55	
	御殿場総合サービス(株)							
5	富士岡公園 *	大坂 10-2-2	15,000	80	80	40	45	○
	御殿場総合サービス(株)							
6	友愛パーク原里 *	永塚 376	31,062	114	114	214	0	○
	(社) 原里愛郷振興協会							
7	玉穂地区東広場 *	茱萸沢 819	9,100	72	72	78	0	
	(社) 玉穂報徳会							
8	丸尾パーク	印野 1383-6	33,457	148	148	231	0	
	(社) 印野郷土振興協会							
9	高根ふれあい広場 *	山之尻 628	17,000	168	168	100	68	○
	高根ふれあい広場中郷館管理運営委員会							
10	高根西ふれあい広場	上小林 662	40,037	90	90	90	0	
	高根ふれあい広場中郷館管理運営委員会							
11	遊RUNパーク玉穂	中畑 2 1 1 2	94,031	1 2 4	1 2 4	0	1 2 4	
	(社) 玉穂報徳会							
	計		285,700	1,130	1,130	865	484	
	備 考		10 以外は市の防災ヘリポートとしても指定 施設名の後の*は、グラウンドが調整池兼用の施設					

公共建物標示

1 建物等の標示方法

(1) 対象等 次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表に対応する施設

（例：市役所、公立小学校、災害拠点病院等）

ただし、標示は、市及び建物の管理者に対して義務付けや強制するものではない。

また、太陽光パネルなどの設置により表示が困難な場合は、標示しないこともできる。

(2) 標示内容

①番号の場合は、次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表の標示番号とし、建物の新設、改修、修繕、維持補修に伴う新たな標示については、文字により標示する。

②文字の場合は、次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表に対応した【施設名】を標示し、可能な限りにおいて略することができる。

略称を付す場合の参考：地元で広く使用されているもの。無理に簡略化する必要はない。

(3) 番号による標示

①左側に市町村番号を書く。（1桁又は2桁）

②ハイフンを入れる。

③御殿場市役所を0番とする。

以降小学校番号とする。

(4) 文字による標示

①文字の天の向きは、原則として北向きとする。

②文字は、原則として横書きとする。

※ 物理的に標示することが不可能な場合は、これによらないこともできる。

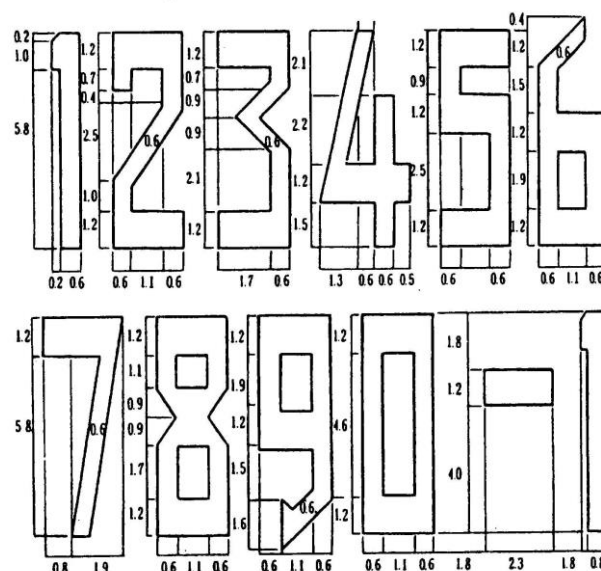
(5) 字体と規格

①白色又は黄色又はオレンジ色の塗料で標示する。

②字体は、ゴシック体とし、数字、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれか横書きとする。
なお、背景色は原則として緑色とする。

③数字の大きさは、以下を基準とする。

単位m



④文字の大きさは、縦横各4メートル程度、文字の間隔は1メートル、線の太さは30センチメートルを基準とする。

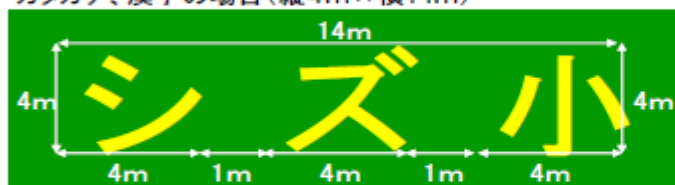
ただし、屋上スペースが狭い場合等については、好天時、上空のヘリコプターから読み取れる範囲においてこの限りではない。（必要な場合は、航空部隊からの意見照会）文字による表示例は、以下のとお

り。（識別が容易となる工夫（文字数、文字の画数など）について、積極的に実施する。

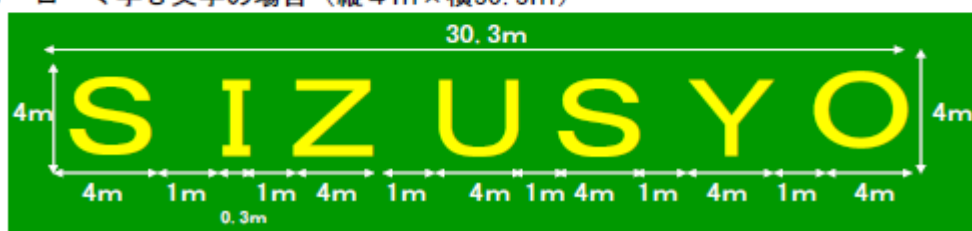
|1 漢字3文字の場合(縦4m×横14m)



2 カタカナ、漢字の場合(縦4m×横14m)



3 ローマ字 8 文字の場合 (縦 4 m × 横 30.3 m)



(6) 標示番号によるもの

施設名称 (標示名称)	公共建物名	所在地	緯度／経度
1 3-0	御殿場市役所	御殿場市 萩原 483	35.308605,138.9321855
1 3-1	御 殿 場小学校	// 萩原 361-1	35.3110879,138.934403
1 3-2	御殿場南小学校	// 川島田 580	35.2956264,138.9296713
1 3-3	富 士 岡小学校	// 中山 161	35.2598105,138.9198137
1 3-4	神 山小学校	// 神山 478-2	35.2323044,138.9209573
1 3-5	原 里小学校	// 川島田 1902	35.3008159,138.9055658
1 3-6	玉 穂小学校	// 中畑 441	35.3164383,138.9033279
1 3-7	印 野小学校	// 印野 1710	35.3006268,138.8753887
1 3-8	高 根小学校	// 塚原 38-5	35.3008261,138.8425577
1 3-9	朝 日小学校	// 川島田 84-1	35.3221397,137.3180816
1 3-1 0	東 小学校	// 西田中 310	35.3162716,137.3180307

飲料水兼用耐震性貯水槽

No.	場所	手動ポンプ 置場	マンホ- ール開 閉道具	設置年 月日	設置 方法	容量 m ³	水道 本管 口径 mm	材 質	設置業者	備 考
1	中央公園駐 車場	駐車場横 トイレ北側 倉庫内	手かぎ	H4.3. 9	たて組	100	75	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ有
2	消防庁舎敷 地内	消防庁舎 倉庫内	手かぎ	H5.1. 28	たて組	100	75	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ有
3	原里小学校 北側駐車場	原里地区 防災倉庫内	手かぎ	H6.3. 25	たて組	100	75	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ有 消火栓 ハンドル有
4	玉穂小学校 西側グランド 南側	南側倉庫内	手かぎ	H9.3. 17	たて組	100	150	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ有
5	高根小学校 (六日市 市場 火防隊詰所 西側)	高根防災 倉庫No.3	消火栓 ハンド ル	H10. 1.20	よこ組	100	150	鋼 製	川崎製鉄	消火栓 ハンドル有
6	富士岡公園 駐車場	マンホール 内(格納庫)	手かぎ	H11. 2.15	たて組	100	150	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ無
7	神場公民館 跡地	マンホール 内(格納庫)	消火栓 ハンド ル	H11. 3.30	よこ組	60	100	鋼 製	三菱重工	消火栓 ハンドル無
8	御殿場南小 学校グランド 西側	マンホール 内(格納庫)	手かぎ	H11. 10.5	たて組	100	150	鋼 製	カナサシ 重工	手かぎ無 消火栓 ハンドル無
9	御殿場小学 校グランド 東側	南側倉庫内	消火栓 ハンド ル	H12. 12.1 4	よこ組	100	200	鋼 製	川崎製鉄	消火栓 ハンドル有
10	朝日小学校 東側中庭	マンホール 内(格納庫)	消火栓 ハンド ル	H13. 9.28	たて組	100	150	鋼 製	カナサシ 重工	消火栓 ハンドル無

応急給水拠点一覧表

耐震構造 配水池	所在地	容量 (m³)	緊急遮断弁	水源名	取水量 (m³)	
茱萸沢 第1配水池	茱萸沢 398-2	3,300	緊急遮断弁有	茱萸沢 第1水源	4,032	非常用自家発電機設置
茱萸沢 第3配水池	茱萸沢 843-4	4,000	緊急遮断弁有	茱萸沢 第3水源	3,024	非常用自家発電機設置
				茱萸沢 第7水源	2,160	
				茱萸沢 第8水源	1,900	非常用自家発電機設置
仁杉配水池	仁杉 758-1	1,000	緊急遮断弁有	仁杉水源	2,016	非常用自家発電機設置
東山配水池	深沢 1979-5	1,500	緊急遮断弁有	東山第6水源	1,728	非常用自家発電機設置
二の岡 配水池	東田中 4125-1	2,000	緊急遮断弁有	二の岡 第2水源	1,900	非常用自家発電機設置
永塚配水池	永塚 774-3	500	緊急遮断弁有	永塚第1水源	1,512	非常用自家発電機設置
				永塚第2水源	1,008	
杉名沢 配水池	竈 1984-19	800	緊急遮断弁有	杉名沢 第2水源	1,339	非常用自家発電機設置
馬見塚 配水池	川島田 1698-238	995	緊急遮断弁有			
滝ヶ原 配水池	仁杉 1415-1	700	緊急遮断弁有	滝ヶ原水源	1,195	非常用自家発電機設置
上合配水池	中畑 951-3	900	緊急遮断弁有	北上合水源	2,002	非常用自家発電機設置
高根第1 配水池	六日市場 437	2,200	緊急遮断弁有			
高根第2 配水池	水土野 82-1	1,000	緊急遮断弁有	水土野水源	1,728	非常用自家発電機設置
高根第3 配水池	柴怒田 1-8	1,000	緊急遮断弁有	高根第3水源	2,304	非常用自家発電機設置
沼田配水池	沼田 112-1	1,350	緊急遮断弁有	沼田水源	1,728	非常用自家発電機設置
神山配水池	神山平 3丁目 44	1,000	緊急遮断弁有	神山第2水源	1,857	非常用自家発電機設置
富士岡 第2配水池	中山 589-1	800	緊急遮断弁有			
川柳配水池	中畑 2002-3	1,545	緊急遮断弁有	川柳水源	1,440	非常用自家発電機設置
小木原 第1配水池	印野 2435-1	800	緊急遮断弁有	小木原 第3水源	1,584	非常用自家発電機設置
夏刈配水池	永塚 164-3	3,000	緊急遮断弁有	夏刈第2水源	2,001	非常用自家発電機設置
上の山 配水池	仁杉 1112	320	緊急遮断弁有	上の山水源	3,600	非常用自家発電機設置
大子山 配水池	中畑 1920-20	600	緊急遮断弁有	大子山水源	1,872	非常用自家発電機設置
御胎内 配水池	印野 1382-1	200	緊急遮断弁有			
計		29,510	22 基		41,930	19 基

湧水一覧表

湧水群名	所在地	湧水量（ℓ／秒）	湧水量（m ³ ／日）	備 考
中清水（水神）	中清水	115	9,936	
不動尊湧水	沼田	68	5,875	
二子湧水	二子	151	13,046	
中畑湧水	中畑	4	345	
柴怒田湧水	柴怒田	57	4,924	
上小林湧水	上小林	145	12,528	
木の花名水	新橋			新橋浅間神社境内

溜池及び調整池一覧表

番号	名称	所在地	完成年度	形式	貯水量(m ³)	管理者（現場）
1	東富士ダム	水土野	昭和46年	舗装型フィルダム	1,200,000	静岡県
2	正倉1号溜池	上小林	平成22年	コンクリート壁	980	御殿場市（土地改良区）
3	塚原小型溜池	塚原	// 11年	//	750	御殿場市
4	久保川調節池	中畑	// 12年	傾斜遮水ゲート型フィルダム	338,000	南関東防衛局
5	仁杉2号溜池	//	昭和37年	//	194	静岡県（土地改良区）
6	鍋有沢調整池	西沢	// 47年	//	2,652	御殿場市
7	中畑調整池	中畑	// 38年	舗装型フィルダム	22,000	静岡県（土地改良区）
8	滝ヶ原調整池	//	// 40年	コンクリート壁	1,312	//
9	永塚調整池	永塚	// 38年	//	600	//
10	田坪調整池	//	平成4年	//	1,312	//
11	六郎塚溜池	時の栖	昭和38年	舗装型フィルダム	65,000	//
12	印野調整池	印野	// 38年	//	74,000	//
13	時の栖溜池	時の栖	// 41年	コンクリート壁	798	//
14	本村溜池	印野	// 39年	//	1,140	//
15	保土沢1号溜池	保土沢	// 37年	//	1,000	土地改良区
16	杉名沢溜池	川島田	// 40年	//	900	//
17	板妻上溜池	板妻	平成23年	//	904	静岡県（土地改良区）
18	板妻下溜池	//	昭和39年	//	900	//
19	川尻溜池	神場	// 38年	//	750	土地改良区
20	大通溜池	//	// 38年	//	1,200	静岡県（土地改良区）
21	小山川調節池	中畑	平成20年	//	520,000	南関東防衛局
22	かまど調整池	竈	昭和35年	//	800	土地改良区
23	中山1号溜池	//	平成21年	//	1,018	静岡県（土地改良区）
24	中清水溜池	中清水	昭和36年	//	4,219	土地改良区
25	駒門小型溜池	駒門	// 33年	//	907	静岡県（土地改良区）
26	駒門調整池	//	平成15年	//	21,000	//
27	北久原調整池	北久原	昭和43年	//	2,439	御殿場市
28	六郎川調節池	中畑	平成4年	傾斜遮水ゲート型フィルダム	508,000	南関東防衛局
29	搦の木川調節池	神山外	平成23年	//	293,000	//
30	東山湖	東山	平成3年改修	傾斜遮水ゲート型	74,000	東山湖土地改良区

地区防災倉庫

地 区	所在場所	床面積 (㎡)	
御殿場	林業会館南側	160.00	
富士岡	旧第3学校給食センター	48.26	
原 里	原里小学校西側	219.50	救護所倉庫を併設
玉 穂	玉穂支所敷地内	154.48	救護所倉庫を併設
印 野	印野支所敷地内	150.00	
高 根	高根小学校正門北側	100.00	

防災資機材一覧表 R 6. 4 現在（救護所用資機材含む）

資機材名	単位	数 量	備 考

◆救出用資機材等

チェーンソー	機	1	
角スコップ	本	37	
剣スコップ	本	37	
つるはし	本	12	
斧	本	6	
鉋	本	3	
鋸	本	9	
可搬ウィンチ	台	4	
白ロープ	巻	6	
折り畳み式リヤカー	台	14	
土のう袋	袋	4,390	

◆避難生活用資機材

テント	張	12	
毛布	枚	13,603	支部防災倉庫等に分散備蓄
ブルーシート	枚	6,553	支部防災倉庫等に分散備蓄
間仕切り	箱	175	80㎡相当分
仮設トイレ(組み立て型)	基	52	ベンクイック、エマーレット
簡易トイレ(簡易便座型)	基	835	支部防災倉庫等に分散備蓄
マンホールトイレ(蓋・テント)	セット	42	指定下水道マンホールに設置
排便等用収納袋(1箱100袋入)	箱	1,090	支部防災倉庫等に分散備蓄
ポケットティッシュ(1箱100個入)	箱	0	支部防災倉庫等に分散備蓄
トイレ用等テント	張	72	
発電機	台	80	
投光機	台	58	
バルーンライト・LED投光機	台	49	
コードリール	巻	38	

◆備蓄食糧

アルファーマ	食	86,800	支部防災倉庫等に分散備蓄
レトルトうどん	食	1,080	御殿場及び玉穂防災倉庫に分散備蓄
パンの缶詰	食	31,680	支部防災倉庫等に分散備蓄
合計	食	119,560	

◆防災訓練用資機材

煙体験ハウス	張	2	
スモークマシン	台	1	
訓練用水消火器	本	265	

6 医療救護・衛生

医療救護本部

本 部 名	所 在 地	電話番号	無線 I D
医療救護本部長			5 1 4
医療救護本部（保健センター）	西田中 237-7	82-1111	2 0 7

救護病院一覧

病 院 名	所 在 地	電話番号	無線 I D	病床数
富士病院	新橋 1784	83-3333	8 0 9	一般 160 床
御殿場石川病院	深沢 1285-2	83-2424	8 1 0	一般 46 床 療養 113 床
フジ虎ノ門整形外科病院	川島田 1067-1	89-7872	8 1 2	一般 168 床 療養 43 床
東部病院	茱萸沢 1180-2	89-8000	8 1 1	一般 37 床 地域包括ケア 病棟 23 床

救護所設置場所一覧

平成 25 年 1 2 月現在

救護所名	所在地	電話番号	無線 ID	対象地域
第 1 救護所 (保健センター)	西田中 237-7	82-1111	5 0 1	御殿場地区(一部は第 2、第 5 へ) 高根地区(一部は第 5 へ)
第 2 救護所 (御殿場南小学校)	川島田 580	82-0911	4 2 7	御殿場地区の一部 (新橋、湯沢、二の岡、鮎沢の一部、 永原) 原里地区の一部 (森之腰、川島田の一部) 玉穂地区の一部 (茱萸沢下 246 号より箱根側)
第 3 救護所 (原里小学校)	川島田 1902	89-0458	4 2 9	原里地区(一部は第 2 へ) 印野地区(一部は第 5 へ)
第 4 救護所 (富士岡小学校)	中山 161	87-1006	4 2 6	富士岡地区
第 5 救護所 (玉穂支所)	茱萸沢 750	89-0161	4 2 8	玉穂地区(一部は第 2 へ) 印野地区の一部(小木原) 御殿場地区の一部 (仁杉、北久原の一部) 高根地区の一部 (柴怒田、水土野、上小林)

救護所資機材一覧表

名 称		単位	第 1 救護所	第 2 救護所	第 3 救護所	第 4 救護所	第 5 救護所	合計
災害用医療資機材	医師用災害時医療セット 1 号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット 2 号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット 3 号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット 4 号（医薬品）	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット 1 号（別箱分）	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット 4 号（別箱分）	式	1	1	1	1	1	5
	陰圧式固定用具（バキュームスプリント）	式	1	1	1	1	1	5
歯科用医療資機材 No. 1		式						
歯科用医療資機材 No. 2		式						
自動蘇生器		式	1	1	1	1	1	5
消毒液等		式						
血圧計セット		式	1	1	1	1	1	5
診察台		台	1	1	1	1	1	5
手術台用シート		枚		6				6
簡易ベット		台	12	3	2	1	2	20
点滴台		台	2	2	2	2	2	10
洗面器		個	4	5	5	5	5	24
バケツ		個	5		5	5	3	18
はさみ		本	6	5	5	5		21
カッター		本	-	1	1	1	-	3
脱脂綿		箱	8	3	7	有		有
包帯・紙絆創膏		本		25	有	有	有	有
三角巾・副木				3	20	3		26
トリアージタック		枚	500	700	700	700	450	3,050
布担架		台	4	8	3	3	2	20
毛布		枚	50				20	70
机		卓	-	1	1	1	1	4
折りたたみ椅子		脚	6			6	3	15
天幕（三方幕付）		張	8	2	2	1	1	14
懐中電灯		本	3	3	3	3		12
ペンライト		本		4	4	4	有	有
ろ水機（浄水機）		台	1			1		1
受水槽（組立式 1 トン）		基	1			3		4
発電機 EF2800iSE		台	-	-	1	-	1	2
発電機 EF900is		台	-	2	2	-		4
発電機 EX900W ライト付		台	-	-	-	-	-	-
バルーン投光機		台	2	2	2	2	2	10
ハロゲン投光機		台	1	1	1	2	2	7
ハロゲン投光機スタンド		台	1	1		2		4
投光器 500W		基	-	1	1	1		2
コードリール 30m		基	2	2	2	3	3	12
剣スコップ		本	2	2		2	2	8
乾パン（24 缶入）		箱						
のぼり旗		本	6	10	8	10	10	44
ポリ缶（水用）		個	1	-	9		-	10

名 称	単位	第 1 救護所	第 2 救護所	第 3 救護所	第 4 救護所	第 5 救護所	合計
電球	個		4	4	4		12
ピューラックス	本						
ゴザ	枚	3	1	3			7
組立式ベット	台			1	3	2	6
飲料水（1.5L ペットボトル 6 本）	箱	7	13	6	7		33
医師白衣	着		5	5	5		15
トリアージベスト	着	1	1	2	-	1	5
メッシュベスト	着	1	9	9	9	17	45
ブルーシート	枚	50	60		有	60	有
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	1	1	1	5
非常用簡易トイレ車椅子用	台	1	1	1	1	1	5
コンパクト酸素 酸素 DT 型	個	1	1			1	3
つなぎ防護服（100枚入り）	枚			1			1

し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	無線 ID	処理能力
御殿場市・小山町広域行政組合 衛生センター	中丸 19	227	140k / 日

し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
高森商事(株)	竈 498-2	82-1911	11
(株)御殿場衛生社	永塚 513-3	89-1777	6
(株)東海衛生	東田中 677-7	82-0526	5

ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	無線 ID	処理能力
可燃物	焼却センター	板妻 862-15	228	143 t / 日
不燃物	最終処分場	神場 2536-26	—	

7 災害救助法関連

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1号から第4号）

区 分	内 容
1号適用	市内の滅失世帯数が「80世帯」に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が「2,500世帯」以上に達し、かつ、市内の滅失世帯が「40世帯」以上に達したとき
3号適用	ア 被害が県下全域に及び災害で、県下の住家の滅失世帯数が「12,000世帯」以上に達した場合で、市内の被害世帯が「多数」であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ① 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ② 被災者の救出に特殊の技術を要する場合
4号適用	多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ① 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ② 被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合

被害報告の区分と内容

	状 況	報告先	報告の内容	方 法	報告時期
発生報告	災害救助法の適用が明らか、 も 若しくは法適用が見込まれる場合	県東部方面本部	・災害発生の日時及び地域名 ・災害の原因 ・調査班の派遣状況 ・発生時の被害状況 ・法適用の有無 ・既にとった措置及びとろうとする措置	【迅速に】 ・電話 ・FAX ・無線	発生後可及的速やかに報告
中間報告	災害救助法適用後	御殿場健康福祉センター	・発生報告の内容の変更 ・救助の種類別実施状況（日報）	【具体的に】 ・電話 ・FAX ・文書	法適用後、救助の実施期間中毎日報告
確定報告	災害救助法による応急救助が完了後	御殿場健康福祉センター	・被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等 ・その他必要と認められる全般的な内容	【正確に】 ・文書	応急救助が完了した後、できる限り早い時期

応急救助事務早見表

救助の種類	対 象		費用の限度額			期 間	備 考	
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。		~~(基本額)~~ 避難所設置費：1人1日当り320円以内 ~~(加算額)~~ 冬季：別に定める額を加算 高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生から7日以内	~~1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。~~ ~~2 避難に当たっての輸送費は別途計上~~	
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊・全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者		~~(規格)~~ 1 戸当たり平均 29.7 m ² (9坪)を基準とする。 ~~(限度額)~~ 1 戸当たり 2,621,000円以内 ~~(集会施設)~~ 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)			災害発生日から20日以内着工	~~1 平均 1 戸当たり 29.7 m²、2,621,000 円以内であればよい。~~ ~~2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。~~ ~~3 供与期間 最高2年以内~~ ~~4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。~~	
炊き出しその他による食品の給与	~~1 避難所に収容された者~~ ~~2 全半壊（焼）、流出、床上浸水で炊事ができない者~~		1日1人当り1,080円以内			災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 ~~(1食は1/3日)~~	
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）		当該地域における通常の実費			災害発生日から7日以内	~~1 輸送費、人件費は別途計上~~	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者		~~1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生日をもって決定する。~~ ~~2 下記金額の範囲内~~			災害発生日から10日以内	~~1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額~~ ~~2 現物給付に限ること~~	
	区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
	全壊 全焼 流出	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬		9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	~~1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費~~ ~~2 病院・診療所 国民健康保険診療報酬の額以内~~ ~~3 施術者 協定料金の額以内~~	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	~~1 救護班 使用した衛生材料等の実費~~ ~~2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額~~	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	~~1 現に生命、身体が危険な状態にある者~~ ~~2 生死不明の状態にある者~~	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	~~1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。~~ ~~2 輸送費、人件費は、別途計上~~
被災した住宅の応急修理	~~1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者~~ ~~2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者~~	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	~~1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費~~ ~~2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円~~	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	~~1 備蓄物資は評価額~~ ~~2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。~~
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1—輸送費、人件費は、別途計上 2—災害発生日後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する措置(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1—検案は原則として救護班 2—輸送費、人件費は、別途計上 3—死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1—被災者の避難 2—医療及び助産 3—被災者の救出 4—飲料水の供給 5—死体の搜索 6—死体の処理 7—救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は県知事に要請し、県知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○御殿場市災害見舞金支給要綱

平成5年4月1日

告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、がけ崩れその他異常な自然現象並びに爆発及び火災により、市内において被害が生ずることをいう。

2 この要綱において「市民」とは、災害により被害を受けたとき、本市に住所を有していた者をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 災害見舞金は、次に掲げる額を支給するものとする。

(1) 死亡した者1人に対する災害見舞金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

ア 死亡者がその遺族の生計を主として維持していた場合 10万円

イ ア以外の場合 5万円

(2) 住居に対する災害見舞金の額は、別表に定める住居の被害程度の認定基準に応じ、次の区分によるものとする。

ア 全焼、全壊又は流失 6万円

イ 半焼又は半壊 3万円

ウ 床上浸水 2万円

2 前項第1号については、御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年御殿場市条例第53号。以下「条例」という。)第4条の規定を準用する。

3 第1項第2号に規定するもののうち、寄宿舍、下宿等(集合住宅等を除く。)に単身で居住している者については、当該各号に定める金額の2分の1の額を支給する。

(支給の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、災害見舞金を支給しない。

(1) 被害を受けた者が、条例第3条及び第9条の適用を受ける場合

(2) 災害が当該世帯員又は当該死亡若しくは負傷した者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(3) 特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第5条 市長は、災害見舞金を支給するときは、必要な事項を調査し、支給するものとする。この場合において、医師の診断書その他資料の提出を求めることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

住居の被害程度の認定基準

被害区分	認定基準
全焼、全壊又は流失	1 損失部分の床面積が、当該住居の延べ面積の10分の7以上に達した程度のもの 2 住居の主要構造部の被害額が、当該住居の時価の10分の5以上に達した程度のもの 3 被害住居の残在部分に補修を加えても再び住居として使用できないもの
半焼又は半壊	1 損失部分の床面積が、当該住居の延べ面積の10分の2以上10分の7未満のもの 2 住居の主要構造部の被害額が、当該住居の時価の10分の2以上10分の5未満のもの 3 被害住居の残在部分を補修すれば、元どおり使用できる程度のもの
床上浸水	浸水が当該住居の床上以上に達し、又は土砂・竹木のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月15日

条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害(以下第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給した災害弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不当と認めた場合

(報告等)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に規定する災害(次条において「災害」という。)により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付け限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

第14条 災害援護資金の貸付金(以下「貸付金」という。)の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

2 償還方法は、元利均等年賦償還によるものによる年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。ただし、期限前であっても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 貸付金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除きその利率を年3パーセントとする。

4 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市内に住所を有し、償還能力があると市長が認める者1人を保証人として定めなければならない保証人を定めることができる。

4 貸付金は、前項の規定により保証人を定める場合は無利子とし、保証人を定めない場合は据置期間中は

無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除きその利率を年1パーセントとする。

5 第3項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証責務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還免除等)

第15条 ~~償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶与については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。~~

(支給審査委員会の設置)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、御殿場市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第17条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医療又は法務に関し知識と経験を有する者

(2) 市職員

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了する日までとする。

(委員会の委員長)

第18条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第19条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第20条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第1621条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月24日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年6月20日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成5年3月16日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則(平成23年12月7日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和2年3月27日条例第19号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第19条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）

3 御殿場市特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表中「福祉有償運送運営協議会」の次に「、災害弔慰金等支給審査委員会」を加える。

○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月10日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年御殿場市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(災害弔慰金の支給手続等)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行う。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第2条の2 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続等)

第3条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行う。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条の2 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入申込み)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第1号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人 を定める場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、借入申込書の提出があったときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行う。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第2号)を借入申込者に交付する。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第3号)を当該借入申込者に交付する。

(借用書の提出)

第7条 前条第1項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)
及び保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

2 条例第14条第3項の規定により保証人を定める場合は、保証人名を借用書に連署し、前項に定める書類に加え、保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第8条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付する。

(償還の完了)

第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還する。

(繰上償還の申出)

第10条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第5号)を提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が認める事項を記載した災害援護資金支払猶予承認通知書(様式第7号)を当該借受人に交付する。

3 市長は、支払いの猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付する。

(違約金の支払免除)

第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付する。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付する。

(償還免除)

第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第12号)を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第13号)を当該償還免除申請者に交付する。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付する。

(督促)

第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行する。

(氏名又は住所の変更等)

第15条 借受人は、保証人について氏名又は住所等借用書に記載した事項に異動を生じた場合は、速やかに

氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出なければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(平成5年3月25日規則第15号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の御殿場市災害弔慰金の貸付けに関する条例施行規則の規定により定めた申請書等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則(令和2年3月27日規則第22号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定により作成された用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○御殿場市り災証明書交付要綱

平成12年4月1日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けたものに対し、り災証明書(以下「証明書」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(交付対象)

第3条 証明書は、災害により被害を受けた市内の土地及び建物の所有者又は使用者に交付する。

(証明書の申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明申請書(以下「証明願」という。様式第1号)に、り災状況が判断できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条に定める証明願の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、り災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

御殿場市罹災証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた者に対し、罹災証明書を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 住家 災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定する住家をいう。

(交付対象者)

第3条 罹災証明書の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、災害により被害を受けた住家の世帯主とする。

(罹災証明書の申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、罹災証明申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他の本人確認書類の提示又は市長が適当と認める方法により本人であることを示さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムにより罹災証明書の交付を申請することができる。この場合において、申請者は、申請に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する個人番号カード用署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法

律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定するものをいう。）と併せて、これを送信しなければならない。

3 前2項の申請は、災害発生後3か月以内に行うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 災害により被害を受けた住家が申請者の所有でない場合にあっては、申請者は第1項又は第2項の申請について、あらかじめ所有者の承諾を得なければならない。

5 第1項の申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（申請者と同一の世帯に属する者を除く。）は委任状を提出しなければならない。

（証明書の交付等）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査し、罹災証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により証明書の交付を受けた申請者は、当該証明書に記載された被害の程度等に不服がある場合は、住家被害認定再調査申請書（様式第3号）により市長に再調査を申請することができる。

3 市長は、前項の申請があったときは、実地にて再調査を行い、必要に応じて証明書を再交付するものとする。

4 前条第5項の規定は、第2項の申請について準用する。

（実地調査の省略）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、被害の状況を示す写真から次のいずれかに該当することが一見して明らかに判定又は確認できる場合には、実地調査を省略することができる。

（1）地震による被害を受けた住家が運用指針における全壊と判定できる場合

（2）水害による被害を受けた住家の浸水深が確認できる場合

（3）災害による被害を受けた住家が運用指針における準半壊に至らない被害であると判定できる場合

2 前項の規定による実地調査の省略に同意する申請者は、第4条第1項の申請書の提出に当たり、被害の状況が分かる写真等を添付しなければならない。

（手数料）

第7条 証明書の交付に係る手数料は、徴収しない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

罹災証明申請書

年 月 日

御殿場市長

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の居所・連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係
罹災原因	年 月 日の による	
被災住家※ ¹ の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	御殿場市 (アパート等の場合は建物名称も記入してください。)	

※¹ 住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

被災住家※ ¹ の区分	☐ 持家（物件居住者兼所有者） ☐ 借家（物件居住者）
住家※ ¹ の被害	☐ 浸水被害（ ☐ 床上 ☐ 床下） ☐ その他被害（以下に記入）
写真による被害区分の判定※ ²	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない

※² 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

※² 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

裏面あり

被災住家※ ¹ の 世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	性別	備考
		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
使用目的 及び枚数	☐ 保険請求 ☐ 税控除 ☐ 各種公的支援申請 ☐ その他（ ）			交付希望 枚数	枚
住家※に関する 情報の内部利用 同意	被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。 ☐ 確認しました。				
罹災証明書の 交付方法	☐ 郵送 (住所：) (宛先：) ☐ 窓口（市役所 ・ () 支所 ・ 駅前サービスセンター） ☐ 避難所（ ）				

		委任状	
代理人（受任者）	住所 氏名		
上記代理人に、罹災証明書の申請及び受領について委任します。			
	委任者	住所 氏名	（署名または記名押印）

(世帯構成員以外の方が申請する場合は、委任状に記入してください。)

様式第2号(第5条関係)

罹災証明書

第 号
年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
記載事項①	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の 所在地	
住家※の 被害の程度	
追加記載 事項②	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

追加記載 事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

御殿場市長

印

様式第3号(第7条関係)

住家被害認定再調査申請書

年 月 日

御殿場市長

下記の「被害の程度」について再調査を申請します。

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の居所・連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	
窓口に 来られた方 (申請者と同じ場合は記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係
罹災原因	年 月 日の による	

被災住家*の所在地	☐ 持家(物件居住者兼所有者) ☐ 借家(物件居住者)
	御殿場市 (アパート等の場合は建物名称も記入して下さい。)
住家*の被害	☐ 浸水被害(☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他被害(以下に記入)
交付済み 証明書番号	第 号
再調査理由	
再調査理由 となる被害箇所 (具体的に)	屋根
	外壁
	基礎
	その他
	添付資料

※ 住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

- ・再調査申請書提出の際は、従前に交付を受けた罹災証明書を添付してください。
- ・本人又は同一世帯以外の方が申請する場合は、裏面の委任状に記入してください。

委任状

代理人（受任者） 住所
氏名

上記代理人に、住家被害認定再調査の申請及び罹災証明書の受領について委任します。

委任者 住所
氏名

（署名または記名押印）

御殿場市被災届出証明書交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、災害によって御殿場市（以下「市」という。）内において生じた被害に係る届出に対し、市が交付する被災届出証明書を交付することについて、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（2）被災届出証明書 御殿場市罹災証明書交付要綱（平成12年告示第59号）第3条の規定による罹災証明書の発行対象とならない被害について、市長に届け出た事実を証明するものをいう。

（交付対象者）

第3条 被災届出証明書は、災害により被害を受けた市内の非住家その他の資産の所有者又は使用者（当該資産に係る権利の相続人を含む。）その他市長が特に必要と認めた者に交付する。

（証明書の申請）

第4条 被災届出証明書の交付を受けようとする者は、被災届出証明願（様式第1号。以下「証明願」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（1）被災状況が確認できる写真又は修理等に係る見積書等

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、災害発生後3か月以内に行うものとする。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、この限りではない。

3 第1項の規定により証明願を提出する者（以下「提出者」という。）は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他本人確認書類の提示その他市長が適当と認める方法により、本人であることを示さなければならない。

4 災害により被害を受けた市内の非住家その他の資産が提出者の所有するものでない場合にあっては、提出者は第1項の規定により証明願を提出することについて、あらかじめ所有者の承諾を得ておかなければならない。

5 第1項の証明願の提出は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（提出者と同一の世帯に属する者を除く。）は、委任状を提出しなければならない。

（証明書の交付）

第5条 市長は、前条に定める証明願の提出があったときは、これに対し、被災届出証明書（様式第2

号）を交付するものとする。

（手数料）

第6条 被災届出証明書交付に係る手数料は、徴収しない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

被災届出証明願		年 月 日
住所		
氏名		
被災の 状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災の 程度	被災内容	
	その他	
備考		

様式第2号（第5条関係）

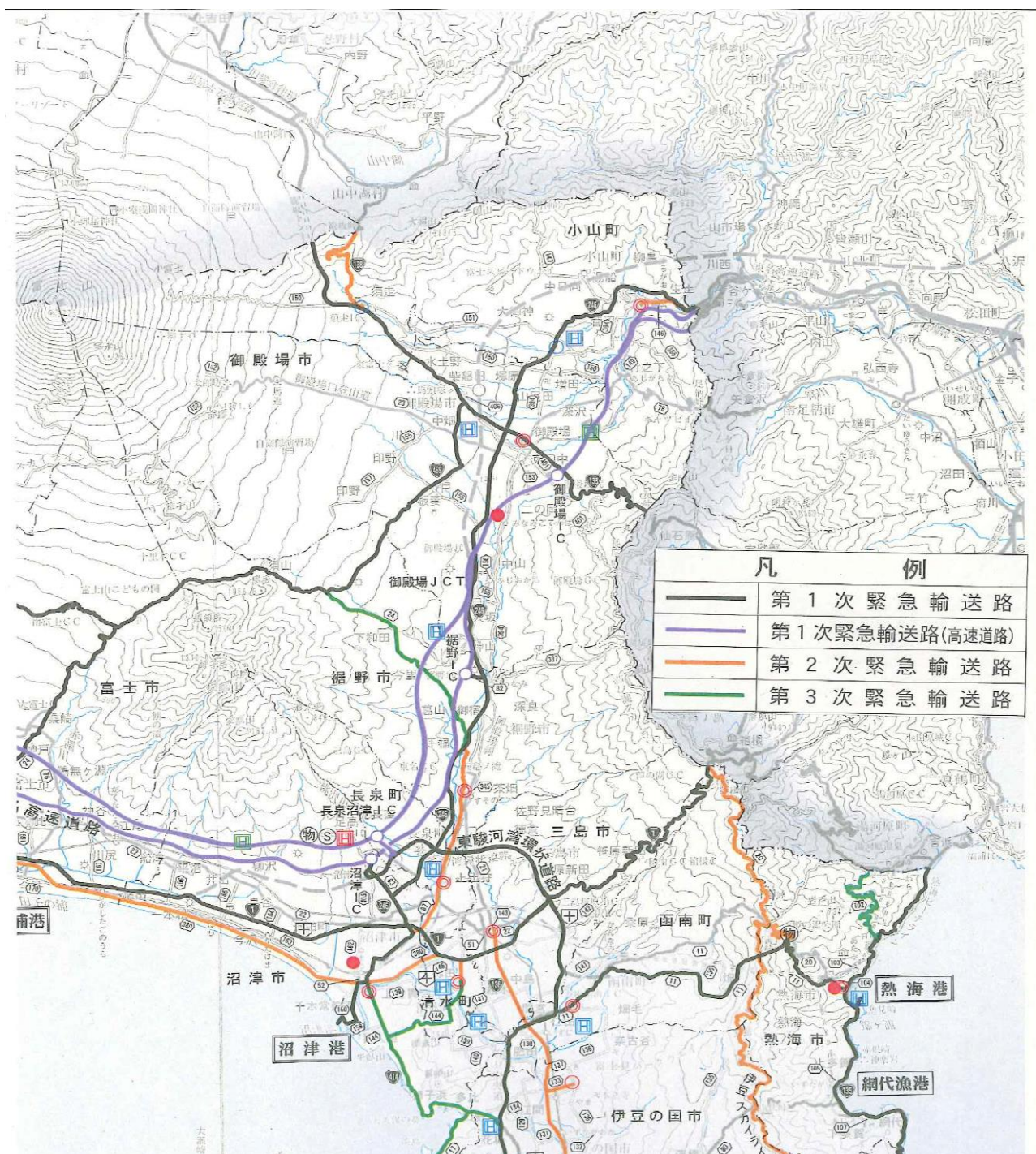
被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日
御殿場市長 印

8 交通・輸送

静岡県緊急輸送路図（平成26年6月）



御殿場市が管理する緊急輸送路			
番号	路線名	起 点	終 点
1	市道 0104 号線	御殿場市仁杉 732-1 地先	御殿場市中畑 155-2 地先
2	市道 0108 号線	御殿場市茱萸沢 726-3 地先	御殿場市萩原 992-115 地先
3	市道 5317 号線	御殿場市萩原 997-1 地先	御殿場市萩原 1108-5 地先
4	市道 0109 号線	御殿場市東田中 1025-5 地先	御殿場市新橋 488-1 地先

緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第 21 条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

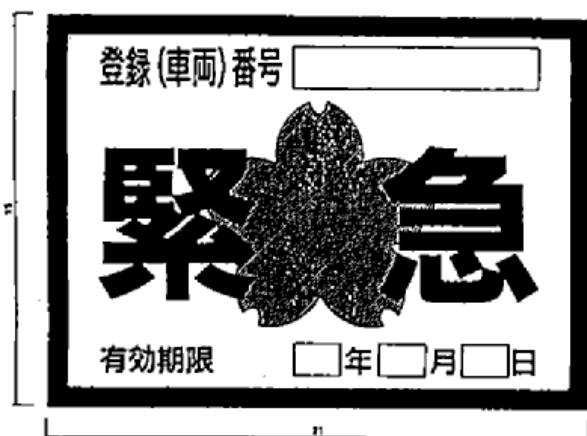
- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

緊急標章



〔備考〕

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は「cm」とする。

緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

(1) 段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

(2) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

(3) 確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を車両1台につき1通交付する。

(4) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(5) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

(1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

(2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

(3) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

(4) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

(5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



〔備考〕

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を緑色、斜めの帯枠を赤色、地を白とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1 cm とする。
3. 図示の長さの単位は「cm」とする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の2分の1まで縮

9 災害時の各種計画・ マニュアル等

災害時各種計画・マニュアル等一覧

令和8年2月1日現在

名 称	担当課	作成・改定年月
御殿場市医療救護計画	健康推進課 救急医療課	平成26年2月
御殿場市遺体措置計画	市民課	令和4年2月
御殿場市災害時の要配慮者避難支援計画	社会福祉課 長寿福祉課	令和4年12月
御殿場市富士山火山広域避難計画	危機管理課	平成27年3月
御殿場市災害廃棄物処理計画	環境課	平成29年12月
御殿場市避難所運営マニュアル	危機管理課	平成31年3月
御殿場市救援物資供給マニュアル	農政課	令和3年3月
御殿場市土木災害対策マニュアル	管理維持課	令和7年4月

1 0 協定等

災害時応援協定・覚書等一覧

令和8年2月1日現在

	協定等名称	協定先	締結日
市町村関係	静岡県消防相互応援協定	県内 74 市町村 及び 15 消防組合	昭和 62 年 4 月 1 日
	災害時等の相互応援協定に関する協定	県東部 18 市町	平成 2 年 12 月 27 日
	御殿場市及び取手市災害相互応援に関する協定	茨城県取手市	平成 11 年 2 月 5 日
	御殿場市及び岩国市災害相互応援に関する協定	山口県岩国市	平成 11 年 2 月 9 日 平成 19 年 10 月 1 日(再)
	水道災害相互応援に関する協定	県東部 4 市 2 町	平成 12 年 10 月 2 日
	一般廃棄物処理に関する災害時の相互応援に関する協定	県内 74 市町村 及び 25 組合等	平成 13 年 3 月 30 日
	災害時等の相互応援協定に関する協定	神奈川県足柄下郡箱根町	平成 17 年 4 月 6 日
	環富士山地域における災害相互応援に関する協定	山梨県市町村、 静岡県市町	平成 18 年 5 月 10 日
	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議 構成市町村災害時相互応援協定に関する協定	静岡県、神奈川県、山梨 県関係市町村 (37)	
	全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会 構成団体における災害時の相互支援に関する 合意書	全国ハンセン病療養所 所在市町連絡協議会	平成 24 年 7 月 12 日
	全国報徳研究市町村協議会における災害応急 対策活動の相互応援に関する協定	全国報徳研究市町村 (17)	平成 26 年 11 月 28 日
	災害時における相互応援に関する協定	茨城県阿見町、 千葉県酒々井町、 埼玉県深谷市	令和 6 年 3 月 28 日
	恋人の聖地ネットワーク災害時相互応援協定	大阪府貝塚市 及び関係市町村 (11)	令和 3 年 2 月 22 日
	大規模災害時等の自衛隊派遣における 留守家族支援に関する協定	裾野市、小山町 陸上自衛隊富士駐屯地 滝ヶ原駐屯地 駒門駐屯地 板妻駐屯地	令和 6 年 7 月 31 日

	協定等名称	協定先	締結日
医療、福祉関係	災害時に避難所として使用することに関する覚書	社会福祉法人大東会	平成 8 年 5 月 20 日
		社会福祉法人若葉会	
		社会福祉法人双葉会	
		社会福祉法人すみれ福祉会	
		社会福祉法人雲柱社	
		社会福祉法人富岳会	
	災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人富岳会	平成 8 年 5 月 31 日
		社会福祉法人野菊寮	
		社会福祉法人武蔵野会	
		御殿場十字の園	
		社会福祉法人博友会	平成 18 年 2 月 15 日
		社会福祉法人博友会（すずらん）	平成 25 年 2 月 26 日
		NPO 法人すぎな	
		社会福祉法人飛翔の会	平成 25 年 3 月 27 日
		社会福祉法人富岳会（富岳の郷）	令和 2 年 2 月 1 日
		社会福祉法人ふじの郷	
		社会福祉法人博友会（ふじあざみ）	令和 5 年 1 月 1 日
		<u>医療法人社団康生会（Kanon）</u>	<u>令和 7 年 3 月 4 日</u>
	災害時に特別支援学校を避難所として使用することに関する覚書	静岡県立御殿場特別支援学校	平成 18 年 6 月 30 日
	災害時の医療救護活動に関する協定	御殿場市医師会	平成 10 年 11 月 9 日
		北駿薬剤師会	平成 10 年 11 月 1 日
		駿東歯科医師会	平成 10 年 11 月 20 日
		駿東歯科医師会 御殿場支部	
	災害時における御殿場市と一般社団法人静岡県助産師会との協力に関する協定	一般社団法人静岡県助産師会	平成 31 年 3 月 15 日
避難所	災害時に御殿場南高等学校敷地等を避難所として使用することに関する覚書	静岡県立御殿場南高等学校	平成 22 年 4 月 1 日

	協定等名称	協定先	締結日
情報・通信	災害時支援協力に関する覚書・道路破損等についての情報提供に関する覚書	郵便事業株式会社	平成 10 年 9 月 1 日
	公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書	郵便事業株式会社	平成 14 年 6 月 1 日
		御殿場市アマチュア無線非常通信連絡協議会	平成 8 年 1 月 27 日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	平成 23 年 5 月 26 日
	災害時における非常災害放送に関する協定	静岡エフエム放送株式会社	平成 23 年 11 月 18 日
	災害時における災害緊急放送に関する協定	株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク	平成 24 年 10 月 15 日
	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 24 年 12 月 5 日
	災害時における ~~災害~~ 緊急放送に関する協定	株式会社 エフエム御殿場	~~平成 26 年 3 月 21 日~~ 令和 3 年 4 月 1 日
水道	災害時の水道事業緊急協力に関する協定	御殿場市水道工事業協同組合	平成 16 年 4 月 1 日
	災害時等における応急対策に関する協定	株式会社ジェネッツ	平成 25 年 2 月 19 日
	災害時における支援協力に関する協定（生活用水）	株式会社オカムラ 富士事業所	令和 4 年 1 月 7 日
事業所	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	有限会社マルヤマ 鈴木商店	平成元年 12 月 11 日
		静岡県石油商業組合 御殿場支部	
		御殿場農業協同組合	平成 17 年 9 月 1 日
	災害時等における応急対策業務に関する協定	御殿場市建設業協会	平成 18 年 1 月 31 日
	災害時における協力に関する協定	有限会社青葉国際 御殿場式典社	平成 20 年 3 月 26 日
		株式会社アルス	
		勝又造花店有限会社	
		株式会社福井堂	
		株式会社平安（御殿場 平安典礼会館）	平成 29 年 2 月 20 日
		株式会社平安（南御殿場 平安典礼会館）	
		株式会社小山葬祭 センター	平成 28 年 3 月 24 日
	災害時における救援物資提供に関する協定	キリンビバレッジ 株式会社	平成 20 年 9 月 1 日
	大規模な地震等に係る飲料水の供給に関する協定	キリンビール 株式会社	平成 20 年 9 月 3 日
		キリンディスティラリー 株式会社	

	協定等名称	協定先	締結日
事業所	避難所施設利用に関する協定	独立行政法人 国立青少年教育振興機構 国立中央 青少年交流の家	平成 21 年 3 月 31 日
		公益財団法人 日本 Y M C A 同盟 国際青少年センター 東山荘	平成 26 年 4 月 11 日
		御殿場農業協同組合	平成 26 年 8 月 14 日
	災害時等における施設の利用に関する協定	御殿場高等学校創立 110 周年記念事業（み くりや会館事業）実行 委員会	平成 27 年 3 月 24 日
		一般社団法人 御殿場愛郷報徳社	平成 29 年 2 月 1 日
		三菱地所・サイモン 株式会社	令和 6 年 7 月 31 日
	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	静岡県 土地家屋調査士会	平成 21 年 4 月 1 日
	災害時における民間賃貸住宅に係る空き家 情報の提供等に関する協定	社団法人静岡県 宅地建物取引業協会	平成 21 年 9 月 1 日
	災害時における食料品供給等の支援に関する協定	株式会社ブルボン	
		株式会社虎屋	
	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラル ジャパン株式会社	平成 22 年 11 月 29 日
	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	平成 24 年 2 月 16 日
	災害時における生活物資供給等の支援に 関する協定	御殿場まちづくり 株式会社	
	災害時における応急生活物資供給等の支援 に関する協定	株式会社エンチャー	平成 24 年 8 月 27 日
	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ東海株 式会社	平成 25 年 2 月 19 日
	~~災害時における物資の供給及びヘリコプターを 使用した災害支援に関する協定~~	~~株式会社 ディーエイチシー~~	~~平成 29 年 4 月 4 日~~
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定	株式会社カマド オートアシスト& サトーレッカー 株式会社	平成 26 年 1 月 27 日
	大規模災害時における司法書士相談業務の 支援に関する協定	静岡県司法書士会	平成 26 年 1 月 27 日
	災害時における緊急物資輸送業務等に関する協定	静岡県トラック協会	令和 3 年 1 月 18 日
		株式会社カツマタ建 設、有限会社若富士建 設、有限会社大木産業	平成 29 年 12 月 28 日
	災害時等における資機材等の調達に関する協定	株式会社ナガワ	平成 26 年 9 月 5 日
	災害時における建物使用に関する協定	~~西日本電信電話-NTT 西日本株式会社~~	平成 26 年 12 月 1 日

	協定等名称	協定先	締結日
事業所	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	静岡県行政書士会	令和7年2月28日
	災害時等における施設等の提供に関する協定	御殿場自動車学校	平成28年10月20日
	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン 株式会社ゼンリン東海	平成28年11月1日
	静岡県弁護士会との災害に関する協定	静岡県弁護士会	平成30年3月26日
	災害時等における施設の利用に関する協定	御殿場まちづくり株式会社	令和元年12月6日
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力 パワーグリッド株式会社静岡総支社	令和3年3月17日
	災害時等における小型無人航空機による協力に関する協定	株式会社駿河調査設計	令和3年6月9日
	災害時における道路啓開等に関する協定	NPO法人 小山緑志会	令和3年10月7日
	災害時における測量設計等業務委託に関する協定	静岡県 測量設計業協会	令和3年10月18日
	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	静岡県LPガス協会 御殿場地区会	令和6年1月19日
	非常災害時の炊き出し等に関する協定	株式会社東洋食品	令和6年6月18日
	<u>広域水災発生時の共同取組に関する覚書</u>	<u>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社</u>	<u>令和6年8月19日</u>
	災害時等における公共建築物の応急復旧工事の設計等業務に関する協定	一般社団法人静岡県 建築士事務所協会	令和7年1月29日
	<u>災害時における支援に関する協定</u>	<u>板妻南工業団地企業連絡協議会</u>	<u>令和7年12月28日</u>
	<u>災害又は事故における電気設備等の応急対策業務に関する協定</u>	<u>静岡県東部電気工事協同組合御殿場支部</u>	<u>令和8年1月26日</u>
衛生	災害時におけるし尿等の収集運搬と仮設トイレの設置に関する協定	株式会社御殿場衛生社 高森商事株式会社 株式会社東海衛生	平成30年3月19日
	災害時等における災害用トイレ等の供給に関する協定	株式会社ケンユー	令和2年1月23日
包括連携協定等	パートナーシップ協定	株式会社静岡銀行	平成28年2月17日
	パートナーシップ協定	静岡県労働金庫	平成28年2月17日
	パートナーシップ協定	株式会社静岡中央銀行	平成28年2月17日
	パートナーシップ協定	スルガ銀行株式会社	平成28年2月17日
	パートナーシップ協定	沼津信用金庫	平成28年2月17日
	パートナーシップ協定	御殿場農業協同組合	平成28年2月17日

	協定等名称	協定先	締結日
包括連携協定等	包括連携に関する協定	株式会社 ディーエイチシー	平成28年12月19日
	地域における協力に関する協定	市内郵便局	平成29年5月29日
	地方創生に関する包括連携協定	三井住友海上火災 保険株式会社	平成29年10月31日
	SDGsへの取組に関する包括連携協定	株式会社セブン・ イレブン・ジャパン	令和元年9月27日
	包括連携に関する協定	静岡県 トヨタ自動車販売店、 トヨタレンタリース 店、トヨタ部品共販店、 トヨタL&F店	令和2年1月20日
	SDGsへの取組推進に関する包括連携協定	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	令和2年8月21日
	SDGsへの取組に関する包括連携協定	日本郵便株式会社	令和2年8月24日
	SDGs未来都市御殿場を健康面から 支援する包括連携協定	大塚製薬株式会社	令和4年8月1日
	持続可能な地域づくりに関する協定	Terra Motors 株式会社	令和5年10月18日
	SDGs未来都市御殿場とともに創る 包括連携協定	アイリスオーヤマ 株式会社	令和6年1月19日
	御殿場市と中北製薬株式会社との健康推進 及び大規模災害対応に関する連携協定	中北製薬株式会社	令和6年1月29日
	<u>御殿場市と御殿場ガス株式会社との SDGs未来都市推進に向けた包括連携協定</u>	<u>御殿場ガス株式会社</u>	<u>令和6年12月17日</u>

* 協定先市町村数は、協定締結時のもの

1 1 災害時等における 安否情報等の公表方針

令和3年11月12日
静岡県（危機管理部）

災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害時、被災地域において安否が分からない者（以下「安否不明者」という。）が多数発生することが予想されるが、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するためには、被災者を早期に特定する必要がある。

安否不明者については、情報の確度が低い状況にあっても、敢えて県がその氏名等を公表することによって、多数の安否情報が得られ、安否不明者の絞り込みが期待できる。これによって、被災者に係る情報の確度が高まり、人命救助活動の効率化が図られる。

このため、災害時における安否不明者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合には、市町等と連携の上、この方針に基づき、安否不明者の氏名等を迅速かつ円滑に公表する。

2 公表の目的

安否不明者を絞り込み、被災者を早期に特定するとともに、自衛隊・海上保安庁・警察等（以下「関係機関」という。）及び消防等による搜索活動や救助活動の効率化を図ることにより、被災後の生存率が高い期間内（概ね72時間以内）での一刻も早い人命救助につなげることを目的とする。

また、実際は無事でありながら安否不明となっている者を減らすことにより、家族等の心配の軽減につながる事となる。

3 安否不明者の定義

安否不明者とは、「災害が発生した地域に居住又は滞在していたと思われる者のうち、災害発生後の一定時点において連絡が取れない者」（本人から家族・市町等に連絡できない場合、または、家族・市町等から本人に連絡しても返信がない場合のいずれかに該当する者）とする。

- （例）・災害が原因で自分の安否を伝えることができない状態となっているため、連絡が取れない者
・いずれかの場所に避難しているが、電話や伝言等の連絡手段を失っていて連絡が取れない者
・旅行や仕事等により外出していて何らかの理由で連絡が取れない者

（参考）府政防第972号、消防災第132号（令和3年9月）

通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」

「安否不明者とは、行方不明者となる疑いのある者」とする。

「行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。

4 公表主体

- ① 住民基本台帳などに基づいて市町が把握した安否不明者の氏名等について、市町が名簿を作成し、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。
- ② 関係機関が安否不明者の情報を把握した場合は、県が情報提供を受け、公表する。
市町は県が公表した情報を共有する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となて行うことを原則とする。

5 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）を公表する。

年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

(2) 公表しない場合

- ア 被災したことが明らかであり、搜索対象場所が特定されているなど行方不明であることが高い確度で判明している場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合
- ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

6 公表時期の目標

被災後72時間が人命救助に極めて重要な期間であることを踏まえ、公表は発災後概ね48時間以内を目標（目安）とする。

なお、安否情報を円滑に収集するため、公表予定時刻の一定時間前（約6～12時間前）までに、報道機関等に対し、公表の時期を予告するとともに、安否情報の伝達の必要性について、報道を通じて呼びかけてもらえるよう要請する。

（公表時期の早期化は、無事が確認されている者も誤って公表してしまい、後に苦情が出るおそれがあるが、公表の効果を理解し、早期の公表に努める。）

7 公表した情報の活用

公表した情報については、被災して所在が分からない者の搜索活動や救助活動、避難場所や避難所の設置運営、支援物資の調達などの応急対策に活用する。

必要に応じ、被災した範囲内において住戸情報と安否不明者情報を相互に結び付けることにより、搜索マップを作成する。

8 公表までの作業

安否不明者に関する情報については、市町が収集・確認・集約を行い、公表用の名簿を作成するとともに、公表後の安否情報を受け付ける連絡先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を定めた上で、以下のとおり作業を進める。

- ①市町は、災害発生後、人的被害状況を一定程度把握できたとき、または、遅くとも発災から24時間以内に、住民基本台帳又は地図情報に基づき、被災したとみられる地域の住民の名簿作成に着手する。
- ②県は、災害状況から見た必要性に応じて、電子的地理情報やドローン撮影情報等を活用して、被災したとみられる地域と住戸の範囲を明示する。
- ③市町は、市町及び消防等、市町の関係機関に寄せられた安否不明者情報を名簿に追加する。
- ④県及び市町は、住民基本台帳では確認できない安否不明者を把握するため、関係機関に対し、通報のあった安否不明者の情報を提供するよう依頼する。
- ⑤市町は、個人情報保護を要する者（公表しない場合に該当する者）を確認し、該当者がいた場合は、名簿から除外する。
- ⑥市町は、市町職員のほか、被災したとみられる地域の自治会役員や近隣住民等からの情報及び避難者（避難施設の入所者）の情報等に基づき、安否が確認できている者を名簿から削除する。
- ⑦市町は、自らが把握した安否不明者と関係機関から情報提供のあった安否不明者について、重複している者を確認した上で、重複者を市町の名簿に掲載する。
- ⑧名簿掲載者については、家族等が公表を明らかに拒んでいる場合を除き、同意は得ないこととしてやむを得ない（同意を得ることは作業上困難）。
- ⑨市町は、とりまとめた名簿を県に送付する。旅行者など市町を特定できない安否不明者については、県が関係機関から情報提供を受ける。
- ⑩発災から48時間以内に、県は、市町から提供を受けた情報と関係機関から提供を受けた情報の内容を精査・確認し、市町・関係機関と公表方法を調整した上で、公表する。公表する対象者が多数で全員分の名簿を整備する時間的な余裕がない場合は、把握分から先行して順次公表する。

- ⑪なお、公表時期について、作業の進捗状況を見つつ、事前に概ねの日時と、その時点の安否不明者数を公表する。これにより、積極的な情報提供を促す。

9 公表及び追加情報の受付方法

(1) 公表の方法

県及び市町が各ホームページに名簿を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

名簿の内容に変更・追加があった場合は、市町は内容を更新して県に送付する。県は、関係機関についても同様に、情報提供を受ける。

県は更新後の名簿をホームページに掲載（差し替え）するとともに、報道機関に資料提供する。

(2) 情報収集の方法

公表する際、県・市町・関係機関の安否情報受付先（窓口、電話番号、メールアドレス等）を公示して、情報提供者の便に資するなど円滑な情報収集・情報集約に努める。

10 安否が確認できた場合の取扱い

氏名等の公表により安否（無事又は行方不明、死亡）が確認できた者については、安否の結果情報は公表せず、その都度、名簿から氏名等の情報を削除する。

無事の場合は、公表の目的に鑑み、無事であることを公表する必要はない。

（仮に公表するとした場合は、本人の同意を得る必要があるが、同意を得ることに労力を費やすことで、優先すべき災害対応業務に支障をきたすため）。

死亡・行方不明の場合、その者の氏名等の公表は別に定める方針に基づいて行う。

なお、安否情報の提供等に関する取扱いについては、公表とは別の対応として、災害対策基本法第86条の15の規定に留意する。

11 公表期間

公表後、概ね1週間を経過しても安否不明の状況が継続し、行方不明者と判断された場合には、安否不明者としての氏名等の公表は終了し、行方不明者の氏名等の公表の取扱いに切り替える。

【参考】

1 関連法令等

(1) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項第4号

「（抜粋）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「（抜粋）本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

(2) 災害対策基本法

第86条の15（安否情報の提供等）第1項

「（抜粋）知事又は市町村長は、災害の被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。」

2 熱海市伊豆山土砂災害の事例

7月5日早朝（災害発生から約44時間後）、県が熱海市と協議し、安否不明者の公表方針を決定。市、警察が該当者の名簿作成に着手。

被災したとみられる地域の住民の名簿作成に当たっては、住宅地図ではなく、住民基本台帳を活用して、地番から住民を抽出して名簿を作成した。

その後、被災地域の町内会長等を市役所に呼んで安否情報を聞き取った。併せて、市が住民基本台帳の閲覧制限等の情報を確認し、ドメスティックバイオレンス等による個人情報保護を要する者を特定した。

住民基本台帳からの抽出作業は数時間を要したが、膨大な作業にはならなかった。

市が把握した住民基本台帳による名簿と警察が把握した通報情報による名簿の照合作業については警察が行った。

名簿作成後の公表に当たっては、市は家族等の同意は取らなかった（同意を得ることを条件とすると、迅速な公表は困難）が、警察では、届出を受理した者について、関係法令に基づき、届出人の意思等を確認した上で、公表する氏名を県に提供した（警察情報は親族等からの届出によるものであり、届出人の意思等を確認する必要があるほか、公表の妥当性について確認を必要としたため）。

7月5日20:30（災害発生から約58時間後）、県が、市把握分64名の氏名等を公表。7月6日13:15（約74時間後）、県と警察が共同で警察把握分5名の氏名等を公表した。

公表後は、続々と安否情報が入り、7月6日までに41名の安否が判明した。市、警察が用意した受付用電話は混乱（輻輳）することはなく機能した。

市の名簿には2名の追加があり、安否不明者として氏名等が公表された者は計71名となった。その後の安否判明により、行方不明となった被災者は27名に特定された。

3 事前準備（あらかじめの備え）

(1) 基本的事項

熱海市の事例では、公表をあらかじめ予定していなかったもので、公表決定後、手探りの作業となった。本方針において、手順や留意点も示しているので、それらを参考にし、安否不明者の氏名等公表の訓練を行うことが求められる。

(2) 個別事項

ア 市町における個人情報保護の取扱いの確認

公表は県が主体的に行うものとするが、市町は、各々の個人情報保護条例等の内容を確認する必要がある。

イ 安否情報受付用連絡先の設置

住民等からの安否情報連絡を受け付ける電話（番号・回線）やメールアドレス等の連絡先を用意する必要がある。

ウ 大規模災害を想定した事前準備

南海トラフ地震等の大規模災害を想定した被災地域の住民名簿の作成、安否不明者の抽出などの方法を検討する必要がある。

令和3年11月12日
静岡県（危機管理部）

災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）

1 公表の趣旨及び目的

安否不明者の氏名等を公表して概ね1週間を経過しても、安否情報が得られない場合は、**一時的に連絡が取れないのではなく、その者は被災した可能性がきわめて高いことから、行方不明の状況にあると推定される。**

効率的な搜索・救助活動を継続するため、安否不明者を行方不明者に切り替えて、氏名等を公表する。

なお、災害によっては、安否不明者が存在せず、早期に行方不明者が特定されることも想定されるが、この場合も搜索・救助活動の効率化につなげるため、この方針に基づき、市町と調整の上、行方不明者の氏名等を公表する。

2 行方不明者の定義

行方不明者とは「当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者」とする。
（消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）による）

3 公表主体

行方不明者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となって行うことを原則とする。

4 公表する情報

（1）公表する情報

個人情報保護を基本とした上で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）とする。年齢は原則として公表対象とせず、可能な場合に限って公表する。

（理由）住民基本台帳等の生年月日から年齢を計算する場合、業務の負担が大きく、迅速な公表に支障をきたすおそれがあることによる。

（2）公表しない場合

- ア 行方不明者の搜索場所が特定されているなど、公表が人命救助活動に資することがないと判断される場合
- イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者などの場合
- ウ 本人の権利利益を不当に侵害するおそれが認められる場合
- エ 家族等が公表を明らかに拒んでいる場合

5 公表した情報の活用

公表した情報については、対象者の搜索活動や救助活動などの応急対策に活用する。

6 公表の時期・期間

安否不明者として概ね1週間が経過するなどの理由により行方不明者と判断された時点から公表する。安否不明者としての公表がなかった場合は、行方不明者と特定した時点で公表する。

所在が明らかになった場合は行方不明者としての公表は終了する。

行方不明が長期に及んだ場合、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。（状況によって延長も可とする。）

7 公表までの作業

安否不明者を公表した場合は、市町と協議の上、安否不明者名簿の表題を「行方不明になられた方」に切り替えて行方不明者名簿とし、県のホームページで公表するとともに、報道機関に提供する。

安否不明者の公表がなかった場合、市町はその都度名簿を作成し、安否不明者の公表作業に準じて行うものとする。この際、家族等の明確な拒否がないことを確認する（災害対応等の業務負担が大きく、優先すべき災害対応事務に支障をきたすため確認作業ができない場合を除く）。

市町は、行方不明者の情報を県に提供し、県は、その内容を精査・確認して公表する。

市町を経由せず、関係機関から直接県に情報提供があった場合は、県は名簿を作成するなど、対象者を精査・確認して公表する。

内容に変更があった場合は、随時、県は市町・関係機関から連絡を受け、名簿を更新してホームページ及び報道機関に資料提供する。

8 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

9 行方不明情報の収集・集約

行方不明者に関する情報の連絡先は、県・市町・関係機関の安否情報受付用電話番号等をそのまま活用する。

10 所在が明らかになった場合の公表の可否

無事が確認できた者の情報は公表しないが、死亡の場合は、死亡者の氏名等（複数の場合は名簿）の公表の取扱いによるものとする。

【参考】

1 関連法令等

(1) 防災基本計画（国）

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

(3) 災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「（抜粋）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

(2) 消防庁災害報告取扱要領（平成24年3月消防応第49号）

行方不明とは、「当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの」。また、次の場合で、死体が見つからないときは「行方不明者」として計上する。

ア 戸籍法第86条に基づく死亡届が提出されたもの

イ 戸籍法第89条に基づく官公署から市町村長に報告があったもの

ウ 民法第30条に基づく家庭裁判所による失踪宣告がされたもの

エ 災害弔慰金支給法第4条に基づく死亡推定

オ 警察において、当該災害で行方不明との相談・受理をしているもの

カ 住民からの情報提供等により市町村等において行方不明として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

(3) 行方不明者発見活動に関する規則（平成21年12月国家公安委員会規則13号）

第2条第1項

「行方不明者とは、生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、第6条第1項の規定により届け出がなされたもの」

(4) 戸籍法

第89条

「（抜粋）水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律（法律第82号）

第4条（災害による死亡の推定）

「災害の際現にその場にあわせた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。」

(6) 静岡県個人情報保護条例（条例第58号）

ア 本人以外の者から個人情報を取得できる場合

第6条（取得の制限）第2項第3号

「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」

イ 実施機関が、利用目的以外の目的のために個人情報を利用、提供できる場合

第11条（利用及び提供の制限）第2項第4号

「（抜粋）本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」。ただし、第2項では「（抜粋）本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。」と規定。

令和3年11月12日
静岡県（危機管理部）

災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）

1 趣旨

災害による死亡者の情報については、国の防災基本計画において、市町村・関係機関が把握している人的被害の「人数」を都道府県が一元的に集約し、調整を行うものとされているが、死亡者の「氏名等の公表」に関する法令や基準は存在しない。

また、個人情報保護条例については、死者に適用される規定がない。

このため、県は、災害時における死亡者の氏名等の公表について方針を定め、災害が発生した場合は、この方針に基づき、市町等と連携の上、災害による死亡者の氏名等を公表する。

2 公表の目的

災害による住民の死亡情報は、被災地域において、自主防災活動や連帯感・コミュニティ維持の観点から重要であり、公表により地域住民の情報共有や生活支援に資することとする。

また、安否不明者や行方不明者の氏名等を公表した場合は、住民に広く情報提供を求める中、死亡者の氏名等についても、各不明者の情報と一体的・継続的に公表することで、効率的で円滑な搜索活動や救出救助活動につなげる。

さらに、死亡者が多数の場合は、公表により死亡の事実を明確にし、情報管理上の正確性を確保する。

3 死亡者の定義

死亡者とは、「市町が、災害が原因で死亡したと認定した者」とする。

災害関連死として認定した者は、公表の対象とはしない。ただし、時期や人数、原因等の状況によっては、公表の対象とする場合もある。

（参考）消防庁災害報告取扱要領；平成24年3月消防庁第49号

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者

4 公表主体

死亡者の氏名等について、市町・関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察等）からの情報に基づいて、県が公表する。または、県と市町が共同で公表する。

（注）国の防災基本計画においては、人的被害の人数については、県が一元的に集約することとなっており、氏名等公表についても、これを準拠し、県が主体となっていくことを原則とする。

5 公表する情報

(1) 公表する情報

個人情報保護の考え方に準じ、かつ、遺族が承諾した範囲内で、氏名、住所（大字まで）、性別（住民基本台帳記載の性別）、年齢を公表する。

なお、死亡確認日及び災害死亡認定日は名簿には掲載しないが、公表して差し支えない。

(2) 公表しない場合

ア 災害の規模や該当者の被災状況、人数などにより、明らかに公表の趣旨・目的に適さない場合

イ ドメスティックバイオレンスやストーカー、児童虐待等の被害者である場合

ウ 本人の権利利益が不当に侵害されるおそれが認められる場合

エ 遺族が公表を承諾しない場合

なお、遺族がいない場合又は遺族と連絡が取れない場合は、公表によって縁者が名乗り出る可能性があることを考慮し、公表する。

6 公表した情報の活用

公表した情報については、安否不明者や行方不明者の把握・確認、搜索活動や救出救助活動、被災者支援などの応急対策に活用する。

7 公表の時期

市町が災害による死亡を認定した場合、その都度、公表する。

なお、公表は、原則として、災害発生から3ヶ月以内とする。

災害発生から3ヶ月経過後に死亡が認定された場合は、その認定による氏名等の公表から3ヶ月以内とする。

8 公表までの作業

心肺停止者が発見された後、医師による検案及び警察等による検視を行う。

その後、災害が原因で死亡したことを市町が認定する。なお、市町による災害死亡認定の時点では、遺体の状態から死亡者が誰であるか特定できない場合がある。

警察等による鑑定作業により死亡者の身元が判明した場合は、市町は遺族に対し、氏名等の公表について承諾を得る。

市町は、死亡者の情報を県に提供（複数の場合は死亡者の名簿を作成して県に送付）し、県は内容を精査・確認する。

県、または、県と市町が共同で死亡者を「亡くなられた方」として公表する。

なお、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表しなかった場合、死亡者の氏名等の公表については、災害の状況等に応じ、県と市町等が調整した上で個別に検討し、是非を判断する。

9 公表方法

県及び市町が各ホームページで氏名等（複数の場合は名簿）を掲載するとともに、記者会見や資料提供の方法により報道機関に情報提供する。

追加があった場合は、その都度、同様の方法により情報提供する。

【参考】1 防災基本計画（国）

第2編第2章第2節

1 災害情報の収集・連絡

（3）災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

「（抜粋）人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。都道府県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。」

2 死者の個人情報保護

個人情報保護条例（条例第58号）による個人情報は、死亡者には適用されない。ただし、遺族の個人情報は保護されなければならないことから、死亡者の情報については、遺族の意思を尊重する必要がある。（県法務文書課）

3 戸籍法

第89条

「（抜粋）水難、火災その他の事変によって死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」